

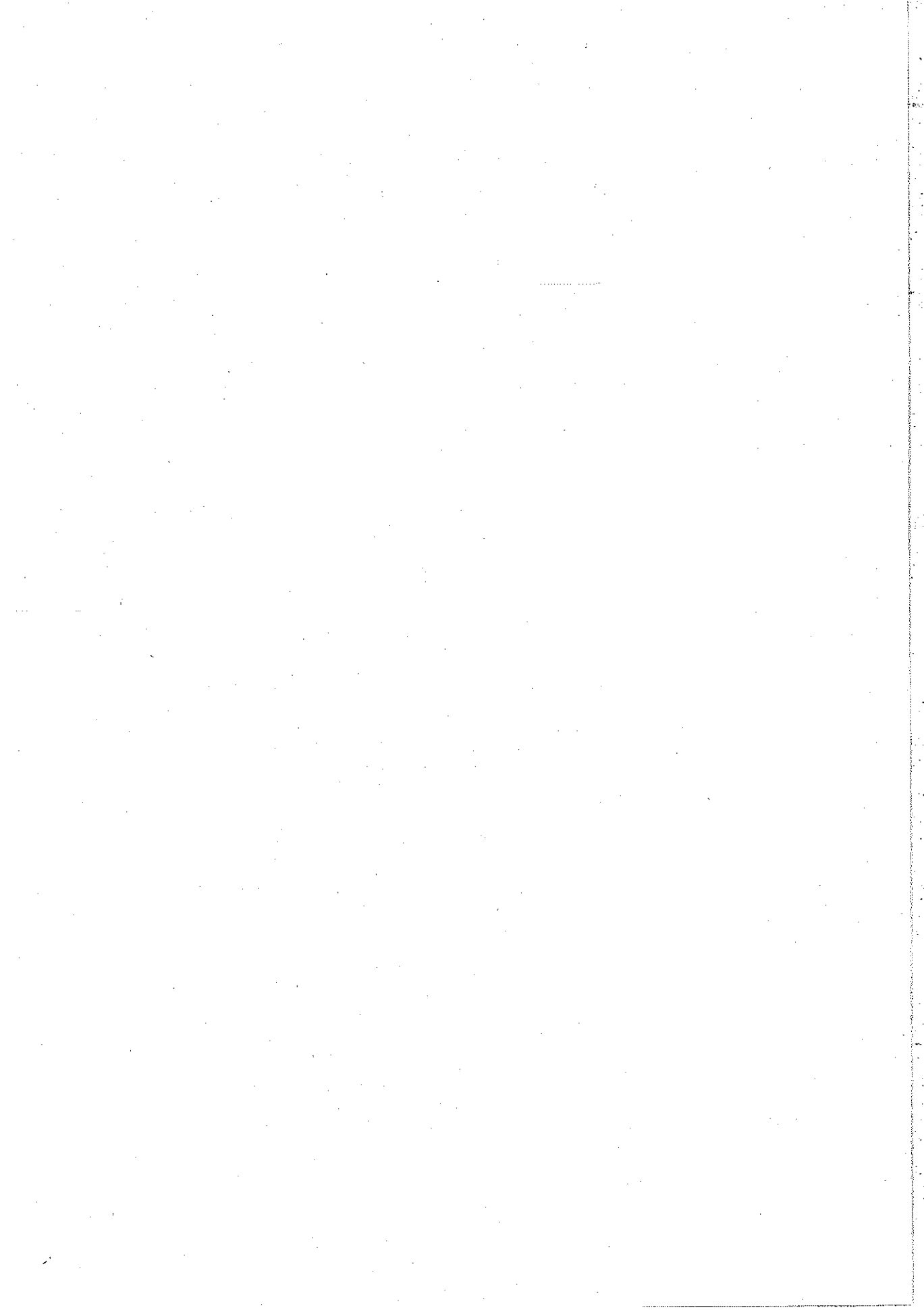


平成 5 年 12 月 14 日 開会  
平成 5 年 12 月 16 日 閉会

# 和泉市議会第 4 回定例会会議録

第 4 号

和 泉 市 議 会



## 和泉市議会第4回定例会会議録目次

### 平成5年12月14日（火曜日）第1日目

○ 出席議員・欠席議員		1頁
○ 議事説明員、その他		1”
○ 議事日程		3”
○ 開会宣告（午前10時00分）		3”
○ 市長開会挨拶		7”
○ 日程第1	会議録署名議員の指名について（森 悦造・赤阪和見）	7”
○ 日程第2	会期の決定について（12月14日～12月17日 4日間）	7”
○ 日程第3	一般質問について	7”
	1番に 27番 早乙女 実 議員	7”
	2番に 5番 上田 育子 議員	23”
	3番に 21番 辻 正治 議員	39”
	4番に 28番 猪尾 伸子 議員	54”
	5番に 22番 西口 秀光 議員	69”
○ 散会宣告（午後5時00分）		85”

### 平成5年12月15日（水曜日）第2日目

○ 出席議員・欠席議員		87”
○ 議事説明員、その他		87”
○ 議事日程		89”
○ 開会宣告（午前10時00分）		89”
○ 日程第1	一般質問について	89”
	1番に 1番 友田 博文 議員	89”

2 番に 25番 天 堀 博 議員	97頁
3 番に 18番 赤 阪 和 見 議員	103"
○ 散会宣告 (午後 1 時35分)	122"

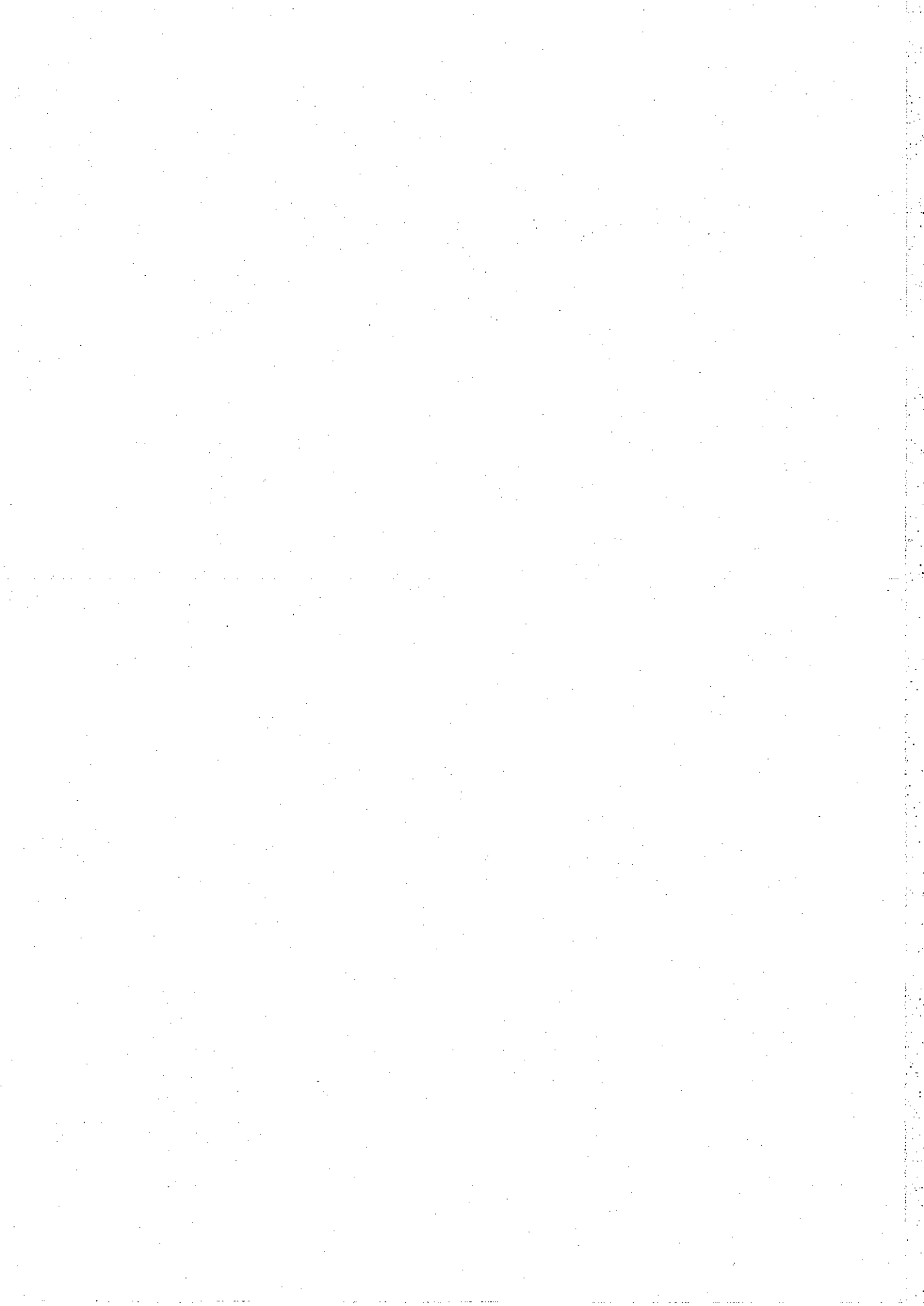
平成 5 年12月16日 (木曜日) 最終日

○ 出席議員・欠席議員	123"
○ 議事説明員、その他	123"
○ 議事日程	125"
○ 開会宣告 (午前10時00分)	127"
○ 日程第 1 (監査報告第33号) 例月出納検査結果報告 (収 入 役 扱 平成 5 年 6 月分)	一 括 上 程 127頁
○ 日程第 2 (監査報告第34号) 例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成 5 年 6 月分)	
○ 日程第 3 (監査報告第35号) 例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成 5 年 6 月分)	
○ 日程第 4 (監査報告第36号) 例月出納検査結果報告 (収 入 役 扱 平成 5 年 7 月分)	
○ 日程第 5 (監査報告第37号) 例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成 5 年 7 月分)	
○ 日程第 6 (監査報告第38号) 例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成 5 年 7 月分)	
○ 日程第 7 (監査報告第39号) 例月出納検査結果報告 (収 入 役 扱 平成 5 年 8 月分)	
○ 日程第 8 (監査報告第40号) 例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成 5 年 8 月分)	
○ 日程第 9 (監査報告第41号) 例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成 5 年 8 月分)	
○ 日程第10 (認定第 1 号) 平成 4 年度和泉市一般会計及び特別会計決算認定について (決算審査特別委員長報告)	

○ 日程第11	(認定第2号) 平成4年度和泉市水道事業会計決算認定について (決算審査特別委員長報告)	128頁
○ 日程第12	(認定第3号) 平成4年度和泉市病院事業会計決算認定について (決算審査特別委員長報告)	128〃
○ 日程第13	(請願第1号) 看護婦確保対策の充実を求める請願(厚生病院委員長報告)	132〃
○ 日程第14	(議案第55号) 財産取得について(人物神獣図画像石)	134〃
○ 日程第15	(議案第60号) 和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	140〃
○ 日程第16	(議案第61号) 和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について	140〃
○ 日程第17	(議案第56号) 和泉市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例制定について	148〃
○ 日程第18	(議案第57号) 和泉市農業委員会の選挙による委員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙する委員の数を定める条例の一部を改正する条例制定について	163〃
○ 日程第19	(議案第58号) 和泉市農業委員会の部会委員の定数に関する条例の一部を改正する条例制定について	165〃
○ 日程第20	(議案第59号) 和泉市火災予防条例の一部を改正する条例制定について	166〃
○ 日程第21	(議案第62号) 平成5年度和泉市一般会計補正予算(第3号)	173〃
○ 日程第22	(議案第63号) 平成5年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算(第1号)	194〃
○ 日程第23	(議案第64号) 平成5年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	197〃
○ 日程第24	(議案第65号) 平成5年度和泉市水道事業会計補正予算(第2号)	200〃
○ 日程第25	(議案第66号) 平成5年度和泉市病院事業会計補正予算(第2号)	202〃

○ 日程第26	(請願第 2号) 和泉中央駅周辺(シビックセンター)に図書館建設を求める請願	206頁
○ 日程第27	(請願第 3号) 聖神社・信太の森の国史跡指定についての請願	206〃
○ 日程第28	(議員提出議案第14号) 国民年金制度による障害基礎年金に関する意見書	212〃
○ 日程第29	(議員提出議案第15号) 学校週 5 日制に対応する学習指導要領の早期改訂を求める意見書	214〃
○ 日程第30	(議員提出議案第16号) 介護休業法制の早期制定を求める意見書	216〃
○ 日程第31	(議員提出議案第17号) 朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)の長距離ミサイルの開発に関する意見書	217〃
○ 日程第32	(議員提出議案第18号) 国土利用計画法に基づく監視区域制度に関する意見書	219〃
○ 日程第33	(議員提出議案第19号) 「製造物責任法」の早期制定を求める意見書	222〃
○ 日程第34	(議員提出議案第20号) 実効的な緊急景気対策を求める意見書	223〃
○ 日程第35	(議員提出議案第21号) 病院給食・室料・薬剤・治療材料費の有料化に反対する意見書	225〃
○ 日程第36	(議員提出議案第22号) ゼネコン疑惑の徹底解明と小沢新生党代表幹事の国会への証人喚問を求める決議	227〃
○ 市長閉会あいさつ		229〃
○ 議長閉会あいさつ		230〃
○ 閉会宣告(午後 3 時03分)		230〃

第 1 日





平成5年12月14日午前10時和泉市議会第4回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(25名)

1番	友田博文君	17番	須藤洋之進君
2番	森悦造君	18番	赤阪和見君
3番	若浜記久男君	19番	穴瀬克己君
5番	上田育子君	20番	並河道雄君
6番	田代一男君	21番	辻正治君
8番	中塚新治君	22番	西口秀光君
9番	讃岐一太郎君	23番	柳瀬美樹君
10番	池田秀夫君	25番	天堀博君
11番	井坂善行君	26番	原重樹君
12番	大谷昌幸君	27番	早乙女実君
13番	柏富久蔵君	28番	猪尾伸子君
15番	木村静雄君	29番	勝部津喜枝君
16番	竹下義章君		

欠席議員(1名)

7番 松尾孝明君

本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

市長	池田忠雄	同企画室企画調整課長	油谷巧
助役	坂口禮之助	総務部長	神藤恒治
助役	田中昭一	同次長兼総務課長	池辺功
収入役	中塚白	同次長兼財政課長	阪豊光
市長公室長	堀宏行	同次長兼資産税課長	加久本良一
同理事(人事担当)	鹿島賢昌	同和对策部長	森利治
同人権啓発室長	明坂文嘉	同次長	門林良治
同次長兼広報広聴課長	池辺一三	開放総合センター所長	戸口泰明
同次長兼人事課長	石本博信	同副理事(開放総合センター担当)	山本襄
同秘書課長	木寺正次	福祉事務所長	中川鉄也
企画調整部長	逢野博之	同理事	坂田平之
同理事(施策推進室担当)	三井義秋	同次長兼総合福祉会館長	松尾守
同副理事(施策推進第二担当)	吉祇利朗	市民生活部長	麻生和義
同企画室長	今村堅太郎	同理事(環境整備・ごみ減量対策担当)	岸田秀仁
同施策推進室長	井阪和充	同次長兼健康課長	池辺修次

同次長兼保険年金課長	長 岡 敏 晃	同次長兼総務課長	城 前 伊佐雄
同次長兼環境整備課長	和田栗 登	同次長兼工務課長	西 尾 浩
産 業 部 長	大 塚 孝 之	病 院 長	竹 林 淳
同 理 事	白 樫 通 有	病 院 事 務 局 長	橋 本 昭 夫
同次長兼農林課長	松 林 保	同 理 事	谷 上 徹
同次長兼交通公害課長	大 塚 俊 昭	同次長兼総務課長	梅 山 世 紀
建 設 部 長	奥 村 富 彦	消 防 長 兼 消 防 署 長	高 宮 武 男
同 理 事 兼 用 地 室 長	谷 俊 雄	同次長兼総務課長	一ノ瀬 喜 広
同次長（建築担当）	藤 本 仁	同次長兼消防署副署長	池 野 透
同次長兼住宅課長	西 岡 政 徳	土 地 開 発 公 社 事 務 局 長	中 西 淳 富
都 市 整 備 部 長	萩 本 啓 介	教 育 委 員 長	藤 井 謹 一
同 理 事 （ 再 開 発 担 当 ）	盛 尾 久 和	教 育 長	杉 本 弘 文
同 理 事 （ コ ス モ ポ リ ス 担 当 ）	中 辻 寿 夫	教 育 次 長 兼 管 理 部 長	稲 田 順 三
同 理 事 （ コ ス モ ポ リ ス 担 当 ）	田 中 拓 夫	指 導 部 長	西 川 義 徳
同 理 事 （ コ ス モ ポ リ ス 担 当 ）	中 屋 正 彦	社 会 教 育 部 長	生 田 稔
同次長兼都市計画課長	田 中 武 郎	同 次 長	田 丸 勝 之
同次長兼公園課長	山 下 喬 三	同次長兼図書館長	北 野 喜 平
コ ス モ ポ リ ス 推 進 室 長	福 原 進	収 入 役 室 長	藤 木 意 継
下 水 道 部 長	藤 原 清 司	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	高 橋 正 道
同 次 長	中 野 英 二	同 事 務 局 長	着 本 善 夫
同 副 理 事 （ ふ る さ と 急 傾 斜 対 策 事 業 担 当 ）	岸 本 孝 二	監 査 委 員	庄 司 清
改 良 事 業 部 長	富 田 宏 之	同 事 務 局 長	吉 田 陽 三
同次長兼用地課長	梶 田 嗣 夫	農 業 委 員 会 会 長	森 口 義 忠
水 道 事 業 管 理 者	田 中 稔	同 事 務 局 長	農 端 小 一
水 道 部 長	仲 田 博 文		

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

○  
 本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市囑託速記士 中 野 満 男

○  
 本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事 務 局 長	北 野 敦 雄
次 長	河 原 茂 隆
参 事	西 垣 宏 高
議 事 係 長	田 中 康 弘
議 事 係 員	田 村 隆 宏

本日の議事日程は次のとおりである。

平成5年和泉市議会第4回定例会議事日程

(12月14日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1		会議録署名議員の指名について	
2		会期の決定について	
3		一般質問について	

(午前10時00分開議)

- 議長（大谷昌幸君） おはようございます。大変長らくお待たせいたしました。議員の皆さんには、年の瀬も押し迫り何かと御繁忙の折にもかかわりませず早朝より多数御出席くださりまして、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市議会事務局長報告)

- 市議会事務局長（北野敦雄君） 御報告申し上げます。  
ただいま御出席されている議員さんは25名でございます。松尾議員さんから欠席の届け出が  
ございます。  
以上でございます。

- 議長（大谷昌幸君） ただいまの報告どおりであります。よって、議会は成立しております  
ので、これより平成5年第4回定例会を開会いたします。

- 議長（大谷昌幸君） 本日の会議に出席報告のあった者の氏名並びに議事日程は、お手元に  
印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承をお願いいたします。

一般質問発言者及び発言の要旨 (平成5年12月第4回定例会)

発言順	1	発言者	早乙女 実 議員
発 言 の 要 旨	1. 公園・緑地の整備について ー「市新」跡地をスポーツ広場にー		
	2. 同和行政の見直しについて		

発言順	2	発言者	上 田 育 子 議員
発 言 の 要 旨	1. 老人「障害者」福祉施策について		
	2. 労働政策について		
	3. 女性施策について		
	4. 子どもの権利とアトピー施策について		

発言順	3	発言者	辻 正 治 議員
発 言 の 要 旨	1. 高齢者の社会参加について		
	2. 都市計画とまちづくりについて		

発言順	4	発言者	猪 尾 伸 子 議員
発 言 の 要 旨	1. 市立病院での患者への配慮と給食について		
	2. トリヴェール和泉のまちづくりについて		

発言順	5	発言者	西口秀光 議員
発言の要旨	1. 和泉市の都市開発と交通政策について (路線バス等公共交通機関の整備)		
	2. 社会教育について (スポーツ振興)		
	3. 国際化とマルチメディア時代を迎えての将来方向について (双方向CATVの「規制緩和」のこと)		

発言順	6	発言者	友田博文 議員
発言の要旨	1. 南部地域の活性化について		

○ 議長（大谷昌幸君） この際、市長のあいさつを求めます。  
（市長登壇、開会あいさつ）

○ 市長（池田忠雄君） おはようございます。一言、ごあいさつを申し上げます。  
本日、ここに平成5年和泉市議会第4回定例会をお願いを申し上げましたところ、議員皆様方には、年末何かと御多忙の折にもかかわらず御出席を相賜り、ただいま議会が成立いたしましたことを衷心より厚く御礼を申し上げます。

本定例会に御提案を申し上げます議案は、和泉市廃棄物の減量推進及び適性処理に関する条例制定について外4件と監査報告9件であります。議案の内容につきましては、別途、御説明をさせていただきますが、何とぞよろしく御審議を相賜りまして御可決、御承認をくださいますようお願いを申し上げます。

はなはだ簡単ではございますが、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。どうかよろしくをお願い申し上げます。

○ 議長（大谷昌幸君） 市長のあいさつが終わりました。

それでは、これより日程審議に入ります。

○ 日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

署名議員は、2番・森悦造議員、18番・赤阪和見議員、以上、2名の方を指名いたします。

○ 議長（大谷昌幸君） 次に、日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、さきの議会運営委員会の決定に基づき、本日から12月17日までの4日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から12月17日までの4日間と決定いたします。

○ 議長（大谷昌幸君） 日程第3「一般質問について」を行います。

最初に、27番・早乙女実議員。

（27番・早乙女実議員登壇）

○ 27番（早乙女実君） おはようございます。27番日本共産党の早乙女実でございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

第1に、公園緑地の整備についてであります。サブタイトルといたしましては、「市新跡地

をスポーツ広場に」であります。

先日、和気町にお住まいの一市民の方から15項目にわたる要望を市長に送った、ということでお手紙をいただきました。市民相談室が窓口となりまして回答を集約しているとも聞きましたが、私も質問の回答に関心がありましたので、対応する原課に文書で回答をくださるよう依頼をし、そしてまた、ある程度いただいております。

冒頭、お聞きしておきたいのは、直接秘書課なり市民相談室に来られるのではなく、こうした市民からの投書や要望が郵送などで送られてきた場合、どのように対応しておられるのでしょうか。住所氏名がないいわゆる匿名は仕方がないにしても、記名の場合、きちんと回答を返事をされているのでしょうか、まず、お聞きをいたします。

さて、本題に入りますが、その質問の1項に次のような要望がありました。サザンパーク横のダイエー所有地を市が買い上げてスポーツ広場にしてほしい。既に5年も放置されており、企業の横暴だ。今の子供たちには、児童公園より野球やドッジボールのできる広場が必要というものであります。

この質問に対する回答は、商工課から経過説明としてダイエー関係の経緯については、平成1年4月27日に大店法第3条（建物設置者の届け出）の結審を受け、以後、工事着工に向け開発事前協議を行ってきたところであるが、交通対策の一環としての榎尾川河川敷道路の拡幅改修が開発条件として指導され、そのための協議調整を行っているが、いまだ解決のめどが立っていないところである。

なお、出店に係る計画については当初の方針どおりであり、今後も引き続いて努力してまいるとのことである、こういう回答の見解を商工課からいただいております。

公園課については、次のような回答をいただきました。この提案内容は、公園にするよりも球技場として整備すべきとのことであるので、教育委員会がコメントすべきだと思います、とのことと直接の御回答は避けられていました。

そこで、お聞きしたいのは、商工課として市内の産業振興、地元商業振興の観点からいって、現時点でのダイエー出店をどのように考えていますか。これまでも岸和田トークタウンや鳳ウイングス、サティーなど大型店の開設による地元商業への影響も指摘をされてきたところですが、泉大津駅前再開発計画へのダイエー出店、中央丘陵でのシビックセンター計画や府中駅前再開発計画での大型店導入ということも考慮してお考えをお聞かせください。

公園については、質問者の趣旨の取り違えも若干あるように思いますので、具体的に聞いていきたいと思っております。これは以前に議会でも質問をしましたが、昭和56年に緑のマスタープランがつくられていますが、作成当時の都市計画区域内の市街化区域と市街化調整区域はそれど



れ何ヘクタールでしたか。そして現在（平成4年の時点で結構ですが）、それは、それぞれ何ヘクタールになっていますか。

また、参考として昭和55年（1980年）当時の和泉市の経営総耕地面積は何ヘクタールで、十年後の平成2年（1990年）に経営総耕地面積は何ヘクタールになっていますか。

さらに、改定された昭和60年版（1985年反）の緑のマスタープランでは、公園緑地等の整備目標を示してありますが、その数字は現在も変わっていないのでしょうか。いわゆるその中では、十年後の平成7年（1995年）の時点と、その緑のマスタープランの目標年次の2000年には、それぞれについての公園緑地の合計面積は何ヘクタールになるのか、都市計画区域内の方で示していただきたいと思います。

そして、それは市民1人当たり何平米にするという目標になっているのか、お教えいただきたいと思います。

さらに、都市計画決定をされた公園緑地についてですが、総合公園、近隣公園、街区公園、地区公園、緑地公園となっていますが、現在、それぞれ何カ所決定をし、その合計は何ヘクタールになるのか。そして、その計画に対して、既に開設された数と合計面積をそれぞれお教えいただきたいと思います。そして、その開設している中で市民1人当たり何平米になっているのか、お示しいただきたいと思います。

以上が、1点目の趣旨説明であります。

2点目は、同和行政の見直しについてであります。改めて言うまでもないことですが、同和行政とは、部落の現状や国民の意識の中に残存している封建的身分差別の傷痕を早急に取り除くため、一般対策を補完してとられている行政上の特別措置であり、そのような特別措置を必要としない状態を1日も早く実現するためにとられている過渡的、特例的な行政措置であると思います。そのため事業の進捗に伴い事業内容と施策対象の限定化や段階的解消、打ち切りへと発展をし、同和行政自体を必要としない状態をつくり出す性格と目的を持っていると考えます。

したがって、地対協も1991年の意見具申で次のように述べています。地域改善対策は永続的に講じられるべき性格のものでなく、また、国民に対する行政施策の公平な適用の原則から言っても、できる限り早期に目的の達成が図られ、一般対策へ移行することが肝要である、と述べています。つまり、同和対策の半永久的な継続実施や、今、運動団体もいろいろやっている部落解放基本法制定の要求を退けている内容になっています。

さらに、1992年の新地対財特法では、地域改善対策特別事業の最終の特別法であるとの位置付けから5年間の時限立法とされ、事業の一部廃止や縮小など、大枠で同和対策事業を一般行

政へ移行させる方向性を示しております。

そこで、こうした時点に立って3点にわたってお聞きをしたいと思います。第1に、和泉市でも同特法以来20数年にわたり平成4年度決算まで1,264億6,900万円もの同和予算が投入され、事業が実施をされてきているわけであり、その結果、地域の生活環境や住民の生活実態は一変したと思います。この事態を踏まえての同和行政見直しの必要性について市の御見解をお聞きしたいと思います。

第2に、これまで市議会でわが党の個人給付見直しの質問に対し、府段階で検討されている、という趣旨の回答は述べられてきておりますが、具体的にどのレベルでどのような内容の検討がされてきているのか、お示しをいただきたいと思います。

第3に、そうした大阪府レベルでの取り組みに対して、この間、和泉市ではどのような取り組み、努力をされているのか、お聞かせいただきたいと思います。

以上で1回目の質問の趣旨説明を終わらせていただきます。回答によりましては、自席から再質問をさせていただきます。

以上です。

○ 議長（大谷昌幸君） 理事者答弁。

○ 市民相談室長（山植重幸君） まず、1点目の市民から要望が来た場合の取り扱いをどうしているのか、について、相談を担当している山植からお答えさせていただきます。

団体の場合ですが、市長、助役、各担当部課長に提出されてまいりました文書は、市民相談室に送付されてまいります。相談室は直ちに文書番号とコピーを取り、原本は即市長、助役に供覧し、コピーの文書は、処理意見書を付けまして各担当課へ回付いたします。そこで担当課では処理について検討の上、担当部長の決裁を得た処理意見表等が市民相談室に回付されてまいりますので、相談室は、その処理意見表を市長まで決裁を回し、決裁後担当課へ回付し、その後、担当課から要望者に回答または対応処理を行っていただいているものでございます。

しかし、複数部課にまたがり、一括回答及び対応が求められた場合には、市民相談室の方で回答文案を取りまとめまして各担当部課の合議を取り、市長まで決裁を取り、要望者に回答及び対応、日程場所の調整等を行っているものであります。

また、個人の場合につきましても団体と同じ方法の取り扱い処理をしておりますが、匿名や一市民ということで回答できない場合あるいは対応処理困難等苦慮いたしております。しかし、文書は必ず市長、助役に供覧し、コピーは関係部課へ回付いたしておるものでございます。どうかよろしく願いいたします。

○ 議長（大谷昌幸君） 次。

- 商工課長（山本茂樹君） それでは、ダイエーの進出に関する商業振興の点について、商工課山本よりお答えを申し上げます。

ダイエーの進出による地元商業者への影響ということですが、ダイエーに関しましては、先生がお説のとおり平成元年4月、大店法第3条のいわゆる建物設置者の届け出の結審がなされました。

しかしながら、それ以後着工に向けて関係行政と開発事前協議を行う中、開発条件として交通環境対策の課題について指導を受け、そのための協議調整を行ってきたところでございますが、まだ解決のめどがつかっていない、とのことでございます。

商業振興につきましては、近年、近隣にサティールを初めとして数店の大型店が存在し、また、新たな計画もございますところから一定の競合が生じるとは存じますが、一面、買い物客の集客によります共存共栄という方向性も考えられるのではないかと思います。

なお、今後とも地元商業者の意見等が反映されますよう努めてまいりたいと存じておりますので、よろしく御理解賜りますようお願いいたします。

- 議長（大谷昌幸君） 次。
- 都市整備部次長（山下喬三君） 公園緑地の整備について、公園関係でございますので、公園課山下からお答え申し上げます。

まず、1点目の市街化区域と調整区域の面積でございますが、昭和56年では、市街化区域の面積は2,014haでございます。調整区域の面積は6,530haでございます。平成4年度では、市街化区域は2,393ha、調整区域の面積は6,151haでございます。

次に、経営総耕地面積は、昭和56年では、田が581ha、畑が38ha、果樹園が623ha、合計1,242haでございます。平成2年では、田が497ha、畑が50ha、果樹が315ha、計862haとなっております。

次に、公園緑地等の整備目標の数字でございますが、60年版の緑のマスタープランの基準値では、市街化区域の30%以上の緑地と1人当たり20㎡以上の施設緑地の整備を目標としております。

次に、4点目の10年後と目標年次のそれぞれについての公園緑地合計は何ヘクタールか、との御質問ですが、平成7年度の公園緑地面積は152.7ha、目標年次の平成20年度では531.6haとなっております。また、1人当たりの整備面積の目標は20㎡でございます。

5点目の都市計画決定された公園緑地の数、面積でございます。まず、総合公園ですが、決定されたものが3カ所、実際に開設されたところが2カ所でございます。決定面積は85.8ha、開設面積は10.9haです。

近隣公園は、決定が19カ所、面積が45.6haでございます。開設個所が10カ所、開設面積は11.7haでございます。

次に、今まで児童公園と言っていた街区公園につきましては、決定が41カ所、面積にして12.4ha、開設個所が33カ所、面積が8.4haでございます。

地区公園につきましては、決定が2カ所、面積が13haですが、これについては、開設はどこもいたしておりません。

緑地公園でございますが、決定が1カ所、開設も1カ所。計画面積は24.1ha、開設面積が22.9haでございます。

合計として計画公園数が66カ所、面積にして180.9haでございます。開設個所は46カ所、面積にして53.9haでございます。当時の市民1人当たりの開設面積は4.33㎡でございます。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

- 議長（大谷昌幸君） 次。
- 総合調整課長（藤原包正君） 早乙女議員の同和行政見直しの御質問に対しまして、同和対策部総合調整課藤原よりお答えいたします。

まず、第1点目の同和行政見直しの必要性についての市の見解は、とのことでございますが、本市における同和行政は、地区住民の自主解放、自立を促進するため、諸条件を整備することを目指しハード、ソフト両面により実施してきました。

住環境改善につきましては、国同和答申を踏まえ立法措置後二十四年にわたり実施してきたものであり、改良住宅建設を初め道路、下水道、地区内施設等、一定進捗したものと考えておりますが、なお、解決すべき課題が残されていると思います。残事業につきましては、大阪府登録事業として登録し、法期限内に完遂を目指し、年次計画を立てその進捗を図っているところであります。

また、個人給付的事業につきましては、生活基盤の安定向上を図るため、また、地区住民の自覚と自立意識を高めるため、個人に金銭または現物を給付または貸し付けを行う特別施策として実施してまいりました。本事業も24年を経過し、地区住民の生活実態も特別対策が始められた当時に比べまして大きく変化してまいりました。

また、平成4年3月、大阪府同和対策審議会において、大阪府における今後の同和行政のあり方について知事あてに答申がされました。その中に個人給付事業のあり方については、自立が困難な状況にある者に対しましては、給付事業として継続する必要があるが、人材養成や自立促進を目的とする事業を除きまして、原則として一般対策へ移行もしくは廃止すべきであると提言されております。大阪府においては、この答申を受け個人給付的事業の見直しについて

着手しております。

また、市といたしましても、府並びに府市長会の協議検討内容を踏まえまして、また、指導を受けながら整合性を持った見直しが必要と考えております。

第2点目の個人給付見直しについての取り組みの経過につきましては、大阪府においては、同対審答申を受けまして、平成4年度から個人給付的事業のあり方検討をするためワーキンググループを設置し、府市長会、町村長会、また、府同促とも見直し方針について協議がなされてきました。また、現在は、大阪府及び府市長会、町村長会で個別事業等研究会を設置し、あり方検討作業に入っております。

3点目の市としてどのような取り組みをしたのか、という御質問でございますが、府よりの協議を受けての府市長会での検討経過等については一定、事業原課にも周知を行っておりますが、府市長会での見直し方針が確定していない段階では、具体的な方策論議に至っていない状況であります。今後も府及び府市長会の動向等を見極めながら対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○ 27番（早乙女実君） 2問しかありませんので、1ずつやらせていただきます。

最初に、公園と緑地の整備についての関係ですが、冒頭、市民からの手紙にどう対応しているか、についてお聞きをしたわけです。確かに原課がまたがっていたり、内容が抽象的だったり、難しい問題があるので答弁に苦慮されていると思います。この間、そういう手紙をもらいましたら、毎週、私自身が出している議会ニュースに載せたりしてお知らせしているんですが、たった1人の質問者にそこまで答える必要が行政としてあるのかな、と率直に言われた職員さんがおりました。

私は、そうではない、と反論しました。たった1人の市民であっても、その中には、大きな普遍的な市民要求につながるものもあります。もちろん、その方の誤解や偏見があってもねじ曲げられているケースもありますが、そこを本当にたった1人であっても真摯な態度で受けとめていただきたいと思えます。

先ほどの御答弁では、団体あるいは個人については回覧をしているということですが、ただ、回答を幾つかいただくと、その問題はどこそこの課が担当になります、ということで振られるわけです。確かに現実的な市の施策から言いますと対応する原課なりとなるわけですが、市民は、市役所一本で見ているわけです。行政のいろんな行われている施策についても、それは1つの課でやっているとは決して見ないわけです。

その辺から言いますと、皆さん方の総合的な力と言いますか、確かに窓口ではないが、その

ことに幅を持って研究できる体制をぜひつくっていただきたい。そうでないと、これからいろいろ起こってくる市民要求は、決して1つの課で解決ができる話ではないと思います。御答弁はそれで結構ですので、今後、誠意を持って検討回答していただくことを要望しておきますが、一言だけそのことについて御意見を申し述べておきたいと思います。

続いて、本題に入っているいわゆるダイエーさんが持っている土地を公園にしてほしい、という問題に関してですが、先ほどの御答弁にあったように、確かにダイエーさん自身は計画を撤回していないわけですので、ある面では、そこを勝手にどうこうというのは厳しく難しい面もあると思います。ただ、理由として市が挙げられている交通問題があり、その観点からすれば、あの一帯のまちづくりの現状から見てどうか、という観点からある程度の意見を開発も含めて持っておられると思います。そういうことを他の条件も含めて勘案すれば、ぜひダイエーさんに来てほしいと言い切れるかどうかは、大きなクエスチョンが付いてくると思います。

さらに、産業振興とか地元商業者の育成、保護の問題でお聞きをしましたが、以前、商工課でもらった資料で平成3年事業所統計調査というのがありますが、その中で小売り業についての調査がありました。これは5年ごとの調査ですが、前回調査に比べて73件減ってます。さらに、その前に比べると94件減ってます。割合に直すと11%近く前回調査より減少しています。その内容は、コンビニエンスストアが増え、八百屋とかいわゆる個人経営の身近な街角の小売り店が減少傾向にあるということが、市自身が整理をされた調査に出てきています。

この辺のことを考えていくなれば、大型店の進出については、法的にクリアすれば進んでいけるのかもしれませんが、原課の答弁にもありましたが、地元商業者との共存共栄というのは、ある面ではもろ刃の剣みたいな言葉だろうと思います。現実には、そういう小売り店の減少になっているわけですので、そう単純に共存共栄とは言えない現象が随分出て来ているのではないかという気がします。

しかも、バブル経済の崩壊あるいは現在の不況局面を考えると、今、ダイエーさん自身がどのような考えを持っているかは直接聞くわけにはいきませんが、本当にスーパーという商業施設で考えておられるのかどうか。僕らが単純に考えるのは、例えばマンションや不動産部門への転換も考えているのではないかと思います。

あの土地は、ちょっとお聞きしますと、残っているのが2万1,000㎡あるわけです。横のザンパークのマンションもかなりどでかいものですが、今のところは撤回してませんが、仮にマンションなどになれば、これは仮説の話で教育委員会に行ったときなど雑談で聞きますと、いわゆる学区や学校施設の問題で言えば今、和気小はパンク寸前、もうパンクしてますね。国府小学校も長谷工が森田の跡地にマンション建設にかかっていますが、それがどこの校区になる

か、大きな問題になっています。

そういうことを考えると、商業施設でも大きな問題として協議されていますが、ましてや、マンションなどになればもっと大変な問題になります。いわゆる消去法でこれもしんどい、あれもしんどいと削っていくと、結局、フィットネスリバー構想ですか、今、大阪府が松尾川の改修工事をしていますが、公園にしていけるのが一番いいのではないかという、率直に感じられるわけですので、その辺のところを公園の方の御見解を聞いておきたいと思います。

さらに、ある程度数字を示してもらったんですが、これは和泉市の公園行政全体がどこまで来ているか確認をしたかったのです。市街化区域がこの10年で大きく広がっています。最初の年の数字を100とすると124.6と市街化区域が約25%広がっています。逆に言えば、それだけ調整区域が減って行ったこととなります。また、総経営耕地面積もここ10年近くで1,242haから69.4%の862ha、31%の減になっています。

公園の計画というのは、先ほども少し出していただいたようにほとんど進んでないが、それなりに少しは進んでいるわけですが、逆に市街化区域の拡大や農地の減少という、緑の減少率がものすごく早いわけです。それに対して公園の計画は、今、出された資料でもほとんど手が付けられていないと思います。

緑のマスタープランというのは、厳然と議員団の控え室に置いてあるので見るのですが、率直に数値を示してもらいましたが、そこで大変面白いと思ったのは、10年後ということで目標値を定め、さらに、2000年という目標値と2段階の目標値が載っています。この中で10年後というのは平成7年、あと2年です。今、さらっと数字を読み上げられたので、聞いている皆さんも余りぴんとこなかったかもしれませんが、あと2年で先ほどの数値に到達をするというのが本来のマスタープランです。

総合計が531.6ha、それに対して開設している合計が53.9ha、10.1%です。あと2年で90%やれるのかどうか。これは単なるマスタープランの目標値でございます、と言い切ってしまうのかどうか。その辺のところ、サザンパークの方の横を公園に、という御要望が出て来るのもある面では当然ではないかと思えます。マスタープランに示された目標値をどのように位置付けられて努力をされているのか、今後の取り組みや考え方をお聞きしたいと思います。

- 都市整備部次長（山下喬三君） ちょっとその前に先ほどの数字はいいんですが、53.9haというのは、都市計画決定をされた公園だけでございまして、その他に計画決定をされていない公園もございまして。それを含めると63.34haという数字になります。

それから、この公園整備の内容でございますが、これから国、府の補助制度を活用しながら事業化を図っていきたいというのが私どもの考えでございます。

それから、市新跡地のダイエーの出店予定地の公園化についてはどうか、というお尋ねでございますが、この地域から600m西側に小田公園という、広さにして1.5haほどございますが、その中でも多目的な広場、要するにスポーツ広場的なものもつくってございます。ですから、その地域の方々も利用圏内に入っていると考えております。

市内全域をとらえても計画決定されていながらいまだに手付かずの公園もございますので、われわれといたしましては、そういう公園を1日も早く整備していきたいと考えております。御理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

○ 27番(早乙女実君) 言われるだろうな、という御答弁です。市新の跡地は都市計画決定も打ってない。打っているけれども、全く進んでないのが残っている現状の中で即実現というのは本当に難しいと思います。しかし、市民の方が歩いて行ける手近なところに緑を求めるといふ要求は、決してぜいたくだとは言えないと思います。それに対して、市の方がどれだけこたえ切れているかというのが、市新の跡地を題材にはしましたが、考えてほしいことです。

その辺のところでは、国、府の補助制度を活用しながら事業化云々と言われてますが、和泉市の進捗状況が他市に比べてどうか、随分疑問だと思います。今、お聞きした中で言えば、計画決定の網を打ったところの問題なんです、それで開設された面積が29.8%という開設率です。計画決定しているところでもそれだけです。今、数字を訂正されましたが、それでも1%上がるぐらいで、圧倒的に残されています。本当に住み良いまちづくりの住民要求は、当然の権利としての身近なところに緑を求めています。

一方市長は、いつも4大プロジェクトを口にされますが、緑を削ることはとても簡単に、しかも、これだけの人口、財政規模の中で事業見通しもかなり厳しいという指摘もしてきましたが、その中でも強引に、と言えば言い過ぎかもしれませんが、進められているわけです。それに対して一方では削っておきながら、いろんな文書では、その中に都市公園をつくるんだから満たされる、とおっしゃってますが、冒頭、聞いた質問でわかるように圧倒的に緑は消え、つくられる緑は遅々として進んでいないのが現実です。

毎月、送られる「自治大阪」をときどき見ますが、昨年1月号で平成3年度の公共施設の各市の比較が出てます。その中で都市公園比較が載ってます。それを見ますと、開設している分とそれに対する面積ですが、堺市はビッグですが紹介しますと、722カ所、458万8,142㎡、岸和田市が111カ所、107万6,927㎡、和泉市は、先ほど言われたのとデータの処理の仕方が違うと思いますが、136カ所、63万4,310㎡です。阪南各市も載ってますが、人口規模から言えば、岸和田に追い付き追い越せみたいないな感じです。

これを開設しているところの分で面積を個所で割りますと、1カ所当たり大体の大きさが出



できます。堺は数が多いせいもあって6,354.7㎡、岸和田市が9,702.0㎡、和泉市は4,664.0㎡です。市民1人当たりの面積は、堺が7.2㎡、岸和田市が6.3㎡、和泉市は4.3㎡です。その中の市町村以外の分を除きますと、堺市は5.7㎡、岸和田市5.6㎡、和泉市は4.3㎡です。

計画決定を打っているところの進捗率、開設率も堺市が67%です。1カ所の平均的な6,354㎡の広さを持っているのに対して、和泉市は、開設率は似たような数字4,664㎡ですが、いわゆる質の面から言っても遅れています。

この辺については、余り緑のマスタープランについての弁解はされませんでした。あれほど大きな数字をばんと出され、その到達率が悪いことについては、単に国、府の補助を仰いで事業化をするという、答えはそうかもしれませんが、もう少し真摯な態度で取り組んでいくというあたりが大変少ないように思います。その点について、緑のマスタープランをいただいてもう10年近く、あと2年で目標年次が来てしまうというもとのように考えておられるのか、公園の開設について、今日の質問全体についてトップのお考えをお聞かせいただきたいと思えます。

- 都市整備部長（萩本啓介君） 公園の将来的な充実の問題でございます。和泉市につきましては、いろいろと過去から国の補助等を中心にして事業を推進しているところでございます。しかし、全体的には少ない補助の中では、それだけではなかなか整備がはかどらないということもありまして、新住法の中での住宅促進を利用あるいは同和対策事業のかさ上げを活用するとか、あるいは基地周辺の民生安定の中で進めていくとか、いろいろの方法を講じまして、国の通常の補助では不十分なところを補いながら、鋭意、整備に努めて来ているところであります。

これからも国の財政も厳しい中、どのような形で充実をさせていけるか、いろいろと方法を考えながらできるだけ都市計画決定をしたものについての充実したものを考えていきたいと思っております。

- 27番（早乙女実君）最後に、一文を読み上げて要望しておきます。どうぞ受けとめになるかは、そちらにお任せします。

「公園・緑地は、住宅開発などによって減少する自然緑地や農用地を補って快適な都市環境を創り出すための空間としての役割だけでなく、市民が身近に憩い、つろぐレクリエーションとやすらぎのための空間として、また、災害時に避難し火災を遮断する安全のための空間としてなど、多くの役割を果たし、都市生活を営むうえで欠くことのできない貴重な空間である。

したがって、今後は、既成市街地から丘陵部に至る市街地の広がりに対応して公園・緑地を計画的に整備するとともに、自然緑地や生産緑地を保全して、河川・ため池の水面などと有機

的に体系づける必要がある」、こういう文章があって後、事業計画が載っていますが、これは和泉市の総合計画です。

あなた方は、緑のマスタープランも含め、こういう泉と森のネットワークというきれいな言葉を使い、文章的には書かれていますが、データの的には、あと2年であるにもかかわらず全く手が届いていない。今度、総合計画が見直されて新しい総合計画ができますが、もう一度こういった皆さん方がお出しになっている計画の総点検をされより具体的な実施計画に移られるよう、この公園問題については要望しておきます。

2問目の同和行政についてです。最初に、同和行政の基本的なこちらの見解を述べ、見直しについてお聞きをしたわけです。これまでと比べると、見直しの必要性についてはそれなりに言葉として出て来てますし、突っ込んで質問をしたので、それなりに突っ込んだ答え方になってます。ただ、気になるのは、若干、ニュアンスが私たちが受けとめている差別をなくしていく部落開放の面での現状がどう変わって来ているかの意識、認識が少し違っているような気がしますので、少し整理して御指摘だけしておきます。

これは皆さん方がお出しになっているものですが、意識調査、実態調査を90年にやりましたが、その辺では、同和対策の特別委員会でもこれまでも指摘しましたが、82年と90年の8年間の変化の実態が収入面で出ています。いわゆる最下層の低所得層で見ますと、年収50万円未満の方がどれくらい減ったか、82年では13.9%部落内におられたが、90年では8.5%まで下がっています。

さらに、中間的な位置の年収200万～250万円では、82年が12.9%に対し90年には9.9%に減り、逆に所得の増えている傾向としては、300～400万円では、82年7.8%しかおられなかったのが90年調査では11.6%に増え、700～1,000万円未満というかなりわれわれに近いような方は、82年には0.7%しかおられなかったのが90年では1.9%。1,000万円以上の人が、82年にはいなかったのが90年には0.4%というように、収入面から見ても具体的な変化が出ています。あといろいろな雇用問題の数字についても、皆さん方が出した数字の中から出て来ています。

その辺の取り組みから言って、先ほどの御答弁でもそれなりにお認めになってますが、最後の市としての取り組みについては、府の方が確定していないから具体的な論議に至っていない、という形になってます。この辺が、私どもから言えば、そういう変化の認識に対する受けとめ方が弱いとか気迫がないと思います。

具体的なもっと進んだ状況が大阪府段階でやられている状況が御紹介をされなかったのも、私の方で入手した資料で示したいと思います。大阪府の同対室あるいは府同促で具体的な見直しの案が出され、それで論議がされてます。確かに案ですので、片方が出して府同促で論議し

て変化するのは当たり前で、こうしたいと思うがどうか、と変わっていくのは事実です。

先日、私の持っている資料をある管理職の方に見せて、これを知っているか、と聞くと、それは知らない、ということでした。これはちょっと問題ではないかと思い、毎週、出している私のニュースの先週号に全解連の見直し案と大阪府の案を対置して紹介しました。その辺のところを知らない方がいらっしゃるといけないので紹介しますと、私の出したのと少し違うのですが、府同促の方が公式文書に近いのでその方を使いますが、全部で28の事業があります。

例えば同和地区婚姻特別対策事業費助成は廃止。2番目の保育用具整備費は所得基準を設け段階的に廃止。3番目に、義務教育特別就学奨励費も所得基準を設け段階的に廃止する。4番目には、老人家庭奉仕員派遣事業は廃止。5番目の重度障害者（児）ホームヘルプサービス事業助成費廃止。6番目の同和地区福祉給付金支給費補助廃止。同和地区被保護者給付費補助廃止。妊産婦対策は所得基準を設け、額は据え置き。同和地区老人医療費公費負担金助成事業は当面継続。国民健康保険事業助成補助金は当面継続。同和地区保健医療特別修学資金貸与事業廃止。職業転換準備資金市町村補助金廃止。自動車運転員養成事業補助金廃止。同和更生資金貸付事業は貸付停止。同和地区生業資金貸付事業は貸付停止。税の減免縮小。同和地区保健医療修学奨励金支給事業継続検討。保母修学奨励金支給事業は整理統合。あと当面継続として各種の大学や高校の修学奨励費の補助関係は当面継続。国の事業では、住宅新築資金等貸付事業は国の方針で見直し、世帯更生資金特例貸付も国の方針で見直しとなっています。

28に及ぶこれらの項目をすべてまな板の上に乗せ、いろんな方向性を出して論議をしているわけです。そのことについての御答弁では、確定していない段階で具体的な論議をすると混乱を生じるとか、あいまいなデータとと思っているのかもしれませんが、ここまでやっていること自身を市の皆さん方が知っていないと行政的にはおくらせていくという気がします。今、紹介した28について大阪府段階で論議がされていますが、こういう具体的な事実を示した上で先ほどの答弁と突き合わせますと、大変不十分な答えになると思います。その点では、具体的な見直しについてどう考えているのか、再度、お聞きをしたいと思います。

さらに、今、御紹介したのは一部国の事業も入っていますが、圧倒的に大阪府の単独事業もしくは市町村補助の形の事業です。それに対して今、和泉市でやられている同和の個人給付事業の中では、国、府の補助が全くないものもあります。同和対策特別委員会の中では表をつくられてお出しになっています。その中の最後では、補助の状況ということで国、府の助成制度なし、という項目も乗っています。それを洗い出すと、21施策のうち次の事業が単独事業です。

身体障害者及び精神薄弱者医療費給付、老人給付金、敬老祝金、老人入浴料金助成、母子家庭給付金、妊産婦診療費給付、幼稚園奨励費の7つは、皆さん方がお出しになった表でも国、

府の助成制度がない、と書かれていますので、市単費になると思います。これらの事業は、国、府の動向関係なしに府が止めてもやってもかまわない。似たような制度でもともと財政的には連関してないので、これをやってもいける。補助金が減るわけでもなし、今までどおりで財政当局もそれでいける。

ただ、全体の見直しが進んできている中では、皆さん方は、一定、府の段階で決着が付けばどうのこうのと言われますが、この事業については、市だけしか考えるところがないはずで、その点では、市の単独事業もあると指摘をし、先ほどの答弁でちょっと不十分だと思うので、こういう市単独事業についても、具体的な取り組みをどのように進められているのか、また、進めようとされているのか、その点を2回目の質問としてお聞きをします。

○ 同和対策部次長（門林良治君） 早乙女議員さんの2点にわたる再質問について、同和部門林からお答えいたします。

この府の見直し案について、また、市の単独給付事業についてどうしていくのか、という御質問だと思います。先ほど、お示しされました府の見直し案については、府市長会で協議されているものと同じだと思われま。府市長会として協議を受けましたものについては、その案をもとに現在、検討中でございます。当然、参加の市としても、見直し案は、市長としてもそうされているところでございます。内容につきましては、案の段階ですので具体的にはお示しできませんが、現在、府市長会におきまして、早期方針確定に向けて精力的に検討中であるということでございます。その中で府並びに府市長会等の協議の推移を見ながら、市としての取り組みが必要であると考えております。

もう1点の市単独給付事業のあり方についてでございますが、府の方針確定後庁内的な検討が必要と考えております。どうかよろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

○ 27番（早乙女実君） 具体的な内容は別として、私が示したのはそういう資料だとお認めになったわけです。今回、私が質問をしようと思いましたが、先ほども少し言いましたが、現場の方々が正確な情報として知らされていないのが一番大きな問題だと思います。別にこの案で決りではないが、こういうところまで今、大阪府段階でやっているんだということを全庁的に資料も回して確認せずには、決して前には進まないと思います。

何よりも先ほど御紹介しました府の事業の中で1番、2番、3番、6番、7番、8番、12番、13番、14番、18番には丸印が付いています。丸印が付いている10事業は「廃止・対象者認定の方向で来年度実行を目指す」事業です。今、12月です。この入手資料は9月段階ですので、その後、どうなっているかはわからないのです。保育の備品の分について、私の妻が保育園に行っているの聞いてみますと、そういう備品関係は、園長先生も含めて来年度の準備のため購入を

検討している、と言います。その中で廃止というのは現実的には難しいと思いますが、大阪府段階では、保育の用具も含めて来年度から止めるという、案としては出しています。

私が示した資料の話は聞いたことがありますか。先ほどの同対部の話では、ある程度は下ろしているが、末端まで徹底させてないということですので、多分、知らないでしょう。しかし、現実的にはそこまで進んでいるという認識をぜひ持ってほしい。そうでないと、市単独事業見直しへのテンポが全くずれてしまう可能性があります。なぜ現実の問題と和泉市の行政当局の間にこれだけのギャップができていないか、不思議でしょうがない。極端な話ですが、運動団体の1つとして部落解放同盟大阪府連では、そこも具体的には見直しを口にして実行に移すと言っています。

これは管理職の皆さんの机の上にも配られているので御覧になっていると思いますが、解放新聞の大阪版、93年10月11日号ですが、「31事業を見直し、新要求白書作成へ活発な論議を」という記事が載っています。解放同盟では、見直し事業は31あるらしいのですが、その中で「基本方針として、まず、類似の一般対策事業を積極的に活用し、その充実整備を進める。2番目には、地区の生活、教育、文化的な力を底上げする自立支援及び奨励的事業の創出。3番目には、真に必要な人に限定するための所得制限の導入。4番目には、部落解放の効果に乏しい現行事業は、一般対策の動向と歩調を合わせ廃止を進める。5番目は、地区協を整備し、改革断行体制を確立する」。以上5点を挙げています。

これを挙げて31の個人給付事業に関する見直し方針を提案して論議をしている中でいろいろな意見を載せています。つまり、運動団体の方もそこまで大きな論議をし、現実的には、31の項目も挙げて進めているわけです。その中で行政側が全く立ちおくりしているとしか言いようがないと思います。この辺については、皆さん方がどのように認識をされているか、お聞きをしたい。

もう1点、御紹介をしますと、これも先ほどの府同促の中で資料をもらったんですが、その中で「このような安定就労層にまで特別対策として個人給付的の事業を適用することは、制度への安易な依存意識を生み出すことになり、施策を権利として活用し、自主解放、自立を目指す意識を高める上で障害要因にすらなりつつある。既に幾つかの地区で個人給付的の事業を辞退する動きがあらわれてきています」という大阪府下の例も紹介しながら言っています。

これらを全部突き合わせますと、先ほどの同対部が答弁された内容というのは、全くおくれた見解でしかないと思います。こういうことをなぜ全部の管理職にお知らせをしないのか。運動団体もここまで言っている。今こそ、21世紀に差別を持ち越さない正しい同和行政を進めるため、全庁挙げて見直しの大きな機運をつくるという気持ちになぜならないのか、この辺につ

についてのトップのお考えについて、市長、よかったら教えてください。

○ 市長（池田忠雄君） いろいろとご指摘をいただいているところでございます。同和行政を進めてくる中で一定の大きな前進があったのは事実でございます。議会、市民、地域住民のご協力をもってハード面におきましては大きな前進を来し、同対委員会等でお示しをいたしておられますように、残事業をもう一息やることの中で、同和地域の劣悪な環境の払拭を何とかして実現していきたい、こういうことについて現在、慕進中であります。

また、同和地区住民という低位性にある環境を何とかかさ上げ行政を進めさせていただくのが同和対策特別措置法の精神でもございまして、その中でいろいろとかさ上げ行政を進めさせていただいてまいりました。一定の低位性の克服に大きな前進を図られてまいっておると私たちも存じております。

なお、低位にあるいろいろな方々の問題につきましては、今後とも考えていかなければならぬ課題もありますが、一定の成果も上げてまいった諸制度につきましては検討し、また、見直しもさせていただくことが時代の要請ではなからうか。同和行政は要らないんだ、なくなっているんだという状況を1日も早くつくってまいらなければならないと考えております。なお、残る差別性、低位性等の把握については、様々に分かれてきているのではないか。原課なりに様々な判断をしてきているのではなからうかと存じます。

その中で大阪府の取り組みあるいは府とともに大阪府市長会もそれに歩調を合わせ、現在、その見直しについても種々、検討をさせていただいているところでございます。なかなか市町村単独でそれぞれを見直すことについては、共通の課題でもございますので、やはり大阪府市長会として、町村会として歩調を合わせて検討をしていくのが一番現実的な対応だという立場で、各市とも府の市長会の中で見直し作業に入っているのが現実的な姿ではないかと思えます。

その中で和泉市の見直しについての取り組みが遅いのではないか、という御指摘もございしますが、他の市とても市長会の中の一員として見直し作業に参加をしているという点で御理解をいただきたい。

なお、大阪府の見直し、府下の同和地区を有する市町村の共通した見直しの中で各市の単独事業ということについては、ほとんどの市が同じように府の補助を持たざる施策を行っているのは共通でもございます。その中で和泉市だけの課題でもございませぬ。その中では、大阪府なり市長会なり連帯をして、各市が持つ問題も検討をしまっていることが取り組みとして必然性が出てくるのではないか。あながち和泉市だけで取り残されておかれているということではなく、各市共通の課題について現在、府の市長会で様々な論議をしている最中ではございますので、歩調を揃えながら取り組みに当たってまいりたいと考えております。

低位性の克服と差別をなくしていくということが大前提の中での同和行政の最大の課題でございますので、鋭意、促進を図ってまいりましたが、今後、残された課題について真剣に考え、差別のない、あるいは低位性が少しでも克服できるような同和行政に持っていきたいと思っておりますので、どうか御理解をいただきたいと存じます。

○ 27番（早乙女実君） 最後に、和泉市の事例で1点だけ御指摘をして終わりたいと思います。

12月12日の日曜日、解放総合センターで第7回部落解放和泉地区教育研究集会というのが開かれました。教育庁さんはこれに御出席されましたが、冒頭でごあいさつが載ってます。その中で出てきている実行委員会がつくられ、市のいろんな関係も入っているので半ば公的な文書だと思いますので、これだけ紹介をして御意見に代えます。

全体の基調としていろんな教育にかかわっての見直しの方向性が載ってます。これは指導部あたりにおいてあると思いますので、資料としてぜひ読んでください。

その中で「同和教育行政が永遠に続くわけではありません。既に解放同盟自身が表明しているように、制度や事業のための法律はもう要らないということです」「今までのようなカネや人の量による取り組みは、事業法終結に伴って変更を余儀なくされます」「大阪府の段階においては、教育を守る会の個人に対する給付制度はなくし、子育て推進のための研修助成に転換しようという論議も起こっています」ということで、日曜日に行われた親も交えた教育研究集会に出された資料には、皆さん方が知らないことがたくさん載ってます。行政が一番おこなっているというのは、こういうことを指摘しています。ぜひ皆さん方の大いなる研究も含めて真摯な態度での見直しを積極的に進められるよう要望して終わります。

○

○ 議長（大谷昌幸君） 次に、5番・上田育子議員。

（5番・上田育子議員登壇）

○ 5番（上田育子君） 5番・上田育子です。まず、老人「障害者」福祉施策について一般質問を行わせていただきます。初めにお断りしておきますが、私は厚生病院委員会に所属しております。今、審議会にかかっている問題については省かせていただきます。老人、障害者というのは、老人福祉と障害者福祉のバランスについて、主に障害者福祉施策について質問をさせていただきます。と思います。

和泉市におきましては、御存じのように12月10日、初めて障害者の8団体でキャラバン行動が府中駅周辺で行われました。一昨年、8団体の方々が手をつないで皆さん方の大きなバックアップの中でわたぼうしコンサートを約1,300名が集まって開かれて以来、ようやく障害者が自立をし、社会参加をしていくという大きな流れが、ついせんだっての若者の集いの成功も含

めまして脈々と続いているのではないかと非常に嬉しく思っています。

折しも、1993年11月27日に障害者基本法が参議院において成立をいたしました。この法律については皆様も御存じだと思いますが、改めて障害者の自立と積極的な社会参加を促すための障害者基本法という中身であります。その中で特に私たちが心を寄せたいのは、政府に障害者基本計画の策定を義務付けていること、それから、障害者団体から批判が多かった「心身障害者」とか「対策」という言葉が削除されてまいりました。そして、12月9日を「障害者の日」と定められました。

私たち市町村におきましても、この法の中で都道府県あるいは市町村の段階で障害者施策に対する基本的な計画の策定をするよう努めなければならない、と法律の中に盛り込まれています。既に大阪府においても、障害者の基本10カ年計画の策定に向けついせんだって公聴会が行われ、中間的な方向性について、この中で審議会のそれぞれ委員さんの方から報告がされたところでもあります。

それに関連して和泉市では、老人保健福祉計画の策定が着手されていますが、障害者福祉計画についてはできるかできないか、その点について前向きな検討が行われているかと思っておりますので、市の態度をぜひ聞かせていただきたいというのが1点目であります。

2点目には、この法律の中にも盛り込まれている障害者の優先雇用の問題であります。現在の障害者の数は、和泉市の細かい数字は持ち合わせていませんが、国の調査数字では、1991年で18歳以上の身体障害者が在宅272万人、施設に入っている方が133万人、そのうち軽度の方が56万人、中度の方が87万人、重度の方が92万人となっています。

1980年と比較すると、特にこの中で多い重度障害者の方が34.7%の増加であると言われています。さらに、知的障害者の方が25万人、精神障害者の方が108万人という膨大な数になっています。私は、ずっとパートの問題ばかりやって来ましたが、パート労働者が全国で何百万人という数から申しますと、パート労働者の半分ぐらいの数に当たるのではないかと考えます。

そのような中で障害者の優先雇用の問題がこの法律の中でもうたわれていますが、国と公共団体の中で障害者の優先雇用をすることという形で盛り込まれています。それに対する公共団体では、今後もシビックセンターを初めいろんな施設がつくられてまいりますが、既成の施設あるいは新しくつくられる施設におきましての障害者の優先雇用の問題とか、もちろん、障害者が車椅子で利用できる当初からの設計がどのように行われているか、その点の考え方を聞かせていただきたいと思っております。

3番目には、重度障害者のミニ授産所の問題であります。毎回、私が質問なりをさせていただいてまいりましたが、現在の実際のミニ授産所に対する助成金では、とてもほとんど重度障



害者がいる作業所では、人的には困難という状況であります。その点では、非常に厳しい市の財政ではございますが、重度加算というものを来年度に検討できるのかどうか、その点について質問をいたします。

2点目の労働政策についてであります。今、非常に厳しい状況です。今年の年末一時金に関してもほぼそれぞれの職場で落ち込みを見せ、物価高の中で働き手の生活難ということがひしひしと感じられています。けれども、さらにしんどい状況としては、求人倍率が泉大津職業安定所管内で7月に0.30という、10人の中で3人しか就職できないという厳しい実態があります。そのような中で地場産業の中小企業の育成あるいは防衛ということが今、非常に問われていると思います。その点については、中小企業向けの融資の実態あるいは防衛のための施策が、和泉市で独自にどのように行われているか、お答えをお願いいたします。

それと、単に地場産業の防衛ということだけでなく、積極的に地場産業を育成、保護していく施策が長期的な形で必要かと考えますが、その場合のネットワークづくりとして、まず、行政と業界と労働者の自主的な生活向上の団体である労働組合の三者による協議会で、そのための施策の検討を膝を突き合わせてやっていくことが大切な時期になっていると考えますが、そのための泉州地域の広域的な施策あるいは自治体独自でそのようなことが検討できるのかどうか、お答えを願いたいと思います。

さらに、労働政策の3点目ですが、300人以上の規模の企業が全くないという実態の中で地場産業の防衛を考えた場合、大企業とか商社による工場閉鎖や買収等に対して小さい企業が手を携えて頑張っていく、同時に労働組合も一緒に頑張っていく。その具体的な例の1つとして、皆さんも御存じかと思いますが、貝塚の方のダイエー工業が、大商社に対して企業と小さな労働組合が1つになって職場を守り、今では、一時金もきっちり払われる会社になっているという、このような具体例が、泉州地域の中でも1つ1つ積み重ねられて来た過去があるかと思えます。

その意味では、商工会が商工会議所に昇格をすることは、事業主の発展として大変喜ばしいことですが、もう一方では、労働団体の積極的な保護と育成の施策も当市において必要ではないかと考えます。そこで、和泉市の各施設において、労働団体が使用する場合の減免がどうなっているか。他市においてはどのようになっているか、その点について教えてください。

それと、労働政策の大きな4つ目ですが、毎回、言ってますパート法がこの12月1日から施行という状態になっています。このことについてのPRを広報を初めいろんな形でシンポジウム等を行っていただけるものかどうか。どのように周知徹底を図られるのかという問題が1点です。

2点目におきましては、このパート法は、和泉市の委嘱事業と言うか、あるいは第三セクターに要請している事業というところに関しては地方公務員法の適用外でありまして、パート法の適用を受ける法人、公社、協会等になるかと思いますが、そこでのパート法をどのように反映されるおつもりかをお示ください。

次に、大きな項目の3点目の女性施策についてであります。この間、ついせんだっても「男と女のフォーラム」ということで大変たくさんの女性を初め皆様方の支援の中で成功裏に集会が行われたことに対して敬意を表するものであります。この女性施策について、この間、推進委員の方々がいろんな調査なり研究を重ねながら施策を策定されていると聞いていますが、これに関しての進捗状況を教えていただきたいと思ひます。

それから、4点目ですが、子供の権利条約は既に11月に閣議決定され、批准を直前にしていると思ひます。子供たちが最善の健康を受ける権利、その中でアトピー施策について、各部署を越えてネットワークをつくって対策を考えていただきたい、とせんだった理事者の方々にお願いをしておきましたが、教育委員会の方でこれを受ける、という答弁をいただき、十分施策が練られたものと期待をしておりますので、その進捗状態についても教えていただきたいと思ひます。

以上ですが、答弁の内容によりましては、自席の方から再質問をさせていただきたいと思ひます。

○ 議長（大谷昌幸君） 福祉事務所答弁。

○ 老人障害福祉課長（金谷宗守君） 1点目の老人障害者福祉関係につきまして、老人障害福祉課金谷からお答えを申し上げます。

まず、1点目の問題でございますが、心身障害者対策基本法が改正され、障害者基本法になったということで、その中で障害者福祉施策計画についての御質問でございます。

本年3月、本市で和泉市福祉計画を策定いたしましたことは、議員さんも御承知のことと存じます。同計画におきましては、もちろん、障害者福祉に関する計画も含まれておりまして、平成12年（2000年）を目標年次とする長期計画として、本市の福祉行政を進める上での基本方針を定めたものでございますので、当面、障害者福祉行政におきましても、この計画をもとにして諸施策の推進を図ってまいりたい、かように考えておる次第でございます。

ただ、これを進める上におきまして、さらに、別の計画の必要性が生じた、あるいはその他諸般の情勢に変化が生じたならば、その情勢の変化に応じて、先生が仰せの障害者施策計画の策定をする場合もあろうかと思ひますので、その策定にやぶさかではございません。御理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、2点目の障害者の雇用問題ですが、障害者雇用につきましては、ただいま申し上げました福祉計画の中にも述べておりますが、障害者が雇用される場を保障されることは、障害者の自立あるいは社会参加の上で非常に重要なことでございます。その意味で今後、市を含めた行政機関、官公庁が率先して障害者雇用の促進に努めるとともに、障害者がその能力を最大限発揮できる職業に就き得るよう、一般企業に対しても理解と協力を求めてまいりたい。それらを通じて雇用の促進を図ってまいりたい、かように考えている次第でございます。

次に、3点目の簡易心身障害者通所授産所運営費補助制度でございますが、この制度の中に重度障害者加算制度を取り入れられるか、という御質問でございます。本市では、以前から議員さんからも御要望をお聞きしております最低通所者人数基準の引き下げ、現在の7人を泉大津市におけるような3人に、ということもございまして、それらも含めまして重度障害者加算につきましても、同補助制度簡易心身通所授産事業運営費補助制度の改善について大阪府にも要望をしてみたい、かように考える次第でございます。

以上でございます。

- 議長（大谷昌幸君） 次、産業部答弁。
- 商工課参事（吉田 稔君） 和泉市中小企業融資あっせん制度の充実について、商工課吉田よりお答え申し上げます。

本市融資制度につきましては、和泉市中小企業融資あっせん制度がございます。貸出限度額につきましては、無担保有保証人400万円、無担保無保証人50万円でございます。この限度額については、従来より引き上げを要請しておりますが、昭和58年以降、各市とも市融資制度の改正が認められない現状であります。しかしながら、このたび、大阪府市長会商工主担者会議で、各市が無担保有保証人600万円、無担保無保証人300万円の限度額まで引き上げができるよう府に強く要望しながら改善に向かって検討しているところでございます。

基本的には、融資が基本であると考えてございます。府の融資制度についても限度額の引き上げ、保証料率の金利の引き下げその他一般事業資金融資の貸付条件の緩和、制度融資の申し込みから保証協定までの期間の短縮等を府に要望し、今後も実現に向け引き続き要望してまいりたいと考えてございます。

2点目の行政、業界、労働組合の三者構成による雇用と地場産業の保護、育成を協議するための協議会を設置することについてでございますが、関西国際空港の開港を平成6年9月に控え、今後、経済面、労働面、生活面において大きな変化が予想されます。こうした状況を踏まえ、市として労働問題を推進する泉北地域の本市を初め各関係行政機関及び関係諸団体が官民の領域を越え、労働の将来あるべき姿を検討するという機運が高まってまいりましたならば、

本市としても検討していきたいと考えてございます。

3点目の労働団体が使用する際、市の公共施設の便宜を図ることについてでございますが、労働団体への施設利用の減免については、市民会館、コミュニティセンターにおいて2分の1の減免が実施をされているところでございます。

また、現在のところ、労働者福祉会館などについては建設計画はなく、働く意欲のある中高年齢者の雇用促進と福祉の向上を図るため、サンライフ和泉や、働く青少年に余暇の生活の場を提供し、勤労青少年の健全な育成を図るため勤労青少年ホーム施設が設置をされています。当面は、これら既存の公共施設を利用していただきたいと考えてございます。

4点目の問題でございますが、パート労働法の啓発活動と実態調査並びに行政機関による研修会等を開催すること、また、同法については、退職金、一時金、賃金を初めとした均衡を図ることについてでございますが、労働実態調査については、平成5年内に実施する計画でございます。

パート労働者に対して関係機関とともに研修会等の開催あるいはパート労働法の啓発に努めてまいりたいと考えてございます。また、事業所に対しましては、パート労働法にうたわれていますパート労働者の均衡待遇を図るよう、関係機関と協調して啓発等に努めてまいる所存でございます。啓発については市の広報に掲載したり、外郭団体等にも申し入れてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

- 議長（大谷昌幸君） 次。
- 女性政策課長（樋渡和子君） 女性施策推進会議の進捗状況につきまして、女性政策課の樋渡よりお答えいたします。

本市における有効な女性プランを策定するため、広く市民の声を反映する組織として、平成4年10月、和泉市女性施策推進会議を設置いたしました。この推進会議は、本市における女性施策の基本的な考え方と具体的な施策を検討し、提言としてまとめることを任務としているものであります。

女性プランのもとになる提言を策定するため、目下、精力的に調査研究、討議をいただいております。1回目から7回目までは、全体で女性問題の学習を初め各委員さんの専門分野から見える女性問題の和泉市の現状や問題提起をし、また、市民アンケート調査の項目チェックなどを行っております。

8回目からは、各委員さんの専門分野を踏まえて3つの部会に分かれて討論中であります。3つの部会とは、教育と家庭、労働と社会参加、健康と福祉でございます。それぞれの部会に

は、部会長、副部会長、そして、起草委員がおります。行政の担当者呼んで施策の現状把握や施設の見学などきめ細かく調査研究されており、いよいよ来年1月から提言の素案づくりに入っていくことになっております。

特に労働の分野につきましては、市内 300の事業所にパートタイムの雇用労働者の実態把握のためのアンケート調査も実施しました。それらの資料を利用しながら、今、各委員さんが分担して素案の骨子を作成中でございます。2月から3月に提言の素案を討論いただき、最終文書にまとめていただく予定になっております。そして、提言をいただきましてから和泉市としての女性プランの策定にかかってまいります。目標としては、平成6年度中に策定したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

- 議長（大谷昌幸君） 教育委員会答弁。
- 学事課長（着本直幸君） アトピー施策につきまして、学事課着本よりお答え申し上げます。

先生が御質問のアトピー問題につきましては、これまで各課にまたがった御質問なり御要望をいただいております。それぞれがお答え申し上げてまいりましたが、なかなか難しい問題でありますので、とりあえず、学校給食を所管いたしております教育委員会におきまして一定、取り纏めるということをごさいましたので、その後、関係いたします保健センター、商工、農林、児童福祉、学事課の5課によりまして情報交換等を行っております。

その中では、例えば保健センターにおきましては、アトピー疾患の治療は長期にわたることもあることから、医師とよく相談し適正な治療を進めることが大切であり、特に食物の制限については医師の指示、監督が必要であり、親の一方的な判断は好ましくないことから、検診時におきまして保護者向けの親子教室を実施し、アトピーに対する栄養指導やアレルギー疾患についての健康教育等保健指導を行っております。

また、商工課におきましては、消費生活のは幅広い知識の習得及び複雑多様化いたします消費問題に対応するため、食品添加物等を含めた各種講座を開催しております。

農林課におきましては、植物病害虫防除員就任や農業生産の安定の上で重要な役割を果たしている農薬の使用について、農産物、作物、農薬使用者の安全や環境保全確保のため農薬の使用、管理の適性を図り、被害防止等万全を期しております。

児童福祉課におきましては、看護婦、栄養士合同アレルギーグループによる健康保持増進と食事サービスの充実に向けての研究や、保育園におけるアレルギー疾患を持つ園児を対象に保護者の依頼によりまして医師の診断と指導のもと、子供の状況に応じて給食での除去食を実施しております。

教育委員会におきましては、複雑なアレルギーを持つ児童生徒に対しましては、一定の配慮、

指導をしながら弁当持参を認めております。また、食物アレルギーを持つ子供の対応につきましては、栄養士だけでなく、給食主任に対しても基本的な知識、対応の方法について研修を実施しております。

献立作成の上では、食事型反応を起こしやすい日本そばやそば粉の使用は避け、中学校では運動量が多いので、運動誘発性のアレルギーを起こす可能性があるえび等の大量使用に注意をしております。また、大豆アレルギーも多いので大豆を原料とする油を止め、菜種油を使用しております。また、食品添加物、低農薬野菜、果物の使用については、食物アレルギーに限らず、学校給食は、安全でおいしいものを提供することが基本でございますので、常に調査研究をいたしております。

これらの情報交換をもとにして、5課におきまして対策についても協議を行いました。アトピー問題については、様々な要因や素因が原因と言われております。例えば食物、食品添加物、農薬、住環境、遺伝性によるもの、また、最近では、ストレスが原因であるとも言われております。医学的にもその因果関係が立証されていない現状では、その対策は非常に難しく苦慮している状況でありますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

○ 5番(上田育子君) まず、障害者福祉施策について再質問を行います。

和泉市におきましては総合福祉計画が策定をされたので、老人保健福祉計画は策定するが、現在のところ、障害者の基本計画については策定するつもりはないけれども、諸般の情勢の変化がある場合はする、という非常にあいまいな答弁がありました。

御存じのように老人保健福祉計画ゴールドプランにつきましては、具体的なヘルパーとか施設の数など必要数をいつまでに満たすという計画であり、その意味では、非常に総合福祉計画の中でごく抽象的に盛り込まれていることの実践版として具体化していくという計画であろうかと思えます。それと同じように総合福祉計画の中で障害者の分がごく抽象的に書かれている。そのことを具体的に実践計画として盛り込まれていくのが、この障害者の基本計画の策定の中身であり、また、府においても10カ年計画ということが準備をされているところだと思います。その意味では、先ほども言いましたように障害者の方々が本当に不自由な身体の中で一生懸命に自立と社会参加のために頑張っておられ、また、それぞれの団体が手を結びながら1つになって、和泉市のまちづくりの中心として自分たちも頑張っていくのだということによっておられる。それに対して具体的な長期計画については、入り口の段階で情勢の変化がなければつくりたくない、という態度が福祉事務所で見られることに対して非常に遺憾に思います。

この情勢の変化というのは、一体、どのような情勢の変化が、これ以上障害者団体の方々や市民の方々がつくり出せば動いていただくことになるのかどうか、その点について再度、質問

をさせていただきます。

それから、重度障害者あるいは障害者の優先雇用に関して、和泉市における公共団体の中での優先雇用も行っていく、事業主に対するPRも十分行っていく、という答弁であったと思います。この間、障害者の日に泉大津職業安定所に行きましたが、障害者雇用の窓口があります。今まで職業安定所が障害者雇用の登録を実施して以来、既に87名の方がそれぞれの事業主さんに受け入れてもらえるようになっていっている。現在、登録をされていながら就職先が見つからない人が、重度の方が中心かと思いますが、15名いらっしゃると聞きました。

そこでの事業主に対する受け入れの要請は当然ですが、まず、和泉市において公共施設あるいは自治体の職員としての重度障害者の雇用の窓口について、何とか基本法の制定に伴って来年度は開いていただけるものと期待をしているわけです。そしてまた、私どものユニオンのネットワークにおける大阪府の情報としては、例えば吹田市では、重度障害者雇用が今年の4月から5名行われていると聞いています。そこら辺の重度障害者雇用の独自の枠というものを来年度につくる予定があるのかどうか、その点について答弁をお願いしたいと思います。

そういった雇用がなかなか進まない中では、ノーマライゼーションと言ってもあくまでも中学校まで一般の普通学級に入ることであり、その後、養護学校に行って、そして、それでも家庭にしか行くところがなく、やむなく自主的につくられたミニ授産所というのが今度も1つつくられていく実態です。そこでの経済的なやりくりは本当に大変なものがありますが、重度障害者加算を和泉市でつくってほしいということに対しては、和泉市ではできない、ということです。

他市におきましてはこのような場合、ヘルパー制度とタイアップしながら、自分の子供をヘルパーとしてみることはできないけれども、他人の子供を別のお母さんがヘルパーとしてみていくという形で、ヘルパー制度を活用しながらミニ授産所の運営をしている市もあると聞いています。この辺の運用上の改善でそれぞれミニ授産所の運営をしておられるお母さん方は、この間、府のヘルパー研修で2級あるいは3級の資格というか終了証を持っておられる方が多いですが、この方たちが実際に他の仕事にも就けず、個々の授産所で週に何回か無料で働いておられる実態があります。例えばヘルパーの登録をした場合、このお母さん方について、登録ヘルパーと同じような保証というか収入があるというシステムを検討することができるかどうか、その点について答弁をお願いしたいと思います。

- 老人障害福祉課長（金谷宗守君） 第1点目の件でございますが、福祉計画におきましては、一応、およそ10年先を見通した長期的な計画ということで、将来の変化も見込んではいるところですが、必ずしも、そのとおりいくとは限りません。そこで、福祉計画で予想していなかつ

た変化等がございましたら、その情勢の変化に対応するためにも、一定の障害者基本計画と言いますか、施設計画も策定をしなければならないだろう。いずれにしても、一定の大きな情勢の変化があった場合、ということしかお答えができないところでございます。御了承賜りますようお願い申し上げます。

○ 市長公室次長（石本博信君） 障害者の一定の公共団体の職員としての採用問題につきまして、人事課石本の方からお答え申し上げます。

今、お話になっております障害者基本法の以前の問題としまして、障害者雇用の促等に関する法律がございまして、一定の雇用率の達成が言われているわけですが、その法定の雇用率は一定、充足してございます。

御指摘のように障害者基本法、また、先ほど福祉課長がお答えさせていただいてますように、行政機関が率先して障害者雇用に取り組むことが福祉計画に盛り込んでございます。その採用については、障害者で働く能力と意欲のある人については、一定の雇用創出が言われていますが、実際にどこの職場でどのような仕事が適するののかといった面につきましては、具体化に向けていろいろ関係セクションとも寄って今後、検討していく必要があるというふうには思っています。即来年度からということではいろいろ難しい問題がございまして、今後、関係部局とも検討しながら雇用創出といった問題に取り組んでいきたいと考えております。

○ 老人障害福祉課長（金谷宗守君） 3点目のミニ授産所へのヘルパーの派遣というか、保護者の方々をヘルパーとして扱うのはどうか、という御質問でございます。本市におきましては、原則として当然ながら、福祉施設への派遣というのをやっておりません。制度上では、福祉施設のうち軽費老人ホームの一種であるケアハウスに対してはヘルパーの派遣は可能、ということが国の方針として出されております。しかしながら、本市内にはケアハウスはございませんので、実態としては、福祉施設への派遣は皆無でございます。

そのことからいたしまして、今、お話がございました障害者の保護者あるいは障害者の配偶者の方で確かにヘルパーの2級、3級の資格をお持ちの方もいらっしゃいますが、現在のところ、それをそのまま自分の子供以外の子供をヘルプするという名目でのヘルパー扱いというのは考えておりません。申しわけございませんが、御理解を賜りたいと思います。

○ 5番（上田育子君） 最初の障害者基本計画の和泉市における策定の問題であります。これについては、あくまでも、最初の総合計画をつくるときには老人と障害者は一緒であるというふう、ゴールドプランの中にも障害者問題を盛り込むのだと当初は言っておられ、いつか知らない間にゴールドプランは老人だけになって来た経過があります。

その中で老人を先行するのは別に異存はないのですが、取り残された障害者の具体的な施策



について、国と府から財源が付かない限り動かないというのは非常におかしな話であり、国際障害者10年の中で基本計画をつくるということで、和泉市自身が障害者団体に対して述べられていたと過去に聞いているわけです。今回、新たに基本法が制定をされ、老人保健福祉計画が一方で進行状況になっている中、1日も早く障害者の基本施策制定の準備をされることを強く要望しておきたいと思います。

それから、障害者雇用の問題であります。関係セクションで検討していきたい、というお話でありましたが、この関係セクションの行政機関の受け皿の問題と同時に、障害者団体の方々がどこで何の仕事をしたと期待しているかについて十分な話し合いの場を持った上で、その要望を取り入れる形での検討をぜひやっていただきたいと思います。

この間、シビックセンターでいろんな施設も検討されていると思いますが、そういうところの食堂で障害者雇用ができないものか、あるいは、今後、つくれていくであろうリサイクルセンターやデイサービスセンター等で障害者がどのような仕事ができるのか、そのことを真剣に検討していただきたい。とりわけ、就職困難な重度障害者の雇用問題について、何とか行政として窓口を開いていただくことを強く要望しておきます。

3つ目には、ミニ授産所の運用の問題です。昨日、堺市のあるお母さんとお話をして感動したんです。自分の息子は障害者ですが、佐野工業高校の定時制は受け入れてくれる。その方は、在日韓国人です。佐野工業高校では、語学が英語と朝鮮・韓国語の2つが選べるとなっています。その高校にどうしても子供を通わせたいが、自分としては、その子供を送り迎えすることで非常に縛られることになるので、その送迎も含めて子供同士で別の子供をヘルプすることで、ヘルパーとして何らかの形で雇用してもらおうと考えているんだ、というお話でした。

今、和泉市では、先ほどのお話で重度加算が財政的、制度的に窓口が開かれないにしても、現にある制度を運用しながら1人ひとりの障害者とその家族の自立のために心温まる運用面での最大の配慮が堺市や泉佐野市で行われているわけです。和泉市では、障害者が入る高校すらなくて、和泉高校の定時制に行ったり、佐野工業高校の定時制に行ったりしている方たちが先生も含めて送迎をしているという実態です。和泉市の中では、どこの高校が受け入れてくれるというところさえまだ開拓ができていなという残念な実態の中で、やはり心が通うようなヘルパーの運用面でのミニ授産所に対する何らかの改善を強く要望し、この項については終わりたいと思います。

- 議長（大谷昌幸君） 質疑の途中でありますが、ここで、お昼のため1時まで休憩いたします。

（正午休憩）

(午後1時00分再開)

- 議長(大谷昌幸君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。
- 上田議員の一般質問について、再質問から続けてください。
- 5番(上田育子君) それでは、労働政策について、再質問をさせていただきます。
- まず、不況対策に関する融資問題であります。先ほどのお答えの中で和泉市の市単独融資制度については、無担保有保証人の限度額が400万円、無担保無保証人限度額が50万円、それに対して堺では無担保限度額が600万円、無保証人限度額が300万円、岸和田市も同じ。他方、泉南各市においては、無保証人限度額で和泉市と同じなのは岬町だけ、すべての市と町が和泉市を上回っているという実態が報告をされたかと思ます。

私も新しい機械を買うため何とかおカネを借りられへんか、ということで窓口にお伺いをしたところ、やはりこのような実態が報告をされておりました。もちろん、府の融資制度もあるということですが、府の融資と和泉市の融資の利息が0.1%違うということで、これは大きな差につながっていくと思ます。

そういう中では、今までも努力をされてきたらしいですが、10年間もこの額が動いてないということです。泉州各市町の中で最低の限度額で果たして十分な地場産業の防衛ができるのか、非常に疑問であります。再度、市としても重大な決意でこの限度額を引き上げるよう要望しておきたいと思ます。

それから、地場産業の防衛と発展のための行政、事業主、労働組合の三者協議会をつくっていただきたい、ということに対して、そのような方向で検討している、ということですので、さらに、一層の努力をしていただきたいと思ます。

とりわけ、労働基準法の改正、パート法の改正、先ほどの障害者基本法の改正の障害者雇用の問題など、事業主の協力を得なければならない問題が目白押しでございます。他方、労働団体も同時に共同で地場産業の防衛と発展で健闘していかなければならないという地元からの要望も上がっていると思ます。そういうことも鑑みて1日も早く泉州地域における広域の三者協議会とともに、和泉市におきましても早期に三者協議会をつくっていくことを要望したいと思ます。

3点目の労働団体の和泉市における施設利用の状況ですが、事業主の方では、商工会という集まる場所がありますが、和泉市の中で労働会館あるいは勤労者セツルメント、勤労会館とかのに名が付いた、和泉市の勤労者が生活の向上を目指し、あるいは社会参加をして行く自主的な活動の場として自由に使える場所は1つもありません。

例えばお隣の高石市においては、労働団体が使用する場合、施設は全額免除になっています。市民会館あるいは地区ごとの集会所、市内の公園、婦人文化センター、体育館、テニスコート、運動広場、野球場、野外活動センター、温水プールなどは、すべて労働団体が活用する場合は、全額減免になっている仕組みをつくっていただいています。泉大津市におきましても、勤労青少年ホームは2分の1の減免であり、市民会館にしても、これは市民が利用する場合ということで2分の1の減免となっている実態であります。

そのような他市の労働団体を保護育成し、地場産業を活性化させていく施策を和泉市もできるだけ取り入れていただきたい。現状、労働団体が活用できる2分の1の減免施設はただの2つということですので、この点の大きな改善、善処をお願いしておきたいと思います。

それから、労働政策の最後のパート法の関係ですが、よくわからなかったんですが、パート法の徹底のための啓発活動、シンポジウム、実態調査等をしていただくということでした。第三セクターの福祉公社、公園緑化協会、管理公社等では、少なくとも、福祉公社は募集していましたので非常勤の方がおられると思います。その場合のパート法の適用、賃金、一時金、退職金等の正職に準じた適用ということについてどのように考えておられるのか。それから、これに準ずるといって来年度、和泉市においては、退職金の制度化、厚生年金、一時金の問題についてどのように考えられるのか、再質問をさせていただきます。

- 産業部長（大塚孝之君） パート労働の関係につきまして、産業部の方からお答えをさせていただきます。

御意見をいただいております4つの公社に対して、パート労働法が施行されることに伴いましていろいろ啓発、指導も含めてやってはどうか、という御質問かと思っております。先ほど、参事の方からも若干、お答えをさせていただきましたけれども、この12月から施行されるパート労働法につきましては、私どもは、市内の企業も含めまして商工会等を通じまして啓発、啓蒙に努めてまいりたいと考えているところでございます。合わせまして、4つの公社がございまして、そういった部門につきましても、同様に啓発活動を進めてまいりたいと考えているところでございます。

- 市長公室次長（石本博信君） 和泉市で働く非常勤職員の問題でございますが、市役所で働く非常勤嘱託員の勤務労働条件につきましては、これまでも一定の改善を図ってきたところでございますが、再三にわたって御質問、御要望をいただいております退職金の制度化につきましては組合との協議が整いまして、来年度から実施いたしたく準備をいたしているところでございます。また、本年度は、その経過措置として補正予算に計上させていただいているところでございます。

また、厚生年金等の問題につきましては、これまでもお答えさせていただいておりますように、本市に勤務する非常勤職員の実態は、実に様々な勤務形態をとっておりまして、その整理も必要でございます。さらに、検討を必要とする問題と考えております。

以上です。

○ 5番（上田育子君） 時間がないので、福祉事務所とか教育委員会にはお尋ねをしません。管理公社、福祉公社あるいは公園緑化協会等に対しては商工課の方では啓発をされる、ということですが、当該組織の中に役員を送り込まれておりますので、ぜひとも1日も早くこの法の適用を行っていただくことを要望しておきます。

さらに、和泉市の非常勤職員に対しまして、ようやく退職金の制度化をしていただいたことで非常にありがたいと思っております。この点については、掛け金が非常に低いということも聞いております。さかのぼって現状回復ができるよう強く要望しておきます。

厚生年金については、検討する、というお話ですが、これについては、本当に働く女性の基本的な人権の問題であります。そのことを重く受けとめていただき、早急に改善策を行っていただくよう要望しておきたいと思っております。

それから、3点目の女性施策の進捗状況についてお伺いをしました。来年3月ということですが、その点で幾つかの要望をしておきたいと思っております。女性の自立、社会参加について、経済的にしんどい状況になってしまった立場というのは、生活保護世帯の女性や老人、障害者を抱えながら母子家庭として生きていかなければならない女性たち、あるいは就職差別という状態の中で、なかなか就職ができないような民族的な差別あるいはこの間、同和行政等いろんな改善もありましたが、まだまだ就職差別という実態も残っているかと思っております。

その中で自立をし、社会参加をしていこうという女性たちの意見あるいは働く女性たちの労働組合の意見等が、十二分にこの施策の中に反映をされていくような話し合いの場を、ぜひとも何回か持っていただきたいということを強く要望しておきたいと思っております。

それから、シビックセンターの中に女性センター、女性会館が検討され、かなり具体化されているというお話があったわけですが、その内部の設計、運営についてもできるだけ女性の視点を入れていくよう、女性の建築技師の登用もぜひともお願いしておきたいと思っております。

何か起こったとき、女性たちが一番身近に相談するのがこの和泉市の中でも214名の民生委員あるいは児童委員の方々だと思います。ここにおける女性の比率は、和泉市の場合38.6%しかありません。堺においては51.4%、福祉が発達をしているといわれる豊中では72.1%、枚方においては73.2%、お隣の高石市では55.3%が女性委員が占めておられます。

和泉市の実態を1日も早く改善をされ、子供のこと、お年寄りのことを身近に相談できる民

生委員、児童委員さんが女性であり、また、十分ケースワーカー的な能力を持たれるような指導をしていただきたいと、この点については、特に要望しておきたいと思います。

最後に、女性施策について、母子家庭相談員が週のうち5日とか何日か来ておられました。大阪府の派遣職員ですか、その方が週2回ぐらいに減らされていると聞いてます。本当に私も探しまくったんですが、府の方から派遣していただけないのなら、和泉市で何とか独立した相談員さんを確保していただくよう善処をお願いしておきます。

4点目の子供の権利とアトピー施策についてですが、前回、教育委員会の方で取り纏めていただくということで、いろいろ各課にわたって資料を届けていただきました。特に保健センターが調査してくださった中で、20の園の子供たちの実態を浮き彫りにしていただいたと思います。ゼロ歳児のクラスから5歳児までのクラスで在籍児童数が1,466名、そのうちアトピー性皮膚炎の方が73名、アレルギー性疾患、ぜんそく等も含めると109名、アトピー性皮膚炎の疾患だけでも20名に1人の乳幼児がかかっているという実態が浮き彫りにされたのではないかと思います。この間、その中でそれぞれの課にわたって改善策、研修会等をしてこられたという報告がありましたが、非常に多岐にわたって総合的なネットワークを組んで改善していかなければならない問題が多いかと思えます。今後、どこが中心になって対策をしていただけるのか。

それから、特にその中で農業関係において改善策が求められていると思います。低農薬野菜あるいは有機農法による野菜等を子供たちに提供し続けるには長期計画が必要かと思えます。その点についてどのように考えておられるのか、お答えをお願いします。

- 市民生活部次長（池辺修次君） それでは、健康課池辺より今後の取り組みについて御報告申し上げます。

先ほど、教育委員会の方から担当部局の取り組みについて御報告申し上げましたが、その取り組みの中で諸問題がたくさんございます。つきましては、今後の取り組みにつきましても、やはり保健所の専門職等の指導もいただかなければならないと思いますので、保健所と協議をいたしまして、アトピー対策の充実を進めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

- 産業部次長（松林 保君） アトピー関連の有機栽培、減農薬栽培につきまして、農林課松林よりお答えいたします。

最近の農産物に対する消費者の安全性志向や農家自らの健康管理面から農薬等について注意が払われております。しかし、現実的には品質を高め、労働力を補うためには、農薬や化学肥料に頼らざるを得ないところがあります。また、今までに蓄積された栽培技術を急激に変化さ

せることは、現状の農業経営が困難な中、一層経営が不安定なものとなる恐れがあると考えられます。

市や農協では、有機栽培並びに農薬の講習会の機会の中で農薬の減量化等について情報提供を行ってまいりました。現在、わずかですが、野菜やコメづくりで減農薬あるいは有機肥料による栽培を実践されている農家の方々もおられますので、今後、さらに普及所や農協、農家団体等の協力をいただき、消費者に新鮮で安全な農産物の提供と農家経営の指導等について検討を加えてまいりたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○ 5番(上田育子君) 今後は、保健所長がいらっしゃるところで何か欠席裁判的ですが、各課が保健所に要望し、アトピーの実態把握あるいはその対策について取り纏めをしていくという方向で答弁がありました。ぜひともその方向で形も中身も継続させていただきよう願っています。

それから、特にこの問題についてお話をしていく中で、教育委員会の方では、例えば砂漠に1週間行ってアトピーが直ったそうだ、というお話も伺いましたが、文明病の複合汚染という形の1つのあらわれではないかと感じました。

その意味では、単に保健所等の窓口相談だけでなく、そこでは、少なくとも、アトピーの子供たちに必要だと思われるような住環境あるいは食べ物の環境あるいはストレスが解消できるような一定の広さを持った場所について、1つのモデル保育所みたいな形でアトピー対策室も兼ねた場所づくり、大阪府の方で「夢っ子プラン」というものも出ていると思いますので、和泉市でも開設することをぜひとも検討をお願いしたいと思います。

また、農作物の問題ですが、つくってもどこで売するのか、ということで有機農業をしておられる方のネットワークづくり、例えば生産者が生協と直結するとか、そのことで非常に四苦八苦しているのが実態ではないか。既に和泉市では、大臣賞か何かを受賞をされた阪上さんという実績を持った方もおられると聞いてますし、小田町においては、コメの問題について、法人をつかって栽培を始めておられるとも聞いてます。

そういう積極的な芽について、和泉市自身が受け皿を持って学校給食とか病院等公的な場で積極的に最大限活用していく。そういうことを通じて有機栽培を補助金も出しながら発展をさせていくことについて、今後、アトピー施策を保健所が中心になってやっていただくならば、ぜひそこで計画を盛り込んでいただきたい。

以上で終わります。どうもありがとうございました。



○ 議長（大谷昌幸君） 次に、21番・辻 正治議員。

（21番・辻 正治議員登壇）

○ 21番（辻 正治君） 21番公明党の辻 正治でございます。通告によりまして、趣旨説明をさせていただきます。

私は昨年、市議会議員に当選させていただき、1年になりました。この間、私たちのかけがえのないふるさとのまちまちを歩いて強く感じます。一番心にかかっていることは、現在の時代にかなったまちづくりということです。市民の皆さんが望んでいる道路や公園、排水路、下水道の整備などについて、これまでも率直に質問をさせていただきました。その中で行政の責任ある対応として都市計画法が定められ、そのもとに各種事業が遂行されているということでございます。何分にも素人の勉強でありますのでお粗末とは存じますが、以下、率直にお伺いをいたします。

まず、都市計画税というまちづくりの財源についてであります。都市計画税は、都市計画事業、土地区画調整事業などに要する費用に充てるため、これらの事業によって利益を受ける都市計画区域の土地または家屋の所有者に対して課する目的であると伺っています。税体系の上からはもちろんのこと、納税者である市民の素朴な感情からしても、どのように都市計画税を財源として都市計画事業が推進をされているのか。ちなみに本市の都市計画税は、調停額で14億8,576万6,100円、納税者納税額14億4,308万1,623円、納税者数3万3,053名と平成4年度の実績を伺いました。

そこでまず、お伺いいたします。貴重な都市計画事業の財源がいかに活用されているのか、お示し願いたいものであります。

さらにこの際、お伺いをしたいのは、過去の事業の実施にかかわる借入金の償還等の財源に含まれていると聞いてますが、その実態を過去数年の実績でお伺いをいたします。

次に、都市計画決定とその事業実施について順次、お尋ねをいたします。

まず、その1つは、和泉府中駅前再開発事業の現状と今後の展望についてであります。関西国際空港の立地に伴う周辺整備の一環としての地域整備として計画が位置付けられ、本市としても取り組まれているところであります。関西国際空港の開港も来年9月14、15日の岸和田祭時分と聞いております。泉州新時代の到来に期待の声が高まっているのであります。しかし、その半面、長引く不況で先行き不透明な不安が付き纏っていることもまた現実であります。このような中、本市の玄関であり、本市の顔であります和泉府中駅前再開発事業が今、市民の多くの期待と注目を集めております。

そこで、お伺いをいたします。現在、当事業の進捗状況を御報告いただきたい。具体的な事

業の開始は平成7年度と聞いていますが、順調に地権者の権利調整が進んでいるのかどうか。施設計画の策定、事業財源の見通しについてそれぞれお答えいただきたいと思います。

さらにこの際、お伺いしておきたいのは、再開発事業のメインとなり得る進出誘致を図るべき民間資本の可能性と既存商店の整合性についてであります。経済不況の深刻な中で厳しい環境にあります。どのように展望され、具体的な目標で対応されているのか、お伺いをいたします。また、和泉府中駅前再開発事業は単に駅前のみにとどまらず、周辺の都市整備とのかわりが緊密であることから、極めて市民各層の関心が高いものであります。今後の市挙げての取り組みが絶対不可欠であります。本事業の取り組みの基本姿勢についてお伺いをいたします。

次に、都市計画における計画決定と事業化についてお伺いをいたします。昭和41年に新都市計画法が施行され、幾たびの変更もなされながら今日に至っていると聞きをいたしております。和泉府中七丁目の芦洗公園についてであります。当地域は、和泉市と隣の泉大津市の境界線の接点にあり、極めて公園事業として不自然な立地となっております。今日まで何ら手付かずの放置されたままになっております。地権者は当然のこと、地域住民からも都市計画の不自然と行政に対する不信も募っております。

都市計画法第21条の規定及び第17条、第18条には、都市計画の変更について示されております。当地域の所在地、長年の事業化の放置などを考えますと、計画の変更は当然ではないかと思うのであります。当公園の都市計画決定変更についてどう対処されるのか、または、公園の事業化を図られるのか、お答え願います。和泉府中駅前再開発事業における公園事業との整合性を図り、変更も検討されることも含め御所見をお伺いをいたします。

また、都市計画道路の事業推進についてであります。既に計画決定をされて20年、30年と歳月がたち、何ら事業化の見通しが図られようとならない幻の計画が数え切れないほどあるように都市計画地図に描かれております。都市計画法の目的や趣旨は一定、理解はいたしますが、この際、お伺いしておきたいのは、都市計画道路の事業推進は、年次的にどのような進行状況であるのか、その実態をお伺いをしたいと思います。

また、和泉中央丘陵のトリヴェール和泉の事業が推進されてきておりますが、都市計画道路事業の進行と密接な整合性が図られなければなりません。和泉中央線、光明池春木線、池上下宮線等々の事業推進はいかように図られるのか、合わせてお伺いをいたします。

最後に、高齢者の社会参加のネットワークづくりに取り組まれてはどうか。人は人間関係の中に生まれ、人間関係の中で一生を終わると言われています。祖父母、父母、子、孫という血縁を中心とした縦糸の人間関係、夫婦を初めとした友人や社会に広がる横糸の人間関係があります。人生50年と言われた時代のほとんどの人は、家庭内の縦糸の人間関係に託して生きてま



いりました。

今、人生80年と言われる時代は、人生縦系の間人間関係だけでは支え切れなくなっています。孫を余生の生きがいと言っても、孫はあつという間に成人し、やがて人の親となります。親子三代から四世代の到来が今日の状況でございます。横系の間人間関係が長くなり、縦系に見合って強くつなぎ上げる必要が生じております。

人生50年型の夫婦は高齢化社会を迎え、対応を迫られています。わが国の65歳以上の人口の割合は12.6%、8人に1人という現状が、いずれは4人に1人という超高齢化社会の到来が予測されています。今の元気なうちに足腰を鍛え、出無精にならないよう社会参加に取り組まれてはどうか。生涯学習、健康増進、スポーツへの参加等いろいろございますが、市内のそういう方々に対し、市内巡回バス等社会参加に対する一部の助成にと運賃の一部補助を強く要請して御答弁をいただき、趣旨説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○ 議長（大谷昌幸君） 理事者答弁。

○ 総務部長（阪 豊光君） 都市計画税の活用並びに事業に対する公債費の御質問に対し、財政課から御答弁申し上げます。

都市計画税は、御質問の御趣旨のとおりでございます。認可承認を受けた都市計画施設に活用されるということでございます。具体的に事業名を簡単に挙げさせていただきますと、道路とか公園緑地、ごみ焼却場、下水とか学校等がございます。

そこで、平成4年度の都市計画税の活用でございますが、平成4年度決算でとらえますと、決算額の中に都市計画税に値する総額としては53億6,100万円がございます。その一般財源といたしましては23億6,700万円でございます。その23億6,700万円に対しまして、都市計画税の使用をさせていただいたという平成4年度の決算になります。

2点目の公債費の関係でございますが、御質問のとおり、都市基盤整備には多額の投資が必要となります。本市の脆弱な財政構造からいたしましてその事業を積極的にやっていく中では、世代の住民間の年間の調整も必要でございます。つまり、公債費で一般財源を補填しているのが実態でございます。御趣旨のとおりこの公債費も、都市計画に対する公債費が年々高くなり、硬直化しているのが実態でございます。

そこで、公債費の都市計画税の総額を平成3年度決算から見ますと、平成3年度では13億6,100万円の公債費がございます。平成4年度では14億8,900万円、5年度見込みでは15億1,600万円と、都市計画事業に対する公債費が年々高くなっております。

この中身で一番大きいのは、現在、緊急に都市基盤を整備していかなければならない下水道事業がございます。下水道事業には、平成4年度で約5億円の都市計画の公債費がございます。

その他公園では2億6,800万円、道路では1億1,500万円、また、新住宅開発等における公債費でも3億5,800万円ございます。事業を行うごとに本市のまちづくりを積極的にしていくためには、現時点では、公債費に頼らざるを得ないという状況でありますので、御事情御推察の上、よろしく願い申し上げます。

○ 議長（大谷昌幸君） 次。

○ 再開発課長（橋本通弘君） 和泉府中駅前再開発事業についての数点の御質問に対しまして、再開発課橋本よりお答え申し上げます。

まず、進捗状況、今後のスケジュール、地権者の権利調整でございます。まず、進捗状況でございますが、平成3年10月に和泉府中駅前市街地再開発準備組合が設立され、具体的な事業計画案をいろいろ御検討いただいているところでございます。本年9月には、準備組合の中で具体的な施設計画を検討していただくための専門部会として施設計画部会を設置し、個々の施設について研究、検討をいただいているところでございます。

今後の取り組みでございますが、準備組合未加入者の加入取り付けはもちろんのこと、早い時期に事業計画案を作成し、広報活動を積極的に展開してまいりたいと考えております。

ただ、先生も御承知のとおり、再開発事業を取り巻く社会経済情勢が非常に厳しい状況でございますので、地元準備組合とも十分協議しながら、事業の積極的な推進に取り組んでまいりたいと考えております。

今後のスケジュールでございますが、地元合意形成の状況、社会経済情勢にもよりますが、一定の事業計画案がまとまると、次に法的な手続きとして都市計画決定、組合設立、権利変換、工事着手、事業完了というスケジュールになるわけであります。

なお、現在の準備組合の加入状況でございますが、権利者数335名のうち加入者数248名、加入率は74%でございます。地元合意の形成の状況が事業を左右する重要な要素であることから、今後とも、地元住民の御理解を得るよう努力してまいりたいと考えております。

続きまして、施設計画、資金計画の見通しでございます。施設計画につきましては先ほど申し上げましたとおり、現在、施設計画部会の中で住宅、商業等個々の施設について、現在の厳しい社会経済情勢のもとでの現状認識や和泉府中駅前の立地、地域性を考慮し、個々の施設について計画案を検討いただいているところでございます。その上で全体の施設計画案を作成していきたいと考えております。

なお、一定の施設計画案がまとまりましたら、施設計画案に対応した資金計画案を作成し、事業の採算性についても検討してまいりたいと考えております。

続きまして、民間投資の可能性と既存商店街との整合という問題でございます。昭和62年度

に地区再生計画における施設計画案においては、大型ショッピング、ホテル、住宅などの施設構成を提案しているところでございます。しかし、社会経済を取り巻く環境は、消費動向の落ち込みなど非常に厳しいものがございます。しかしながら、和泉市の将来性、立地状況を考えれば、様々な施設需要はなお高いものがあり、この地域での民間投資の可能性は十分あると考えてございます。また、民間企業においては、多種多様な業態の展開がされつつあり、和泉府中においてもそれらの動向にマッチした施設構成を考え、人が集い、憩い、親しめる施設計画とすることにより企業進出魅力のある再開発としたいと考えております。

また、この再開発周辺地域の既存商店街などとの再開発計画の商業施設との関係でございしますが、既存施設との共存共栄でき得る内容にするほか、区域内の公共施設計画についても、既存の商店への人の流れを十分に確保するよう配慮するほか、大規模小売店舗等の集客効果により消費者の購買需要を喚起し、周辺商店街も活性化されるよう配慮したいと考えております。

次に、再開発事業の取り組みの基本姿勢でございします。駅前再開発は駅前地区のみならず、周辺地域については和泉市の都市整備政策の上で重要な位置付けになるのは、先方が御指摘のとおりであります。具体的には、都市基盤施設の整備効果、開発施設の整備による周辺への利便性、快適性の向上などであります。開発地域の住民は無論のこと、全市民の関心は非常に高いものと認識しております。

駅前再開発地区と再開発地区の周辺との調整を含め整合を図ることが重要でございします。そのため事業推進に当たりましては、関連公共施設の調整等再開発に関係する部署が多岐にわたるため、本年7月、庁内組織として和泉府中駅前市街地再開発事業推進委員会、また、下部組織として関係課長からなる専門委員会を設置していただいたところであります。今後、この委員会を中心に全庁的に取り組んでまいりたいと考えております。よろしく御願い申し上げます。

○ 議長（大谷昌幸君） 次、答弁。

○ 都市整備部次長（山下喬三君） 芦洗公園についての2点の御質問に対しまして、公園課山下からお答え申し上げます。

お尋ねの芦洗公園は昭和35年3月、児童公園として一部泉大津市域も含め約4,000㎡、17筆、4名の方々と都市計画決定をいたしております。その後、昭和60年3月に水路、里道などを含め区域の変更を行い、現在の約6,500㎡になったものでございます。

途中、事業化すべく昭和46年12月、2筆、478㎡を買収いたしました。その後、引き続き買収を行う計画でしたが、第1次オイルショックによりまして市の財政状況が悪化し、引き続き買収ができなくなったということも先代の課長から聞いております。その後、市は事業化に向けて何ら手立てを行っていないのが現状でございします。この権利者に対して大変申しわけないと

思っている次第でございます。今後、事業化に向けましては、駅前再開発事業とか行政境界の問題等も踏まえながら前向きに検討してまいりたいと考えてございます。

また、都市計画の変更につきましては、当初、決定したいきさつもございますので、大変難しい問題だとは思いますが、御理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

○ 議長（大谷昌幸君） 次。

○ 道路課長（関 和直君） 都市計画道路の全体の整備状況につきまして、道路課よりお答え申し上げます。

平成5年10月の都市計画道路の変更に伴いまして、現在、都市計画道路は30路線、計画延長にして7万6,960mでございます。このうち整備済み延長といたしましては3万0,210m、事業中の延長としては1万4,410mでございます。未着手延長といたしましては3万2,340mとなっております。

また、30路線のうち全線開通している路線は7路線、事業中の路線は11路線でございます。それから、部分施行済み路線は5路線、未着手路線としては7路線となっております。現在、トリヴェール和泉の地区内についても、面整備の都市計画路線としてそれぞれ10路線の整備を図っているところでございます。

先ほど、辻議員さんの方からお話のありました3路線、特に中央線につきましては、カンダン部分及び公団地域の隣接部分でありますフノコ池地域の区間につきましては、平成6年度の事業で完了する予定にしております。

また、光明池春木線の進捗状況につきましては、現在、本市が取り組んでいる整備区間につきましては、光明台から国道480号線（泉大津粉河線）までの1,360m区間でございます。この区間のうち光明台から市道和田国分線までの区間につきましては、先般、単価提示を行い、先行買収をすべく事業進捗を図っているところでございます。

また、市道和田国分線から国道480号線の区間についても用地測量を行っており、それが済み次第用地買収に取りかかってまいりたいと考えてございます。

なお、和泉中央線外2路線についての府の施行関係につきましては、谷理事の方から御答弁申し上げます。

○ 議長（大谷昌幸君） 次。

○ 建設部理事（谷 俊雄君） 建設部理事谷より大阪府が実施する和泉中央線と池上下宮線についてお答え申し上げます。

和泉中央線のうち大阪府の残事業区間であります府道泉南線から国道26号線までの区間につきましては大変な交通混雑を来しておりますので、常々、大阪府に対し早期拡幅整備を要

望しているところであります。

大阪府におきましても、この道路の重要性から平成3年度に予備設計を行い、道路構造等の技術的検討を進め、平成4年度末には、府と市の間で用地取得に関する基本協定を結び、現在、先行買収を進めているところでございます。また、平成6年度よりJR阪和線との交差協議並びに関係機関との協議を行う予定と聞いております。

次に、池上下宮線につきましては、大阪岸和田南海線からJR阪和線までの区間につきまして大阪府が昭和63年に事業認可を受け、和泉市が用地買収を行っております。現在、この区間の用地買収の進捗は75%が買収済みでありまして、買収済みの用地については文化財の調査を行い、実施可能なところから部分的に工事を行っております。また、JR阪和線から第2阪和国道までの区間につきましては、本年10月、国の事業認可を受け、用地買収に向けて準備を進めておりまして、準備が整い次第用地交渉に入る予定でございます。

以上でございます。

- 議長（大谷昌幸君） 次。
- 老人障害福祉課長（金谷宗守君） 高齢者の社会参加の関係につきまして、老人障害福祉課金谷からお答え申し上げます。

高齢者の社会参加の促進は、今後の高齢者対策の重要な課題の1つと認識するものであります。高齢者が家に閉じ籠ることなく、就労、学習、スポーツあるいはレクリエーション、ボランティア活動などに積極的に参加することによりまして、活力ある高齢化社会を迎えることにつながるものと考えております。市といたしましても、そのための条件整備を行っていくべきであるという立場で今後も努力をしまいたいと存じます。

そこで、議員さんが御提案の運賃助成についてであります。具体的には、南海バス料金の助成となろうかと存じます。それにつきましては、現在、府下で同じような施策を行っておりますのは、公営交通を営業している大阪市と高槻市の2市でございます。この2市の場合、公営企業である市営バスを市が援助する、あるいはその利用を促進するという立場から、高齢者対策と結合して行われているものであると聞いております。

実は数年前、南海電鉄の側から南海バスの路線がある各市に対して高齢者の無料パスを、という申し出がございました。そこで、本市を含む関係各市が相寄って協議をいたしました。その無料パスを市が持つとなりますと、相当金額が大きくなります。さらに、これを実施いたしますと、見方によりまして、一私企業への補助金の交付と同様の結果となるということから、南海バスに対して各市合同でお断りしたという経過もございます。

一方、本市では御案内のとおり、現在、平成11年を目標に老人保健福祉計画を策定中でござ

いまして、その計画実現のため市としても最大限の努力を行っていかねばならないと考えてございます。大阪府あるいは国の補助はあるものの、市の負担もかなり大きゅうございます。しかも、将来に向かってその負担が増大をすることが確実でございますので、これらのことも含めまして御賢察を賜りますようお願い申し上げます。

○ 21番(辻 正治君) 初めて今回、駅前並びに税の対応についてお聞きをしました。都市計画税は、目的税であるということのはわかるわけでございます。今日、3%の都市計画税が加算され、有効に下水道、道路、学校、公園等多角的に使われておられますが、やはり市民から見てどのように使われているのか、私どもも問われる機会もありますのでお聞きしました。先ほどの説明もよく理解できます。

そこで、関連してお聞きしたいのは、このように都市計画税が加算されて有効に使用されておりますが、開発等によって同じような負担やなかろうかと思っておりますが、年間にどれぐらいの税体系があり、なおかつ、その地域に公共事業並びにマンション建設等に伴う開発負担金の使用については、私どもから見れば、それをその地域に使うことが大事ではなかろうかと私自身も感じております。その点について、ちょっとお聞きかせ願えたらと思います。

○ 総務部次長(阪 豊光君) 開発負担金の使途と、一定の地域に対しての還元という御質問の趣旨かと存じます。

開発指導に伴う寄付金の関係につきましては、毎年度の決算で御報告させていただいてますように、平成4年度での積み立ての額といたしましては6億円。これは開発戸数等によって年々、変わってますが、最近では、6億から8億という積み立てを行っております。

なお、この使途の問題につきましては、御指摘のように開発に伴って周辺環境そのものが変わってくるのは事実でございます。また、開発そのものによりまして、その時点では発生はしなくても、その後、いろいろ河川、道路、下水道なり関連した地域整備も必要になってこようかと思えます。したがって、開発指導に伴う寄付金の使途につきましては、単年度に限って物事を見ることなく、全体的または全市域的に緊急度の高いところから整備をしていく。市全体のまちづくりの観点での基金の活用という考え方で使用しておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

○ 21番(辻 正治君) 今、お聞きしましたように、単年度でなく、長期的な展望に立っての活用ということですが、現実には、開発負担金が相当の額が納められるにもかかわらず、今日の利便性から見て大変な地域もあるように聞いて相談もいただいております。今後とも、私もおカネの使途について、また、儲けることも使うこともしっかり相談にまいってお願いしたいと思っております。今年最後の本会議ですが、おカネの使途について認識もし、報告もしてまい

りたいと思います。開発負担金が納められるにもかかわらず、大変な地域もあるというように歩いて感じておりますので、その旨間違いのないようよろしくお願い申し上げます。

次に、駅前再開発事業の進捗状況と今後のスケジュールというテーマでお尋ねをいたしました。大変膨大な内容ですので、私自身も認識不足で理解はしておりませんが、具体的な目標については、いつも数字の上で聞かせていただいています。335名の地権者というよりは土地の権利者がおられ、そのうち純組合員は248名、74%までまとまっておりますが、あと26%の実態については、その地権者は何筆で、何回話し合いに行っているのか、具体的に聞かせていただけますか。

- 再開発課長（橋本通弘君） いわゆる地権者、それから、借地権者が206名おられます。そのうちで加入者が161名、78.2%という数字になってます。現在、87名の方が未加入でございますが、この方々につきましては、その中で高齢者の中で現状のままでありたいという方、あるいは借地借家などの権利が輻輳している関係で、事業の進捗によっていろんな不安を感じておられる方もございます。

それから、未加入者の取り扱いでございますが、「再開発ニュース」というのを毎月1回程度発行させていただいております。その発行の折には必ず面談させていただき、事業の説明等も十分させていただいております。あるいは個別に面談に上がりまして、事業について理解を求めています。今後、できるだけ多くの方々の理解と同意をいただき、円滑に事業が推進できますよう努力してまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

- 21番（辻 正治君） 長年、そこで住み、一生、そこで絶えるというか、そういう考え方の人も多いと思います。残っているのですからね。そのことは、権利者の調整の具体的な取り組みとして努力をされていることはございますが、まだ、この駅前再開発は、今後の課題として都市計画決定は打たれてない。聞き及ぶところでは、岸和田、泉佐野はもちろん、後からやって来たところでも計画決定ができていのに、ここはなぜ都市計画決定がなされないのか。それは地権者等の合意がない故と理解しておりますが、いつごろの見通しとして立てているのか、お聞きをしたいと思います。

- 再開発課長（橋本通弘君） 都市計画決定を打つとなりますと、事業の網がかぶるわけでございます。できるだけ多くの地権者の合意形成をしていきたい。合意率にもよりますが、できるだけ早い時期、平成7年度ぐらいを目途に取り組んでまいりたいと考えてございます。

- 21番（辻 正治君） 平成7年度という明確な回答をいただきましたが、なかなか残っている地権者の方々に皆さん方が行かれ、本当に心で訴えていただいたので今日まで実現化したと思います。残っているのは何ヘクタールで何件か、ちょっと聞かせてくれますか。

○ 再開発課長（橋本通弘君） 先ほど、権利者数で御報告申し上げましたが、面積でいきますと、宅地約4万㎡、未加入者が1万4,500、率にして約35%の方が準備組合に加入いただけないという状況でございます。

○ 21番（辻 正治君） 大変かと思いますが、地権者の声をしっかりと心に聞きとめて1日も早く実現化していただきたい。

次に、施設計画と資金の見直しについて、先ほど、多額な資金の必要と聞きましたが、62年のときには460億円という目標を設定、市では63億円、今後、補助金、負担金等をもらって最終目標はいかほどと考えておられますか、お聞かせください。

○ 再開発課長（橋本通弘君） 資金計画につきましては、今、先生が言われました62年に策定いたしました再生計画で総事業費約460億円、うち一般市費が63億円という数字でございます。特に再開発事業の資金計画につきましては、地価の動向と施設構成、施設面積によりまして非常に資金のボリュームが変わってまいります。資金計画につきましては、施設計画に基づきまして一定、見直しを行ってまいりたいと考えてございます。現在は、62年に策定した資金計画でございます。今後、施設計画案をつくる中で再度、見直しをしていきたいと考えております。

○ 21番（辻 正治君） その見直しはいかほどか、金額であらわしてくれますか。

○ 再開発課長（橋本通弘君） 具体的な施設計画を計画しておりますので、それに合わせて資金計画をつくっていききたいと思います。現在、具体的な資金計画については、再生計画時の資金計画しか出ておりません。

○ 21番（辻 正治君） よくわかりました。今後、施設計画と資金計画を立て、平成7年度にはしっかりと着手できるよう進めていただきたい。資金計画については聞くことはできませんが、理解をしておきます。

進出誘致を図る民間資本と今日の既成の商業施設との整合性についてお尋ねをしておりますが、人が集い、憩える、親しみのある場所にしてまいる、というお答えがございました。私どもとしても、昔から他市の方に買い物によろ行かず、マッチ1つ使うにも府中で買わせてもらった記憶がございます。何を買うにも地元ということでした。今、大きな高島屋や西武を誘致する計画もあろうかと思いますが、地元との整合性の具体的な考えを理解できるよう御説明願えたらと思います。

○ 再開発課長（橋本通弘君） 地元商店街との施設計画の調整ですが、今の準備組合の役員さんの中に商店街の方も入っていただいています。その中で施設計画案についていろいろ御意見を伺いながら、できる限り整合性を図っていきたくておりますので、よろしく御願ひ申し上げます。



- 21番（辻 正治君） 何を聞いても漠然とした、どちらも絵に描いたもちみたいな話をしていますので理解しにくいんですが、とにかく周辺商店街の活性化を図ってやると、この駅前再開発に自信がないと訴える力が弱いと思います。大きいのを誘致するが、細かいのは知らん、というような酷なことは言ってないと思いますがね。皆さん方が第一義なんや、としっかり自信を持たせてあげていただきたい。われわれはあかんぞ、つぶされるぞ、というような声も地元で聞かわけです。どないなってんや、と聞かれても、私どももどないなってるんかわからんじまいです。せやなあ、と言って帰ってくる状況の感じです。

そこで、駅前再開発については、皆さん方は一生懸命にやっただいてますので、一度、最高責任者の田中助役に基本的な考えをお尋ねいたします。

- 助役（田中昭一君） 辻議員さんから駅前再開発につきましていろいろと御意見、御指摘、御提言などをいただいているところでございます。先生が御案内のように再開発は、和泉府中駅前の市街地における都市機能の更新と豊かな生活空間の整備という面で極めて重要なプロジェクトの1つであり、市の最重要課題の1つでございます。

本市においても全庁的な取り組みであることから、事業部門を担当しております私が長となりまして、府中駅前市街地再開発事業推進委員会により調整を図っているところであります。地元の一層の御理解を得ながら、厳しい財政状況の中ではございますが、現在の和泉府中をゆとりと潤いのある国際的なまちに再生するよう、積極的な事業推進に取り組んでまいりたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

- 21番（辻 正治君） 国際都市にふさわしい和泉市の玄関口に、という助役さんの決意のとおり取り組んでいただきたいと思っております。

最後にもう1つ、駅前再開発とともにその周辺の開発をされない地域とのかかわりという面でお尋ねをするわけです。駅前再開発は素晴らしい高層化し、まち並みができてまいりますが、その踏み切りを越えた肥子町とか13号線を越えた旧来のまち並とのバランス、もちろん、全部すばっとしてしまえば一括整備もできましようが、私が心配するのは、駅前には背広を着て歩いているが、ちょっと目を脇へやれば、下はバッチで歩いているとか素足で歩いているとか、バランスが取れてないのはいけない。都心としての位置付けがなされ、副都心はトリヴェール和泉という明確な位置付けをしっかりとされるのか。駅前だけ大きいのを2つ建てるのか3つ建てるのか知りませんが、それをやるだけや、という考えなのか、最後にお聞かせ願いたいと思っております。

- 企画調整課長（油谷 巧君） 和泉府中駅前再開発区域の周辺のまちづくりについてはいかがか、とのお尋ねでございますので、企画調整課油谷の方から御答弁申し上げます。

当該再開発計画区域を含めます周辺地域一帯につきましては、地理的に市域の北西部に偏っているとは言え、旧来から相当数の人口が集中してございます市街地を形成し、商業業務とか行政、文化、医療、保健等の機能におきまして、本市の中核的な役割を担ってきた地域でございます。今後、トリヴェール和泉の開発や鉄軌道の乗り入れ等によります中央丘陵部の整備に伴いまして一定の機能分担は考えられますものの、本地域の重要性というものは、これからも一層高まってまいるものと考えております。

このため当地域につきましては、本市の表玄関として整備が予定されております駅前再開発計画区域の周辺に広がる既成市街地にふさわしい安全性、利便性、快適性等に優れた地域とする必要があると考えている次第でございます。現在でも駅前再開発への取り組みはもとより、公共下水道の整備などの都市基盤整備事業あるいは和気、小田地区の松尾川沿線の水辺空間の快適環境の創出に向けた事業などに鋭意、取り組んでいるところであります。ただ、現在のところ、われわれといたしましては、市域全体に立ち後れている道路とか公園、下水道その他の都市基盤整備、御質問の駅前再開発計画の具体化を初めとする4大プロジェクトの推進等に向け鋭意、取り組んでいる状況でございます。

このような状況の中、御質問の再開発計画区域周辺の地域について、重点的な整備を今すぐに図っていくことについては困難な面もあろうかと思えます。しかしながら、再開発計画地区と調和の取れた良いまちづくりの観点に立って、駅前再開発事業の進捗をにらみながら、関係課ともども努力を傾注していかなければならないという姿勢については、われわれも認識しているところでございます。よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

○ 21番(辻 正治君) 今、課長から答弁をいただきましたが、調和の取れた市民全体に愛される市の玄関口、また、玄関を見れば奥座敷もわかって来るといような顔になるまちづくりをぜひともお願いしたい。今回、駅前再開発に関する切なる私の質問に対して答弁をいただいたことについてはよろしく肝に銘じ、この問題については終わらせていただきます。

次に、関連して公園事業についてお尋ねをいたします。先ほど、公園課長から答弁をいただきましたが、都市計画決定の変更が可能なのか。先ほど言われました内容も理解できますが、私が聞いた芦洗公園は、既に30数年前に計画決定を打ちながら何ら手付かず、市民あるいは地権者からも嘆きの声も聞かせてもらっています。先ほど、答弁をいただきましたが、変更もできるのではないかと、ということですが、具体的にお答え願えますか。

○ 都市整備部次長(山下喬三君) 都市計画決定の変更がこの芦洗公園についてはできるのか、というお尋ねでございます。昭和35年当時、やはりそれなりの理由があって計画決定を打ったものと思えます。ですから、この公園についても、ただ単に変更するということは、非常に難

しい問題だと思います。もし、変えるということであれば、それだけの理由が必要でございますが、今のところ、あの地域一帯にそれなりの理由というか、より良い条件が見当たりません。現状、大変難しいと思いますが、そのような状況でございます。

○ 21番（辻 正治君） そんなことはないと思うんですよ。都市計画変更の理由というのはここにきちんと出てます。とりあえず、使わなかったら市長の印で変更可能やとここに書かれています。というのは、使わない公園の土地をそのまま不自然にも置いてあるやないか、そこに家を建てたり、使うこともできないやないか、という嘆きの声がありますが、その点、ちょっとお聞かせ願えますか。

○ 都市整備部次長（山下喬三君） 53条の網かぶせと言いますが、そういうものであれば、地域の一定の条件がありますが、2階以下とか地階はだめとか、鉄筋コンクリート以外の建物、木造、鉄骨、コンクリートブロックなどではできるわけですが、この芦洗公園一帯につきましては、まだ55条という強い網かぶせをしております、建築物も非常に難しい状況でございます。

○ 21番（辻 正治君） 強い、弱いと2つあるということですが、私が見ていたのは弱い方ですね。それでは、買い上げることはできないのですか、ちょっと教えてください。

○ 都市整備部次長（山下喬三君） お答え申し上げます。

計画決定した以上は、事業化に向けて何らかに進めなければいけないと私自身も思っております。しかし、財政事情等がございまして、国、府の補助制度を活用していかなければならないと考えております。

○ 21番（辻 正治君） 私は、最初に財政ということをお聞かせいただきましたが、都市計画税というのはなぜ取ってるんか、と聞いたら、目的税である。その目的は、道路や学校や公園や下水道の費用ということをお教えました。しかし、33年間も取っているんやが、財政がない、財政がない、とこれから30数年間もいくわけですか。先ほど、私もお尋ねしましたが、なぜそれを公園にしてやれないのか、あるいはしようとしないのか。これが私の素朴な疑問です。

○ 都市整備部長（萩本啓介君） 事業化につきまして、都市整備部長萩本からお答えと申し上げます。

公園を事業化する問題につきましては、いろんな方法を組み合わせながら事業化する方策を探っている、というお答弁をさせていただきました。市内には、都市計画決定をされながら、手付かずの公園もかなりあるわけでございます。その中で財源を確保すべく方策を検討しながら、現在まで来ている状況でございます。今後も、そういった面も考えながら都市計画公園の事業化に努めてまいりたい、かように思っております。

○ 21番(辻 正治君) せやから、私は趣旨説明で言いましたが、今まで何ら手付がずの放置していたことに対して、地権者は当然のこと、地域住民からも都市計画の不自然ということで、行政に対する不信にもつながっているのです。声を枯らして言いましたが、わかっていただけてない。そうやな、やっていこう、という前向きな答弁は聞かせていただけないわけですか。

とりあえず、仰山あって大変やなと思います。私自身も21条、17条、18条とわからんながらも変更できるのと違うかと思ってお尋ねしました。まだ、きついものがあるんや、ということですが、きついやつであれ、緩いものであれ買うように実現できるよう、地権者も地域住民の訴えの声も聞かせていただいていますので努力していただきたいと要望して、この内容を終わらせていただきます。

もう1つだけ道路について、3路線も大変な内容です。「幻の道路」と言われています。私も大きな都市計画地図をもらって見ましたが、全部で29本あったように記憶しています。ほとんどこれといってできてない。仰山ありますが、どれが完遂していくのかという基本的な考えをお聞かせ願いたいと思います。

○ 道路課長(関 和直君) ただいまの御質問ですが、先ほども御答弁申し上げましたように、都市計画決定30路線ございます中で街路事業として、また、一般の道路事業として取り組んでおります路線、それと、面整備で整備をしています路線、合わせまして完成路線も7路線ございます。

確かに道路整備のおくれにつきましては、先般来、いろいろ御指摘がございます点も含めまして、今後、さらに拍車をかけて道路整備をしていかなければならないと思っております。特に現在、11路線を着工中でございますので、これら路線を1日も早く完成しながら、新規路線の取り組みもまた図っていきたく思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○ 21番(辻 正治君) 3路線について聞かせていただきましたが、その年度はまだはっきりわかりませんか。

○ 道路課長(関 和直君) 中央線の市整備区間につきましては、先ほど申し上げましたように一応、平成6年度事業で完成めどを立てたいと思っております。

光明池春木線につきましても、かなり事業ボリュームがございまして、総事業費にして約50～60億円ぐらいのオーダーになってこようかと思っております。補助金の導入を図りながら整備をするとしても、最低約10年の年月がかかると思っております。

以上でございます。

○ 21番(辻 正治君) 本当に「10年ひと昔」と言いますが、長い長い歳月を経なければでき

ない大変な事業かと思いますが、努力してやっていただきたいと思います。

最後に、福祉バスですが、南海バスという端なお話が出ましたが、協議の上できない、という結論に達していましたが、よその市ではやっているんですね。これは近い富田林なんです。ここでもやっているんですよ。「巡回バス20日から発車」と大きな見出しで書いてもらうたやつを持って来ました。

福祉の関係で言葉だけ上手にとらえています。その1節を読ませていただきます。短く言えば、府の計画には「老後の生活を消極的な隠居生活としてとらえることなく、1人ひとりの健康状態や能力によって意欲的に応じて積極的に社会とのかかわりを求め、社会の一員として参加していくことのできる社会づくりを目指そう」というものです。

市は、おまけに3本柱なんて書いてますが、「地域の高齢者の日常生活のニーズに現実的に対応しなければならぬ。したがって、地域福祉の充実を目指し、長期的に展望しつつ地域の高齢者の実情を踏まえ、有効な援助を行う必要がある」となってます。

私は、現実的な話をしてやっていただきたいと思い、福祉バスについて、南海バスの一部路線の援助はできないのか。70歳以上を見ても9,200人ほどです。福祉基金もあるわけでしょう。年配者の病人がへたってから、弱ってから使うのではなく、健康な間に使わせてあげたらどうか。幾ら病院で寝ていて福祉が充実をしても、医療が充実していても、結局は、病院で介護するよりも健康なときに活躍をさせてあげたらと思っています。その点、課長、答弁をください。

- 老人障害福祉課長（金谷宗守君） 議員さんのおっしゃることは、まことにごもっともであると存じます。先ほども御答弁の中で申し上げましたが、確かに介護を要する、あるいは要介護老人にならないようにする福祉施策はより大事だという認識は持っております。

老人保健福祉計画のもとになりますゴールドプランにおきましても、「寝たきり老人ゼロ作戦」というものがございしますが、そこにおいても寝たきり老人にならないための施策、社会に参加する、疾病を予防するといういろんなものがございします。その中でも生きがいを与え、社会参加をしていただくのが一番大事でして、これからの高齢化社会では、要介護老人をつくらぬという議員さんの御指摘はまことにごもっともでございます。われわれとしても、その社会参加や生きがいの創出に向けてこれからも努力してまいりたいと思います。

- 21番（辻 正治君） 最後に1点だけお尋ねさせていただきますが、理解はしていただいてますが、何分おカネが要ることです。健康な体づくり、バスの社会参加によってネットワークづくり、という言葉を上りましたが、やはり健康なときから社会に参加させてあげ、そういう集いの中で学習をさせてあげ、1つから3つに、1つから5つに上げていくのだ、とい

う思いでこのような話をさせていただきました。予算も伴ってまいりますので、最後に池田市長の答弁をいただいて終わらせていただきたいと思います。

○ 市長（池田忠雄君） 御趣旨はよくわかりました。高齢化社会の中でどうお元気なお年寄りになっていただくか、達者でいることは、一番幸せだと思います。そのための施策をどうしていくか。現在、審議会で老人福祉計画を御答申をさせていただいているところでございます。そうした御答申もいただきながら、これからの高齢化社会の中で元気なお年寄りをどう育て御活躍いただくかという施策をとらせていただきたいと思います。私もそのように考えております。

ただ、バスの補助という問題については、先ほど、課長も御答弁をいたしましたように、やはり難しさがいろいろございます。前にも南海からお座敷がかかったとき、沿線の市がそれぞれ打ち合わせをし、大変なおカネであるということだけでなく、市営バスを運行している大阪市や高槻市は、市のバス事業の援助という意味合いも兼ねまして補助をしているのが実情でございます。ただ、そういうことをすることが私企業に対する援助になるのではないか、という意見もあったとお聞きをしております。

南海バスは私企業であると同時に、市の山間部の交通機関のポイントになっていただいているという意味では、いつも南海バスの皆さんには、あなたのところは公共性がある、と申し上げている点もでございます。そうした意味合いもございまして、バスの援助についての難しさにつきましても、先ほども申し上げました諸点があろうかと思っております。

議員さんが御指摘のどのようにして元気なお年寄りがより元気に御活躍していただくかという点について、いろんな意味合いでこれからも一生懸命にやっていきたいと考えております。御指摘のように私企業というのは、民間企業という意味合いですが、公益性があるのも事実でございます。その辺も踏まえながら今後、いろいろ検討はさせていただきたいと思っております。

○ 21番（辻 正治君） 長時間、各部署から答弁をいただきまして、大変勉強になりました。今後とも、今、お話がございましたように、お年寄りがより達者で暮らせる方向へ努力していただきたいと思いますようお願いをして終わらせていただきます。

○ 議長（大谷昌幸君） 次に、28番・猪尾伸子議員。

（28番・猪尾伸子議員登壇）

○ 28番（猪尾伸子君） 28番日本共産党の猪尾伸子です。通告に従い、一般質問をさせていただきます。最初に、市立病院での患者への配慮と給食について、何点かお尋ねをしたいと思っております。

去る10月13日付の「タウン情報誌」に「欲しい細やかな配慮」と題する市民からのこんな投

書が載っていました。

先日、係り付けの医師から不整脈と指摘され、市民病院へ心臓検査に行きました。しかし、約30分の検査の間、恥ずかしい思いで一杯でした。というのも、若い男性係り員が見守る中、上半身裸、胸や心臓に機械を張り付けた状態で台の上を歩いたり止まったり、背中を弓なりにそらしたりと、今、思い出すだけでも不格好でだれにも見せたくない姿。係にその旨を伝えると、「皆、そうですよ」とこともなげな返事。再度の訴えにやっとタオルを肩から掛けてくれましたが、どうして検査用の上着がないのでしょうか。検査のためとは言え、もっと細やかな配慮が欲しい。もう二度と行きたくありません。

この投書された方の心情は、あるいは男性には大したことではないと思われるかもしれませんが、同じ女性として私はよくわかります。医師や医療技術者の方は、患者が男性であれ女性であれ、毎日日々、何人もそのような姿を単に治療や検査の対象としてだけ見て何とも思わないのかもしれませんが、患者にしてみれば、初対面の他人の前で裸になるという、普通の状態では絶対にあり得ないことを要求されるわけです。

もし、検査を受けに来たのだからそんなことは当然だ、と考えるならば、それは患者をモノ、商品として見、人間として見ていないのではないのでしょうか。それでは患者の気持ちを汲み取ることにはできないし、患者への配慮は生まれません。患者の側からすれば、検査を受けること自体が重大な結果が出るかもしれないという不安が前提になっている上に、相手は専門家だからうっかりものも言えない。指示されるとおりに行動するしかないと思うのは当然でしょう。この投書された方が、重ねて要求してタオルを掛けてもらったという行為は、大変勇氣あることとさえ言えるのではないのでしょうか。

現在、胸部レントゲン撮影などは、ボタンやファスナーなどがなければ、シャツを着たままで受けることができると思います。この投書にある負荷心電図がどうしても裸のままではできないものなのか。少しでも患者の負担を軽くしようという立場から改善ができないのか、お伺いをいたします。

2点目は、病院給食に関してお聞きしたいと思います。今月8日、医療保険審議会が厚生大臣に提出した建議で保険給付の範囲、内容の見直しの中で、入院給食の自己負担を求めています。国民の生活水準が上がり、医療サービスへの要求も多様化している。病院給食も市場原理を働かせて質の向上を図るべきだ、と述べ、自己負担でサービスが向上するかのようになっていますが、保険給付が自己負担に変わるだけでサービスは改善されません。早い、冷たい、まずいと言われる病院の給食に、さらに、高い、を加えようとしています。

この入院給食費の患者負担を初めとする保険制度改悪に日本共産党は反対をするのですが、

その論議はここではひとまず置くとして、せめて早い、冷たい、を解消するため、適時適温給食を実施すべきだと考えます。府下各市の実施状況と和泉市の取り組み状況、実施の見通しについてお聞かせください。

大きな項目の2つ目は、トリヴェール和泉のまちづくりに関連してお聞きしたいと思います。その第1点は、いぶき野小学校の学童保育についてお伺いをいたします。10月初め、和泉市学童保育連絡協議会から市に対して、いぶき野小学校に「仲良しクラブ」開設の要望書を提出した、という内容のお手紙をいただきました。要望書によれば、いぶき野小学校区の保護者が、いぶき野小学校学童保育設置準備会を結成し、学童保育の設置を要望していること。20人以上の子供たちが学童保育を必要としていることや、89人の署名を添えて提出した、とされています。

これまでの議会で私もいぶき野小学校の学童保育の早期開設を要望してきましたが、これまでの基準だけでは対応できない。状況に応じた対応をする、という御答弁をいただけてきましたが、具体的に市民から要望書が出され、どのように対応するのか、お聞きをしたいと思えます。

2つ目は、シビックセンター整備計画についてです。今議会に先立って開かれた開発事業対策特別委員会で「和泉市公共公益施設整備基本構想調査報告書 シビックセンター整備に向けて(要約)」というのが資料として出されました。9月24日の全員協議会で財団法人都市未来推進機構からトリヴェール和泉センター整備に関する報告書が出され、その内容に市としての具体的な計画内容が示されていないとして、第3回定例会でわが党の原議員が質問をしたところでもあります。

その質問に対して、12月までに具体化する、とお答えになりました。今回、何らかの具体的な内容を盛り込んだものが出されるであろうと期待をしておりましたところ、出されたのが、最初に申し上げた調査報告書であろうと思われます。この調査報告書では、総合センターとして整備すべき施設として、市役所出張所、老人福祉センター、保健センター、文化会館、図書館、女性会館の6施設名が挙げられています。

これら施設名を出した背景として、公共公益施設に対するニーズの状況を述べていますが、それらは総理府、日本自動車工業会、そして、大阪市の調査結果を持ち出しています。和泉市民の施設整備ニーズは、昭和57年の市民アンケートがベースになっています。総合計画を指針とする開発に伴う施設整備だから総合計画策定のためのアンケートを利用したのかもしれませんが、調査時点から10年以上もたっている今日、市民の層や意識、ニーズもかなり変化していると考えるのが当然でしょう。これからつくり出す新しいまちを市民の大きな関心や期待にこ



たえよう、市民の声を生かしたまちにしようという姿勢が全く示されていないことを本当に残念に思います。

調査報告には、庁内でどのような施設が検討の対象になったのか、どのような論議を経てこれら6施設が決められたのか、についても何も述べられておりません。ようやく出てきた施設名ですが、その規模、施設に持たせようとする機能、整備時期などについては全く触れられていません。財団法人都市未来推進機構が出した報告書では、段階整備計画として第1期から3期の目標年次ごとの整備像を示しています。また、先進事例を挙げて様々な施設の面積や機能を説明をしています。

段階整備計画の基本方針では、第1期の整備像としてこのように述べています。都市づくりの促進を図る上で行政施設の早期開設等が望まれる。また、主要施設の段階整備方針では、行政施設等についてもこう述べています。和泉市の行政関連施設は、最低限必要と思われる機能を平成7年の和泉市中央駅開設と同時に整備することが望ましい。第1期に、トリヴェール和泉の都市の成熟度を見ながら必要な公共施設を整備することが望ましい、と述べています。

この報告書に言う第1期とは、平成7年から9年です。駅の開設は7年、その外枠は市民の前に姿をあらわし始めています。その駅の開設と同時に整備することが望ましいとされる最低限必要な行政施設とは何であるのか。その施設はどれぐらいの規模で、どのような機能を持たせ、どこにオープンするのか。その計画をいつ市民に明らかにするのか。そして、今後、施設整備をする上で市民の声をどのように反映させるのか。これらの点について、端的にお答え願います。

さて、平成7年と言えば、桃山学院大学が移転される年でもあります。桃山大学の学生向け住宅を開校までに確保する必要があると、その整備促進のための要綱がつけられました。この要綱を適用しての学生向け住宅が現在、何件ぐらい大学に登録されているか、把握されていればお聞かせください。さらに、大学との覚書を交わしたのも、市と開発協議に入ったものがあればお聞かせ願いたいと思います。

この要綱については、大学に対しての便宜、配慮が行き届いていることに比べ、その要綱に基づき住宅建設を受け入れることになる市民、周辺住民に対する配慮、この要綱に違反したときの歯止めがないこと、などを当初から指摘してきました。この要綱が運用され始め、具体的にその住宅建設の計画が聞こえるや、学生用ワンルームマンション建設反対の声を上げているところもあると聞き及んでいます。このように学生向け住宅建設反対の住民に対して、市は、どこが窓口になってどのように対応されるのか。開発協議の段階で業者、施主に対してどう指導されるのか、お聞かせ願いたいと思います。

自席からの再質問の権利を留保して終わります。

○ 議長（大谷昌幸君） 病院事務局答弁。

○ 医事課長（尾食良信君） 御質問の第1点目の1、患者への配慮について、病院医事課尾食よりお答えさせていただきます。

投書では、男性係員となっておりますが、この検査は、心臓に負荷を掛けながら行う精密な検査であり、場合によっては緊急治療が必要になることがありますので、医師が行っております。検査は、患者の病状により医師が判断し、用意してあります病衣を羽織って行う場合と、衣服を付けないで行う場合とがございます。また、検査室は個室になっており、検査中は、医師以外の職員が入室することはございません。

御質問の件は、治療に必要な対応であったと考えておりますので、よろしく御理解賜りたいと存じます。今後は、衣服を付けないで行う必要があると判断される場合は、患者さんにその旨を十分説明し、納得してもらえるようにしていきたいと思っております。

なお、女性の方につきましては、できる得る限り病衣を羽織っていただくことにしたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

○ 議長（大谷昌幸君） 次。

○ 病院事務局次長（梅山世紀君） 2点目の適時適温給食につきまして、病院総務課梅山より御答弁申し上げます。

1点目の適時適温給食を実施している府下公立病院でございますが、府下公立病院18病院中4病院が実施してございます。この4病院につきましては、市立吹田市民病院、市立柏原病院、市立松原病院、市立枚方市民病院でございます。

2点目の適時適温給食を実施する場合の問題点でございますが、適時につきましては、当該地域における日常の生活サイクル、患者の希望等を総合的に勘案し、夕食は6時以降が適切な時刻と考えております。もし、6時配膳を実施するとなりますと、看護部門では6時の勤務体制が準夜となり、この時間帯では、各病棟では2～3名の人員で配膳、食事の開示を行うことになり、また、外科病棟では、この時間帯に手術後の患者を受け入れることが多く、処置等も重なってまいりますので、勤務体制の見直し、また、栄養給食科においても同様、勤務時間の延長が必要となってまいります。また、各病棟においては、夕方の定期に行う点滴注射を7時から開始いたしますと10時以降にも及び、消灯時間の問題も出てまいります。

次に、保温につきましては、保温食器の使用と保温配膳車の方法がございまして、保温食器を使用いたしますと、保温可能時間が30分から50分程度でございますので、盛り付けから配膳までの時間を短縮しなければならない問題がございます。

保温配膳車を使用いたしますと、1時間以上の保温性がありますが、加温時間が長くなりますと食事が乾燥したり変色したり、腐食の危険性等があり、今後の課題となっております。

3点目の適時適温給食実施の見通しでございますが、現在、検討委員会で問題点をどうクリアしていくか検討中でございますので、この点が整備できれば、早い時期に実施したいと考えてございます。

以上でございますので、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（大谷昌幸君） 教育委員会答弁。
- 社会教育課長（柳川良太郎君） いぶき野小学校学童保育新設について、ということでございますので、社会教育課柳川より御答弁させていただきます。

いぶき野小学校の学童保育の新設につきましては、各方面から要望書をいただいておりますが、開設につきましては4つの条件がございまして、教育委員会といたしましては、これらの条件が整った時点で開設してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（大谷昌幸君） 次。
- 施策推進室長（辻井正昭君） 施策推進室辻井より御答弁申し上げます。

シビックセンター整備に向けての本市の公共公益施設の考え方につきましては、去る12月1日の開発特別委員会において、本市の公共公益施設整備構想調査報告書によって、今後、本市が取り組むべき施設機能の整備メニューとして、行政サービス施設である市役所出張所、老人福祉センター、保健センター、図書館、文化会館、女性会館などを発表させていただいたところであります。

これらの施設機能配置につきましては、シビックセンター北側の行政施設配置ゾーンに一定の位置付けをいたしておりますが、センター整備施設配置については面的に一定の制約もあり、土地取得に際しても、以前にも御報告いたしましたように、公団から譲渡願うこととなりますので、現在の考え方としては、先ほど述べました施設については、複合多機能可能な総合センター的な施設の設置を基本に今後、検討したいと考えております。

これらの整備時期、形態、内容については、今後、トリヴェール和泉の人口定着に伴うまちの成熟と、シビックセンターでの他施設の進捗度並びに鉄道、道路などの交通便利施設の動向を見極めながら検討する必要がある、さらに、市の財政事情等の都合もあり公団から用地取得、建設に対する関係省庁の補助金等の確保についても精査研究を重ねる必要があります。整備時期については、シビックセンター整備目標に沿ってできる限り取り組む予定であります。

なお、庁内原課を主体に検討組織をつくり、先進都市の調査研究を行うとともに、公益的施

設整備の基本的な策定計画に取り組む所存であります。

しかしながら、平成7年に和泉中央駅の新駅が開設されるに当たり、周辺住民やニュータウン居住者の駅利用が望めることから、初期的行政サービス施設である市役所出張所の早期開設が望ましく、具体的には、現在、市内部で検討している窓口事務改善研究委員会の方向性を受け、結論付けたいと考えております。

また、他の施設の規模、機能についてはどのようにするのか、という御質問であります。場所については先ほど御答弁しましたように、シビックセンター北側の行政サービスゾーンに位置付けしておりまして、規模、機能については、市役所出張所を除く老人福祉センター、保健センター、文化会館、図書館、女性会館等各施設の特徴と特異的な総合センター機能をかもし出すことが必要でありまして、これらに施設については、今後、関係原課、また、財政、企画課等の庁内検討組織で基本的な計画策定に向けて取り組む所存であります。

もう1点の市民の声をどのように反映させるか、につきましても、今後、庁内検討委員会の中で十分検討いたしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○ 議長（大谷昌幸君） 次。

○ 企画調整部次長（井阪和充君） 最後になりましたが、桃山学院大学の移転開校に伴う学生向け单身者住宅の整備要綱につきまして、施策の井阪よりお答えを申し上げます。

桃山学院大学の移転開校に伴います学生向け单身者住宅の整備要綱につきましては、議員皆様方には、お忙しいところ二度にわたって御説明を申し上げ、御意見、御指摘をいただきました諸点につきまして検討、要綱の修正をいたしまして、去る11月ごろ広報に掲載もし、受付期間を平成6年1月31日と定め、去る11月1日から施行しております。

現在、大学の方へ申し込み、相談がございますのは件数にして7～8件、戸数にして400戸足らずでございます。

窓口等につきましては、私ども施策推進室が大学当局とお話を進めているところでございます。

以上でございます。

○ 議長（大谷昌幸君） 質疑の途中であります。ここで、3時20分まで休憩いたします。

（午後3時00分休憩）

○  
（午後3時20分再開）

○ 議長（大谷昌幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

猪尾議員の一般質問を続けます。再質問から願います。

- 28番（猪尾伸子君） 先ほどの私の質問に対して、一部、答弁をいただけていない部分があるのではないかと思います。と言いますのは、学生向け住宅建設に反対する市民、住民に対して、市のどこが窓口になってどのように指導されるのか。企画の方が窓口になられるのは、協議の段階も含めて、とお聞きしておいてよろしいのでしょうか。
- 議長（大谷昌幸君） 答弁。
- 企画調整部次長（井阪和充君） 申しわけございません。議員さんがおっしゃった形で、私もどもが一応、窓口となって対応させていただくことと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。
- 28番（猪尾伸子君） それでは、病院の件から再度、1つずつお聞きをしたいと思います。投書の方が、若い係員と誤解をされてこういう思いになられたのであろう、と御答弁の中で言われました。また、女性の方には病衣を付けていただく、と答弁をされました。病衣そのものは、どんな検査にもあるわけですか。
- 医事課長（尾食良信君） いろんな検査がございます。検査によっては、病衣、紙ガウン、穴開きパンツ等用意してございます。
- 28番（猪尾伸子君） やはりその場でお医者さんなり検査の方にすれば、邪魔くさい、手間がかかるとかあるかもしれませんが、患者の立場に立って、こういうものがある、と最初に患者さんに示してあげてほしいと思います。
- それと、どうしても病衣が付けられない状況の検査につきましては、先ほど答弁されましたように、きちんと患者さんが納得ができるよう丁寧な説明をしてあげてほしい。このことは、どのお医者さんやったからどうのこうのじゃなく、市民病院の対応として皆さんに徹底をしていただきたいと思います。
- それから、適時適温給食については、府下18公立病院のうち4つがされている、という御答弁でしたが、これらの4つの病院がいつごろか実施されたか、それもわかればお聞きをしたいと思います。
- 病院事務局次長（梅山世紀君） 吹田市民病院については平成4年6月からと聞いております。市立柏原病院につきましては平成4年10月、市立松原病院は平成4年10月、市立枚方市民病院は平成5年6月から実施をしていると聞いております。
- 28番（猪尾伸子君） 大体、ここ1年余の間にされていると思います。和泉市では、検討委員会で検討中、ということでしたが、それと、実施をするに当たっては、いろいろとクリアすべき問題点がある、ということでした。今、これら実施をされている病院でも、和泉市で様々なクリアしていかなければならない問題点は、当然、今、実施をされている病院でもあったと

思います。それをどのようにクリアをされてきたのか、その辺のことをつかんでおられたらお聞きをしたいのと、今、和泉市で検討されている検討委員会のメンバーとか人員を教えていただきたいと思います。

- 病院事務局次長（梅山世紀君） 検討委員会ですが、適時適温給食を初め外膳、配膳の改善を図るため、当院では、平成5年10月29日に給食改善検討委員会を設置、現在、実施に向け検討中でございます。

構成員は、栄養給食科長を中心に看護部門5名、医師2名、栄養給食課4名の合計11名でもって構成いたしております。現在、できて間もないので、各市の状況なりについて、今後、出向いて検討していきたいと考えております。

- 28番（猪尾伸子君） 11名の方が中心になって検討されている、ということですが、病院内の人の命を預かる仕事ですから、看護婦さんの対応の問題あるいは手術後の対応、点滴の時間とか医療面からもクリアしなければならない問題もたくさんあると思います。そういうことを考えるとやはりどうしても人員配置、人の手を増やさないといけないことが明らかではないかと思えます。人の手を増やすということは、やはり財源も要るところに行き着くと思えます。

その点、本気で市民の健康や入院患者さんの立場に立った医療という面では、病院会計に一般会計からの繰り入れを増やすということも含め、早期に適時適温給食が実施されるよう、市としても積極的に取り組んでいただきたいと思えます。その点を要望し、この件については終わります。

- それから、学童保育の問題ですが、条件が整ったら開設をする方向、と言われました。以前、私がお聞きをしたときにも、校長先生が同意をしている、あるいは必要と認めているとか、空き教室があるとか、20人以上の子供さんがいるなどの条件が必要だと言われました。いぶき野小学校でも一定、その条件が整ってきているように思うんです。後クリアすべき条件なり、現実に20人以上の子供たちが必要だとしている段階で、本当に真剣に開設しようという意気込みで取り組んでいただいているのか。ちょっと念押しみたいになります。その点、もう一度お聞きをしたいと思えます。

- 社会教育課長（柳川良太郎君） ただいまの御質問でございますが、条件の中の関係機関、特に府の補助金等がございますので、府とも協議をしながらできるだけ早い時期に開設できるよう、教育委員会としても努力してまいりたいと思っておりますので、よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

- 28番（猪尾伸子君） 子供たちを主体に考えていただき、ぜひ早期開設に向けて努力してい

ただきたいと思います。

同時に、開設するということが決まれば、必要としている親に対して、その情報とか、いつやってくれるかわからへん、という親もたくさんいらっしゃると思います。

特にここの小学校の場合、北池田小学校と校区を分離する際、いぶき野小学校へ行ったら学童保育がないから、校区としては北池田よりいぶき野へ行きたいが、北池田小学校に残っている生徒さんもいると思います。いぶき野小学校から北池田小学校の学童保育に通っている生徒さんもいると以前、お聞きしました。その人たちにもいぶき野小学校で学童保育ができるので、変わろうと思えば変わる、ということをきちんと情報として流していただくことも合わせてお願いしておきます。

次に、シビックセンターの問題ですが、先日、開発特別委員会に出された報告書ですが、私自身も開発特別委員会のメンバーですのでいただきましたが、これは全議員さんに渡してないと思います。それを渡す予定はありませんか。

- 施策推進室長（辻井正昭君） これは開発特別委員会の委員さんだけに御配付しております。後、委員長さんと御相談の上、配付について検討していきたいと思います。
- 28番（猪尾伸子君） 皆が関心を持っている問題ですし、10月に都市未来推進機構が出した報告書で全員協議会をやられたときの資料は全員にいただきましたし、前回の議会のときに原議員の質問に対しても、12月までにまとめ、皆さんに施設名を明らかにする、とおっしゃってきたわけです。皆さんも待っているわけですから、やはり委員会と同時ぐらいに資料を配っていただきたいと思います。

それから、この資料の中に出されていた6つの施設名の中で先ほどの御答弁では、出張所については、平成7年の駅の開設時に開くことが望ましい、という答弁をされましたが、さきに開かれた委員会では、特にそういうことは言われませんでした。6つの施設を並列的に言われて今後、検討していく、と言われていました。今、こういうところで聞くと、出張所は駅開設と同時に開かないかと考えている、ということです。

これまでもいろんな施設について、早く決めろ、早く市民に明らかにしてほしい、と言ってきました。特に出張所に関しては、トリヴェール和泉の第1次入居のとき、住宅展示場の予定地にプレハブでも建てて仮出張所をつくってほしい、という具体的な提起もしてお願いをしたと思います。それに対しては、部分的ではありますが、出張の受け付けサービスをしていただきました。それは、市のサービス面としてやったという積極面は認めますが、あそこに住んでいる350世帯ほどの人たちは、この府中まで車がないとなかなか来られないという不便などところで毎日、暮らしておられるわけです。1日も早く市役所の出張所がほしい、と思っている

わけですから、7年の駅の開設と同時に作る予定をしているのなら、最低限、それはつくる予定で、となぜ言わないんですか。

もう駅舎はかなりでき上がってますよ。高速道路ができ、高速道路の安全走行の観点から1階だけは開通するまでに足場を外せ、と言われたので、1階だけは全部できてます。前期の開発委員会の視察でもそういう説明を受けました。そこまで駅ができているのに、なぜ市が誘致をし、市が開発を進めるプロジェクトの重要な柱に据えているこのシビックセンターに関して、市役所の出張所をいつ設置するということをなぜ出さないんですか。今、7年の駅開設時に出張所を出すつもりや、答弁されましたが、どこへつくられるんですか。

○ 企画調整課長（油谷 巧君） 一般の開発委員会の中で6つの施設について並列的な説明であった、という御指摘がありました。私からの説明ということではございませんが、私の記憶では、出張所が先行するというような説明であったと思います。

出張所の中身でございますが、トリヴェール和泉に開設する出張所につきましては、窓口事務改善研究委員会である検討しております。さきに施策推進室の方から御説明申し上げましたとおり、当該トリヴェール和泉に開設する窓口につきましていろいろ検討しておりますが、その形態については、出張所とするのが最も適当であろう、という結論に達しています。

その開設時期でございますが、平成7年度中の早い時期を目途としておりまして、開設場所等につきましても、現在、関係各課と調整を行っております。最終的には、シビックセンターの行政サービスゾーン内で開設を目指してまいりたいと考えておりますが、当面は、和泉中央駅付近で仮事務所として開設してまいりたいと考えております。

以上です。

○ 28番（猪尾伸子君） 最終的には行政ゾーン内につくる、複合施設、総合施設化を目指すと言われておりますので、当然、その中に入れるおつもりだと思います。当面、中央駅の一部に仮住まいをすると考えている、ということは、今の御答弁でわかりました。駅開設時までに新しい行政サービスゾーンの何らかの建物ができるのか、素人の私たちが考えても、駅があれだけできているのに、何もないうところへ大きな建物ができるのかいなと思います。その建物を駅舎ができるのを待つことなく、出張所のオープンについては早急にやっていただきたいし、市民に対してもできるだけ早い時期にその見通しをオープンにしてほしいと思います。

それから、調査報告書で明らかにされた6つの施設名ですが、これまでの私の質問に対しても、庁内の検討委員会や専門委員会でいろいろ検討している、という答弁をたびたびいただきましたが、本当にどんな施設が候補に上がり、どういう論議がされ、なぜこの施設が取り上げられたか、なぜこの施設があかんようになったか、そういうことが全然オープンになって



ない。6つに絞られた理由、なぜこの6つになったのか、7つになれへんかったのか。財政との関係もあると言われるかもしれませんが、この辺が明らかになってない。

第1質問の中でも述べましたが、市民の要求を聞くということもされなかった。今後、具体的にこういう施設をつくっていく中で、どういう形で市民の要求を聞くのか。今、第3次総合計画をつくるのに市民の意識調査、意向調査のようなことをしていると聞いていますが、こういうものに生かしていけるような内容でそのアンケートを取られてるのか、お聞きをしたいと思います。

- 企画調整課長（油谷 巧君） 総合計画に関する市民アンケート調査の関連でのお尋ねでございますので、企画調整課油谷からお答えいたします。

総合計画という非常に行政各般にわたるアンケート調査でございますので、今、御議論いただいている個々の施設に対するお尋ねはしておりません。ただ、その内容の一部に文化施設についてはどうですか、図書館についてはどうですか、という市民のニーズをお聞きするような項目も一部入っておりますが、全般的には、そういうとらえ方にはなっておりません。

- 28番（猪尾伸子君） 今のお答えでは、市民の意識調査でも必ずしも中央丘陵への施設配置に市民の意向が生かされるよう十分機能できるような内容ではないと思います。先ほどのお答えの中では、検討委員会の中でどういう形で市民の声を生かすかも含めて検討する、と言われましたが、この検討委員会というのは、今までどういう施設を決めるかということを庁内で検討してきた委員会とは違うメンバーで新たにつくられるんですか、ちょっとその辺について。

- 施策推進室長（辻井正昭君） 今後の検討委員会の考え方といたしまして、以前、やっておりますのは主として企画中心、それと関係する原課ですが、今後も今日、改めて発表しましたのは、関係する原課と財政、企画を含めた中での検討委員会を発足させたいと思います。

- 28番（猪尾伸子君） 市民の声をどう反映させるかも含めて検討する、というお答えですので、ぜひ市民の代表を何らかの形で加えるという方向も論議していただきたいと思います。今、ここですぐ市民の代表を入れ、ということは言いませんが、そういう方向でできるだけ市民の声を生かす姿勢を示していただきたいと思います。

というのは、今まで何回も議会のたびにどんなものをいつつくるのか、いつ明らかにするのか、と聞いて聞いてきても、なかなか具体的なことが出てこなかった。そして、特別委員会に十数ページの報告書を出されましたが、その中には、私たちがさんざん今まで聞いてきたことに触れられているのはたった2ページです。その2ページの市としてつくらなければならない施設名を出すのにいろいろ調査してきたというのは、総理府の統計とか日本自動車工業会の統計とか大阪市のアンケートなどを引き合いに出しているだけ、和泉市民の声はひとつも聞いて

ない。

そういう結果でぼっと出され、出張所は、7年に駅の一部を使ってオープンしようと思っ  
てます、というような部分的な答弁しかいただけない。これでは例えば文化会館をつくりま  
すと出されました。それでは、文化会館の規模は何平米で何人収容するものをつくるんですか。  
これからまた聞いて聞いていきなりぼっと出され、もうこれ以上つくるカネがありません、と  
いうことで結局つくったが、市民にとって非常に使い勝手の悪いものができてしまったらどう  
しようもないんです。図書館しかり、女性センターしかり、老人保健施設もそうです。使う市  
民の立場に立って十分論議をし、良いものをつくっていただきたいと思います。

私たちは、今までトンネルの中を車で走っていたようなものです。ときどき、トンネルが  
途切れたらちらっと外が見えるけれども、山の中を走っているのか海辺を走っているのかわか  
らない。そういうことでは困ります。市民にも私たち議会にもその都度、その都度きちんと  
報告を、市民の声が反映できるような形で検討を進めていただきたいと思います。庁舎建設な  
どに関しては早々と基金条例をつくり、基金の手当もし、プロジェクトチームもつくって具体  
的な検討を進めてはるわけでしょう。庁舎よりももっと市民の暮らしや文化活動にかかわりの  
深いものをつくろうとしているのですから、市民の意見を十分聞いていただきたい。

私も、急ぐことだけが良いとは思いません。だから、第何期はいつまでか、それまでに財源  
の手当はどうするか。この6,000~8,000㎡のこの行政サービスゾーンをどのように有効活用し  
ていくのか。その中で市としては、これだけは最低限何平米確保する、というものも何も出さ  
れてない。普通の市民が何か買い物しようと思ったら、今、手持ちのおカネが何ぼで、これ  
ぐらいのローンやったら組んでも毎月返していける、これクラスものが欲しいが、うちの財  
政やったらこれで我慢しようかとか、それをいかに有効に活用しようかということは、主婦で  
なくてもだれでも考えますよ。

これからまちづくりという大きな事業をするのですから、市として最低限これだけのものを  
つくるんや、やりくりをしてこれだけのおカネは投資をするんや、という基本的な計画は明ら  
かにすべきだと思います。具体的な事業に入っていくのですから、これから早急に財源の問題、  
年次計画、市民の声をどう生かすかについても、きちんと出していただきたいと思いま  
す。

シビックセンターの問題はこれで終わります。

次に、学生用ワンルームマンションの問題ですが、開発負担金の一部を減額し、大学の学生  
用の住宅 900戸が必要だということで、その確保を目指して推進をしていくということで要  
綱がつくられたわけです。現実に学生用マンションができることで、まちの姿や暮らし方が変

わっていくのではないかといろんな不安を感じ、うちの近所でも、そんなものをつくってもらったら困る、ということをお願いしておられる方もあるわけです。

学生が来ることでまちが活性化することは否定はしません。ただ、学生が来ることで得るメリットをどれだけ全市的なものにしていくかは、市がどれだけ計画性を持ったまちづくりをするかということではないか。開発負担金が安くなるからここにマンションを建てようか、土地が空いてるからここに建てたらええやないか、ということでは、非常に無計画なまちづくりをさらに進めることになると思います。

以前、和泉市中央丘陵部開発区域周辺整備に関する調査報告書というのをちょうど1年ほど前にいただきました。この中に「空閑地の利用について」という項目があります。今、中央丘陵に新しいまちができると、周辺の空閑地に乱開発、無秩序な開発が進行する可能性がある。これを防ぎ、周辺の良好な土地利用のあり方、方向性を明らかにするためにこの調査をしたのだ、という議会の答弁の内容にもありました。

その中にも良好な開発を誘導し、土地利用の混乱の防止が重要な課題である。そして、行政のイニシアティブを発揮し、規制誘導を進めていくことが重要である、と述べられています。行政が良いまちづくりをし、大学が来るということでそのまちが変わっていく要素として取り込みながらいかに良いまちづくりをしていくか、このところで行政がポリシーを発揮していかなければならないと思います。

実際に反対が起こっている問題については、今、7、8件、400戸ほどの問い合わせがあった、お聞きしましたが、まだ当初の計画の半分以下です。それを進める中、さらに、いろんな混乱やトラブルが起こり得るわけですが、行政がどのような姿勢、基準でマンション建設について周辺住民に納得していただける働き掛けをされるのか、そのところをもう少し詳しくお願いしたいと思います。

- 企画調整部次長（井阪和充君） 議員さんから御指摘のように、ある自治会から確かにこのマンション建設についてより良い住環境の充実を望む立場から適切な行政指導の対応、という形の要望書が提出をされております。これは事実であります。そこで私どもは、どのような取り扱いをしていくか、現在、大学当局と協議を行っているところでございます。

まず、市の方から大学当局に対し、本要綱に基づき建設場所は、一応、市内一円と考えておりますが、大学として学生をあっせんする上で十分建設場所等を吟味の上で受け付けを行うとともに、大学の移転開校がスムーズに図れるよう、開校に伴い支援暫定措置として制定した旨申し上げ、大学当局との当初の協議でも確認を行っております。このたびのある自治会からの要望については、大学当局に対しまして、学生をあっせんする上で周辺地域と調和の取れた学

生用マンションであることを念頭に置いていただき、慎重に対処するよう申し入れ等を行っているところでございます。

したがって、私どもとしては、本問題につきましては、地元周辺と調和の取れた学生用マンションであることを前提に対処してまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○ 28番(猪尾伸子君) 大学の方と協議をし、指導をされている、ということですが、開発調整課の方との指導の連携プレーはどのようにされていくのですか。

○ 企画調整部次長(井阪和充君) もちろん、過去本要綱について御説明を申し上げましたように、まず、大学と施工者が覚書を交わしていただき、それを私ども市の方へ届けていただき、その上で開発調整課の方が開発指導要綱に基づき書類を送る形になっております。今、申し上げました内容については、開発調整課ともども御相談をしている立場でございます。

以上でございます。

○ 28番(猪尾伸子君) その覚書を交わすまでの段階がいろいろ調整をされる上で重要なステップになると思います。この要綱は、単に開発負担金を減額するというだけでなく、マンションという簡単に壊したり引っ越したりできないものができるわけです。それができたら、その周辺の人たちは、騒音やごみや車やその他いろんなことで影響を受けざるを得ないわけです。

ですから、この要綱がつくられた過程については、2回にわたって全員協議会で説明を受けましたけれども、この内容は、大学側の都合、大学へのサービスというものが前面に出た要綱だと思います。先ほど、辻議員の質問の中で開発負担金をどう使うのか、ということに対する答弁では、周辺環境が変わることに対応して使う、地域整備も必要になってくるが、そこに何かができるからとそこだけに使うのではなく、全市的なまちづくりの観点で使っていく、と答弁されました。

それでは、今、いろんなまちづくりが進む中、財源の問題でなかなか施設の具体的な内容が言えない、とたびたび言うてこられたような財政状況の中で、900戸、最低でも2億4,300万円まけてあげることになるわけでしょう。それだけ大サービスをして、これから和泉市が進めなければいけないのに、おカネがない、おカネがない、具体的なことも言えないという中、2億円から4.5億の負担金をまけてあげるのでしょうか。

先ほどの御答弁では、年間6億ぐらいの負担金が入って来るということですが、そのうちの2億から4億円をまけてあげるのですから、市の財政に与える影響は小さくないはずで、市民に対しては、それだけ財源が減り、計画が進むのが遅くなるわ、マンションができることで迷惑を被ることになれば、市民は踏んだり蹴ったりですよ。そんなことがないよう、きちんと

周辺の人たちの納得が得られるような指導をしていただきたいと思います。

以上で終わります。

○ 議長（大谷昌幸君） 次に、22番・西口秀光議員。

（22番・西口秀光議員登壇）

○ 22番（西口秀光君） 22番・西口秀光です。一般質問を行います。大きい1番は、和泉市の都市開発と総合的な交通政策についてお尋ねいたします。一口に交通政策と言いましても、かなりのボリュームの話になります。私は時間の関係上、路線バスと電車だけに絞ってのお話にしたいと考えております。以前からの決算委員会や開発事業特別委員会等で少しずつ明らかになってきていますが、まだまだ不明確な点も多いので、この点について、今日の一般質問でなお一層、明確にさせていただきたいと存じます。

池田市政の大きな柱でもあるトリヴェール和泉、桃山大学、産業技術研究所、コスモポリス、泉北高速鉄道1駅延伸、阪和自動車道あるいは外環状線等についても、その進捗は目を見張るものがあり、今や、市民の目から見ても大きな成果として発展というものを強く感じる今日のごろであります。

しかしながら、都市開発というものを人間の身体に例えて見ますと、その背骨や肋骨はしっかりとしてでき上がってきましても、それに見合った筋肉や血管というものが、まだ何一つ完成していないのが本当の現状ではないかと心配をしております。何も大きな理想を言うものではありません。やりたいことは一杯あるわけであります。しかし、財政が苦しい折から、何もかもできるはずはないのですが、さすれば、仮に行政は選択の問題として、その前提として、私たちの目の前にどのような選択肢があるかを明確にしなければならない、このように思うわけであります。

その意味からも最も重要かつ焦眉の急を要する課題は、何と言いましても、交通アクセスと公共交通機関の整備問題であると思います。ものができ、駅や道ができ、人が動いていくことは避けられない社会現象であり、この点に限っては、避けたり知らない振りをすることはできないわけですから、しっかりと交通政策を打ち出していただきたい、このように思う次第でございます。

残念ながら、本市の平成5年から7年までの総合計画実施計画では、公共交通機関の整備は非常に簡単で、箇条書きでわずか9行しか書いておりません。それを読むだけで果たしてこの大事な3年間に、どこのだれが何をどうするのか、さっぱりわからない始末であります。あえて苦言を申し上げますが、これは釈迦に説法になるかもしれませんが、本市の都市開発に際し

て交通政策が後から追いかけているということ、今、市議会で質問されていることが息切れし  
そうで追いついていないということは筋道が逆の話であって、おかしいわけでありませう。本来  
は、事前協議の段階で交通問題を解決しなくてはいかなる開発にも同意しないというのが、市  
行政の本当の姿であろうと思うわけでありませう。

公団に対しても、あれだけ大きな開発をするに際して、もちろん、和泉市にやってあげてい  
るんだ、という面もあるでしょうが、逆に環境破壊や交通渋滞、公害といった市民に迷惑をか  
けている面もあるわけだ。故に本市の開発の事前の指導があるわけであり、人の流れや物流  
といった社会問題を開発者と行政がどう解決していくのか、その答えが、何よりも先にあるべ  
きことであろうかと思うわけでありませう。

もともと和泉市は、そのことを実践してきた経過があるわけでありませう。例えば近畿自動車  
道阪和道インターが和泉市にないということは、遠い昔の話、市内の道路環境を考えて逆に渋  
滞を引き起こすと、当時の市行政が「賢明な判断」をした故にもたらした結果でありませう。ま  
た、鶴山台団地の開発では、南海バスの路線が引かれています。これもバスの話がなければ、  
開発は成功していない。青葉台、緑ヶ丘、光明台は、市内の主な大型開発ですが、バスや駅の  
交通問題が一定、うまく解決しております。

しかし、現状はどうでしょうか。例えば黒石町の日商岩井の住宅開発は、このバス等の交通  
対策は事前協議でできているのでしょうか。和泉中央駅からのバス路線について方針が煮詰って  
いますか。後でまた触れますが、桃山学院大学の誘致で通学、通勤の人の流れが予想できて  
いるのでしょうか。まさか、学生寮 900戸の完成と和泉中央駅からのアプローチ道路の取り付けだ  
けで通学問題が終わったとお思いではないと思います。また、府立産業技術研究所やコスモポ  
リスがオープンすれば、どれだけの人の流れとどのような物流が生まれるのでしょうか。

本市企画室発行の「統計いずみ」平成4年版によりますと、市内で年間 579万人の路線バス  
利用者があるそうです。これを 365日で割りますと、平均1日1万5,863人、1万6,000人弱の  
人が通勤や通学等にバスを利用していることになります。また、電車の利用者数ですが、光明  
池駅で年間903万8,000人、1日平均2万 4,762人、JR 3 駅で年間1,075万8,000人、1日平均  
2万 9,474人でありませう。これが平成11年の20万人都市では果たしてどんな数字になるか、お  
示し願いたいと思ひませう。

わかりやすく考える方法としまして、今の和泉市役所本庁で勤務している人だけで 1,000人  
もいないと思ひませうが、来庁者を含めずと考へますと、少なくとも、桃山学院大学1つでそこ  
に関係する人の数は、この和泉市役所本庁の6つから7つ分はあるわけでありませう。そこに  
シビックセンターができ、また、市役所がトリヴェール和泉に引っ越しをするという噂があり

ます。事の真偽は別として、もし本庁であれ出張所であれ、開発中にそんなものができれば、それこそ人の流れはどういったものになるのでしょうか。これはあくまでも素人の胸勘定だけでも、今の市役所の15個か20個分の人の規模の流れが、いろいろな開発によって市内中央部を中心に発生して来ることは確かであります。

府中町を都心に、和泉中央部を副都心に、とだれが決めたかは知りませんが、さすれば、それを決めた人に聞きたいのですが、もし、車に乗れない人が、桃山学院大学から府中町一丁目にはどうしたら移動することができるのでしょうか。恐らく今の路線バスを利用すれば、徒歩の時間も含めて40分から50分はかかるのではないのでしょうか。そんな暇のあるゆっくりした人は恐らくいないでしょう。時間がかかり不正確では、だれもそんな交通機関を利用するはずがありません。料金問題も考えねばなりません。その点からも交通政策は、利用者の気持ちに立って綿密に考えねばならないと言えます。

市道整備の方も中央線が開通する運びらしいのですが、バスの専用レーンとまでは言いませんが、路線バスが運行するのかどうか知りません。また、運行するらしいのですが、果たしてバスの停留所は、だれがどこにどれだけどんなものを設ける気でしょうか。国道、府道は、和泉市は関係ないのでしょうか。市道は、バス会社の責任で済ましてしまうのでしょうか。またまた、バス停留所と言っても、石の重しの標識に安物の長椅子1脚を歩道にちょこんと置くだけでいいのだとお考えではないと思います。まさか、後から付近のミニ開発業者につくらせる気ではないかと思います。たまたま道路課は、市役所前のバス停をきれいにさせていただきました。思い付きでしたことではないと思いますが、あれは最初で最後でしょうか。

府立産業技術研究所も、利用者は全部自家用車で来るとお思いでしょうか。鳥瞰図では駐車場しか見えませんが、利用者の交通の便は大阪府が考えるべきなのでしょう。もしそうならば、考えてくれているのでしょうか。コスモポリスなどは、ひょっとすれば企業専用バスが走るかもしれません。隣の高石市では、羽衣の駅前に大阪府企業局の土地を借用し、臨海工業地帯企業専用送迎バスのために大きなバスターミナルビルを建設しています。このバスターミナルビルの1階、2階は吹き抜けでバスターン空間、3階と4階は、それぞれ公民館と老人集会所になっているそうでございます。

現在、つくられている全日空の社宅にしても、それこそ24時間体制でもって飛行機乗務員専用の送迎車両が近所に頻繁に出入りするわけでして、そんなことの事前協議が果たしてなされているのだろうかと心配することもあるわけです。

和泉府中駅前再開発問題についても、愚問を抱くわけであります。「再開発ニュース」平成元年12月発行第5号の記事によりますと、地元説明会の主な意見と回答の欄で、中央線を整備

しバスが乗り入れられる駅前広場、進入道路の整備を行うために必要な区域として事業区域を提案しています、となっております。果たして平成元年12月時点で、本当に和泉市の交通政策の実施計画の中身として、バスはそういった計画になっていたのでしょうか。

また「再開発ニュース」平成5年1月発行の第27号の記事によりますと、昨年、再開発課が交通量調査をされたようでございます。昨年、行った外来者調査及び交通量調査は、今後の施設構成や事業計画等の参考資料として役立てたいと考えています、となっております。別にこのことは、間違いではないでしょう。しかし、これだけで市行政が、駅前の商工業者をリードしているということになるのでしょうか。

再開発自身がうまく成功したとしても、恐らくトリヴェール和泉の開発終結時点と同じころになるでしょう。すなわち、先を見詰めないといけない。交通量や市内の産業動向、消費者の動向はどうか、都市開発の動向はどうなっているか、5年、10年先のまちの姿、しっかりとしたビジョンを参考資料として打ち出してやるべきでと考えます。

まちが近代的になったからといって、必ずしもそこへたくさんの方が流れて商売繁盛ということになるとは言えません。商工振興の観点からも真剣に交通戦略を練らないと、このまま住宅・都市整備公団だけのペースで開発していけば、光明池や堺市や大阪市に皆お客さんを取られ、ますます府中や旧市街地はさびれていくだろうと思います。

もっと都市基盤整備、市内公共交通機関の充実で時間短縮と時間の正確さ、低料金と高いサービスでどれだけの通行人を府中駅前に導いて行くのか。桃大の学生たちも泉北高速に全部取られることのないよう、どうしたら和泉府中からJRに乗ってくれるのかということ、南海バスにどう働き掛けていくのか、バスターミナルをどうするのか、いかにバスの所要時間を短縮していくかが真剣勝負であると思います。学生は購買力が低いからという考えの持ち主もおりますが、まさか、猫や鼠が歩くのでもない。私は、学生といえども立派な若い消費者であると考えます。

また、府中は都心で和泉中央は副都心だということでもあります。それこそ強気でジビクセンターよりも良いものを和泉府中に、いぶき野やまなび野の消費者を和泉府中駅前に引っ張って来るんだという意気込みや商魂が求められます。商人たちを奮い立たせることができるのは、やはり交通戦略であります。しかしながら、駅前再開発組合には、構成メンバーに肝心のバス会社もタクシー会社も入っておりません。トリヴェール和泉という大きな湖から消費者という川の水をどこへ流そうとするのか。泉北高速鉄道を初め南海の資本系列は、やはり堺や難波へ引っ張ろうとするわけですから、それに対抗するものを市行政が考えてやらねばならないと思います。



今、和泉市には、市の交通政策を総合的に立案する事務局がありません。駅前には駅前、道路は道路、施策は施策、都市計画は都市計画とばらばらにものを行っている。肝心の南海バスは、どこ吹く風であります。議員の私自身も路線バスを軽視してきたと、今や率直に反省しているところであります。

和泉市バス協議会に至ってはこの間まで会議も開かれず、平成4年度予算も使われず繰り越し、5年11月になっても、正副会長の選任すらしてこなかったという状況であります。もちろん、交通公害課だけのミスではありません。問題は、それだけ南海バスが和泉市の開発に関心を抱いていない。ゆっくりと第三者的に傍観しているといった消極的な態度になっていることがはっきりと見受けられるのではないかと。そういったことを見越すならば、本市の交通政策の策定は、なお一層厳しいものになるのではないのでしょうか。

そこで、具体的にお尋ねいたします。第1点は、平成11年を1つの区切りとして考え、今までのお話では、人口と世帯数は、推測ではありますが、一定予想されておりますが、それ以上に人(車)の動きという社会現象はどのようなシミュレーションを描かれているか、ということとあります。わからなければ、わからないで結構であります。

第2点は、いずれにしても新住法による開発でどれも住宅・都市整備公団の開発計画誘致の一環であります。よって、事前の市との開発協議の中でこの問題、すなわち人と車の動き、路線バスを初めとする公共交通機関の整備についてどのような協議をし、公団にどのような対応を迫ったのか。また、その時点で市としてはどうしていくと腹を固めたのか、その点についてお聞きをしたい。

第3点は、新しい和泉中央駅とシビックセンターの開発並びにJR和泉府中駅前再開発と関連して市が取り組まれている施策で、それぞれこの路線バスについて、将来を見据えてどのような御見識をお持ちなのか、お尋ねしたい。

第4点は、平成7年の桃山大学の開校を目前にして、まず(イ)として、泉北鉄道の1駅延伸、日程的に運行開始が大学開校に間に合うのかどうか。いつごろ開通し、実際の電車の運行が開始されるのか、予定どおり進んでいるのか、お尋ねします。

(ロ)として、JR和泉府中駅からバス通学する人についてどうお考えか。バスの新しい運行についてどこまでの話が関係者でできているのか。今後の見通しといったものがあればお尋ねいたします。

第5点に、現在の産業部交通公害課のさらに機能を充実するため、これを都市計画部交通政策課並びに産業部公害課とそれぞれ別々に確立する方がいいと思いますが、平成6年度からの機構改革をする予定がないかどうか、お尋ねいたします。

第6点に、第3次総合計画の策定に向けてもしっかり、また、各施策個々がばらばらでなく、統一して考えるための交通政策の基礎データをつくり上げる予定はないものか。南海バスさん、おたくはどうしてくれるんですか、大学さん、公団さん、おたくはどうするのか、といった相手の出方待ちでなく、ちゃんとした資料に基づいてあるべき姿と計画を市行政がはっきり打ち出し、うまく市の方がリードしていくようにならないとだめだと考えます。そういった観点から、早急に公共交通機関の整備について庁内検討プロジェクトチームの設置と、そのための調査費を計上していくべきではないかとお尋ねをいたします。

この問題については以上です。

2番目の社会教育のスポーツ振興についてお尋ねいたします。近年、高度経済成長のもと、社会生活を営む上で生涯学習、生涯スポーツと盛んに叫ばれ、実践される人たちが年々増えております。現代社会の特徴として、交通機関の発達とともに車を中心として生活を営んでいることから、人々が体力の保持増進と健康維持のため、スポーツ人口が年々増加しているのが現状ではないかと理解をしているところであります。こういった状況の中、本市の体育施設の利用がかなり多くなっているように思います。

そこで、端的にお聞きをいたします。現在、和気町にある市民球場の利用状況についてお聞かせ願いたい。合わせまして、土、日、祝日には頻繁に市民球場が使用されていることから、球場の防球ネットを越えて付近住民に迷惑を及ぼしていると聞き及んでおります。教育委員会としては、その対策をどのようにお考えなのか、お聞かせ願いたいと思います。

大きな3番でございます。国際化とマルチメディア時代を迎えての将来の方向（都市型双方向CATVの規制緩和）についてであります。本市は、都市型双方向CATVに対する郵政省や自治省の考え方をどのように認識されているのか、お尋ねをいたします。

また、今までの新聞報道によりますと、このCATVの規制が緩和されたといった内容が見受けられます。この点について承知されているのかどうか、お尋ねいたします。

また、本市の現在までのCATVに対する取り組みと今後の方向があれば、わかりやすくお示しを願いたい。

以上で私の一般質問の説明を終わります。自席での再質問の権利を留保しまして、理事者の答弁をよろしくお願い申し上げます。

- 議長（大谷昌幸君） 理事者の答弁の際には、所属、名前を必ず付けてください。答弁。
- 施策推進室長（辻井正昭君） ただいまの西口議員さんの和泉市の都市開発と交通政策の中での1点から4点の御質問に対し、施策推進室辻井より御答弁申し上げます。

1点目の平成11年における人、車の動きに対してどのようなシミュレーションを描いている

か、との御質問ですが、大変難しい専門的な調査を必要とする問題ではありますが、素人なりに考えますと、道路、鉄道によって人、車の流れが変わってまいりますことは事実であります。

本市は、御承知のように南北に細長い地形から山間部と平地部が調和の取れたまちづくりを目指し、泉北高速鉄道1駅延伸を基軸とし、おくれしております道路、下水道など都市基盤整備を図ることを目的とし、住都公団の事業主体によってトリヴェール和泉の開発に取り組んでおります。平成11年の時点では、鉄道の開業、泉州山手線、和泉中央線、唐国久井線などの幹線道路等の整備が完了する予定であり、トリヴェール和泉も現在の事業計画では、平成11年が事業完了の予定時期でもあり、人口が増加しております。

これらの人々も含め本市の実態から通学、通勤者の大半が大阪市内、堺市方面に流出している状況の中、鉄道、路線バス等の公共交通機関に頼ることが重要な手段となってまいります。今後は、事業の推移を見ながら、関係部署とともに関係機関と協議を進めてまいりたく存じますので、よろしく願いいたします。

なお、御指摘のシミュレーションについては、現在のところ、持ち合わせはございませんので、御理解賜りたくお願いいたします。

第2点目の和泉中央丘陵の開発に伴う人、車の動き、路線バスを初めとする公共交通機関の整備について住都公団との事前協議を行ったか、の御質問につきましては、トリヴェール和泉の全体協議の段階で本事業に関連する市の関係部局と住都公団との間で一定の協議が行われ、引き続き協議を行うこととなっております。その後、事業の進捗によってそれぞれ関連事業の具体化に向かって個々に関係課と住都公団で協議を行っているのが実態でございます。

御質問の路線バスに関する問題につきましては、バス運営協議会の窓口であります交通公害課が担当として具体的な協議を進めることとなります。既に開発された鶴山台、光明台とトリヴェール和泉とは、開発の地理的な条件が、副都心としての和泉中央駅、新旧市街地との関連、JR和泉府中駅との関連などから従前の開発のときは異なっておりますことから、大局的な見地から検討する必要があると考えております。トリヴェール和泉の完成時と和泉市が成熟した時点での将来的な計画が必要であります。当面、平成7年の和泉中央駅の開業時点でのバスルートについて和泉市の考え方を整備するため、現在、関係各課で協議を行っている段階であります。引き続き住都公団を交えながら煮詰めてまいりたく存じます。

第3点目の将来におけるJR和泉府中駅と和泉中央駅との路線バス等の関連につきましては、和泉中央駅では、既に駅前にバスターミナルの工事を施行中であり、平成7年春の駅開業とともに開設する計画で工事を行っております。本市の将来的なバスルートにつきましては、本市の都心と副都心のターミナルを核としたバスルートの導入を検討する必要があります。このこ

ことから将来、和泉府中駅前再開発の進捗と市内幹線道路の整備並びにまちの熟度によって検討しなければならないと考えております。

4点目の平成7年4月、桃山学院大学の開校時点での泉北高速鉄道の和泉中央駅の開業につきましては、現在、OTK（大阪府都市開発株式会社）が平成7年4月の開業に向かって鋭意、工事を進めて進めている段階であり、一定の進捗を見ております。現在の工程からして予定どおりの進捗であると聞き及んでおります。

また、JR和泉府中駅からの通学につきましては、先般、桃山学院大学で大学移転時に新キャンパスに通学する現在の学生1、2年生3,954人を対象に駅利用方法について調査を行っております。この調査は、現在の学生の居住地からの通学手段についての調査であり、移転後、下宿先等によって将来的には不確定な要素もありますが、今回の調査では、JR和泉府中駅及び南海本線泉大津駅を利用した通学者は全体の約6%、233人となっております。また、近距離約10kmの範囲のバス利用については、泉北高速鉄道やバスの定期料金が高いことから、相当数が単車等の通学になる可能性がある、との調査結果の報告であります。

いずれにしても、桃大の開校に伴いJR和泉府中駅からの通勤、通学並びに都心、副都心との連絡ルートが必要であると認識いたしております。このことから先ほど申し上げましたように、現在、関係各課で検討開始をしております。今後は、住都公団も含めながら具体的な検討に入ってまいりたく存じます。何とぞ御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○ 議長（大谷昌幸君） 次。

○ 企画調整課長（油谷 巧君） 引き続きまして、5点目、6点目につきまして企画調整課油谷の方からお答え申し上げます。

まず、5点目の組織、機構の改革についてであります。これにつきましては、環境の変化及び年々複雑かつ多様化いたします行政需要に的確に対応するために行っているという考え方でございます。その他特定緊急複合的な課題への対応、また、効率性への対応も目的であるかと考えておる次第でございます。

しかしながら、一定規模の組織機構改革につきましては、ある程度のサイクルを持ちまして行うこともまた必要であると考えているところであります。これは変更しました組織の熟成の期間であると考えておまして、本市の場合、最近では、昭和60年に大規模改革、そして、7年後の平成4年に中規模改革を行いました。それらの間におきましては、小規模な改革にとどめているところであります。

御指摘の交通政策の重要性につきましては、かねてから御指摘をいただいております。これまで、体制の充実という形態によりまして一定、対応してまいったところでございます。

平成6年度の機構改革ということでございますが、今のところ、必要最小限度での検討を行ってまいりたいと考えておまして、御指摘の交通部門について産業部門から都市整備部へ、公害部門につきましては産業部へ、という御提案につきましては、1つの考え方であると受けとめさせていただきまして、将来において交通部門の機構改革の際には、府下先進各都市の状況につきましても一定、把握をしてまいりまして、参考としてまいりたいと考えております。

次に、6点目の交通政策につきましては、われわれといたしましても、単に市民の安全性あるいは足の確保といった生活の利便性、安全性の向上の面だけにとどまらず、都市の骨格の形成、土地利用のあり方の方向付け、産業の活性化等様々な面におきまして、総合的な視点でとらえていかなければならないと認識いたしておるところでございます。

この中でも本市の場合、鉄軌道の各駅が北部の旧市街地部と光明池といったように現在のところ、南北に細長い市域の言わば縁辺部に位置しておりますところから、これらの駅と市内各地域を結ぶ公共交通機関としてのバス輸送が重要な役割を担っております、御指摘の交通政策の上でも大きなポイントとなると考えておるところでございます。

特に泉北鉄道の延伸に伴います和泉中央駅の開設を平成7年春に控えまして、当然、現在の和泉府中、光明池、泉大津の3駅を拠点としたバスルート網について、全市的な交通体系の総合的な検討を早急に加えてまいりべく交通関係の担当部局が集いまして、新駅の開設に伴うバスルートのあり方について11月下旬、第1回目の会議を行なったところでございます。今後は、この会議を軸に関係部局がスクラムを組みまして、御質問の基礎データの収集であるとか整理を含め精力的に研究検討を重ね、一定、市の考え方をまとめていきたいと考えております。よろしく御理解をお願い申し上げます。

- 議長（大谷昌幸君） 次、社会教育部。
- 社会体育課長（田仲隆道君） 社会教育関係のスポーツの振興についての2点の御質問に対し、社会体育課田仲よりお答え申し上げます。

まず、第1点目の市民球場の使用状況でございますが、平成4年度におきましては、団体利用申請件数といたしましては304件、延べ人数では3万2,557人となっております。また、平成5年4月より11月末までにつきましては、団体利用申請件数213件、延べ人数2万1,447人となっております。

次に、2点目の御質問でございますが、議員さんが御指摘のとおり、付近に迷惑をかけていることは十分承知をしております。したがって、使用者に対し十分注意を促し、できる限りそのようなことのないよう徹底してまいっておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（大谷昌幸君） 次。
- 情報政策課長（岩崎充彦君） 3番目のCATVにつきまして、情報政策課 岩崎よりお答え申し上げます。

4点についての御質問だったと思います。まず、1番目のCATVについての認識でございます。CATVのうち特に都市型CATVというものにつきましては、積極的な推進を図っているものであります。3つの条件を満たすものを都市型CATVと定義をされております。1つは、引き込み台数が1万以上。2つ目に、受信放送が5チャンネル以上あり、3つ目に、幹線ケーブルの中継増幅機が双方向を有している、という3つの条件を満たすテレビを都市型CATVとし、原則として市町村を単位として郵政大臣が施設設置の許可を与えているというものでございます。

このCATVは、最新最送信機能に加えまして、多チャンネル双方向機能を有し、地域住民の多様で高度な情報ニーズにこたえることができることから、郵政省や自治省などがその振興を図っているものでございます。大阪府におきましても今年5月、都市型CATV振興指針を制定、その振興を積極的に進めている状況であります。こういう状況の中、私たちも和泉市の地域情報化を推進する上で検討を要するメディアであると認識しております。

2番目に、規制緩和に関する新聞報道の件でございますが、今月8日付で各紙に報道された内容だろうと思います。正式な文書につきましても、郵政省から各電気通信監理局の局長あてに出された通知文書でございますが、府の情報政策課より文書を入手しております。

この通知によりますと、主な改正点は2点ございます。従来、地元業者に限定されていたものが大手企業や外国資本に規制を緩和する、というのが第1点。もう1点は、原則1市1局であったものが、複数の市町村の区域を設置区域とすることが可能になったというものであります。

この複数区域で可能になったという部分の解釈例ですが、例えば今回の改正により先行事業の実施をしている市が、おこなっている市の区域を越えて加入の勧誘または放送を提供することが可能になるのではないかとこの考え方ができるのではなからうかと思っております。この件については、市域を越えて事業を拡大しようとするれば、事業計画の変更届を郵政大臣に提出をし許可を得なければならない。特に変更届には該当市の同意書が必要である、というものです。したがって、今回の改正は、この手続について変更しておらないので、そういう心配はない、という回答を府の方で確認をいたしております。

それから、3つ目の取り組みの状況ですが、現在、情報政策課では、地域情報化計画策定に向けまして一定の情報収集、課題の整理検討を行っているところでございます。主に府が主催

する各種の地域情報化政策に関する研究会とか検討会議に参画をしているわけでありまして。全部で6つほどの研究会等がございますが、CATVの関係で申し上げますと、府下市町村都市型CATV支援活用連絡会議の全体会議と事業計画検討分科会の2つに参画をしているところです。事業化推進の事前研修を行っている段階でございます。

4点目の今後の方向ということでございますが、CATVは、地域の情報化を進める1つの手法であると申し上げました。したがって、具体的な検討は、地域情報化計画の中で検討してまいりたいと考えております。また、地域情報化計画の策定につきましては、現在、検討中の第3次和泉市総合計画の中で高度情報化についての基本的な考え方や理念を定めようとしているわけですが、それを具体化するという方向で考えております。したがって、CATVの具体的な検討には、もう少し時間をいただきたいと思っております。

以上でございます。

- 22番（西口秀光君） 時間がございませんので、短くやっていきたいと思っております。

最初の問題は、非常に大きなボリュームの問題でございます。本来、この交通政策は何もバスに限った話でなく、もっと大きな話で展開をしなければならないということではございますが、私が思いますのは、市政全般に取り組みましても、その入り口には、必ずこの交通問題が待ち構えていると思っております。これを後回しにするとか軽くないようなやり方は絶対に禁物、後でそのツケが大きく来ると思っております。

その意味では、現在の交通公害課のスタッフは、他の仕事もたくさんあります中よく頑張ってくれていると思っておりますが、物理的に無理ではないかと思っております。大きな開発に付いていくところか、息切れしている状態のように思っております。その意味では、課を2つに分けることが無理であるならば、民間の専門スタッフを入れるとか、他の方法で早急に体制を補完していただきたいと思っております。

1点目の問題について、再質問を1点だけさせていただきます。先ほどからOTKの新駅開設は予定どおりだということでございます。中央線も、先ほどのどなたかの質問の中で6年度事業で完成というお話でございます。私が心配をしているのは、バスの路線認可にどれぐらい時間がかかるかということでございます。ちなみに停留所1つを動かすのに運輸大臣の許可が必要ということですが、大層な話ですが、今の規制天国の中で路線の変更なり停留所の移動につきましては、南海バスさん自身も簡単にうんと言わないでしょうが、仮に市とバス会社がうんと言いましても、運輸省の許可を得るのにかなり日数がかかるということで果たして間に合うのか、という心配がございます。

ちなみにもう1つ申し上げますと、大学のオープンは7年4月ということですが、それは間

間違いだと思います。建設現場でお聞きをしますと、建物等は11月ごろに終わり、学校としては、2月、3月に引っ越しということらしいですが、実際に受験生がこの学校に行きたいな、という心証は何で持つか。最初に、桃山大学に行きたいな、という気になるのは、現場へ見に行くのでありません。俗に言う全国の大学が載っている赤本の受験案内というのが売ってます。皆さんにお見せしようと思い、桃山大学のを買おうと思って昨日、本屋さんに行きましたが、残念ながら、人気が良いのか悪いのか知りませんが、売り切れではありませんでした。とにかく、そういうのが売ってます。

普通、受験生はそういうのを5冊も6冊も買ってどこへ行こうかと考えるのです。今年の本には和泉市のは載ってないでしょうが、来年発行される本には、和泉市の新キャンパスの良いものが写真入りかどうかわかりませんが、載るだろうと思います。しかしながら、その和泉市のその新キャンパスにどないして行くのか、という交通手段については、恐らく想像ですが、泉北高速鉄道の新駅の和泉中央駅から専用のアプローチ道路をつくれれば、徒歩5分で行ける、というように書いてあると思います。

しかし、JR和泉府中駅からはどのように載るだろうかということです。本屋さんで電話で来年の新しい本はいつごろできるのか、と聞きますと、大体5月か6月ごろ発行するらしいです。これは後ろに載る過去5年の試験問題の傾向と対策がメインですので、試験問題さえ手に入ったらすぐに印刷するということです。ですから、5月、6月発行するとなりますと、ちょっと1カ月ほど待ってくれ、という話をしても、府中駅からのアクセスバスの話は、運輸省の認可問題もありますので、最低でも3月、4月にはきちんとした予定というか計画を打ち出さないと大きく出してくれるのではないかと思います。

せっかく全国の書店で大きな数が売れるその本にちゃんと和泉市の桃山大学が載せてもらえないともったいない、何をしているのか、と思うわけです。その意味では、うまくこの本の発行に間に合うようできるかどうか、ひとつお聞きをしたいと思います。

議長さん、簡潔に終わりたいと思いますので、1つずつやらせていただいでよろしいでしょうか。

○ 議長（大谷昌幸君） はい、答弁。

○ 企画調整課長（油谷 巧君） 企画調整課油谷よりお答え申し上げます。

桃山大学の関係につきましても、赤本ということでございますが、われわれといたしましては入試要領の作成時期までに何とか間に合うよう、交通公害課を南海バスさんとの窓口にしながらか関係機関を巻き込んだ中、関係課ともども鋭意努力してまいりたいと思います。よろしくお願いたします。



○ 22番（西口秀光君） 先ほどから聞いておりますと、私の発言の意味については、大筋で理解してもらっていると思いますが、答えがどうも歯切れが悪いようです。実際は、大きく交通政策がお出してくれていると思います。先ほど、御答弁がございましたが、この間、初めて会議を1回開いたということです。先ほど、先輩議員さんも「5年前に同じことを聞いたよ」ということでございます。

先ほど、1回会議を開いたことを別に根に持っているわけではありませんが、駅前再開発における地元の説明では、平成元年の時点で中央線にバスが通って大きく府中に戻るんや、ということですが、どういう感覚で説明しているのか、思い付きで説明をしているのではないかと疑問に思うわけです。実際、権利者、地主さんに説明をするときはそうおっしゃって、今、お聞きをすると、ちゃんとした話し合いは、この間、ちょっと会議を開いたところだということです。だから、行政が二元的というか、その辺が不思議なんです、そういうことらしいのです。この交通政策については、これ以上話しても具体的な答えは出ないと思います。やっとなぜ、ゼロからのスタートが始まったところだと非常に危ういところですよ。

はっきり言わせて、先ほど、辻議員さんからもお話がございました。和泉府中駅をメインに、ということです。何も駅前にきれいな近代的なビルを建てたからといってはやるかといえば、一概に言えないと思います。東京・浅草にしても神戸の三宮にしても、別にそう近代的なものではありません。近代的にしても、逆にコンクリートジャングルになって人が来ないかもしれません。実際に大事なものは、交通政策であると思っております。

これはうがった見方ですが、府中がメインで和泉中央がサブや、という認識は建前だけで、本当に市政を預かっている皆さん1人ひとりがそう思っているのでしょうか。今は、そういえないと叱られるからだと思いますが、実際は、和泉中央がメインや、と認識しているのではないかとちょっと疑うわけです。私は、それでも良いと思うんです。いつ、発表するかという問題はありますが、それはそれで1つの流れがあり、1つの哲学があり、交通政策含めて都市開発を考えているんだとしたら、賛否両論はありますが、それはそれでもいいと思います。ただ、辻さんもおっしゃってましたが、右を向いているか左を向いているか、どちらを向いているかわからんということが、はっきり言って情けないと思います。

これは答弁は結構ですが、ちなみに参考までに申し上げますと、住居表示などもそうなります。最近、トリヴェール和泉のいぶき野とか住居表示がされてますが、私の把握している範囲では、住居表示の一丁目、二丁目という若い数字はどちらから順番に付けていけばいいか、となります。メインに近いところの数字が若いですね。府中町も伯太町もそうなります。ところが、和気町と今福町の若い数字は和泉中央に向いてるんですね。これは意識してそうした

方がいいと思います。意識しなかったらよけい悪いと思います。

そうしたら、和泉府中がメインなのか和泉中央がメインなのか、これはわからない。住居表示だけを見ても両方向いているように思います。先ほどの交通政策にしても、はっきりした方針が出ておらない。出ておらない中でバスを通すとか何とか言ってます。

和泉中央線の道路建設の話が今度の予算でも出てますが、バスの停留所については、全然目の目を見ておらない状態でございます。やっと今からのロースタードでございますが、今後、なお一層の御努力をお願いして、この件は終わります。

社会教育につきまして、1点、再質問をさせていただきます。今、答弁がありました。使用状況については大体わかりました。防球ネットを越えて迷惑をかけていることについても、そのとおりだと思います。これはなかなか防球ネットを越えるほど大きなホームランを打つ人は少ないと思いますが、どういうわけか、かなり越えているようです。たまたま大きなけがはしておらないんですが、かなり器物を破損しているとかの迷惑を被っているようです。この防球ネットが付いてますが、それはいつごろ設置したのものか。あるいは高さとか長さについて、今、わかれば聞かせてほしいと思います。

○ 社会体育課長（田仲隆道君） 再度、社会体育からお答え申し上げます。

防球ネットの設置については、平成元年度でございます。当時、隣接地主さんより土地の一部を借用いたしまして、高さ8mのコンクリート柱9本、延長にして80mの防球ネットを設置いたしましたものでございます。その後、官民の境界が確定をしていないという中、現在、その確定に向け関係者と鋭意協議中でございますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

○ 22番（西口秀光君） ネットの内容はよくわかりました。ただ、利用者に注意を促すだけでは解決しないと思います。これも少しよけいな話になりますが、たまたま私は、硬式野球の役員もやらせていただいておりますが、硬球は石みたいなボールですので、頭に当たりますとそれだけで大きなけがをします。今のところ、軟式野球ばかりですが、できましたら防球ネットの高さ、あるいは延長なども含めてもう一度対策を見直していただけないかと強く要望しておきたいと思っております。

3点目のCATVのことでございますが、1点だけ再質問をします。先ほどの規制緩和につきまして、答弁では、既存の局が市域を越えて事業を拡大しようとすれば、今までは申請すらできなかった。今、堺市と岸和田市に有線テレビがございますが、郵政省の方針で1市に1つしかできない。しかも、市内の大きな事業資本が加わらないとできないという閉鎖的な方針でしたが、今回、郵政大臣の方から規制が緩和された、振興が思わしくないということでしょう

が、拡大の許可をする、言うてみたら、和泉市の業者でなくても和泉市にCATVを引っ張ることができるということだと思います。隣の堺市が和泉市へも線を引っ張りたい、あるいは岸和田市が和泉市がしないのならうちが線を引っ張りたいということが、今までは話にもならなかったのですが、今回、当該市長さんの同意があればできる、と改正されました。

これは新聞報道ですので詳しい内容はわかりません。

和泉市は、第3次総合計画でいろいろ検討したい、というお話ですが、かなり時間がかかるベースのことです。それまでにトリヴェール和泉の公団が建設している住宅には、既にCATVの端末が付いています。全国的にいろいろ経験しているのですが、後から付けるのは大変だということで、和泉市に局がなかりと先に付けているんです。先ほど、1万戸個以上が都市型の条件だ、と言われましたが、公団だけでかなりの数になります。

和泉市がどうするかを決めかねている間に、例えば隣の堺市から、あるいは岸和田市から、和泉市さん、付けさせてくれ、と来た場合、市長の同意が要るから大丈夫や、という答弁でしたが、逆にお聞きしたいのは、市長は同意をするのか、不同意にするのか、まだ問い合わせが来てませんが、問い合わせが来た場合どうするのか、お聞きしたい。

- 情報政策課長(岩崎充彦君) 同意書を求められたらどうするのか、ということですが、この通達そのものが12月8日、つい最近出されたものでございます。したがいまして、まだそれらのことについての説明会等もないわけですが、一通り府の情報政策課に電話で趣旨等について尋ねたものがございますので、紹介をしておきたいと思えます。

まず、今回の改正通達の趣旨でございますが、従来の通達の運用の中では、1自治体1局のCATVしか持つことができなかつた地域が、近隣の自治体と組んで1つの局を持てるように運用の中でされてきたが、これを正式に認めようというのが今回の改正の趣旨である。つまり、従来の例外措置を追認したということです。

もう1点は、今、郵政省が進めていますニュービジネスの展開、CATV発展に向けての施策検討の中間的なまとめとして出て来たもので、お尋ねの先行業者の活動エリア拡大を目的として出されたものではない、というのが府の見解でございます。

しかしながら、現実には今回の通達を見ますと、先生が御指摘の問題が発生するのではないかとこの疑問が確かに生じてきます。そこで、実際にCATV推進事業を担当しています近畿電気通信監理局の放送部有線放送課に電話で確認をしましたら、日が浅く、通達に関する詳しい文書がまだ届いていないとしながらも、事業エリアの変更、つまり、堺市さんなら堺市さん以外の区域で事業を拡大する場合は事業計画の変更を伴うわけです。その場合、当該業者だけの計画でなく当該自治体間で協議をし、合意をすれば同意しようというのが過去の例であり、こ

の手続は、今回の規制緩和でも変更されていない、という見解でございました。

以上、2点の見解に基づきまして、先行している市から当市の中でCATVの営業活動を認めてほしい旨の協議の申し出は、今回の規制緩和措置では想定されておらないように思われますし、そのようなことは起こらないだろうと考えているわけでございます。万が一、お尋ねのような協議の申し出がありましたら、そのときの具体的な状況なり条件に基づいて、市の基本的な考え方を踏まえながら、府の情報政策課及び監理局と協議をしながら対応していきたいと考えております。

○ 22番(西口秀光君) はっきり言いまして、このCATVとは何か、と思われている方もたくさんおられると思います。先ほどの答弁では、何かたくさんさんの研究会に行っておられるようですが、議員さんにも参考資料をお配りすべきやと思います。これは遠い話でなく、隣の岸和田市や堺市はやっているのですから、和泉市の議員さんも最低イメージだけでもわかるようにしなければいけないと思いますので、原課の方の作業もよろしくお願ひしたいと思います。

市長さんにそういう同意を求められたらどうするのか、というのが私の再質問でしたが、今の答弁では、大阪府の人の話、電波監理局の話ということでして、市としてはどうか、という話はありませんでした。結局、どうなるかわからんということだと思います。それ以上は突っ込みませんが、このCATVについては、1つは政策の問題ですので、何も岸和田や堺の真似をする必要はない。やらなければいけないとは思いません。やるべきかやらないか、市が決めたらいいことです。やらないということでも別に悪くないと思います。

ただ、最初の答弁によりますと、一定、検討して第3次総合計画の情報通信政策に乗せていきたい、ということです。この検討する、というお言葉ですであえて意見を申し上げますが、せつかくトリヴェール和泉に端末、端子が付いている。付けようと思えば、今すぐでも付けられる。規制緩和で隣の堺や岸和田市からいつ来るやらわからんということです。

そこで、考えるというのは結構ですが、その考え方というか、CATVが必要だという認識は、私も担当者の方も同じだと思います。違うのは、認識の方法論について意見を申し上げたい。というのは、普通のテレビと有線テレビには決定的な違いがあります。普通のテレビは無線ですから、NHKがおカネを取ろうが取ろうまいが、アンテナを立てたら勝手に映ります。NHKがおカネを払わん家だけ電波を止めるということはできません。まして、ナショナルのテレビでも三洋のテレビでも韓国製のテレビでも、周波数さえ合えば映るわけです。ですから、例えば家族会議でテレビ1台買おうか、となっても、ちょっと待て、来年、ナショナルからもうと良いものが出るらしい、三洋は来年度値下げするらしいから待とうか、という話になると思います。

ところが、有線テレビというのは全然意味が違うと思います。その家に線を引っ張ったものが勝ちです。線を引っ張ったら、番組の内容が良からうが悪からうが、他のメーカーはそこへつなげない。その意味では、例え話で言いますと鉄道と同じです。近鉄のレールの上を南海の電車は走れない。同じように南海のレールの上を近鉄の電車は走れない。どちらの電車がクッションが良いか、スピードが速いかは後の後の競争になります。先に線をつないだものが勝ちです。

のんびりしていてもいいのですが、規制緩和が進み、公団では端末が付いています。第3次総合計画で考えるとことも大事ですが、国全体の流れ、世界の流れを見ていただきながら、ゆっくり立ち止って考えて後からやるのではなく、走りながら考える。その結果、考えてやらなくなっても結構ですが、やるというからには、走りながら考えてもらいたい。隣の市の悪口を言うのはいかんですが、CATVの内容はお粗末や、番組は面白くない、ということですので、それほど侵略されることはないということです。

実際はそうかもしれませんが、今、申し上げましたように電波のテレビと違うところは、内容は後でいいんですよ。先に線をつないだものが勝ちです。和泉市に堺や岸和田から線を引っ張って来て後で良いものが映ったらえらいことしたな、となるかと思います。検討も結構ですが、走りながら考える、という姿勢に転換していただきたいと要望したいと思います。最低、公団が先行して付けてますので、市役所が何かものつくる場合、大阪府が何かつくる場合、市が無理の効くところにものを建てる場合は、できればCATVの端末ぐらいは先に付けておく姿勢がほしいと思います。

時間がないので、以上の点を要望しまして私の質問を終わります。

○

○ 議長（大谷昌幸君） お諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

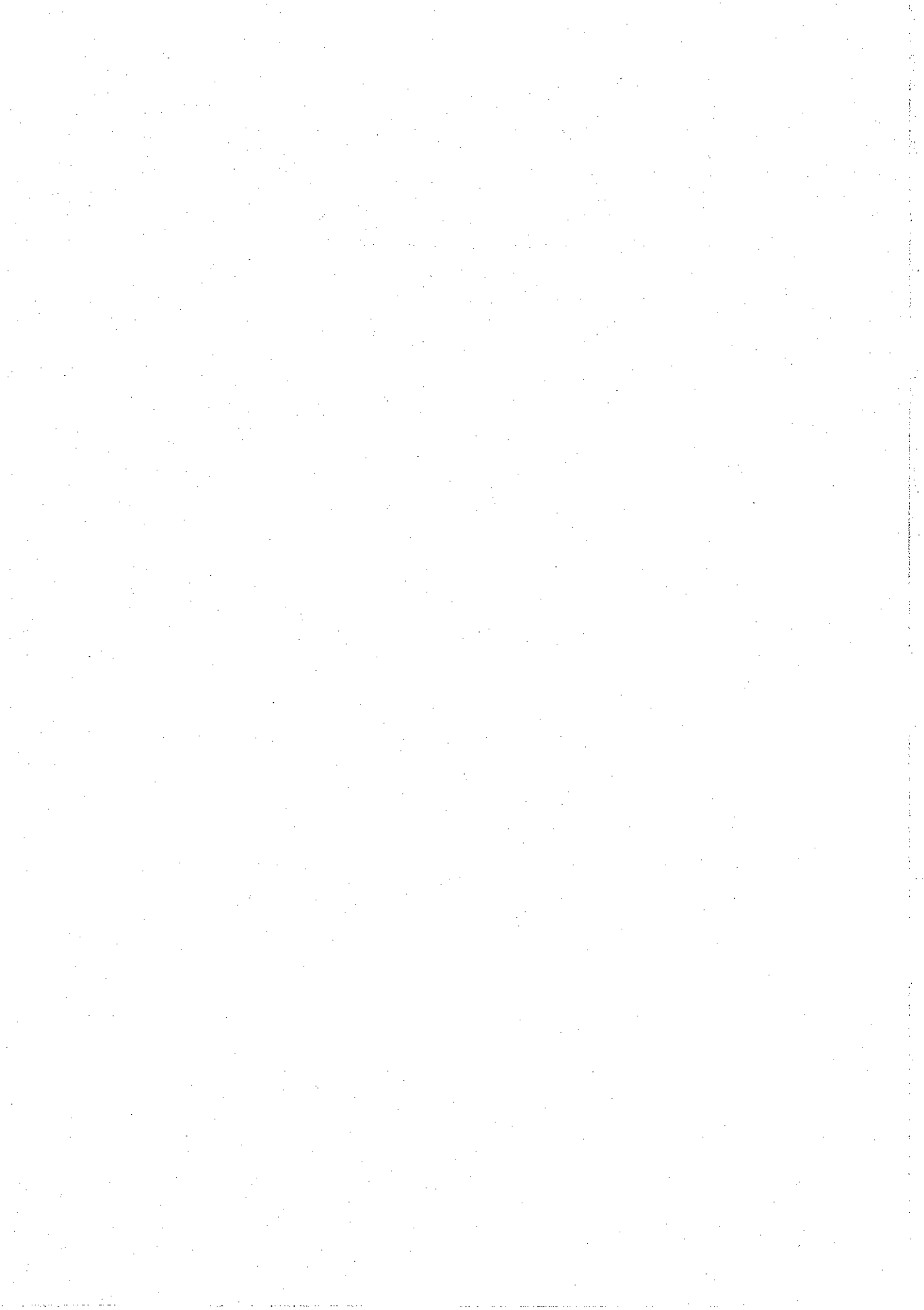
なお、明日も引き続き一般質問を行いますので、定刻御参集くださるようお願いいたします。それでは、本日はこれにて散会いたします。どうも御苦労さんでございました。

（午後5時00分散会）

○



第 2 日





平成5年12月15日午前10時和泉市議会第4回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

1番	友田博文君	16番	竹下義章君
2番	森悦造君	17番	須藤洋之進君
3番	若浜記久男君	18番	赤阪和見君
5番	上田育子君	19番	穴瀬克己君
6番	田代一男君	20番	並河道雄君
7番	松尾孝明君	21番	辻正治君
8番	中塚新治君	22番	西口秀光君
9番	讃岐一太郎君	23番	柳瀬美樹君
10番	池田秀夫君	25番	天堀博君
11番	井坂善行君	26番	原重樹君
12番	大谷昌幸君	27番	早乙女実君
13番	柏富久蔵君	28番	猪尾伸子君
15番	木村静雄君	29番	勝部津喜枝君

欠席議員(なし)

本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

市	長	池田忠雄	総務部長	神藤恒治
助	役	坂口禮之助	同次長兼総務課長	池辺功
助	役	田中昭一	同次長兼財政課長	阪豊光
収入	役	中塚白	同次長兼資産税課長	加久本良一
市長公室長		堀宏行	同和対策部長	森利治
同理事(人事担当)		鹿島賢昌	同次長	門林良治
同人権啓発室長		明坂文嘉	開放総合センター所長	戸口泰明
同次長兼広報広聴課長		池辺一三	同副理事 (開放総合センター担当)	山本襄
同次長兼人事課長		石本博信	福祉事務所長	中川鉄也
同秘書課長		木寺正次	同理事	坂田平之
企画調整部長		逢野博之	同次長兼総合福祉会館長	松尾守
同理事(施策推進室担当)		三井義秋	市民生活部長	麻生和義
同副理事 (施策推進第二担当)		吉祇利朗	同理事(環境整備・ ごみ減量対策担当)	岸田秀仁
同企画室長		今村堅太郎	同次長兼健康課長	池辺修次
同施策推進室長		井阪和充	同次長兼保険年金課長	長岡敏晃
同企画室企画調整課長		油谷巧	同次長兼環境整備課長	和田栗登

産 業 部 長	大 塚 孝 之	同次長兼工務課長	西 尾 浩
同 理 事	白 樫 通 有	病 院 長	竹 林 淳
同次長兼農林課長	松 林 保	病 院 事 務 局 長	橋 本 昭 夫
同次長兼交通公害課長	大 塚 俊 昭	同 理 事	谷 上 徹
建 設 部 長	奥 村 富 彦	同次長兼総務課長	梅 山 世 紀
同 理 事 兼 用 地 室 長	谷 俊 雄	消 防 長 兼 消 防 署 長	高 宮 武 男
同次長（建築担当）	藤 本 仁	同次長兼総務課長	一ノ瀬 喜 広
同次長兼住宅課長	西 岡 政 徳	同次長兼消防署副署長	池 野 透 富
都 市 整 備 部 長	萩 本 啓 介	土 地 開 発 公 社 事 務 局 長	中 西 淳 富
同 理 事 （ 再 開 発 担 当 ）	盛 尾 久 和	教 育 委 員 長	藤 井 謹 一
同 理 事 （ コ ス モ ポ リ ス 担 当 ）	中 辻 寿 夫	教 育 長	杉 本 弘 文
同 理 事 （ コ ス モ ポ リ ス 担 当 ）	田 中 拓 夫	教 育 次 長 兼 管 理 部 長	稲 田 順 三
同 理 事 （ コ ス モ ポ リ ス 担 当 ）	中 屋 正 彦	指 導 部 長	西 川 義 徳
同次長兼都市計画課長	田 中 武 郎	社 会 教 育 部 長	生 田 稔 之
同次長兼公園課長	山 下 喬 三	同 次 長	田 丸 勝 之
コ ス モ ポ リ ス 推 進 室 長	福 原 進	同次長兼図書館長	北 野 喜 平
下 水 道 部 長	藤 原 清 司	収 入 役 室 長	藤 木 意 継
同 次 長	中 野 英 二	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	高 橋 正 道
同 副 理 事 （ ふ る さ と 急 傾 斜 対 策 事 業 担 当 ）	岸 本 孝 二	同 事 務 局 長	着 本 善 夫
改 良 事 業 部 長	富 田 宏 之	監 査 委 員	庄 司 清
同次長兼用地課長	席 田 嗣 夫	同 事 務 局 長	吉 田 陽 三
水 道 事 業 管 理 者	田 中 稔	農 業 委 員 会 会 長	森 口 義 忠
水 道 部 長	仲 田 博 文	同 事 務 局 長	農 端 小 一
同次長兼総務課長	城 前 伊 佐 雄		

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

○  
 本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市囑託速記士 中野満男

○  
 本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事 務 局 長 北 野 敦 雄

次 長 河 原 茂 隆

参 事 西 垣 宏 高

議 事 係 長 田 中 康 弘

議 事 係 員 田 村 隆 宏

本日の議事日程は次のとおりである。

平成5年和泉市議会第4回定例会議事日程

(12月15日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1		一般質問について	

(午前10時00分開議)

- 議長（大谷昌幸君） おはようございます。議員の皆様には、連日にわたり御出席賜り、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市議会事務局長報告)

- 市議会事務局長（北野敦雄君） 御報告申し上げます。

ただいま御出席の議員さんは22名でございます。欠席並びに遅刻の届け出の議員さんはございません。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思います。現在、22名でございます。

- 議長（大谷昌幸君） ただいまの報告のとおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

- 議長（大谷昌幸君） 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承を願います。

- 議長（大谷昌幸君） それでは、日程審議に入ります。

日程第1「一般質問について」を行います。最初に、1番・友田博文議員。

(1番・友田博文議員登壇)

- 1番（友田博文君） 1番・友田です。一般質問をさせていただきます。

人類が初めて宇宙から地球を見たのは1961年、その初めての体験をした人は、旧ソ連の空軍少佐ガガーリン飛行士でした。そして、宇宙から初めて届いたメッセージは「地球は青い」という言葉でした。この言葉は、当時、世界中の流行語になったことは皆さんも御記憶のことと

存じますが、それが30余年を経た現在、スペースシャトルが地球を見ると、青いはずの地球に削り取られているところが2つあったと伝えられました。その1つは砂漠で、もう1つは、私たちが生活をしているまちであるということです。

申し上げるまでもなく、砂漠は雨がほとんど降らない厳しい気象が原因で生物が棲みにくい地帯です。一方、まちは、人が住みやすいように環境を変えてしまった結果、地球史上つい最近になって出現した地帯です。人類が自分のため、自分が住みやすくなるように自然環境を変えて築いてきたもの、それがまちであったはずですが。

しかし、私たちのまちや私たちの生活環境が本当に住みやすくなっているか、疑問です。人だって生物です。自然環境から遠ざかって生きていくのは、本来の姿ではないはずですが。つまり、自己の生活環境であるまちには自然が欠乏していても、地球のどこかにまとまった自然が残されていれば良いというわけにはならないでしょうし、そんな状態は快適とは言えず、息が詰まります。私たち人間は、自分自身の生活空間に緑が溶け込み、調和ある地域形成が図られることにより、初めて安らぎというものを感じることができるのではないのでしょうか。

このように地球環境を踏まえながら質問の趣旨に戻りたいと思います。ただいまスペースシャトルから見た現象を申し上げましたが、では、ヘリコプターにでも乗って和泉市の領域を見下ろせば、私たちの眼下にどのような視界が広がるのであろうかと想定して見ますと、恐らく阪和線沿線を中心とした市の北部では市街地が連帯し、駅周辺の再開発や地域整備の必要性が伺えると思いますし、中央丘陵部では、現在は、整備工事の段階ですが、将来は、整然としたトリヴェールのまち並みが一面に広がっていくことでしょう。そして、和泉山脈を背負う南部は、そんな時代の移り変わりは無縁のような自然の姿を私たちの目にあらわすことが想像されます。

私は、従前より議会を通して南部の活性化を申し上げてまいりました。とかく大阪府の行政水準を北高南低と評されていますが、和泉市においても同様のことが言えるのではないかと受けとめております。よく地域の活性化と申しますと、無秩序な都市化、商業化、市街化などと結び付けてしまう向きがございますが、私の南部活性化論は、地球環境の中でも申し上げましたが人と自然の調和、そして、地域活性化ということであります。つまり、自然に恵まれて生活を営むということにとどまるのではなく、自然をどのようにして活用していくか。そして、活用しながら地球の活性化に結び付けていくことにあると考えております。

そこで、大きな観点からお尋ねしていきたいと思います。まず、1点目は、大阪府が計画している広域農道整備事業について。2点目は、槇尾川ダムについて。3点目は、旧泉大津河川、一般国道480号の今後の取り組み方について。また、バイパストンネルの計画内容について

て。そして、地元への対応について。4点目は、大阪外環状線について。以上、4点について、それぞれこれまでの経過、現状、今後という観点からの説明をいただければと存じます。

なお、答弁の内容によりましては、再質問の権利を留保して質問を終わります。

- 議長（大谷昌幸君） 理事者答弁。
- 産業部次長（松林 保君） 広域農道の構想につきまして、農林課松林より御説明をいたします。

まず、経過でございますが、大阪府では、昭和47年度から南河内地域の金剛山麓を走る幹線農道の建設を進めておられ、平成5年度末には、計画延長19.6kmのうち95%に当たる18.8kmについて工事が完了し、現在、完了区域の74%、14kmを供用開始しておられます。また、その延長としてふるさと農業緊急整備事業として、岩湧山のふもと国道371号線から府道河内長野かつらぎ線間の事業計画を平成5年度に策定し、平成6年度から着手されるものと聞いております。また、その延長線として泉州幹線農道の構想が打ち出され、泉州東部の山間部の農業振興地域への各種農業基盤整備事業の導入と合わせての構想を策定すべく、検討がされているところであります。

次に現在、これに対応すべく大阪府並びに関係市町の代表によります推進協議会を組織し、国の関係省庁に対する要請等が実施できるよう、平成6年度設立に向けて準備が進められているところであります。

次に、今後につきましては、これらの3事業が実現することによりまして、南河内より泉州地域に及ぶ総延長約45kmの大外環状線的大規模農道が整備され、地域振興に大いに寄与するものと存じておりますので、よろしくお願いたします。

- 議長（大谷昌幸君） 次、建設部答弁。
- 河川水路課長（樋渡頭治君） 槇尾川ダムにつきまして、河川水路課樋渡より御答弁いたします。

大阪府におきまして昭和59年度、大津川水系全体計画策定を行い、昭和60年度、関西国際空港関連施設整備大綱に位置付け、父鬼川ダムとして整備を進めることになりました。洪水調節を目的とした治水ダムとして現在、予備調査、ボーリング調査等を行っている大阪府より聞いております。

また、ダムの規模でございますが、洪水調節容量80万、堤の高さ46mの重力式コンクリートダムを計画しており、このダムは、水量を調節しながら下流へ放流していくよう考えております。

また、今後の予定でございますが、予備調査を終え、実施計画調査及び概略設計を行い、国

より建設採択を受け、ダム建設へという計画であります。

なお、策定当時、総称として「父鬼川ダム」と呼んでおりましたが、その後、具体的呼び名として「槇尾川ダム」と言っております。

また、本ダム計画については現在、まだ調査の段階であり、調査ができた時点で関係委員会等に報告いたしますので、よろしく御理解賜りますようお願いいたします。

以上です。

○ 議長（大谷昌幸君） 次。

○ 都市整備部次長（田中武郎君） 都市計画課田中より3点目の旧泉大津粉河線、一般国道480号の今後の取り組みについて御答弁申し上げます。

主要地方道泉大津粉河線の一般国道480号への国道昇格につきましては、昭和55年に国道昇格促進期成同盟会を結成し、関係各位の協力も得、積極的な活動を行った結果、第2阪和国道より国道24号を経由し、和歌山県有田市の国道42号まで全延長約122kmの区間が、おかげをもちまして本年4月1日付で政令施行されたところでございます。これによりまして去る11月22日、新たに国道480号建設促進期成同盟会を結成いたしましたところでございます。今後は、本同盟会によりまして国道昇格の本来の目的であります現国道のバイパスの早期着工並びに完成に向けて、国、府等に対し陳情活動を行ってまいりたく考えております。

また、本年度の活動方針として、府県間バイパスルートの決定等事業の早期具体化に向けての要望等、大阪府並びに和歌山県に対して行う予定となっております。

続きまして、国道480号の和歌山県境界部のバイパス計画についてお答え申し上げます。

まず、計画の概要ですが、和泉市大野町から和歌山県かつらぎ町までの区間を府県間境界部にトンネルを設け、総延長約9.3km、幅員7～10mのバイパス道路として計画いただいております。

進捗状況でございますが、大阪府に確認をいたしましたところ、現在、バイパスルートについて建設省と協議を行っているところであり、平成5年度内に協議を終了したいとのことです。

また、本年度は、予定しているルートについて土質調査及び環境の現況調査を実施しております。さらに、ルート決定後には予備設計を実施する、とのことでもあります。

また、平成6年度から平成7年度には、中心線測量やトンネルの基本設計等を行い、平成8年度を目標に補助の採択を受け、用地買収等事業に着手すると聞いております。

また、地元町会との問題につきましては、関係課と調整の上、大阪府に要望してまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

- 議長（大谷昌幸君） 次。
- 建設部理事（谷 俊雄君） 建設部谷より都市計画街路大阪外環状線一般国道 170号線についてお答え申し上げます。

この一般国道170号線は、高槻市の国道171号から泉佐野市の国道26号を結ぶ一般国道で、本市内は、延長7,670mとなっております。

本市内のこれまでの事業の概略経過でございますが、昭和43年に都市計画決定を行い、昭和57年に国道 170号に昇格されております。また、昭和48年から大阪府が事業着手を行い、現在、福瀬町から岸和田市境までの間、延長 6,020mが既に暫定2車線で供用開始がされております。残りの福瀬町から河内長野市境までの区間は、現在、事業中でありまして、その進捗状況については、用地取得がほぼ見通しがつきましたので、一部安全市設等を除く工事の発注が終わっております。したがって、大阪府といたしましては、関西空港開港までに暫定2車線の供用開始に向けて現在、精力的に事業を進めております。

なお、福瀬町から北田中町までの区間につきましては、4車線化の工事も合わせて行っております。

以上でございます。

- 1番（友田博文君） 農林課の御答弁がありました。大外環状と新聞でも取り上げられていますが、私たちの南部地域といたしましては、大変期待をしているわけです。そういう期待の中で今回、推進協議会を持っていただけるということで大変ありがたく思っております。その辺、力強く早期に大外環状が承諾していただけるよう力を入れていただきたいと思っております。

また、ダムの方は、「槇尾川ダム」と名称が変わったわけですが、和泉市では、これもただ1つの関西空港のアクセスとして整備が位置付けられていると理解をしております。できるだけ地元の理解を得ながら良いダムをつくっていただきたいと考えております。

それから、国道 480号ですが、国道に昇格したことは結構ですが、トンネルにつきましては、和泉市が特にトンネルをつくってくれ、と陳情したわけでもないと思います。この問題は、大阪府が紀ノ川水域の水を引くため、その条件として大阪府と和歌山をトンネルで結べ、という形が出されたと聞いております。この辺については、和泉市は大阪府に躊躇することなく、和泉市のためにつくれ、と大きな顔をして申し上げていただいたらいいんじゃないか。いやなら止めとけ、それでは水ももらえん、ということになるので、その辺は、余り大阪府に頭を下げるのではなく、本当に和泉市の顔をつくるということで、大きな顔をして胸を張って早くつくらんかい、ということで強力で進んでいただきたい。また、地元の強力についても、大阪府に強力で地元の意向もくんでやれ、という形をお願いされるようよろしく頼んでおきます。

それから、最後の外環状線ですが、次長からお答えがあったように、和泉市の中はほとんど解決したと私も聞いております。もう少しで全部解決するという事です。南部地域については、この国道は、メリットもデメリットも背負ったいろんな要因を含んだ道路だと思いますので、その辺、よく精査していただき、できるだけ公害が少なくなる道路として、また、南部地域が良くなるための道路として市道も含めて検討していただきたいと思います。これも大阪府に対して、こういう形で交差点改良をせよ、といういろんな面で危険の少ない便利の良い道路にしていただくようお願いしておきたいと思っております。

まちづくりの観点をいろいろと4点についてお聞きをしたんですが、次に、これらの事業計画がたくさんありますが、南部を考えた場合、それらは1つのものであると考えます。私は、横山、南横山、南松尾等を南部地域と呼んでますが、こういった地域を面的にとらえ、これらのプロジェクトが持つインパクトと自然との調和というまちづくりの視点から取り組んでいく必要があるのではないかと考えます。

そこで、この南部地域の今、皆様方から御答弁をいただいた各事業については、外環状線は昭和43年から30年近くたっているわけですが、その意味から大変長期的に取り組んでいかなければならないと考えます。今、第3次総計が計画されておりますが、こういった点について、その第3次総計にどのように取り入れていくか、再質問をさせていただきます。

○ 企画調整課長（油谷 巧君） 第3次総合計画の中での取り扱いはどうするのか、というお尋ねでございますので、企画調整課油谷よりお答え申し上げます。

ただいま友田議員さんから御指摘をいただきましたが、南部地域に限らず、道路などそれぞれの公共施設が持つ機能をそれだけのものとして考えるのではなく、関係する公共施設を一連のものとしてとらえ、各々が持つ機能を有機的に連携させ、補完させ合い、地域に最大限の投資効果を与えることが、まちづくりを考える上で必須条件であることは、私どもも十分認識しているところであります。

次に、第3次総合計画における南部地域に対する考え方についてのお尋ねでございますけれども、目下、私ども企画調整課では、第3次総合計画策定作業を進めているところであります。御指摘の南部地域につきましては、第3次総合計画の中でも主要課題の1つと認識いたしております。

また、それと合わせて担当課より答弁がございましたように、各事業をどのように扱うのかにつきましては、それらの事業の計画内容と事業化の見通し等を把握して調整をし、市域南部として整合性のある計画となるよう、総合計画策定の中で研究をしてみたいと考えております。いずれにしても、南部地域の活性化を考える上で、それぞれが大きなインパクトを与え



る事業であることは十分承知いたしておるところであります。

しかしながら今、第3次総合計画策定に向けまして、各部局から現況把握をしている実務作業の段階でございまして、今後、計画内容が煮詰った段階で議会に対してお示し申し上げていく予定でございますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

- 1番（友田博文君） 第3次総合計画の中で十分研究していただくということで大いに期待をしております。策定作業が具体的にになった時点でまたお聞かせいただくことにして、最後に、私の方から市長初め理事者の皆様方に要望として意見を述べさせていただきます。

地域の活性化、私は南部の活性化と言っていますが、地域の活性化というのは、それぞれ地域によって異なっていると思います。先ほども述べましたが、和泉市を北部、中部、南部と位置付ければ、この府中近辺は北部としての活性化があり、中部というのは中央丘陵の付近と考えまして、今、いろいろと動いております。トリヴェールは、トリヴェール和泉としてのインパクトを活用した中部の活性化があると思います。そして、われわれが住む南部というのは、自然を活用した活性化が一番良いのではないかと。このように和泉市の活性化は、大きく3つに分けられると思います。

しかし、南部というのは、現在、やっ和外環状線が横山の福瀬地域から若樫地域まで開通した形の中ですが、その他の公共事業というのは、私が知る範囲では青少年の家と、今度、オープンしていただいた榎尾山グリーンランドの2つぐらいで、これといった公共施設はないという実情だろうと思います。

こちらの中中部から北部へかけては、この庁舎を初めとしていろんな施設があります。それに対して南部というか山間部にはほとんどない。今回、榎尾山森林浴コースとして榎尾山グリーンランドを開園していただきましたが、私としては大変ありがたいと思っております。後になりましたが、ふるさと創生事業から始まり榎尾山森林浴コース整備事業の中、大変大きなおカネを投入していただき、大きな公共施設として榎尾山グリーンランドを開園していただいたことは、本当に市長初め関係者の皆さんに御礼を申し上げる次第であります。

この榎尾山グリーンランドについては、この前も委員会の中でどのぐらいの人に使っていたのか、とお聞きをしましたところ、担当者から1カ月に7,000名ぐらいの人に使っていたということなので、本当にありがたいと思っております。その中で現在、駐車場問題を初め喜びの半面、いろいろと問題も提起をされておりますが、こういった1つの大きな榎尾山グリーンランドという公共施設を南部地域に持って来ていただいたことは、関係者の皆様方に重ねて大変ありがたく思っております。

今後とも、槇尾山グリーンランドについてはいろいろな問題もあると思いますが、それだけの人に使っていただいているということをお認めいただきまして、その整備に十分力を入れていただきたい。私は、槇尾山グリーンランドというのは、今回の質問の中にある自然を取り入れた地域の活性化という、それを目の当たりに見ていると、いいんじゃないかと思えます。これからの緑と自然に溶け合った活性化というのは、こういったものが大事ではないかと考えている次第でございます。

そこで、市長に将来においてお願いしたいのは、この槇尾山に行く道は、府道槇尾山仏並線と言いますが、この道路が、今後とも南部地域の活性化に大きな影響を与えるのではないかと思います。なぜかと言いますと、槇尾山には西国4番目の施福寺がありますが、日曜日となりますと、観光バスが10台、15台と上がって来て、年間2万人とも3万人とも言われるぐらい多くの方が訪れますが、地域の活性化ということで考えるならば、この人たちは貴重な対象者となります。また、青少年の家、槇尾山グリーンランドの来園者をカウントしていくと、この槇尾山仏並線は相当の人がお使いになります。

また、槇尾山は国定公園の1つですので、今までも何回もその整備をお願いしていますが、この槇尾山の公園整備を図っていけば、この一帯は、観光地として大きく機能していくのではないかと考えます。

それから、先ほどもお答えいただきましたが、槇尾川ダムというのは利水ダムとは言っても、大変大きなダムのように聞いております。PRによっては、相当な効果が期待されると思えます。この槇尾山仏並線に沿って考えますと、施福寺とか青少年の家、槇尾山グリーンランド、この槇尾川ダムを考えていけば、この南部地域の中でいろいろの公共施設が一体となっていくと思えます。

今、この地域はみかんはあかん、コメはあかん、筍はあかん。それにわれわれの地域は繊維産業が多いわけですが、織屋はあかん、小さな零細企業が多い鉄工所もあかんといった中、この南部地域はだんだん冷え込んでいくように思います。現在、トリヴェール和泉では、皆さん方が一生懸命に産学住の新しい都市づくりを進めておられますが、私の住んでいる南部地域には何があるか。何を持って皆様方に夢を抱いていただけるか。

そのように考えた場合、現在、大阪外環状線をインパクトにして、先ほど、述べていただきました4つの事業を踏まえ、槇尾山仏並線を中心に考えていただいたら将来的に大きな夢が描けると思えます。大外環状を考えますと、外環状から槇尾山仏並線を通り、次に大外環状を通って今、善正から滝畑へ行く道をつなげば、横山が自由に回れる環状的な道路になっていく。国華園もありますので、槇尾山から国華園という、どちらからでも回れるといったことで大き

な意味を持ってきます。そのような大きな夢を南部地域に抱かせていただくよう、産業が低迷している中、この南部地域はこういう形に変わっていく、こういう形で自然と調和してまちが良くなっていくや、という希望が持てるようになると思います。

北部では、今、府中駅前の再開発、中部ではトリヴェール和泉の開発等盛んにいろんな事業を展開されておられますが、南部地域についても、こういった格好で皆さん方が住み良い町になりますよ、自然と調和したまちにしますよ、というものが無い。自然は一杯ありますが、皆様方が豊かな生活をするため、また、仕事にありつくためにどういう形に持っていくかが考えられない。

大阪府や和泉市が、この山間部の自然と緑のグリーンベルトをどうしても残していきたいとうたわれてます。私たちもそれは残していただきたいんですが、自然を大事にしながらも、そこに住んでいる皆様方に夢を与えていただきたい。その中で現在、外環が通り、また、国道480号が位置付けられて和歌山へトンネルができ、また、大外環状という新しい道路が考えられ、ダムも計画され、新しい事業に取り組んでいただけるわけですが、こういった新しいものを十分にとらえ、生かしていただき、この南部地域の活性化に力を入れていただきたい。南部地域の地場産業が低迷している中、何とか林業も農業も、また、繊維とか鉄工など零細企業の人たちにも明るい光を与えていただけるよう、大いにこれから市長初め理事者の皆様方に考えていただきたい。

ちょうど今、第3次総合計画が研究調査され、これからつくられていくときですので、今までにない新しい南部地域の自然と調和した活性化計画をつくって盛り込んでいただきたい。市長初め理事者の皆さん方に対して、今までつくっていただけてない、新しい観点からの南部地域のまちづくりをぜひ進めていただきたいと強く要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

---

○ 議長（大谷昌幸君） 次に、25番・天堀 博議員。

（25番・天堀 博議員登壇）

○ 25番（天堀 博君） 25番・天堀です。池上小学校用地違法売却について、質問の趣旨説明をさせていただきます。

市長の市議会代表者会議での釈明や陳謝その他決算委員会等々での説明でも言われてますように、当時、幼児の急増時で池上小学校区での保育園の不足、市の財政事情による公立保育園建設不可能の状況のもと、民間から強い要望、希望もあり、とのことなので、まず、福祉事務所の方から用地確保のための経過を簡単に報告を願いたいと思います。

次に、現実に起こった事件としての問題ではありますが、池上小学校用地の一部を文部省の承認を得ないで民間保育所に売却したことにつきまして、文部省より具体的な措置としての指示が市に来ていると聞いておりますが、その内容を明らかにしていただきたいと思っております。

また、このことが学校の補助金以外、例えば今まで起債の償還も行ってまいりましたが、今後、残っている起債償還とか、あるいはそれぞれの起債償還時に交付されてきております地方交付税等に関する影響があるのかどうか、この点についてもお聞かせを願いたいと思っております。

答弁をいただきまして、その内容によって再質問をさせていただきたいと思っておりますので、一応、質問の趣旨説明を終わらせていただきます。

○ 議長（大谷昌幸君） 福祉事務所答弁。

○ 福祉事務所長（中川鉄也君） 福祉事務所長中川より当時の用地確保の経過について、答弁いたします。

池上わかば保育園は、昭和59年4月に開園をしておりますが、当時の保育園をめぐる状況を申し上げますと、就学前児童数では現在より20数%程度も多く、池上校区でも680人の就学前児童がいたという数字が残っております。

御案内のとおり当校区では、マンション、アパート、建売住宅が多く、また、駅から近いということもありまして勤労世帯が多く、保育ニーズの高い地域でありながら、近隣の保育園は、阪和線と府道と泉南線を越えてと相当遠い位置にありました。また、当時は、各保育園とも相当数の待機者もあり、市の方針としても1校区1保育園を基本に保育園の整備を図り、市民要望にこたえるべく努力をしておりました。

特に昭和56年4月、黒鳥校区にまゆみ保育園が開園し、未設置校区は、池上校区のみとなったこともあり、地元住民から池上校区に保育所を、と非常に強い要望が出されておりました。しかも、地元町会といたしましても、市の財政状況も理解できるとして、公立にこだわらず、当時、池上ひまわり町会長でもありました木下貞夫氏が私財を出して保育園を建設してもよい、ということ地元町会としても支持するという話もありました。

そこで、当時、私も木下氏と池上校区内で3カ所程度用地を見て回りましたが、適当な用地がなく、思案に暮れておりました。たまたまそのころ、池上校区の町会長さんなどより池上小学校用地の一部の空き地を保育園用地として払い下げてほしい、という強い要望が出され、私もその用地を見たところ、位置、面積など保育園用地として適地であると判断し、払い下げが可能ならば、市民要望にこたえとともに市民サービスの向上にもつながると思い、教育委員会事務局に事情をお話しし、お願いしたものであります。

10年以上も前のことでもあり、一部思い違いもあるかと思いますが、当時の状況と、福祉事

務所のこの用地のかかわりの概要です。よろしく願い申し上げます。

○ 議長（大谷昌幸君） 次。

○ 管理部長（稲田順三君） 教育委員会稲田より御報告申し上げます。

今回、補正予算の追加で池上小学校用地補助金償還金4,503万8,000円を計上させていただいております。これは12月8日付で文部省より補助金の返還命令が送達されました。この命令書に基づきまして積算いたしまして、今回の補正をお願いするものであります。

その内容でございますが、補助金の返還分といたしまして1,975万円、加算金として今回、返還をする補助金の国から交付を受けた日、すなわち昭和57年4月22日から返還日の本年12月27日を予定をしております、その間を規定の金利年10.95%で計算した額2,528万7,900円を合わせた額で4,503万8,000円となるものであります。

また、返還理由といたしましては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第17条第1項に基づく補助金の一部取り消しと、同法第19条第1項に基づく負担金として、いわゆる金利を国に納付するものであります。

なお、起債及び交付税の影響につきましては、現在、府と協議中でありますので、よろしく願い申し上げます。

以上でございます。

○ 25番（天堀 博君） 今、答弁をいただきましたが、まず、交付税その他についても府と協議中ということですが、今回の措置というか返還金の命令でお返しをすることによって、文部省とか自治省の関係の起債、交付金の問題はなくなったのか、どのように解釈しているんですか。

○ 管理部長（稲田順三君） とりあえず、今回の件に関しましては、まず、文部省が返還を決定する。それを受けましていわゆる起債とか交付税についてどのように対応するか、ということについては、これから協議に入るということでございます。文部省の額が決定した上でいろいろ交付税とか起債問題について協議に入るといふ段取りになろうかと思えます。

○ 25番（天堀 博君） それでは、その辺を待ちたいと思います。

福祉事務所の関係であります。今の福祉事務所長の御答弁をいただきましたが、かなり前のことですので記憶をたどられているということです。私も原課のそれぞれの課長さんとかいろいろの方を見ますと、当時からおられるのは、今の福祉事務所長さんだけのようにも見受けません。

そこで、当時の池上ひまわり町会長であった木下貞夫氏が私財を投げ出しても民間保育園をつくりたい、という御要望もあったということです。特に先ほど言われたように池上小学校校

区に保育園がなく、阪和線を渡って行かなければならないということとか、駅に近いためにどんどん人口が増えて来ることもあり、地元の池上町会より非常に強い要望があった、ということとです。

そこで、いわゆる市への要望の申し入れとか、あるいは私財を投げ出してでもつくりたい、ということについて、現実、木下さんと何度かあちこち見て回った、というお答えがありました。その前の段階として、福祉事務所だけに地元町会なり木下さんからの要望なりがあったのか。それとも、いわゆる市長なり三役の市長部局に対して要望があったのか。もちろん、両方にあったと思いますが、その辺は、いかがなんでしょうか。

○ 福祉事務所長（中川鉄也君） 保育園については、先ほども申し上げましたように、当時、1校区1保育園という基本的な考えを持っておりました。したがって、池上のわかば保育園に限らず、保育園建設については福祉事務所なり、当時は保育課と言ったんですが、そこが窓口になりまして対応し、それらの状況に応じて、必要に応じて市長なりに相談、説明もしてまいったと思います。記憶も薄れておりますが、多分、先にわれわれの方にあり、それを受けて市長等に説明をしたと記憶しております。

○ 25番（天堀 博君） それでは、先ほどの教育委員会の答弁では、今回の補正予算で出ております4,503万8,000円の内訳を言われました。1,975万円は、補助金の全体の額から言えば10分の1ぐらいかと思いますが、それを返しなさい、これは当然であります。このことについては、市は実損をしていないと思います。悪い言葉で言えば、だましてもらっていたので返すのは当然ですので、損はしていない。

しかし、その加算金、いわゆる利息ですが、10.95%という規定があるらしいですが、それが2,528万7,900円と言われています。これはいわゆる市が損害を受けた分だと思っております。この辺については、だれかが損害を補わなければならないと思います。

それから、こういう事態に至った責任は、今の福祉事務所長の答弁にもありましたが、市長の方にも話をしているので、もちろん、市長は知らなかったわけではない。最終的には市長の決裁があり、教育委員会の行政財産から普通財産に移して売却された物件ですので、市長自身の責任の問題もあると思います。この辺は、教育委員会としてもどのようにお考えになり、どのような責任をとられようとするのか。

○ 市長（池田忠雄君） 池上小学校の問題についての天堀議員さんの御指摘に対し、市長より御答弁を申し上げたいと存じます。

前の議会の各派代表者会議で私から陳謝を申し上げ、御説明もさせていただきましたが、本会議でもございますので、改めまして、私からこうした経過の上に乗っての考え方を申し上げ、

御理解を願いたいと存じます。

御案内のとおり、適正化法に違反をしているということについての責任あるいは金利等についての金銭面の問題についての責任、こうした2点にわたる御指摘だろうと存じます。率直に申し上げまして、適正化法についての今回の事柄につきましては、再びこのようなことのなきよう反省をさせていただき、今後とも事に当たってまいりたい。この点につきましては、心より陳謝を申し上げたい、このように存じます。

先ほど来、御案内のとおりでございます。その当時の財政事情、保育事情等から苦慮を重ねた末の結論でございました。57年ごろでございますが、文部省から補助金をいただいた池上小学校用地については、その当時は、池小は立派にでき上がっておったわけであります。残りの敷地について、地元から保育所設置の要望がございました。その中では、文部省に手続をしたところで多分、了承はなかなか得られないという推測もございまして、保育事情に対して何らかの措置をとらなければならないという急迫した事情もありまして、やむを得ずその敷地を売却したという苦慮の選択をさせていただいたという点が1つございます。

また、この2,500万円云々の話でございますが、御案内のとおり、御批判があろうとは思いますが、この時点で1億3,000万円ばかりでこの用地を売却してございます。その金銭については、当時、現在の開発基金に繰り入れて今まで運用をしてきているのも事実でございます。そこに金利も発生しておりますので、この補助金の一部1,900余万円の返還は当然として、金利については実損を与えているのではないかと、という御指摘でございますが、金銭面では損害を与えていない、このように私どもは考えてございます。

以上、2点の件につきましては、適正化法についての御指摘はごもっともでございます。今後は、こういうことのなきよう運営をいたしてまいりたい、このように本会議で深く陳謝を申し上げ、今後の決意に代えさせていただきたい、このように存じております。

なお、10数年前のことでございます。そのような事情もございまして、責任云々のお話もごもっともでございますが、私としては、その当時、今も助役をしている坂口助役あるいは今の教育長が教育委員会におりました関係で、文部省から通達がありました9日に2人を呼び、今後、かかることのないよう、互いに戒めてやっていかなければならないと嚴重注意を与えているわけでございます。

総括して私からお詫びを申し上げ御答弁に代えたい、このように存じます。よろしくお願いを申し上げます。

- 25番(天堀 博君) 適正化法に違反をしたことは陳謝をしたい、とおっしゃってます。当時の状況が状況であったので、やむを得ずこういうことに踏み切った、ということです。学校

の建物あるいはグラウンドの配置図から見れば、今の保育園が建っている学校の西側は、最初から空くような建て方をしていますね。教室等の位置も、一番端っこの部分を空けているような状況だと思います。どうもその点からいけば、教育委員会としても、最初からそこに幼稚園とか保育園のためにスペースを空けていたのではないかという気もします。

これは当時の職員さんもおられますので、記憶をたどっていただければいいのですが、答弁をいただいても下手な答弁はしないと思いますが、私の考え方としては、そのような状況が現実にあったのではないかと思うんです。それで市長にも話があり、当時の保育課にも話が来て進んできたということの結果としてこうなったと思います。

今の市長の答弁を聞いてますと、1億3,000万円で土地も売っている。公社から購入した金額から見ましたら、全体でちょっとプラスした形になっているので、これは損はしてません。しかも、この1億3,000万円は基金等にも入れて運用をしている。1,900万円の補助金の返還分だけを見ましたら、これは1,900万円も運用をしてきていることになっているわけですから、返すまでの間の利息とかも考えれば、市長が言われるように損はしてないかもしれません。私も細かく計算はしてませんが、2,520万円程度では、損はしていないと思います。

そしたら、何かやり得みたいな感じになります。そんな状況ですのでやりました、と文部省にもお話をし、もちろん、これは府の方でかなり力を入れていただいたと思うんです。そしたら、結局のところは、悪いことをしたが、まだおカネを運用してプラスなっているという状況が生まれているというような、金銭的には損はしてない、という答弁やったと思いますのでね。

それでは市長、悪いことをしたことについて陳謝しながら、そのことについての反省とか矜を正すという態度が一向にあらわれてないと思います。強いて言えば、市長みずから矜を正し、みずからの処分を決めなければ、一般職員、部課長あるいは市民に対してけじめや示しが付かないと思うんですが、いかがでしょうか。

○ 市長（池田忠雄君） いろいろと御批判をいただくところでございますが、先ほど申し上げましたようにやむにやまれざる事情等勘案をしていただき、府教委を通じ文部省にも話を上げさせていただき、私も教育長も文部省までまいりまして御説明をしました。その結果、文部省も当時の和泉市が置かれていた事情を御賢察いただき、今回の措置が出てまいったわけでございます。いろいろ心配や憶測もございましたが、一定、文部省からの通達の範囲というのは、事情を御賢察いただいた上での御措置をいただいたものと存じておる次第でございます。

今、金銭面で実損があるのではないか、という御質問でございましたので、それはないと思うので、と御答弁を申し上げただけでございます。御指摘のように、市民サービスと法との間で苦慮した中での選択とは言え、適性化法に違反をしたというのは事実でございます。この点につ



きましては、本会議を通じまして深く反省を申し上げ、今後、衿を正してこういうことのなきよう陳謝申し上げ、御理解をいただきたい、このように存じている次第であります。和泉市の市長として心から陳謝を申し上げることが、こうした経過と実情の上に立ってのけじめの付け方として御理解をいただきますようお願いを申し上げたい、このような存じる次第でございます。

- 25番（天堀 博君） 結局、先ほどから言うてますように、まだ儲かっているぐらいになっているということです。今後、また、こんなことが起きたとき、市長、あなたが横に寄ってた、あなたがかかわってなかったとするならば、その職員に対する始末や処分を考えなければならぬとき同じような問題が起きてきます。さらには、職員に示しを付けるためには、あなた自身が減給処分か何かをして、こういうことをしてはならないぞ、という態度をとるべきです。

これは末端の職員まで処分をせよ、とは言いませんよ。そんなもの気の毒ですよ。恐らく当時、こんなことをしたらあかんぜ、と言うた職員もいると思います。しかし、全体的な池上小学校区には保育園がない、という状況から押し切られたわけですから、それだけの責任はやはりあなたがとるべきではないですか。そのことをきちんと陳謝するだけでけじめが付いたとするならば大きな間違いで、これは禍根を残すことになるんです。

これ以上言っても、あなたは、そのことでみずから処分をするとは言わないので、時間の無駄ですので置きますが、意見としては、例えば民間の銀行でもだれかが運用していたものが問題があったとして刑事問題になったとき、しかし、銀行そのものに損害を与えていない場合には、その人は処分されるとか退職させられますよ。このことが、市長、あなたなら許されるということはないわけです。新聞にも出ましたが、これだけ大きな事件を起こしたわけですから、そのことについては、みずから衿を正した処分をし、職員や市民に対してけじめを付けるべきだと、意見として申し上げて終わります。

- 
- 議長（大谷昌幸君） 次に、18番・赤阪和見議員。

（18番・赤阪和見議員登壇）

- 18番（赤阪和見君） 18番・赤阪和見です。今回の質問は、前回の第3回定例会の質問を通じて明確にされてなかった点について、あくまでも、市民の行政に対する不信が払拭され、信頼ある市行政を確立するために責任ある対応、答弁をお願いします。特にこの問題は、市民による監査請求も出されていますが、新聞報道による内容しかわかりませんので、報道されているところは極力避けて質問し、基本的な点を明らかにしていきたいと考えております。

また、前回の質問のときもそうでありましたが、本市には、まだ情報公開制度がありません

ので、この場でいただいた答弁をそのままのみにしなくてはならず、また、皆様方理事者を信頼して伺っているわけであります。しかし、前回の定例会の答弁については、私は納得し、了解したわけではありません。定例会答弁について納得し、了解したならば、後日、調査もしなかつたのでありますが、前回の答弁は余りにも疑問も多く、こじつけのような答弁に終わったわけであります。

そこで、決算委員会で、6,250万円の見積書の提出をお願いし、提出をしていただきました。私が調査したところ、全くのでたらめであります。でき上がった工事とかけ離れた見積もりであったわけであります。前回の定例会で部長理事者が自信を持っての答えが、大きな差を持っていたわけであります。その点では、私の指摘によって11月30日付の担当課での見積書が出されているという全くのお粗末であります。

次に、このマンション建設についての経過について一度確認します。平成3年5月23日、事前協議が申請されております。また、5月24日、その事前協議が下水道総務課開発協議が終結されております。8月7日、現地実査日ということで、9月13日付の土地の鑑定評価が出されております。同じ平成3年10月12日、ナニワ産業から市へ防球ネット等の見積もりが出されています。また、11月29日、これは交通公害の開発協議が成立しております。

翌年の平成4年1月9日、肝心の社会教育に対して防球ネット施行図面提出ということで事前協議が成立しております。2月の何日かわかりませんが、念書という形で大倉建設株式会社から市長に対して出されております。それも受けながら2月29日、公園設置についての伺いを担当事務職の方より市長、助役を中心にしてこの決裁お伺いを起案、回しております。3月5日、平成4年2月28日付で道路の寄付がされております。3月7日、社会教育の利用同意が公園課長に提出され、3月16日、市長並びに助役の決裁でゴーが出されています。3月24日、開発許可が大阪府、和泉市という形で出され、3月26日、法第37条の建築確認が下りております。4月24日、建築確認ということです。

このような流れでこのマンションが建設されているということが各種資料によって明らかであります。そういう点での問題点はないのか、お願いいたします。

それと、最後にそもそも許可をされ、指示された最高責任者はだれなのか、その点だけお伺いをして終わります。

○ 議長（大谷昌幸君） 答弁。都市整備部

○ 開発調整課長（上出 卓君） 開発調整課上出より御答弁申し上げます。

開発許可申請の経路の経過の中で問題はなかったか、という御質問でございますが、当然、都市計画法の開発許可申請の手続によりまして、大阪府知事の許可を得た上で工事の完了をし

ているものでございます。その中でたまたまと申しますか、市の教育委員会所管の財産の一部を公園区域なり道路部分に使わせていただきたい、という御要望がございました。当然、こういった場合には、開発許可の手続上、開発に関する公共施設の管理者の同意が必要でございます。通常は、道路とか公園、河川水路課などが、そういった意味での公共施設の管理者でございます。開発区域に含まれるという意味において、当時の管理者の同意が、教育委員会の方で合意される方向でございましたので、その意味におきまして、代表者としての市長の都市計画法32条協議により協議が成立し、工事が進められ、大阪府の方で通常の開発手続として完了してございます。

以上です。

- 18番（赤阪和見君） 議長をお願いいたします。  
前の第3回定例会のときに一応、6,250円か何がしかの答弁をいただいたわけですが、途中で間違いであることがわかったわけです。前回の答弁はいかかなものであったか。議事録的には、後で何かの問題になったとき、その6,250万円が生きてくるわけです。このような場合、どのようなお取り計らいをしていただけるものか。こういう一般質問をしても、何もそれについての訂正とかは全くありません。僕は、こういう質問をすれば訂正があるものと思っていたのですが、その点では、全く訂正がございませんので、その点、議長としてのお取り計らいをお願いいたします。
- 議長（大谷昌幸君） それにつきまして、私どもの見解を表明させていただきますと、前の第3回定例会は既に終わってます。閉会するまででしたら、その議事録の訂正はできるという事務局の見解ですが、今回、第4回定例会になっておりますので、できましたら、理事者の方に前の分の訂正をしてもらうということの要望をすればどうかという見解です。
- 18番（赤阪和見君） そうすれば、理事者においては、現実的にこのような中心になる金銭的な間違いがあったというお詫びと訂正を、僕の質問の答弁の最初にそれがないというのは一体どういうことですか。
- 都市整備部長（萩本啓介君） いろいろと金額についての御質問でございます。その件につきましては、第3回定例会でも申し上げたことですが、それも含めまして若干、私どもの考え方を申し上げたいと思います。

1つは、教育委員会が所管する用地の中で未利用分について公園とか道路で利用するということで、開発区域に含む条件として、グラウンドの駐車場の整備あるいはネットフェンスの整備等を業者に提示したものであります。したがって、基本的には、教育委員会の要望事項につきましては、業者の方に全面的に対応していただくということでございます。業者との

関係におきましては、金額が幾らという工事契約という形をとってございません。第3回定例会でも答弁をさせていただいておりますが、現物を開発協議に伴う寄付行為として物納してもらったという形でございます。

しかし、開発を進めるに当たりましては、われわれとしても一定の同意の関係もございますので、その判断材料として必要なことから、業者さんの見積もりも使いながら、市が単独事業として工事をした場合どうか、ということで見積もりをさせていただいた。平成3年当時でございますが、それが6,250万円程度の査定となっております。

その後、工事も完成いたしましたので、この完成品について、今年になってから再査定をさせていただきますところ、5,570万円余になってございます。教育委員会の指示どおり、ネットとか駐車場等がすべて市の要望が満たされている状況でございますので、現場で構造物の引き継ぎも終わっております。

以上のことから、行政の資料として6,250万円のものとして5,570万円のものという差額が生じたこととございますが、むしろ見積もりの段階と実施の間に市長が開発特別委員会でも申し上げましたように、一定の差異が生じたという受けとめ方でございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○18番（赤阪和見君） 今、5,500万円云々ということが出てきたのは、私の指摘でそれを再度、やったわけです。それ以外にやる気が全くなかったわけです。そして、平成4年2月29日、都市整備部都市整備課の担当から決裁伺いが回っておりますが、この中にはっきり申し上げてこのように書かれております。

運動広場内の希望の土地1,000㎡は、同広場の専用駐車場等として整備計画があるので売却はできない。しかし、当面、予算等の関係もあって早急な整備は見込めないことから、折衷案として同地のさらに一部分の約400㎡を公園として整備することを許可し、この条件として、同団地約600㎡を運動広場の駐車場19台分収容として整備し、合わせて広場の防球ネットの改修工事を負担することとさせる。

そして、これら整備費用の見積金額は、運動広場駐車場整備工事2,591万円、同防球ネット等の整備工事3,680万円、合計6,271万円となり、仮に公園として売却した場合の価格432㎡×12万円（鑑定評価による単価）＝5,184万円を上回っていることから、特に市としての損害とは考えられず、かえって運動広場関連の整備も促進されるメリットがあると判断できる。

このようにちゃんと伺いの中に判断があり、また、その後にある覚書の中にも5,770.27㎡×2.6%、これは開発指導要綱による387㎡は提供公園面積ということで免責される。

その次にあるのは平成4年2月、先ほども質問のときに言いましたが、「大阪市北区天神橋

二丁目北2番11号 大倉建設株式会社取締役社長 落越満成<sup>④</sup> 和泉市長 池田忠雄殿「念書」  
ということで「和泉市室堂町1144の1番地、975の1番地の開発に伴う市運動広場用駐車場整備  
工事及び市運動広場ネット等の整備工事について、工事内容の変更が生じ差額が発生した場  
合、当工事完了までに対処いたします。減については金額清算、増については当社負担とい  
たします」という念書がきちんと入っているわけです。平成4年2月の決裁伺いの中に田中助役  
並びに池田市長の判も押されているわけです。そのような約束事の念書がありながら、今の答  
弁では全く納得できません。

この際、続けて申し上げます。田中助役が前回の質問のとき、「平成4年2月にこのことを  
知った」とおっしゃいましたが、こういう図面をいろんな形で調べていくなれば、平成4年2  
月というのは、決裁伺いを上げたときであります。この問題を当の担当助役が決裁の日まで全  
く知らなかったというばかげた行政は一体どこにあるのか、その点も合わせてお願いいたしま  
す。

- 都市整備部長（萩本啓介君） 赤阪議員さんの方から念書のことで御質問がありました。確  
かにその当時、念書というものを入れさせてございます。平成3年当時の開発許可の段階では、  
非常に教育委員会の現場というものが動いておりまして、いろいろと現場の要望が強くなって  
きている状況でございました。開発担当としては、ますます要望が増加していくことが予測さ  
れましたので、これらについて業者側にすべて対応させるという意味で、業者の負担によって  
工事を行ってもらうということで念書を入れさせた状況でございます。

ただ、その後のいろんな経過の中で、教育委員会の要望したものがすべて満たされていると  
いう観点から、現在のところ、業者に対して請求をするという考えは持ってございません。よ  
ろしく願います。

- 18番（赤阪和見君） 念書云々ということ、また、余りにも教育委員会が動いている、何ぼ  
になるかわからんで、それを止めるための念書や、オーバーし切っているということは、イ  
コール現場の踏んでいる判断は、この土地はそんな値段と違う、もっともっと大きい値段だ  
ということを自覚しながら、それと対応する接点を見出していこうと考えたのではないかと見ら  
れるわけです。あなたがそうおっしゃるならばね。そしてまた、6,250万円という伺いを立て  
ている金額も、これはうちの見積もりなんだ、と何かばらばらにしながら1つ1つまやかそう  
とするような答弁では全く納得できません。

- 市長（池田忠雄君） 総括的に私から御答弁を申し上げたいと存じます。  
先般の10月議会でも私から申し上げた点もでございます。このマンション開発に際して、市と  
して企業局から無償譲渡を受けた低田んぼの土地を何とか有効活用をしたいという気持ちは教

育委員会にございました。私の方にもそういう話が来ておりました。しかし、当時の財政事情として、その低田んぼの土地を埋め、防球ネット等が低いので高くしていくということは、市として直ちに行政的な措置をとるのは難しゅうございました。

その中で業者からこの土地の有効活用を申し入れてまいりました。当初は、払い下げでまいったはずですが、払い下げはできない、ということでお断りを申し上げたところ、有効活用の話が出てまいりました。教育委員会としては、こうした低田んぼの土地をかさ上げをし、駐車場にしてもらいたい。そして、防球ネットもボールが外へ飛ばないように高くしてもらおうという要望があったわけでありませう。

そういう中でこの件については、業者の方としてもそれをやらせていただく、ということで、いろいろと経過はございましたが、最終的にこれを売った場合はどうか、あるいは業者がそういう代替措置をとることによって、市もそこに行政効果を与えていくことができるというバランスの話が上がってまいりました。そのバランスは、業者の方が防球ネットあるいは駐車場をつくるということでの一定の見積もりも出てまいりました。都市整備としてはその値段を査定をしたところ、一応、教育委員会の要望を満たすとすれば、6,200万円あたりになるということでのその当時の私への話でございました。それならば、ということで3年前、開発協議ができたわけでございます。

その後、いろいろ御指摘をいただいて面もありますが、それは見積もり段階での話でしたが、でき上がったものについて現場へ行って査定をしてまいった、という報告は私の方にも来ております。その報告は、5,500万円ぐらいで大体駐車場あるいは防球ネット等、いわゆる教育委員会の要望も多少現場では変わってきておりますが、そういうことの見積もりとでき上がりに多少700万円ばかり変動があったという報告を聞いております。

ただ、教育委員会なり原課としては、一定、こういうことをしてもらったらという要望を大体満たしてもらっているという報告が上がってきております。先ほど、担当部長から御説明をさせていただきましたが、確かに多少の差異はございますが、一定、市からげたを預けたことについては満たされているという、見積もりあるいは査定との間に700万円ほどに差はございますけれども、一定、それを納めさせるのはいかなものか、約束どおりのことはできている、という見解をとって私のところに報告が上がってきております。こういう点でひとつ御理解をいただきたいと存じます。

- 18番（赤阪和見君） 御理解はとてもできる問題と違います。今、5,500万円が出てきた、出てきた、とおっしゃいますが、何かそちらで勝手に出したような言われ方をしていますが、こちらから指摘をして新たに見積もりを取ったんじゃないですか。私から指摘をして、上出さん

の方で新たなでき上がった見積もりを起こしたんでしょう。しかし、その中にも本来は、この土地と絡んですべき問題と違うものも入っているわけです。そういう渡りの船であった。

今、建設業界などで和泉市がどのように言われているか、「不動産的行政をやっている」とときどき耳にします。何のことかいなと思ったら、不動産屋がいろいろな形でやっているような、水道にしてもそうですが、ゼニのない市ですから、それはしようがないと思います。ここへ来るんやったらこれをやってくれ、ここの水道管を変えてくれ、というのが現実です。他の力を借りても和泉市が良くなっていけば、大きな問題になってくれれば別ですが、しようがないと思います。

しかし市長、あなたも不動産屋を長年、経験してきた人が、低田んぼ、低田んぼと・・・・・・・・・・・・・・・・。ちょっとでも化粧し、ちょっとでも高く売りつけていかなければならない。高くというよりは、今回は、正当な評価すら受けていないと私たちは見えています。議員皆さんもときどき話をする中でおかしいな、という思いをしていると聞いてます。

なぜ、5,500万円がこの11月30日にできてきたんですか。しかし、先ほど申し上げましたように、この事前協議は平成4年1月、もう2年が来ようとしています。平成4年1月9日、社会教育との間で施行図面の提出、協議の成立が行われております。そのとき、既に新たな値段がわかって図面まで発注されているわけです。しかし、残念なことにそのようなものは平成4年にあなたがそれも見ながら最終的に判を押したとしましょう、3月16日にね。しかし、なおかつ6,271万円のところであなたは判を押されているわけです。

既にでき上がろうとしているよりも、事前協議をされて確定をしているのが1月9日です。事前協議の上だった日が入っているのは、先ほど僕が言ったその日の分だけ、後は全部日が抜けてます。これはまた、別の問題ですが、余りにも日が入っていない書類が多過ぎます。覚書すら、あそこにはさんでいる書類には日がない。事前協議申請書にしても、受け付けの日は下に平成3年5月23日と書いてますが、出してある日は書いてません。後の日は抜いてあります。

そして、平成4年の決裁をされた3月16日はどういう日かと言いますと、このとき、一緒に鑑定書も入ってます。この鑑定書に付いている図面は、ちゃんとそこは市の道路である、という道路をきちんと書いてますし、また、それは市の持ち物である、とも書いてます。それにもかかわらず、無道路だという評価証明をあなたは信頼して判を押しているわけです。こんな中途半端な決裁の仕方です。市行政は、われわれを信用しろというのはいかになものかと思いますが、どうでしょうか。

○ 市長（池田忠雄君） いろいろお尋ねをいただいているところでございますが、基本的な解

積といたしまして、3年程前になりますか、そうした経過を経まして市もメリットがある中、この措置が進んできたのは事実であります。その過程の中での細部にわたる御指摘については、一定、私も調べてみますが、基本的な解釈としては市もメリットがあり、業者の方もメリットがあるということで措置をしてきた中、そのときの見積もりとでき上がったもの、6,200万円と5,500万円の700万円ほどの差については、当時の見積もりあるいはでき上がったものについては、工事を進めている中で教育委員会の要望も多少変わってきてますし、いろんな点で差異が出てきたという報告が上がってきております。

解釈としては様々であろうかと存じますが、われわれとしては、市の直接施行の管理監督のもとではない直接施行の工事とございましたし、でき上がったものとしては、業者にけたを預けた教育委員会としておおむね満たしているということの解釈でございますので、御理解をいただきたいと存じます。

- 18番（赤阪和見君） 管理監督のものではない工事と言われましたね。
- 市長（池田忠雄君） 直接施行でないということです。
- 18番（赤阪和見君） 直接施行でないということはわかります。しかし、それをさせるべき、させた原因は何ですか。
- 市長（池田忠雄君） させた原因は、これだけのものをしてもらったら了とするという、いわゆる開発協議に基づいてされてきておるということでございます。
- 18番（赤阪和見君） 本来ならば、向こうに建っているマンション用地の何%かを市に寄付をしなければならぬ行為ですが、市の土地を開発区域に入れてあげて、また和泉市のその土地は立派な道路が付いているが、向こうの開発しようとする土地は、全く道路がないところです。しかし、公園の60余平米の土地を道路にしてあげて向こうの道路と結ぶ。そして、その土地を借ることによって、本来ならば6%、412㎡を寄付しなければならない土地を、ネットフレンスがどうのこうのという形の中で工事に代えた。これは俗に言う財産の変更ですね。財産の変更が契約書も何もなしにされたということは、一体、市の財産を何と心得て管理をしているのかと私は思うわけです。

この話は、最終的には市長、あなたが最初から決裁をしたと私たちは見ております。教育委員会のメリット云々とおっしゃいますが、それも皆さんが確認した金額を下回る、それでも何も手を貸さない、そこに何かの疑義があるような疑いを持つわけです。これがすなわち市民の行政不信であります。私は前の議会から言うように、市民の行政不信を払拭していくのが私の質問の趣旨であります。

その点から市長、あなたは3年前からどうのこうのとおっしゃいますが、今、このように資



料でもってあなたにお伺いをしているわけです。3年前やったらこうやったけど、今はどうか。その点では、間違いがなかったとはっきり言えるかどうか。先ほど、いみじくも調査する、と言われていましたが、その点、調査して、もし、きちんとした報告をいつごろ聞かせていただけるか、それさえ確認して、後の項に移りたいと思います。

○ 市長（池田忠雄君） いろいろ御指摘をいただいているところでございますが、各原課がそれぞれ真剣に討議をし、私のところに上がってまいった。最終的に決裁をしたのは私でございます。しかしながら、そこに何らかの疑義があるということは、一切ございません。これははっきりと申し上げておきたいと存じます。

それから、細かい点での御指摘については、私は、マクロの立場で総括責任でございますので、わからない点がございまして、その点は、原課の者に命じてよく整理をさせていきたいと思っております。それは、また議員さんにお答えをさせていただきたいと思っておりますので、御理解をお願い申し上げます。

○ 18番（赤阪和見君） それでは、この問題の最初に帰ります。だれが、これが最良の方法だという、最初は、向こうが売ってくれ、いや、売れない、という話の中で、差し当たり、これが良いじゃないか、これを市長に上げて決裁をもらおうじゃないか、と言った責任者はだれなのか。

○ 市長（池田忠雄君） 責任者はだれかという、最終的な総括責任は私にございます。ただ、先ほどから申し上げておりますようにそれぞれ原課がございまして、教育委員会も原課ですし、都市整備部の開発調整も原課であります。その中でいろいろと討議をし、市もプラスになるのではないかとこの話の発端でございまして、その責任は、それぞれ原課が会っていると話し合いをして私のところに上がってまいったということです。

○ 18番（赤阪和見君） そういう意味ではなく、これをこうしてこうと決定したのはだれか、知らん間に原課が寄ってやろうかと上がってきたのか。それぞれの原課と言われてもわれわれはわかりません。この財産を管理するのは教育委員会ですが、まず、教育委員会がこうしてくれ、と言ったのかどうか。こうできると考えたのかどうか。僕は、教育委員会以外にはないと思う。それぞれの原課、原課といえども、開発指導の方は、上がってきたやつを開発指導をするわけですから、いろんな窓口だけです。そこでは、こういこうではないか、ということは言えないと思いませんか。いかがでしょうか。

○ 社会教育部長（生田 稔君） 教育委員会社会教育部生田からお答え申し上げます。

その発議ということでございますが、われわれの経過をたどりますにつきましては、まず、その話が出てきた経過は、御承知のとおりであろうかと思っておりますが、それについては、開発指

指導課の方から話がありました。そして、この話の内容を聞く中では、いわゆる行政財産であることについては、教育委員会独自の問題として精査できないこともございましたので、市長に部局と協議を申し上げ、その協議が整う中で先ほどから申し上げている内容、フェンス、駐車場につきましては合法的である、ということで同意をしたという経過でございます。

以上でございます。

○ 18番（赤阪和見君） それでは、教育委員会は、開発指導課からどうかということで上がった来たということですから、開発指導課はどのような話を上げたのか。

○ 開発調整課長（上出 卓君） 当時、都市整備課と名前を呼んでましたが、最初に、代理人である方が「この土地を売ってほしい」と来られましたが、「悪いけれども、うちは開発指導という立場なので、財産を売買をお受けする窓口ではございませんので」と、当時の体育課なり教育委員会を御紹介しました。その中でかなり協議をされていたようですが、その結果、売ることにはできない、ということで私どもの方に開発者の側から中間報告がございました。当然、そうであれば開発協議以前の問題ですので、お帰りいただきました。

その後、日がたちまして改めてその方がお見えになりまして、売っていただけなかったら整備をさせてほしい、という御相談がございました。それにつきましても先ほども申し上げましたように、都市計画法32条協議という形でございますので、その管理者が同意をされない限り、われわれ開発調整課の窓口としては動けません、という原則を申し上げ、改めて教育委員会の方にお出でいただいた。その中でどのようなお話がされたのか、私どもは立ち会っておりませんのでよく存じておりませんが、改めて開発協議者の方から、教育委員会の方からおおむね了解をいただいた、というニュアンスとか、いろいろやっているんだ、というようなことを逐次、御報告をいただけてました。

そうこうする中で教育委員会の方から相談がございまして、いろいろ開発者から御相談を受けているのだが、ということでしたので、基本的に管理者が了解するというのであれば、あえて言えば、都市計画法開発許可の中では、全く合法措置でできます、というようなことで判断をしておりましたが、正味申し上げて、日常業務から申しましてかなり際どい判断ではあるということ若干懸念しましたので、大阪府の開発指導課の方に問い合わせまして、こういう場合、市の協議事項として開発許可ができるのか、ということについて念のため照会をしましたところ、市のそれぞれの管理者が了解をされるのであれば開発許可はできる、という御返答をいただきましたので、その旨教育委員会なり開発業者に御報告を申し上げたということでございます。

ただ、市長に決裁を上げていくことについては、関係課が多うございますので、私どもの課

でもって教育委員会、公園課等を含めましての書類を発議させていただいたという経過でございます。

- 18番（赤阪和見君） そこで聞きますが、大阪府とか上級機関に確認をした、ということですが、そのときには、金銭的、物質的工事等で代替していくことをその確認の中に入れましたか、入れてませんか。
- 開発調整課長（上出 卓君） そういったことは確認してございませんが、条件というか、協議の内容は、すべてその管理者と開発者の間で整えていくものでございますので、前回は申し上げましたが、無償で譲渡する場合もあれば、有償で譲渡する場合、それから、付け替え、交換等様々なものがございます。
- 18番（赤阪和見君） それは入ってないということですね。
- 開発調整課長（上出 卓君） そうです。
- 18番（赤阪和見君） やはり最初は教育委員会ですね。開発調整課はただの窓口であり、内容的には預かり知らないことで指導することもできない。教育委員会が最終的にそうなった時点で市長、市長部局と相談されたと思いますが、その中で決裁を行ったということになっていきますね、今の内容ではね。そこで、金銭的、物物的なプラスマイナスの計算をどのようにされましたか。

もう1点、鑑定書の内容の精査をあなたがたはどのようにされたのか、その点をお願いします。

- 社会教育部長（生田 稔君） 生田からお答え申し上げます。  
ただいまの御質問につきまして、教育委員会が鑑定書とか協議の内容でございます。まず、鑑定書につきましては、われわれは、一定の時期までは全然わからなかったということがございます。
- 18番（赤阪和見君） その時期はいつごろですか。
- 社会教育部長（生田 稔君） 平成3年7月ごろであると記憶します。  
それから、協議ということでございますが、われわれは今、担当課長が申し上げている話ですが、当時、社会体育の原課の課長からお聞きしているのは、その用地を売ってほしい、という話ございました。しかし、その話も私らが公園計画ということでお聞きした時点では、いわゆる平成3年6月時点であると記憶します。光明池球技場の西側を民間業者が開発をするに当たっての公園の問題等について話ございました。
- 18番（赤阪和見君） もう結構です。全然わかっていない。鑑定書は、記憶では平成3年7月。鑑定書を取ったのが平成3年9月13日で、実施日が8月7日ですわ。それ以後にあなたが

知ったとすれば別ですが、それ以前に知っているはずはないし、まして今、平成3年6月と答弁されましたが、とんでもないことを言わんといほしい。事前協議が5月23日に出ているわけよ。ということは、その3カ月前にはこの図面が要るわけです。そうでしょう。2、3カ月前からんことには図面ができませんがな。既にあなた方は、平成3年2月ごろには、その土地を貸しましょうか、ということを決定していたんですよ。

平成3年5月23日の事前協議には、412.77㎡の和泉市の土地を公園として借ります、という内容で事前協議が上がっているわけでしょう。せやから、全くこのことに関係しない教育委員会はただつくってもらえば得や、というだけ。そして、平米12万という安い、安い鑑定が出て、それは市長、後で言うあばたをあばたと見、傷を傷と見、小さい傷でもこんなところに傷があるんや、といわなくてもええような傷ばかりを言うて、安くしよう、安くしようとかかるような、・・・・・・・・ことでは、財産の管理をあなたに任しておられませんわ。そういうことで本当にその方向性がどのようになって来たのかを私は言うているわけです。

先ほどの念書ですが、あなた方がそれで結構と決裁をした平成4年3月16日、その決裁をした内容に疑義があるとなるわけですね。この決裁をまともに執行しなかつただれかの責任がここにあるわけです。何のための念書ですか、何のための決裁ですか。決裁が変われば、次の変わった決裁を上げなくては、市行政はそれで前へ進むんですか、その点をお聞かせ願います。

○ 社会教育部長（生田 稔君） 生田からお答え申し上げます。

先ほど、その当時という記憶をたどっての話になるわけですが、それにつきましては、その前後があるかと存じますので、その点、御理解賜りたいと存じます。

○ 市長（池田忠雄君） いろいろ御指摘を頂戴をしているところでございますが、先ほどから私が御答弁を申し上げておりますように、そうした市としての立場から来る考え方に基づきまして進んでまいったことは事実でございます。その中で私が決裁しております。

先ほど来、担当の者も申し上げておりますように、これとこれを開発業者にやらしてもらおう、向こうはやりましょう、値段が高くなるかもわからんということですが、一定の見積もりが6,250万円と先方も思い、うちの担当の方も整理をすれば、大体それぐらいつくのではないかという見積もりであったと私も報告を聞いております。

その中で工事が済んだ中で現場で確認をしたところ5,500万円何がしである。見積もりとで上がった差700万円については、見積もり段階と工事をしていく中で変わって来ている、教育委員会の言い分も変わって来ております。その中で事が進んで来ているので、その辺でひとつ御理解をいただきたいと思っております。

○ 18番（赤阪和見君） 御理解と言われても、そんな簡単な決裁が市で罷り通っているのでは

御理解できませんよ。1つの工事で700万円も違うような、まして、その前に鑑定書自体にも疑義がある中その決裁が通ったが、その変更した決裁をいつ取るんですか。変更した決裁は要らないんですか。文書的にどうですか、文書管理かどこかで答弁してくださいよ。その変更した決裁をどうしたのか、その点をお願いします。

- 都市整備部長（萩本啓介君） 決裁の扱いの問題ですが、先ほども市長が申し上げておりますように、いわゆる開発許可の段階からの基本的な流れは変わってないわけです。その点では、改めて数字的な差が出た場合とか追認のような決裁は通常、余り取っていないという状況でございます。
- 議長（大谷昌幸君） 一般質問の途中でありますが、ここで、お昼のため1時まで休憩いたします。  
(午後零時10分休憩)

---

(午後1時00分再開)

- 議長（大谷昌幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。  
赤阪議員の一般質問を続けます。
- 18番（赤阪和見君） 先ほどの答弁の中で700万円が変わって来ているが、あえてどうのこうのしないんだ、という答弁がありました。しかし、6,271万円の1割以上が違う。その対価である和泉市の土地をそのような形で見積もりをしているにもかかわらず、そういう決裁が何もされず、そのまま通っていくということは、こういうことでもいいのかどうか。文書管理かどこかの方向でちょっと確認をしておきたいと思います。その点でよしとするならば、それで結構ですが、その点、いかがでしょうか。
- 都市整備部長（萩本啓介君） 決裁の取り方につきましては、いろいろ段階を追って区分もでございます。先ほども御答弁申し上げましたように、内容そのものは、基本的な方向としては何ら変わっていないということで、決裁を再び取るということはさせてもらってません。
- 18番（赤阪和見君） そこで、本来ならば、その土地を貸すことによって6,271万円の工事がされる、という決裁を取っているわけです。この6,271万円が正当な値段かと言えば、そうじゃないわけです。本当に原課の方で大体の見積もりをしたらそうやった。そして、こちらがあえて指摘をしたところによると5,500万円だった。ああそうかいな、それでも5,500万円であの土地が良くなっているんだから、ということで事が終わってしまっている。本当に市の財産を守り、有効に使うって市民に大きく供与させなければならないものが、一業者をためにするような形で使われたという指摘をしているわけです。

市長、あなたはその指摘に対して、以前のことから、以前のことから、と言われますが、3年前あるいは2年前はそれでよかったかもしれないが、現実、今になれば、そういう形の中で当時、ちょっとおかしかったと思われるならば、何らかのコメントがあつてしかるべきだ。正当付けようとする形の中で非常に無理が出て来ていることも事実です。その点をわれわれが指摘をしているわけです。

先ほどの全体の文書管理としてこれでいいのかどうか、担当の助役さんからお願いします。

○ 助役（坂口禮之助君） この関係の問題につきましてはいろいろと御指摘もいただいておりますが、今、おっしゃっている文書管理の面で申し上げますと、いわゆるその決裁は、いろいろの書類が一括して決裁をされているようにお聞きをしております。今、議員さんがおっしゃる形の既に6,270万円が契約形式をとられている、その金額でこの内容のものをやってくれ、という契約が成立している形のものでしたら、5,500万円に減った場合、当然、6,200万円が精査の結果5,500万円になりました、こういう変更をしてよろしいか、という決裁を改めて取らなければなりません。

しかし、包括しての決裁だったようです。僕自身は、内容については詳しく存じてませんが、お聞きしているところによりますと、6,270万円の見積もりのファクターと言いますか、フェンスを何メートル上げるとかの中身については契約されてなくて、教育委員会から要求されたものについて業者がそれを設置していく形をとっており、6,200万円についての契約は、以前にも一切ないようです。したがって、それに対する契約変更が起きて来ていませんので、改めて決裁を取る必要がなかったと思います。

○ 18番（赤阪和見君） そこがまたおかしいところなんですよ。契約事項が1つもないんですね。土地を貸すという契約もない。この公園の一部60余㎡を道路に使わせてやる、という契約もない。この公園を開発区域に認める、というただの口だけで、その対価を求める契約も何もない。そこに問題が生じて来ているわけです。

工事の進捗状況の中で変わったと言いますが、既に1月9日、教育委員会に対しては、事前協議の中ではっきりとこれだけのことをします、という図面が出て来てます。契約も何もないのに勝手に動いている。契約も何もないのにその土地が使われ、本来、土地の物納をしなければならぬものが、商品の物納で終わっているわけです。この契約が基本的にいいのか悪いのかという問題にもなりますよ。

そして、肝心の判を押されている田中助役さんは、平成4年2月に知ったと言われてますが、とてもやないがそうやない、前回の答弁は勘違いやったと思うんですよ。今は、修正の決裁について坂口助役さんに答えていただきましたが、田中助役さんは、この成り行きをいつ知って、

どのような形でこうなったのか、ちょっとお答えを願います。

- 助役（田中昭一君） 先ほども赤阪議員さんから平成4年2月29日の決裁についての言葉がございましたが、そのときに立ってよほど答弁をさせていただこうという気にはなっていましたが、今、改めてそのことについてのお問い合わせでございます。はっきりと申し上げまして、平成4年2月29日の直前に知ったということでございます。それまでは、何ら報告は受けておりません。

以上です。

- 18番（赤阪和見君） 担当部局は怠慢じゃないですか。こんな大事な市の土地の問題について助役さんに報告も何もない。助役さんに報告がないというのは、市長にも報告がなかったことだと思います。また、市長に報告があったとすれば、なぜ助役に相談をしなかったのか。そんな決裁の仕方は非常におかしいと思いますが、いかがですか。

- 開発調整課長（上出 卓君） 開発調整課上出でございます。先ほどの契約云々の件でございますが、これは従来から申し上げておりますとおり、都市計画法開発許可の中で市長の公印をもって協議成立をしていくということで、契約以上の効力があると信じてございます。その中身についても、原課からの要望については、私どもの課ともども市長に上げ、御判断をいただいていたという経過でございます。

それと、助役さんに対する御報告でございますが、財産にかかわる非常に重要な問題ということで、私どもの方から教育委員会ともども市長の方に直接上げさせていただいたということでございます。よろしく願いいたします。

- 18番（赤阪和見君） そうしたら、助役さんの役目というのは何ですか。今、開発協議の中で開発を許可するというのは契約以上のものがある、という答弁がありました。契約以上のものがあるということは、この決裁自体が、契約以上のものがそこに契約の約束として出てきていると理解してよろしいんですね。

- 開発調整課長（上出 卓君） 開発許可の32条協議という公共施設の管理者との協議ということが、その決裁の次にやっておりますが、法的に基づく同意書というのは、契約以上の効力があると信じてます。

- 18番（赤阪和見君） 契約以上の効力があるということは、その管理者の市長が判を押して使いなさい、開発を一緒にしなさい、と言ったが、その裏付けとして、あなたの手の及ばないところで教育委員会、管理者、すなわち市の理事者が向こうとやり取りをしたわけでしょう。それで決まってきたのが、あなたの方で計算をした6,271万円でしょう。

- 開発調整課長（上出 卓君） 教育委員会と関連する問題につきましては、通常の協議事項

以上の重要な問題であるということで、私どもも含めまして市長の方に決裁を仰いだということです。

○ 18番（赤阪和見君） ということは、この6,271万円は、それだけの契約事項であったということですね。にもかかわらず、それが5,500万円に減っているということは、市民に対して市の財産をうまく公用できなかったということです。

それから今、途中で変わった来た、と言いますが、何ら変わっていない。平成3年5月23日の事前協議の申請が出されるときには、既に市長は、この土地を使ってよろしい、という許可をしている。その裏付けとして、和泉市の土地412.77㎡を開発区域に入れて事前協議に回っているわけです。

ということは、逆算をすると、平成3年5月以前にそのような話は既に煮詰まっていたということですね。そして、事前協議の中でどうなって来たか、金銭的なプラスマイナスをし、教育委員会は、すなわち平成4年1月9日にこれだけの防球ネットをしてください、これだけの駐車場をつくってください。しかし、その公園はあなたのところのものですよ、あなたのところがちゃんと整備してうちへ寄付するんですよ、という話は暗黙の了解の中でできてるわけです。しかし、その6,271万円の中には、その公園の整備分まで入っているんです。

そして、対価の鑑定を受けた土地の価格は、すなわちその部分の道がないとか、今、市長がおっしゃるように低田んぼだということです。低田んぼというのは、不動産の鑑定から言うと、そこの全体の開発の区域という点からいくと、土を埋められるというプラス効果がある。ここで言う4年の3月16日、あなたが決裁した日には、既にそういうことが明白にわかっているにもかかわらず、無道路マイナス20%、形状マイナス5%、そして、低いということでマイナス15%、合計マイナス40%という評価をあなたが認めて、助役さん、あなたも認めてここに6,271万円が対価として載っているわけです。こんなことが、本当に一般世間でごくごく常識で考えて通るのかという疑問を生むわけです。

そういう点を1つの方向性としながら、助役さんは、平成4年2月以前、1月でも結構ですが、全く知らなかった、とおっしゃった。しかし、開発の方の答弁は、大変なことなので教育委員会と相連れ添って市長に上げ、いろんな市長との接点を持ちました、と言うてます。助役さん、あなたは助役という立場をどうお心得ですか。また、市長は、なぜ助役さんにそういうことは一切言わなかったんですか。

○ 開発調整課長（上出 卓君） ただいまの件で若干、補足をさせていただきます。

1つは、確かに決裁文書の起案日ないしは決裁日はそういうことですが、先ほども申し上げましたとおり、通常の仕事のルールとして、こういう決裁を上げます前には、場合により助役



さん、場合により部長さん、場合により市長さんというように、事前にその重要性の判断を鑑みまして調整をして御相談、御提案を申し上げるというスタイルをとっております。話といたしましては、決裁日のかかなり以前から、われわれの方から市長さんの方に直接的に話を申し上げさせていたいております。

もう1つは、工事の変更の件ですが、決裁時点では、確かに6,200万円そここの金額で決裁を仰いでいたということですが、それ以降にもフェンスの高さを上げたいとかいろいろ工事の変更等の御要望もございまして、調整をしていった結果変更したということございまして、あくまでも、その時点、時点での工事金額の積算としては、妥当なものであったと存じております。

- 18番（赤阪和見君） 助役さんに何も相談がなかった点について市長からの御答弁はないのですか。
- 市長（池田忠雄君） 先ほどから原課が言っておりますように、事柄によりましては、助役段階で大体の話を煮詰めて私の方に決裁が上がった来ることがございます。また、問題によっては、私に直接原課からいろいろ話がある場合もままございます。最終的には、市長、助役が相そって協議をして決裁をしていくという形に持っていきます。
- 18番（赤阪和見君） そうじゃなく、助役さんは、2月以前は全く知らなかった、と言っているわけです。
- 助役（田中昭一君） 先ほど、私が答弁をさせていただきました中では、直前に知った、と申し上げたつもりでございます。
- 18番（赤阪和見君） 直前に知った、ということは、2月以前は知らなかったということですね。それでは、何のために助役さんをつくったのか、と言いたくなりますわな。
- 市長（池田忠雄君） ケースバイケースで話をさせていただく場合もある、ということです。
- 18番（赤阪和見君） それはあるでしょう。
- 市長（池田忠雄君） だから、私に直接上がった来る場合もあり、助役段階で上がってくる場合もあるということです。最終的には、市長、助役が協議をしていくということも事実です。したがって、決裁以前はどうであったかつまりらかではありませんが、決裁のときには、協議をして決めていくことになっております。それぞれの場合、場合でございますので、ひとつ御理解をいただきたいと思います。
- 18番（赤阪和見君） 原課では、これは非常に大事なことから、教育委員会と相寄って市長のところへ上がったということですね。そしたら、今度は、市長は大事な問題やからよく相談してくれた。しかし、担当の田中助役さんが決裁直前まで知らなんだということは、1年間、

このことについては、あなた方は、助役に聞かれたらまずいから聞かしてなかったとなりますよ。

- 市長（池田忠雄君） そういうことはありません。
- 18番（赤阪和見君） そういうことはないのは当然ですが、あなた方は、助役を通り越して市長に相談に行かなければならないほど大事なことでしょ。であるならば、助役さんを交えて相談しなかったのは不思議なことですね。七不思議の中のこれから探す一不思議に入れておきます。その点は、それで結構です。

そしたら、この決裁日にこういうものが上がって来た。あなたは賢明な方ですから、いろんなこの図面や評価額を見たとき、いろんな疑義ははさまなかったかどうか、後で答えてください。

それと、1月9日に社会教育施行図面を事前協議の中で出されています。そこでは、既に現在のとおりのものになってます。変わったとか、いろんな要望があったと言いますが、平成4年1月9日の事前協議で出された文面と同じものが現在、でき上がっています。それはいいんです。ところが、この見積書は違う見積書で、ばらばらなんです。

- 開発調整課長（上出 卓君） 開発調整課です。現場の要望については、現場の直接担当の方で要望いただき、それを開発者の方で図面を書いていただくということで、私どもの方に来ておいたわけですが、当時、先ほど申し上げた 6,200万円の根拠になる図面で積算をしたもので、以降にあらわれる図面で前もって審査をして金額を出したものではありません。その辺、御了承いただきたいと思います。

- 18番（赤阪和見君） 1月9日に出した図面を僕は見ました。今、現在行われてちゃんとしたものになってます。4年1月9日以降は変わってません。変わっているのは、2月29日に出したこの決裁伺いのときに出た見積もりと、平成4年1月9日に出した事前協議の図面とは全く違う。図面は正規の図面であり、この評価している見積もりは、それ以前の見積もりを平成4年2月29日に上げているわけです。いかにこの件で初めからずっと正当だてて、きちんと市の財産を使うという方向性の中で、市民の生活、財産を守るという責任感がどこにもかけられないような事案であります。

まして、今、明らかになったように、肝心の担当助役さんが、その決裁をする前まで知らなかったという、これも1つの奇怪なことです。その点では、もう時間もありませんが、助役さんにこれを初めて見たとき、あなたも責任を持って判を押されたと思いますが、一切の疑義がなかったと感じて押されたと思いますが、その点、いかがなものでしょうか。

- 助役（田中昭一君） 大倉建設の関係で赤阪議員さんから第3回定例会や先日の開発特別委

員会等を通じまして、いろいろと問題点の御指摘をいただいていることで、私としては、まことに痛み入っているところでございます。

本件につきましては、前回、市長から御答弁を申し上げておりますが、市長部局と教育委員会にまたがっている事項でございますので、事前にトップの中での検討もいたしました結果、市としてのメリットがあるという結論付けをいたしましたものであります。いろいろと御見解もありかと思いますが、その点、御理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

- 18番（赤阪和見君） 終わろうと思ったが、終われません。あなたは、伺いが回る直前まで知らなかった。伺いが回って来た時点で、内容について担当部局におかしなところはないのか、と尋ねたところ、おかしなところはないということだった、と前回の議会で答弁をされています。天下の泉州路で規模と言いつつ人口と言いつつ、3番目に大きい和泉市であります。そこの助役さんですから、決裁伺いをしっかり見ていると思います。そこで、この点はいかかなものか、という疑義をはさむ点はなかったかどうか、をお聞きしているわけです。あなたは、直前に来た重大な案件であると理解をしているわけですから、その点では、疑義をはさまず、うん、なるほどよし、これで市民のプラスになる、と思われて判を押したと思うんですが、その点のいきさつだけをお聞かせ願いたい。
- 助役（田中昭一君） 先ほども申しましたように市のメリットがあると判断し、疑義があるとは思ってません。
- 18番（赤阪和見君） 最後にお聞きをします。  
この件については、いまだに公園にも道路にも移管はされていないと私は理解をしております。念書の中に当工事完了までに対処いたします、と書いてますので、まだ完了されてないと私は理解をしています。減については金額清算、増については当社負担という、特に決裁の議案が上げられてちゃんとした中にこの念書が入っているということは、イコールもうぼつぼつ清算方をお願いしたいのですが、再度、その点をお聞かせ願って終わりたいと思います。
- 都市整備部長（萩本啓介君） 朝からも少しその辺についての考え方を申し上げましたが、この件についての組み立ての中で、教育委員会のいろんな要望については、業者の方ですべて対応していただくという形で進めてまいりました。現実に教育委員会の要望されたものが満たされているという状況でございますので、現時点では、業者に対して請求をするという考え方は持ってございません。
- 18番（赤阪和見君） すべて満たされたといえども、逆に工事が減っているんですよ。あなたの方が出された伺い書には、そのときの見積もりは、しなくてもええことを仰山書いといて、

そんなことが罷り通り、そして、念書自体が満足になったらそれでええんだと言うが、金銭的損失をあなたはどのようにするんですか。金銭的損失です。何も物品じゃありません。

○ 都市整備部長（萩本啓介君） 6,200万円の見積もりに関していろいろ内容の面で御指摘をいただいておりますが、市として単独でこの事業をやった場合、どれぐらいの状況になるかということをも一つの判断材料として担当の方で積算をさせております。こういう前提の中の金額でして、現実には、その面で若干の差異が生じているのは事実でございます。

○ 18番（赤阪和見君） こういう決裁をし、こういう最終結末を迎えているという、それを議会で私たちが指摘をしているにもかかわらず、あくまでも正当なんだ、と挑戦的に言うておられる。そういうことに私は納得できません。ここでそういう形の中であるならば、再度、別の機会を得まして、この問題は、この問題として明らかにしていきたいと考えます。

以上、終わります。

---

○ 議長（大谷昌幸君） 以上をもちまして、一般質問は全部終了いたしました。

この際、市長初め理事者の皆様に申し上げます。一般質問として8名の議員より真摯な情熱によって指摘され、要望されたそれぞれの事項は、全議員ひいては全市民の要望であると言っても過言でないという認識を改めて確認をされ、十分に咀嚼して早急に市政に反映され、来年度の予算にも示されるよう期待するとともに強く要望いたします。

お諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

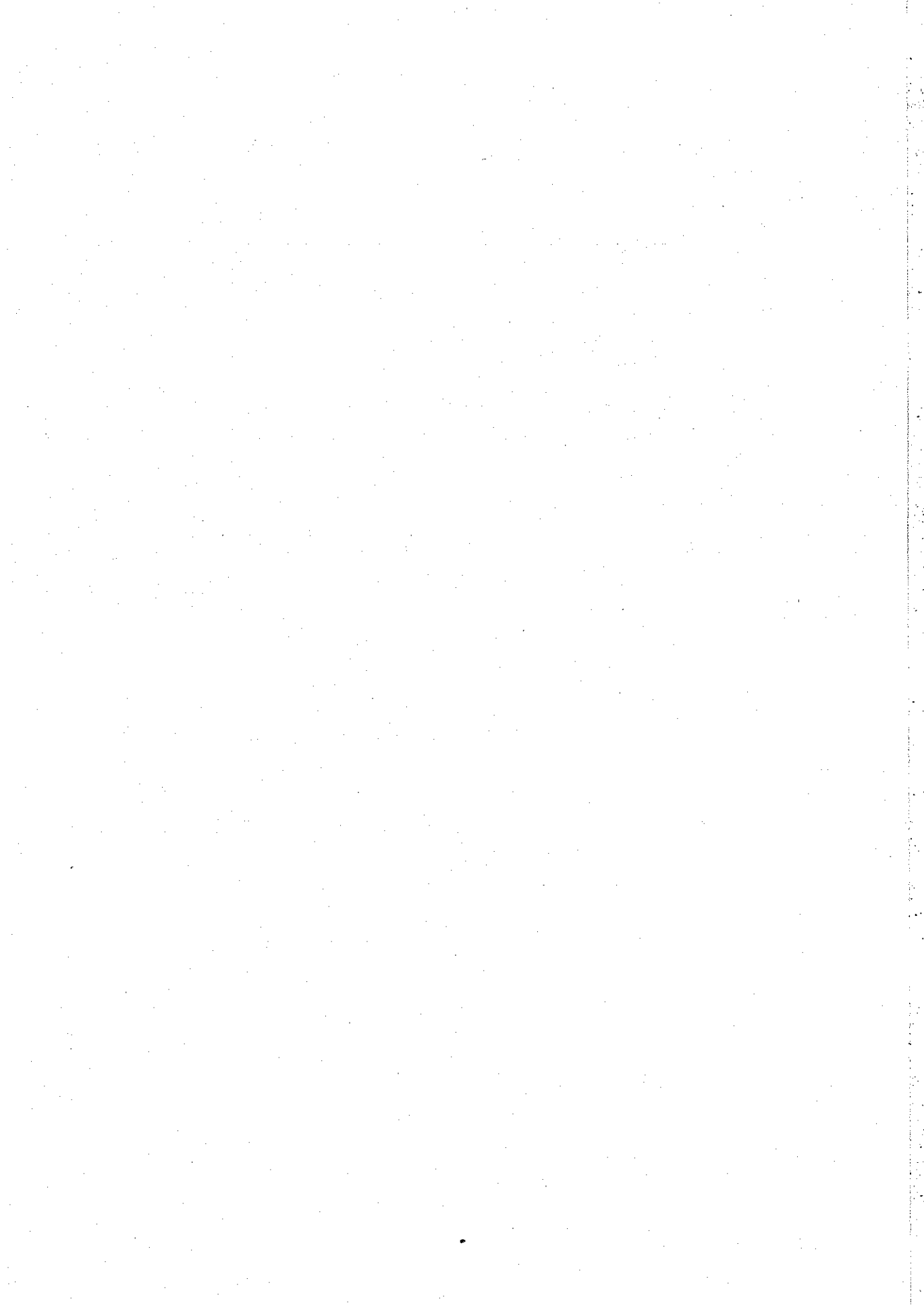
なお、引き続き明日から議案審議を行いますので、定刻御参集くださいますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日はこれにて散会いたします。どうも御苦労さんでございました。

（午後1時35分散会）

---

最 終 日



平成5年12月16日午前10時和泉市議会第4回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(25名)

1番	友田博文君	17番	須藤洋之進君
2番	森悦造君	18番	赤阪和見君
3番	若浜記久男君	19番	穴瀬克己君
5番	上田育子君	20番	並河道雄君
6番	田代一男君	21番	辻正治君
7番	松尾孝明君	22番	西口秀光君
8番	中塚新治君	23番	柳瀬美樹君
9番	讃岐一太郎君	25番	天堀博君
10番	池田秀夫君	26番	原重樹君
11番	井坂善行君	27番	早乙女実君
12番	大谷昌幸君	28番	猪尾伸子君
13番	柏富久蔵君	29番	勝部津喜枝君
16番	竹下義章君		

欠席議員(1名)

15番 木村静雄君

本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

市長	池田忠雄	総務部長	神藤恒治
助役	坂口禮之助	同次長兼総務課長	池辺功
助役	田中昭一	同次長兼財政課長	阪豊光
収入役	中塚白	同次長兼資産税課長	加久本良一
市長公室長	堀宏行	同和对策部長	森利治
同理事(人事担当)	鹿島賢昌	同次長	門林良治
同人権啓発室長	明坂文嘉	解放総合センター所長	戸口泰明
同次長兼広報広聴課長	池辺一三	同副理事(解放総合センター担当)	山本襄
同次長兼人事課長	石本博信	福祉事務所長	中川鉄也
同秘書課長	木寺正次	同理事	坂田平之
企画調整部長	逢野博之	同次長兼総合福祉会館長	松尾守
同理事(施策推進室担当)	三井義秋	市民生活部長	麻生和義
同副理事(施策推進第二担当)	吉祇利朗	同理事(環境整備・ごみ減量対策担当)	岸田秀仁
同企画室長	今村堅太郎	同次長兼健康課長	池辺修次
同施策推進室長	井阪和充	同次長兼保険年金課長	長岡敏晃
同企画室企画調整課長	油谷巧	同次長兼環境整備課長	和田栗登

産 業 部 長	大 塚 孝 之	同 次 長 兼 工 務 課 長	西 尾 浩
同 理 事	白 樫 通 有	病 院 長	竹 林 淳
同 次 長 兼 農 林 課 長	松 林 保	病 院 事 務 局 長	橋 本 昭 夫
同 次 長 兼 交 通 公 害 課 長	大 塚 俊 昭	同 理 事	谷 上 徹
建 設 部 長	奥 村 富 彦	同 次 長 兼 総 務 課 長	梅 山 世 紀
同 理 事 兼 用 地 室 長	谷 俊 雄	消 防 長 兼 消 防 署 長	高 宮 武 男
同 次 長 ( 建 築 担 当 )	藤 本 仁	同 次 長 兼 総 務 課 長	一ノ瀬 喜 広
同 次 長 兼 住 宅 課 長	西 岡 政 徳	同 次 長 兼 消 防 署 副 署 長	池 野 透
都 市 整 備 部 長	萩 本 啓 介	土 地 開 発 公 社 事 務 局 長	中 西 淳 富
同 理 事 ( 再 開 発 担 当 )	盛 尾 久 和	教 育 委 員 長	藤 井 謹 一
同 理 事 ( コ ス モ ポ リ ス 担 当 )	中 辻 寿 夫	教 育 長	杉 本 弘 文
同 理 事 ( コ ス モ ポ リ ス 担 当 )	田 中 拓 夫	教 育 次 長 兼 管 理 部 長	稲 田 順 三
同 理 事 ( コ ス モ ポ リ ス 担 当 )	中 屋 正 彦	指 導 部 長	西 川 義 徳
同 次 長 兼 都 市 計 画 課 長	田 中 武 郎	社 会 教 育 部 長	生 田 稔
同 次 長 兼 公 園 課 長	山 下 喬 三	同 次 長	田 丸 勝 之
コ ス モ ポ リ ス 推 進 室 長	福 原 進	同 次 長 兼 図 書 館 長	北 野 喜 平
下 水 道 部 長	藤 原 清 司	収 入 役 室 長	藤 木 意 継
同 次 長	中 野 英 二	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	高 橋 正 道
同 副 理 事 ( ふ る さ と 急 傾 斜 対 策 事 業 担 当 )	岸 本 孝 二	同 事 務 局 長	着 本 善 夫
改 良 事 業 部 長	富 田 宏 之	監 査 委 員	庄 司 清
同 次 長 兼 用 地 課 長	席 田 嗣 夫	同 事 務 局 長	吉 田 陽 三
水 道 事 業 管 理 者	田 中 稔	農 業 委 員 会 会 長	吉 森 口 義 忠
水 道 部 長	仲 田 博 文	同 事 務 局 長	農 端 小 一
同 次 長 兼 総 務 課 長	城 前 伊 佐 雄		

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市嘱託速記士 中野満男

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長 北野敦雄  
 次 長 河原茂隆  
 参 事 西垣宏高  
 議事係長 田中康弘  
 議事係員 田村隆宏



本日の議事日程は次のとおりである。

平成5年和泉市議会第4回定例会議事日程

(12月16日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	監査報告 第33号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 平成5年6月分)	別冊 P. 1
2	監査報告 第34号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成5年6月分)	別冊 P. 11
3	監査報告 第35号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成5年6月分)	別冊 P. 17
4	監査報告 第36号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 平成5年7月分)	別冊 P. 22
5	監査報告 第37号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成5年7月分)	別冊 P. 32
6	監査報告 第38号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成5年7月分)	別冊 P. 38
7	監査報告 第39号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 平成5年8月分)	別冊 P. 43
8	監査報告 第40号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成5年8月分)	別冊 P. 53
9	監査報告 第41号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成5年8月分)	別冊 P. 59
10	認定 第1号	平成4年度和泉市一般会計及び特別会計決算認定について (決算審査特別委員長報告)	
11	認定 第2号	平成4年度和泉市水道事業会計決算認定について (決算審査特別委員長報告)	
12	認定 第3号	平成4年度和泉市病院事業会計決算認定について (決算審査特別委員長報告)	
13	請願 第1号	看護婦確保対策の充実を求める請願 (厚生病院委員長報告)	
14	議案 第55号	財産取得について (人物神獣図画像石)	P. 1
15	議案 第60号	和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	追加 P. 1
16	議案 第61号	和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について	追加 P. 19
17	議案 第56号	和泉市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例制定について	P. 3

日程	種別及び番号	件名	摘要
18	議案 第57号	和泉市農業委員会の選挙による委員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙する委員の数を定める条例の一部を改正する条例制定について	P. 16
19	議案 第58号	和泉市農業委員会の部会委員の定数に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 19
20	議案 第59号	和泉市火災予防条例の一部を改正する条例制定について	P. 22
21	議案 第62号	平成5年度和泉市一般会計補正予算(第3号)	追加 P. 23
22	議案 第63号	平成5年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算(第1号)	追加 P. 65
23	議案 第64号	平成5年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	追加 P. 71
24	議案 第65号	平成5年度和泉市水道事業会計補正予算(第2号)	追加 P. 82
25	議案 第66号	平成5年度和泉市病院事業会計補正予算(第2号)	追加 P. 104
26	請願 第2号	和泉市中央駅周辺(シビックセンター)に図書館建設を求める請願	別紙
27	請願 第3号	聖神社・信太の森の国史跡指定についての請願	別紙
28	議員提案 議案 第14号	国民年金制度による障害基礎年金に関する意見書	別紙
29	議員提案 議案 第15号	学校週5日制に対応する学習指導要領の早期改訂を求める意見書	別紙
30	議員提案 議案 第16号	介護休業法制の早期制定を求める意見書	別紙
31	議員提案 議案 第17号	朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)の長距離ミサイルの開発に関する意見書	別紙
32	議員提案 議案 第18号	国土利用計画法に基づく監視区域制度に関する意見書	別紙
33	議員提案 議案 第19号	「製造物責任法」の早期制定を求める意見書	別紙
34	議員提案 議案 第20号	実効的な緊急景気対策を求める意見書	別紙
35	議員提案 議案 第21号	病院給食・室料・薬剤・治療材料費の有料化に反対する意見書	別紙
36	議員提案 議案 第22号	ゼネコン疑惑の徹底解明と小沢新生党代表幹事の国会への証人喚問を求める決議	別紙

(午前10時00分開議)

- 議長（大谷昌幸君） おはようございます。議員の皆様には、何かとお忙しい中連日にわたり御出席賜り、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市議会事務局長報告)

- 市議会事務局長（北野敦雄君） 御報告申し上げます。

ただいま御出席されている議員さんは22名でございます。木村議員さんから欠席の届け出がございまして、遅刻届の議員さんはございません。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思います。現在、22名でございます。

- 議長（大谷昌幸君） ただいまの報告のとおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

- 議長（大谷昌幸君） 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承を願います。

○

監査報告第33号	例月出納検査	収 入 役 扱	平成5年6月分	P. 1
監査報告第34号	例月出納検査	水道部企業出納員扱	平成5年6月分	P. 11
監査報告第35号	例月出納検査	市立病院企業出納員扱	平成5年6月分	P. 17
監査報告第36号	例月出納検査	収 入 役 扱	平成5年7月分	P. 22
監査報告第37号	例月出納検査	水道部企業出納員扱	平成5年7月分	P. 32
監査報告第38号	例月出納検査	市立病院企業出納員扱	平成5年7月分	P. 38
監査報告第39号	例月出納検査	収 入 役 扱	平成5年8月分	P. 43
監査報告第40号	例月出納検査	水道部企業出納員扱	平成5年8月分	P. 53
監査報告第41号	例月出納検査	市立病院企業出納員扱	平成5年8月分	P. 59

- 議長（大谷昌幸君） それでは、日程審議に入ります。

日程第1より第9までは、いずれも例月出納検査結果報告でありますので、これを一括議題といたします。

本件について質疑、御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、御意見ないものと認め、監査報告第33号より第41号までの報告を終わります。

- 議長（大谷昌幸君） 日程第10「平成4年度和泉市一般会計及び特別会計決算認定について」、日程第11「平成4年度和泉市水道事業会計決算認定について」及び日程第12「平成4年度和泉市病院事業会計決算認定について」を一括議題といたします。

本3件については、去る9月開会の第3回定例会におきまして決算審査特別委員会に付託となっておりますので、審査の経過並びに結果の報告を原委員長をお願いいたします。

- （決算審査特別委員会委員長登壇、報告）

- 決算審査特別委員会委員長（原 重樹君） 去る9月30日の本会議におきまして、平成4年度一般会計、4特別会計及び2企業会計決算について上程がされ、その審査を決算審査特別委員会に付託されました。慎重に審査いたしました経過ならびに結果について、取り纏め御報告いたします。

去る11月8日から10日までの3日間にわたり委員会を開催いたしました。

なお、審査内容の詳細につきましては、既に各会派に委員会録を配付させていただいておりますので、御了承賜りたいと存じます。

まず、一般会計について採決いたしましたところ、反対意見があり、本件については、賛成多数で認定を可とすることに決しました。

次に、国民健康保険事業特別会計について採決いたしましたところ、反対意見があり、本件についても、賛成多数で認定を可とすることに決しました。

次に、老人保健事業特別会計について採決いたしましたところ、反対意見があり、本件についても、賛成多数で認定を可とすることに決しました。

次に、公共用地先行取得事業特別会計については、別に異議なく認定することに決しました。

次に、公共下水道事業特別会計についても、別に異議なく認定することに決しました。

次に、水道事業会計については、別に異議なく認定することに決しました。

次に、病院事業会計についても、別に異議なく認定することに決しました。

なお、今回の審査に当たっては、3日間を通じて多岐にわたり質疑が展開されました。しかもその多くは、強い要望、意見、指摘として出されました。

したがって、理事者におかれましては、今後、行政執行に十分意を配されるよう要望するものであります。

以上で本委員会の報告を終わります。

- 議長（大谷昌幸君） ただいま決算委員長より審査の経過並びに結果の報告がありました。委員長報告に対する質疑を省略し、これより討論を行いたいと思いますが、御異議ありません

か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

それでは、これより討論を行います。まず、反対討論からお願いいたします。

- 27番(早乙女実君) ただいまの決算委員会委員長報告に対しまして、日本共産党議員団を代表いたしまして反対討論を述べます。

一般会計、国民健康保険事業特別会計、老人保健事業特別会計については、反対をいたします。

その他の公共用地先行取得事業特別会計、公共下水道事業特別会計及び病院、水道の2企業会計については、賛成の立場であることを表明しておきます。

まず、一般会計であります。第1に、58億円余りの同和経費のうち7割強が一般財源であり、その主な要因にいわゆる同和加配や、多くの施設に一般では考えられないような職員の配置をしている問題があります。

また、各種個人給付や減免もそのままであり、独自に見直しをする姿勢は見られませんし、和泉診療所の会計報告そのものについても決算委員会への提出を拒否するなど、市民や議会よりも解放同盟優先の市政であります。

さらに、燃えないごみの収集に解放同盟幹部の経営する業者を強引に参入させるため民間委託をしました。そのため市民にも業者にも大変な混乱を起こし、業者への委託費用も3億8,000万円から5億円へと大幅に増加するなど、不公正な同和行政の決算となっております。

第2に、基金の問題であります。財政の調整的要素の強い公共施設整備、財政調整、減債、庁舎建設の4つの基金で平成4年度末で100億円を超えましたが、平成4年度だけでも、庁舎建設基金の12億円を初めとして約20億円の基金を増やしています。この中には、開発による負担金や市有財産の売却などによる一時的な歳入もありますが、一般財源も多く含まれており、市民には低福祉、低サービスなど犠牲を押し付けつつ、一般財源を使っての基金増額という財政運営には問題があると考えます。

3点目は、福祉の問題です。委員会審議の中で生活福祉資金貸付、いわゆる駆け込み資金が、100万円の予算に対し5万円1件のみしか利用されなかった点について、実態に合わない不十分な制度であることを当局自身も認めつつも改善しようとしていませんし、その分、生活保護へ行くケースが多いと説明しつつも、生活保護費は、予算に対して1億8,000万円もの不用額を出し、減少している状況であります。とてもきめ細かく温かい福祉とは言い難いものです。

また、今後の問題については、和泉市福祉計画書を基本方針にしていく、と説明されていましたが、それならば、早急に財源の裏付けや年次計画を明確にすべきであると考えます。平成4年度決算のように、施設が足りないため特別養護老人ホーム措置費で多額の不用額を出すなどということは今後ないように、と意見を申し述べておきます。

4点目は、開発の問題ですが、今の経済状況の中で大規模プロジェクトの見直し、計画変更が必要だということを平成4年度予算審議の中でも申し上げましたし、詳しくは言いませんが、その点での改善検討が全く見られませんでした。このままでは大きな失敗を招く可能性もあり、市民に大きな犠牲と負担を強いることになる可能性もあるため、こういう点を強く指摘をしておきます。

最後に、平成4年度会計に直接かかわりませんが、最近、市民から疑惑、疑念を抱かせるようなマンション建設にかかわる問題や、池上小学校の不法用地売却問題などが起こっており、決算委員会でも問題になりました。こうした点を見ますと、行政の公正な執行という点で、同和事業の問題も含めて重大な問題があることを強く指摘をいたしまして、一般会計の反対意見をいたします。

次に、国民健康保険事業特別会計についてですが、毎年、大変厳しい財政運営を強調されますが、平成4年度決算は、1億7,000万円余りの黒字決算となっています。これだけを見ても余裕のある決算状況ということですが、多額の基金を和泉市は持っています。3億円余りの基金取り崩しの予算を編成したのですが、その必要がなかったということで、結果として4億円近い基金を持っています。しかも、その額は、大阪府下全体の基金額の4割近くを占めるという多額なものであります。府下でも突出した余裕のある会計となっています。

にもかかわらず、平成5年度は、料金の値上げをしています。こうした財政運営の犠牲者は、被保険者である市民であります。特に一般会計からの繰入金が阪南各市の平均よりもかなり低いにもかかわらず、これだけ余裕のある財政運営をしている要因には、料金体系の問題もあります。特に低所得者層に重い負担を掛けているという点です。さらに、相変わらず所得制限もなしに50%の同和減免をしており、こういった点から本会計には反対をいたします。

次に、老人保健事業特別会計ですが、いつも申し上げておりますように本会計は、お年寄りの医療費有料化に道を開き、その後の福祉水準後退の突破口となった会計でありますし、平成4年度は一部負担金の引き上げなどもあり、前年度に比べてもお年寄りの負担が増大をしています。こういった点で本会計にも反対を申し述べておきます。

最初に申し上げましたように他会計につきましては、賛成をするという立場を明確にいたしまして、決算委員会委員長報告に対する反対の討論をいたします。

- 議長（大谷昌幸君） 次に、賛成討論をお願いいたします。
- 7番（松尾孝明君） 私は、平成4年度一般会計及び国民健康保険事業特別会計を初めとする4特別会計並びに2企業会計決算認定に当たりまして、賛成の立場から意見を申し上げます。

まず、一般会計につきましては、市税収入等に若干の増加があったものの、国の補助金の削減や一般財源化などの影響、さらには、景気の低迷などにより財政基盤の脆弱な本市においては、行財政運営に非常に苦慮されたものであったかと思われま

す。このような状況の中で、トリヴェール和泉でのまち開きや黒鳥観音寺線の全線完成、新旧市街地を結ぶ和泉中央線、伏屋唐国線などの整備、さらには、光明池春木線の事業着手など、おこなわれている道路網整備を中心に積極的に都市基盤整備に取り組まれています。

また、今日的課題である高齢化対策においても、老人デイサービスセンターの建設やホームヘルパー等の充実など、在宅福祉施策を積極的に進めています。さらには、近年、社会問題化している環境保全についても、ごみ減量化や再資源化に取り組むとともに、水質汚濁防止にも努められています。他にも今後の情報化社会への対応として、全中学校へのコンピューター設置など、新規、継続の事業を各般にわたり実施されています。

以上のように福祉、教育、都市基盤整備などを積極的に推進され、住民福祉の向上と市民サービスの充実に努めていることを評価するものであります。

一方、今後においては、景気の早期回復の見通しがつかない中、税収入不足や地方交付税の減額等が見込まれ、財政基盤の脆弱な本市においては、ますます厳しい状況になろうかと思われま

す。そのような状況のもと、本市の行財政運営においては財源の獲得とその強化に努め、自主財源の拡充を図るとともに経費節減に努力され、効率的な行政運営に徹し、迫り来る21世紀を展望した本市の特色を生かしたまちづくりを積極的に進められることを望むものであります。

次に、国民健康保険事業特別会計、老人保健事業特別会計におきましては、今日の高齢化社会の進展とともに医療費の増高等により、財政環境は年々厳しくなろうかと思われま

す。そのような状況のもとで財政基盤の確保を図るべく、財源確保を国、府に対し強く要望し、健全な運営を堅持できるよう期待するものであります。

次に、公共用地先行取得事業特別会計並びに公共下水道事業特別会計については、事業目的に向かって適切に遂行されているものと評価し、とりわけ、公共下水道事業については積極的に推進し、普及率の向上に努め、快適な生活環境の実現に努力されることを望むものであります。

なお、水道事業会計並びに病院事業会計についても厳しい財政環境にありますが、事業目的の推進に努力され、住民サービスの向上に努められることを望むものであります。

以上、各会計について意見を申し上げ、本決算認定については、委員長報告どおり賛成するものであります。

終わります。

○ 議長（大谷昌幸君） 以上で討論を終わります。

○ 反対意見がありますので、これより個々に採決を行います。

お諮りいたします。認定第1号「平成4年度和泉市一般会計及び特別会計決算認定について」の委員長の報告は認定とするものであります。本決算を原案のとおり認定するに賛成の方の挙手を願います。

（挙手多数）

○ 挙手多数であります。よって、認定第1号は認定することに決しました。次に、認定第2号「平成4年度和泉市水道事業会計決算認定について」の委員長の報告は認定とするものであります。本決算を原案のとおり認定するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、認定第2号は認定することに決しました。

○ 次に、認定第3号「平成4年度和泉市病院事業会計決算認定について」の委員長の報告は認定とするものであります。本決算を原案のとおり認定するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、認定第3号は認定することに決しました。

決算委員の皆様方には大変御苦労様でございました。厚く御礼を申し上げます。

○

○ 議長（大谷昌幸君） 日程第13「看護婦確保対策の充実を求める請願」を議題といたします。

本件については、厚生病院委員会に付託となっておりますので、審査の経過並びに結果の報告を上田委員長にお願いいたします。

（厚生病院委員会委員長登壇、報告）

○ 厚生病院委員会委員長（上田育子君） 平成5年9月30日開会の第3回定例会において、当厚生病院委員会に付託されました「看護婦確保対策の充実を求める請願」について、去る12月2日委員会を開催し、審査をいたしました結果の概要について御報告申し上げます。

まず、理事者より本請願に対する実態と考え方について説明があり、市内の看護学生に対する修学資金制度を設けることについては、現在、教育委員会において和泉市奨学基金制度が設置されたおり、対象の中に「専修学校に在学する者」とあり、看護学校も含まれているので、その貸付制度の利用をしていただきたい。



次に、看護婦、準看護婦のいわゆる「御礼奉公」が廃止されるよう、関係医療機関、医療団体に対する行政指導を行うことについては、看護婦と医療機関とが個々の雇用契約の中、市の行政指導は困難である。

また、自治体の責任ですべての就業看護婦を対象にした生涯教育研修を実施することについては、現在、府において就業看護婦を対象に教育研修を府看護協会等と連携を持ち、府看護連合会の研修センター、ナースセンターの研修室等で実施している。

市としての実施については、府看護協会等との協議、連絡、調整に難しい面があり、実施は困難であるが、府に教育研修の充実を要望していきたい。最後に、離職看護婦の再就職のための研修への補助金及び再就職準備金制度を設けることについては、現在、府において再就職促進の拠点としてナースセンターを運営しており、再就職のための研修を年3回無料で実施しており、また、再就職準備金につきましても、府から国に対し要望しているのが現状であり、市独自の制度創設についてはかなり困難である。また、今後、府に対し補助金創設についての要望をしてみたい、との説明がありました。

次に、質疑の内容については、和泉市修学資金制度そのものが、看護学生の中に知られていない。また、「御礼奉公」については、修学資金の援助の中でその返済に当たっては、市内の医療機関に勤めていただいた方については免除とか半額軽減とかの方式を取り入れれば一定解決の方向が見出せるのではないか。

また、市立病院における看護婦さんの対策としては、院内保育の取り組みの考えについての意見なり質問に対し、いろいろと財政的な面もあり、今後、検討してみたい。現状では、育児休業制度を活用していただいているところである、との答弁がありました。

次に、育児休業制度の活用だけではなく、勤めながら子供を預かるという院内保育制度を具体的に組み込んでいく必要があるということに対しては今後検討してみたいとの答弁がありました。

次に、看護婦の不足という現状を市としてどう認識しているのかとの質問に対し、現在の市内15の病院の中で看護婦は不足していないと聞いているとの答弁がありましたが、看護婦確保法あるいは基本方針に対する考え方については、看護婦が充足しているということで楽観的に思っているのではないかと、この質問に対し、基準看護を十分充足するには、当然、必要な人員を補充しなければならない。

そこで、基本的には、診療報酬の看護料を見直してもらうことが病院経営にとって非常に大切なことだと考える。したがって、それにふさわしい待遇、週休2日制も含めて労働条件を保障しなければならない、との答弁があり、質疑を終わりました。

次に、本請願の取り扱いについてお諮りいたしましたところ、請願者に対して国、府に意見書等によりしていくかどうかについて相談もしてみたいと思うので、継続審議としていただきたい、との意見があり、お諮りいたしましたところ、全員異議なく継続審査とすることに決した次第であります。

以上、厚生病院委員会に付託されました請願第1号「看護婦確保対策の充実を求める請願」の審査の経過の報告を終わります。

○ 議長（大谷昌幸君） ただいま委員長より詳細な報告がありました。委員長報告に対する質疑、御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別にないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本請願を委員長報告どおり継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、本請願を継続審査とすることに決しました。

なお、所管の委員会には、継続審査となりました請願を引き続き御審議のほどをよろしくお願ひ申し上げます。

○

○ 議長（大谷昌幸君） 日程第14「財産取得について」（人物神獣図画像石）を議題といたします。

#### 議案第55号

#### 財産取得について

次のとおり財産を取得することについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年和泉市条例第14号)第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成5年12月14日 提出

和泉市長 池田 忠雄

- 1 取得する財産 人物神獣図画像石
- 2 取得の方法 随意契約
- 3 取得予定価格 70,000,000円
- 4 取得の相手方 東京都中央区銀座6丁目4番13号  
株式会社 尚雅堂  
代表取締役社長 日下 清

- 議長（大谷昌幸君） 提案理由の説明をお願いします。
- 総務部長（神藤恒治君） 総務部長神藤でございます。それでは、お許しをいただきまして自席から、ただいま御上程をいただきました議案第55号人物神獣図画像石の「財産取得について」、提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、和泉市久保惣記念美術館に所蔵すべき中国美術品の購入に当たり、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づきまして、議会の御議決をお願いするものでございます。

その内容でございますが、議案書本冊1ページでございます。取得いたします財産は人物神獣図画像石で、取得の方法は、随意契約によるものでございます。取得予定価格は7,000万円。取得の相手方は、東京都中央区銀座6丁目4番13号 株式会社尚雅堂 代表取締役社長 日下 清でございます。

取得の内容等でございますが、参考資料にもお示しのとおり、納入場所は、和泉市久保惣記念美術館。納入期限は、平成6年3月31日。取得内容は、人物図板石3石、神獣蓮華文土台石1石、城壁形石2石、碑文盒2石の計8点でございます。

なお、御参考までに本物件でございますが、中国の六朝時代、西暦3年から6年の建築物を構成していた画像石のうち、人物群像を描いた板石、神獣や蓮華文を刻んだ土台石、城壁を模した飾り石の各部分でございます。また、碑文から北魏、正光5年つまり西暦524年につくられたものであり、各種類の画像石がそろっていること。また、製作年が明らかであることから、美術史の研究において貴重な資料であり、中国絵画史の流れを補う絵画資料として価値ある作品であります。

また、これに類する画像石は、現在、中国で十数例出土しており、そのほかアメリカのボストン美術館、ネルソン美術館及び奈良の天理参考館に所蔵されているにとどまっております。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第55号人物神獣図画像石の「財産取得について」御説明申し上げます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（大谷昌幸君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 1番（友田博文君） 現在、大変な時代にこういう貴重なものを購入することはいいかと思うんですが、金額的に相当高いものですので、今、これをどうしても購入する必要性があったのかどうか。現在、経済的にどうしたらいいかという時代の中で、和泉市がこういうものを購入する必要性というものを見せてほしい。その点について御答弁をお願いいたします。
- 議長（大谷昌幸君） 社会教育部答弁。

○ 社会教育部次長（田丸勝之君） 社会教育部田丸よりお答え申し上げます。まず、購入の必要性でございますが、当美術館は会館以来、日本と中国を中心とした古美術を展示し、研究することを目的に運営されてきたものでございます。主な収蔵品は、日本の絵巻や和鏡、中国の青銅器であります。広い視野に立って東洋の古美術全般を通観する上で十分であるとは言えないと思います。したがいまして、美術館につきましては、今後、このような美術品を計画的に購入していきたいと考えております。

また、資料の重要性でございますが、画像石、仏像を初め石像物は、宮殿建築や寺廟においては、建築素材としてだけでなく、荘厳するための必需品であることを思いますと、中国美術の中で大きな分野を占めると言えます。

このような資料が市場にあらわれるのはごくまれでありまして、今回は、恐らく50年ぶりであろうということでもあります。今回の作品は、美術館のシンボルのような形で展示していきたいと考えておりますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

○ 1番（友田博文君） 私が聞いているのは、これは立派なものであり、何もあって悪いとは言ってません。しかし、現状の中でこれを購入する必要、これだけ大きな金額を出す必要があるのか。現在、バブルの崩壊の中でその辺の経済性も考えて質問しています。それでは、バブルのときは、これは幾らしていたのか、そういった面で十分考えて購入されるのか、答弁していただきたい。

○ 市長（池田忠雄君） 打ち割って御答弁を申し上げたいと存じます。

先般の産業文教委員会でも私から御答弁申し上げた趣旨がございます。立派な美術品であることは、原課が申し上げているとおりであります。ただ、今の財政が厳しい中、7,000万円という費用を投じてなぜ買うのか、という御質問でございますので、打ち割った御答弁ということでひとつ御了解いただきたいと思えます。

先般、久保惣家の方から白浜等の土地の寄贈がございまして、それを1億余万円で購入をさせていただいたわけでございます。その節、社会教育並びに美術館の充実のために使ってほしい、という要請がございました。そのうち3,000万円がございましたか、社会教育に資するため、青少年の家の建築の財政負担の中で活用させていただきました。

今般、久保惣家の方からこういう素晴らしい美術品があるので、美術館として研究し購入してほしい、という要請がございました。美術館としていろいろ精査検討いたしました結果、先ほど、御提案を申し上げましたように素晴らしい美術品であり、また、評価としては、1億円程度の鑑定が各方面からされているというものであります。

そういうことの中で、御寄贈をいただいた土地を処分した金額のうち7,000万円程度がそう

したことに充てられなければならないということもございまして、財政が厳しい中でござい  
ますが、素晴らしい美術品であること、また、寄贈をいただいた経過をにらみ合わせまして、今  
般、こうした美術品の購入に踏み切ったということもございまして、そういった御寄付の中で御  
要請があったということも御理解を相賜りたいと思います。

- 1番（友田博文君） 寄付してくれる人は、寄付してくれる人です。和泉市は、和泉市で  
るので、そんなことに余りこだわらずにやっていただきたいと思います。和泉市の美術館にこれ  
が必要なかどうか。和泉市として、もっと必要なものがあるかどうかという形を考えていた  
いただきたい。和泉市の主体性は何もないんですか。

- 美術館副館長（中野 徹君） 美術館の中野から運営の現場として、どういう理由で今回の  
美術品の購入を希望したか、という理由を申し述べさせていただきたいと思います。

久保惣記念美術館は御存じのとおり、運営当初、寄贈によって成り立ちまして、中国と日本  
の美術品を中心に運営をしております。ようやく10年たちまして、将来も含めこの美術館  
に関しましては、東洋の古美術を中心に展示運営していこうと考えております。

一方、最初の提案説明にもございましたように、美術品の恒常的な運営をしていくため  
には、美術品の数が基本的に欠落していることも事実でございます。例えば重要文化財の絵画等  
は、今でもやや陳列回数が多過ぎて痛みが恐れられる状態でございます。そういう状況に対  
して、本来の寄贈者であります久保家よりも少し補充を、ということで、具体的には、久保惣  
株式会社が美術館で美術品を使うためのものとして、ここ数年、約1,000点の中国工芸品を購  
入して美術館に寄贈されております。

美術館の運営といたしましては、将来、20～30年にわたって少しずつ補充をしていく必要が  
あるわけです。今回のものは、将来にわたっても久保惣記念美術館の東洋古美術品の展示の中  
心にするべきものとしてぜひ購入していただきたいと思い、予算化をさせていただきました。

以上でございます。

- 1番（友田博文君） 7,000万円も出すからには、あんた方も初めからこの美術館を充実し  
ていくためにはこれを買いたい、こないしていくんや、という計画書を出しなさいよ。何も出  
さずに、これだけ買って充実や、とそんなことが言えるかいな。

- 美術館副館長（中野 徹君） 美術館といたしましては、開館当初から数回、市当局との間  
で作品の補充ということを計画として内部で検討してまいりました。ただ、金額的とか和泉市  
の財政事情をかんがみたと、まだもう少し辛抱しようという結論を出しましたのがこれまでの  
経過であります。先ほど、今回は、市長から御答弁がありましたような事情がありましたので、  
特例として無理をお願いしたというのが実情でございます。

○ 1番(友田博文君) 私が言いたいのは、寄付をされたが、寄付をそのまま使うんじゃないのに、こういう状況の中でなぜ買うのか、これは本当に指摘をしたいと思います。何ぼ寄付してもらっておカネがあっても、こういうものが大事や、これで久保惣美術館が充実をしていく。それはわからんことはない。和泉市でも大阪府でも、久保惣美術館という素晴らしいものがあるのはわかっています。

○ せやけど、寄付されたものをすべてそういう形で運営をしていくというのなら、久保惣美術館では、一体和泉市は何をしているのか、となります。だから、あんた方も管理運営をしていくんやから、自分たちの主体性について、こういう形が大事や、こういう形のものにしていくように、もっと和泉市の人たちが久保惣美術館を使っていただけるように、と考えて運営をすればいいわけです。これは素晴らしい、世界中探してもここしかないとしても、どれだけの和泉市の人が行くんですか。もっと主体性を持ってこういう形や、というものに持って行っていただきたい。

○ 今回、考えるのは、これだけバブルが崩壊した今、この脆弱な和泉市の財政の中で、何ぼ寄付してもらったからといって買うというのはちょっと考えものや。これがバブルの時代に10億円したのか15億円したのか、今、これが7,000万円のものか知りませんが、今の時代は、皆さんがしんどいわけです。会社が倒産し、仕事もなくあえいでいる人がたくさんおるわけです。

○ それやったら、初めから寄付してもらったらよろしいのや。和泉市が寄付してもらったおカネで買うことなしにね、違いますか。何も寄付してもらったおカネでこれを買うことはないがな。買ったやつを寄付してもらったらええのや。寄付したもらうたら和泉市のものですから、和泉市が考えて使うたらええんや。

○ 市長、そういうことで何ぼええものを残していきたいといっても、和泉市が裕福やったらよろしいわ。財政が脆弱や、脆弱や、と必要とするところにもなかなかおカネが付けられない。そんなことを言うている中でこんなことをされたら何ですか、となりますがな。もう買うてしもうたと思いますが、これからは、そういった面ももっと気を付けてやっていただきたい。美術館は、美術館としての自主性を十分発揮できるよう運営していただきたい、と意見だけを述べておきます。

○ 議長(大谷昌幸君) 他に。

○ 18番(赤阪和見君) 私は、美術には全く造詣がないので、素人的な発想で質問をさせていただきます。

○ 非常に立派なものであるということは、専門家の皆さんが見てわかっていると思います。ただ、美術というのは、流れがあると思います。よく全国で問題になるのは、幾ら奈良県立美

術館だといっても、大阪市立美術館だといっても、たまに贋作をつかまされるのは事実です。昨日の新聞でも、どこかの仏像が、一番古い仏像だと折紙が付いていたのが、顔だけは昭和のものであった。これも後でわかったことです。なかなか玄人でも難しい中での購入であります。

まして、公立の美術館から公立の美術館へ売買されて流れるというのは全くまれであります。一たん、公立の美術館へ入ればそこが永久に保存し、そして、国民、市民、いや全人類の目に触れるものであります。それを今回、尚雅堂さんですか、民間の古美術商だと思いますが、ここへ入ったルートについてです。今、盗掘というものも非常に多いと聞いております。まして、中国のものであります。今までの歴史的ルートもある程度わかっておられるか。また、鑑定をされている方々のお墨付きも大丈夫なのか。

これが1つのもととなって、わずか7,000万円のもので大きな事件を起こす可能性がないとは言いきれないと思います。われわれは素人ですので、この景気の悪い中で7,000万円もするものを買う、先ほど、友田議員さんもおっしゃってましたが、これは今、手に入れることによって大きく久保惣美術館が充実することになれば、今のこの7,000万円が、7億円も10億円もの価値を生むこともあり得るわけです。それを願っての質問ですので、御答弁をお願いしたいと思います。

- 議長（大谷昌幸君） 理事者答弁。
- 美術館副館長（中野 徹君） かえって問題を紛糾させるかもしれませんが、最初に、もの真偽についての確率の問題について、私の意見を申し上げたいと存じます。

美術品の鑑定については、100%それが正しいということはありませんし、私自身も考えておりますし、そのことについては、御理解をいただきたいと思います。その確率性を増すために、まず、現場の私たちが調査研究をいたしましたのと、専門の研究者、具体的には、京都大学の中国についての人文科学の専門家3人ほどの方に時代背景とか美術作品としての価値等について予備的に調査をお願いいたしました。

その後、市の手続をするため評価をお願いをいたしました。それは東京国立博物館の東洋課長と東京国立文化財研究所の美術部長、そして、美術商としての経験を求めまして、大阪の中国美術に関しての美術商の番頭さんの3人の方に評価と鑑定をお願いいたしました。今のところ、現場の責任者としての私の意見も引っ括めまして、ほぼ90数%までの確率で偽物ではないと断言できる自信がございます。

次に、ものが出て来た経緯ですが、日下尚雅堂というのは、先ほど申しました久保惣株式会社の美術品の購入に際しての相手方の購入業者は約10軒ございますが、その1軒の中で新たにでてきたものであったということでありまして、日下尚雅堂以前の状況というのは、業務上の問

題もあってわれわれも聞けずにいるわけですが、推測では、日本国内にあったものだと思いますが、よくわかりません。それでよろしゅうございますか。

○ 18番（赤阪和見君） 僕が鑑定するわけでも何でもありませんが、それが和泉市の未来永劫にわたっての1つの大きな文化財、また、文化的な心と教育、文化的な芽を養える一助にしたいだけをお願いいたします。

○ 議長（大谷昌幸君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第55号は原案どおり可決されました。

○ 議長（大谷昌幸君） 日程第15「和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」及び日程第16「和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」の2件を一括議題といたします。

#### 議案第60号

和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成5年12月14日 提出

和泉市長 池田 忠雄

#### 和泉市条例第 号

和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

和泉市職員の給与に関する条例（昭和38年和泉市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第13条第3項中「1,000円」を「2,000円」に、「、その他の」を「とし、その他の」に改め、同条に次の1項を加える。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、1,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第14条第1項第2号中「場合」に次に「（前条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を



除く。）」を加え、同条第2項中「について同項第2号に掲げる事実が生じた」を「が扶養親族たる要件を欠くに至った」に改め、同条第3項中「について同項第2号に掲げる事実が生じた場合又は」を「が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、」に改め、「第4号に掲げる事実が生じた場合」の次に「又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合」を加える。

第14条の3第1項中「33,500円」を「34,500円」に改める。

第17条中「外に」を「を超えて」に、「当りの給与額の100分の125」を「当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」に、「100分の150」を「その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。）における勤務
- (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

第18条第2項中「の100分の125」を「に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額」に改める。

第25条第2項中「100分の55」を「100分の50」に、「100分の210」を「100分の200」に改める。  
別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 行政職給料表

職務の 等級	1 等 級		2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
	甲	乙				
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1				179,200		
2	285,300	246,100	209,500	185,100	164,900	
3	294,900	254,800	217,400	191,400	171,500	130,700
4	304,700	263,500	225,500	200,500	179,200	134,900
5	319,000	274,400	235,800	209,500	185,100	139,300
6	330,800	285,300	246,100	217,400	191,400	144,200
7	342,600	294,900	254,800	225,500	200,500	149,800
8	354,400	304,700	263,500	235,800	209,500	157,400
9	366,300	319,000	274,400	246,100	217,400	164,900
10	378,300	330,800	285,300	254,800	225,500	171,500
11	392,000	342,600	294,900	263,500	234,000	179,200
12	406,100	354,400	304,700	272,200	242,600	185,100
13	420,500	366,300	314,900	281,000	250,900	191,400
14	435,300	378,300	325,100	289,800	259,000	197,800
15	450,600	390,600	335,200	298,800	267,000	204,700
16	466,000	402,900	345,300	308,100	274,900	212,300
17	480,100	415,200	355,400	317,400	282,800	219,700
18	493,500	426,900	365,500	327,100	290,600	226,900
19	506,000	438,300	375,600	337,000	298,300	233,200
20	518,100	449,500	385,700	346,800	305,800	239,300
21	529,400	459,100	395,700	356,500	313,300	245,300
22	539,800	467,000	405,700	366,400	320,100	251,000
23	545,800	474,800	415,300	375,900	326,500	256,700
24	550,500	480,200	423,000	384,700	331,200	262,000
25		484,800	430,300	393,400	335,400	267,100
26		489,100	435,200	401,000	339,500	272,100
27			439,800	407,500	342,500	276,600
28			444,200	413,700	345,400	280,500
29			448,100	418,400	348,200	284,100
30			451,900	422,800	351,200	287,000
31			455,700	427,000	354,300	289,800
32			459,500	430,800	357,200	292,500
33				434,600	360,000	295,200
34				438,400	362,400	297,700
35				442,200	364,800	300,200
36				446,000		302,600
37				449,800		305,000
38				453,500		307,400
39						309,800
40						312,100
41						314,300
42						316,500

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2 医療職給料表

ア 医療職給料表(一)

職務の等級	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	548,500 <sup>円</sup>	411,600 <sup>円</sup>	321,400 <sup>円</sup>	— <sup>円</sup>	— <sup>円</sup>
2	561,300	424,200	333,300	284,100	—
3	573,900	436,400	345,400	295,800	227,600
4	587,600	448,400	357,600	307,500	237,000
5	600,800	460,400	369,600	319,300	247,400
6	614,400	472,400	381,600	331,100	257,800
7	628,700	484,000	394,000	343,100	269,100
8	643,400	495,500	406,800	355,100	280,700
9	658,600	506,800	419,300	367,100	292,300
10	673,900	518,100	431,500	379,100	303,800
11	689,100	529,400	443,500	391,400	315,100
12	704,000	540,200	455,100	402,500	324,800
13	718,500	551,000	466,600	413,000	334,000
14	732,600	561,700	477,900	423,100	343,200
15	746,300	571,700	489,100	432,900	352,300
16	759,100	581,200	500,100	442,700	361,400
17	771,400	590,000	510,800	452,300	370,300
18	781,900	597,100	521,500	461,900	379,200
19	791,100	602,300	532,100	471,500	387,300
20		607,100	540,300	479,100	392,700
21			548,300	486,300	398,100
22			553,800	492,800	401,200
23			559,100	497,600	
24			564,200	502,300	
25			568,700	506,800	
26			573,000	511,300	
27				515,000	

備考 この表は、医師で規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表 (二)

職務の等級	特 1 等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	—	—	179,200	—	—
2	246,100	204,800	185,100	164,900	—
3	254,800	211,700	191,400	171,500	130,700
4	263,500	218,600	197,800	179,200	134,900
5	274,400	225,500	204,800	185,100	139,300
6	285,300	235,800	211,700	191,400	144,200
7	294,900	246,100	218,600	197,800	149,800
8	304,700	254,800	225,500	204,800	157,400
9	319,000	263,500	235,800	211,700	164,900
10	330,800	274,400	246,100	218,600	171,500
11	342,600	285,300	254,800	225,500	179,200
12	354,400	294,900	263,500	234,000	185,100
13	366,300	304,700	272,200	242,600	191,400
14	378,300	314,900	281,000	250,900	197,800
15	390,600	325,100	289,800	259,000	203,300
16	402,900	335,200	298,800	267,000	208,800
17	415,200	345,300	308,100	274,900	214,300
18	426,900	355,400	317,400	282,800	219,700
19	438,300	365,500	327,100	290,600	226,900
20	449,500	375,600	337,000	298,300	233,200
21	459,100	385,700	346,800	305,800	239,300
22	467,000	395,700	356,500	313,300	245,300
23	474,800	405,700	366,400	320,100	251,000
24	480,200	415,300	375,900	326,500	256,700
25	484,800	423,000	384,700	331,200	262,000
26	489,100	430,300	393,400	335,400	267,100
27		435,200	401,000	339,500	272,100
28		439,800	407,500	342,500	276,600
29		444,200	413,700	345,400	280,500
30		448,100	418,400	348,200	284,100
31		451,900	422,800	351,200	287,000
32		455,700	427,000	354,300	289,800
33		459,500	430,800	357,200	292,500
34			434,600	360,000	295,200
35			438,400	362,400	297,700
36			442,200	364,800	300,200
37			446,000		302,600
38			449,800		305,000
39			453,500		307,400
40					309,800
41					312,100
42					314,300
43					316,500

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士、検査技師、保健婦、助産婦、看護婦等で規則で定めるものに適用する。

## 附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第17条、第18条及び第25条の改正規定は、平成6年4月1日から施行する。

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の和泉市職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成5年4月1日（以下「切替日」という。）から適用する。

(最高号給等の切替等)

3 切替日の前日において職務の等級における最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、市長が別に定める。

(切替期間における異動者の号給等)

4 切替日から施行日の前日までの間において、この条例による改正前の和泉市職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、市長の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、市長の定めるところによる。

(給与の内払)

5 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

6 前各項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

## 理 由

人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定並びに府下各市の改定状況及び諸般の事情を考慮し、本市の職員の給与について所要の改正をする必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第61号

和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を  
改正する条例制定について

和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成5年12月14日 提出

和泉市長 池田 忠 雄

和泉市条例第 号

和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を  
改正する条例（案）

和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年和泉市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の55」を「100分の50」に、「100分の270」を「100分の260」に改める。

附 則

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

理 由

一般職の職員の給与改定及びその他諸事情にかんがみ、議会議員に対する期末手当の支給割合を変更する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

○ 議長（大谷昌幸君） 提案理由の説明を願います。

○ 市長公室理事（鹿島賢昌君） それでは、お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第60号、61号につきまして、市長公室鹿島から提案の理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。

まず、議案第60号「和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」の提案の理由でございますが、本年8月3日付の国家公務員の人事院勧告並びに諸般の情勢を考慮いたしまして、本市の一般職の職員の給与について、その改正を行おうとするものでございます。

その内容でございますが、追加議案書2ページ第13条及び第14条の改正は、扶養手当の改正

ございまして、配偶者以外の扶養親族のうち3人目以下のものに係る扶養手当額について、「1,000円」を「2,000円」に引き上げようとするものであります。

また、新たな制度といたしまして、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以降の最初の3月31日、つまり、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子に係る扶養手当額について、1人について1,000円を加算しようとするものであります。

なお、14条につきましては、扶養手当改正のための文言の整備でございます。

次に、議案書3ページ、第14条の3第1項の改正は、住居手当の改正でございまして、借家居住者等についての最高支給限度額「33,500円」を「34,500円」に改めようとするものでございます。

次に、第17条の改正は、時間外勤務手当の支給割合の改正でございまして、先般の労働基準法の改正に伴い公務における時間外手当についても、同法に基づく措置に対応した改善を行っていく必要があることから、支給割合について、現行「100分の125」を「100分の125から100分の150」までの範囲内で規則で定める割合に改め、その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合は、現行「100分の150」を規則で定める割合に「100分の25」を加算した割合に改めようとするものでございます。

また、第18条の休日勤務手当の改正につきましても、第17条の改正と同様の理由でございまして、支給割合について、「100分の125」から「100分の125から100分の150」までの範囲内で規則で定める割合」に改めるものでございます。

なお、第17条及び第18条の改正におきまして規則で定めることとしている割合につきましては、国の規則で定められる割合を踏まえて具体的な率を定めることとしております。

次に、第25条第2項の改正でございしますが、期末手当のうち3月期の期末手当「100分の55」を「100分の50」に、12月期の期末手当「100分の210」を「100分の200」にそれぞれ引き下げようとするものでございます。

また、別表第1及び別表第2の改正は、行政職及び医療職の給料表を改めようとするものでございまして、議案書4ページから6ページのとおりでございます。

次に、附則第1項及び第2項は、施行期日及び適用日に関する規定でございまして、時間外勤務手当、休日勤務手当及び期末手当については、平成6年4月1日から施行し、その他の改正規定は、本年4月にさかのぼり適用するものでございます。その他の附則につきましては、本条例案の施行に伴い所要の規定整備を図るためのものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第60号につきまして、提案の理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。

9ページ以降に記載しております新旧対照表を御参照の上、よろしく御審議いただきまして、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

引き続きまして、議案第61号「和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」、御説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、本市の一般職の職員の給与改定の趣旨を考慮いたしまして、市議会議員の期末手当につきましても、同様の改正を行おうとするものでございます。

その内容でございますが、追加議案書20ページ第5条第2項の改正は、3月期の期末手当「100分の55」を「100分の50」に、12月期の期末手当「100分の270」を「100分の260」にそれぞれ引き下げようとするものでございます。

なお、本条例は、平成6年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上、まことに簡単でございますが、議案第61号につきまして、提案の理由並びに内容の御説明を終わらせていただきます。

21ページ以降に記載しております新旧対照表を御参照の上、よろしく御審議いただきまして、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（大谷昌幸君） 本2件について質疑、御意見ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本2件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第60号及び議案第61号は原案どおり可決されました。



○ 議長（大谷昌幸君） 日程第17「和泉市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例制定について」を議題といたします。

#### 議案第56号

和泉市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例制定について

和泉市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例を次のように制定する。

平成5年12月14日 提出

和泉市長 池田 忠雄



和泉市条例第 号

和泉市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例（案）

和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和48年和泉市条例第13号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条－第9条）

第2章 廃棄物の減量推進（第10条－第15条）

第3章 廃棄物の適正処理（第16条－第21条）

第4章 手数料等（第22条－第24条）

第5章 雑則（第25条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、廃棄物の発生を抑制し、及び再利用を推進するとともに、廃棄物を適正に処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の快適な生活を確保することを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の例による。

2 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭系廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- (2) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
- (3) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (4) 再利用 活用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び利用すること又は資源として利用することをいう。

（市長の責務）

第3条 市長は、廃棄物の減量及び適正処理に関する市民及び事業者の意識の啓発を図る等により、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに、一般廃棄物の適正処理に関し必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、再利用等による廃棄物の減量及び清潔の保持に関する市民の自主的な活動の促進及び支援を図るよう努めなければならない。

3 市長は、廃棄物の減量及び適正処理並びに清潔保持についての市民の意見を施策に反映させ

るよう努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、廃棄物の発生を抑制し、再生品の使用及び不用品の活用等により廃棄物の再利用を図り、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により廃棄物の減量に努めなければならない。

2 市民は、廃棄物の減量及び適正処理に関し、市の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により廃棄物を減量しなければならない。

3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

4 事業者は、廃棄物の減量及び適正処理に関し、市の施策に協力しなければならない。

(清潔の保持)

第6条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合には、管理者とする。以下「占有者等」という。）は、その占有し、又は管理する土地又は建物及びその周囲の清潔の保持を図るとともに、清潔の保持に関する市の施策に協力しなければならない。

(ごみ減量等推進審議会)

第7条 一般廃棄物の減量及び市の廃棄物処理施策等に関し調査、審議を行うため、和泉市ごみ減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長が委嘱する委員25名以内で組織する。

3 審議会に委員の互選により会長及び副会長各1名を置く。

4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(ごみ減量等推進員)

第8条 一般廃棄物の減量等を推進するため、市長は、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の適正な処理に熱意と識見を有する者のうちからごみ減量等推進員を委嘱することができる。

2 ごみ減量等推進員は、一般廃棄物の減量のための市の施策への協力、市民の自主的な活動の推進、その他の活動を行う。

(指導又は助言)

第9条 市長は、廃棄物の減量及び適正な処理を確保するため、必要と認めるときは、市民及び事業者に対し、指導し、又は助言することができる。

## 第2章 廃棄物の減量推進

### (市長等の減量推進)

第10条 市長その他の市の機関は、その事務を処理するに当たっては、自ら廃棄物の発生を抑制し、廃棄物のうち再利用が可能なものの回収に努めるとともに、物品の調達に当たっては、再生品を利用する等再利用を促進することにより廃棄物の減量に努めなければならない。

### (市民の減量推進)

第11条 市民は、再利用が可能な物の分別を行うとともに、集団回収等による再利用の促進のための自主的な活動に参加し、協力する等により、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。

2 市民は、商品の購入等に際して、当該商品の内容及び包装、容器等を勘案し、廃棄物の減量及び環境の保全に配慮した商品を選択するよう努めなければならない。

### (事業者の減量推進)

第12条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、廃棄物の発生を抑制を図る製品を開発し、製品の修理体制を確保するよう努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源（再生資源の利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第1項に規定する再生資源をいう。）及び再生品を利用するよう努めなければならない。

### (適正包装等)

第13条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、過剰包装の自粛、容器の回収等を行うよう努めなければならない。

### (多量排出事業者への指導等)

第14条 規則で定める量を超える事業系一般廃棄物を排出する事業者（以下「多量排出事業者」という。）は、規則で定めるところによりその事業系一般廃棄物の排出の抑制及び再利用並びに適正な処理に関する計画書を作成し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による計画及びその実施について調査し、及び指導することができる。

3 市長は、多量排出事業者に対し、その事業系一般廃棄物の処理について必要な事項を指示することができる。

### (改善勧告等)

第15条 市長は、多量排出事業者が前条第1項の規定に違反し、又は同条第2項若しくは第3項の規定による調査、指導若しくは指示に協力せず、若しくは従わないときは、当該多量排出事業者に対し、調査に協力し、又は必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

### 第3章 廃棄物の適正処理

#### (一般廃棄物処理計画)

第16条 市長は、法第6条に規定する一般廃棄物処理計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定めたときは、これを告示しなければならない。

2 前項の規定は、一般廃棄物処理計画に関し重要な変更があった場合に準用する。

#### (一般廃棄物の処理)

第17条 市長は、前条の規定により定めた計画に従い、家庭系廃棄物を処理しなければならない。

2 市長は、家庭系廃棄物の処理に支障がないと認めるときは、事業系一般廃棄物の処理を行うものとする。

3 一般廃棄物の区分及び処理は、規則で定める。

#### (適正処理困難物)

第18条 市長は、一般廃棄物のうち適正に処理することが困難であると認める物(以下「適正処理困難物」という。)を指定することができる。

2 市長は、前項の規定により指定を行ったときは、これを告示しなければならない。

3 市長は、適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、その適正処理困難物を自ら回収する等の適正な措置を講ずるよう要請することができる。

#### (占有者等の協力義務)

第19条 占有者等は、一般廃棄物のうち、衛生的かつ生活環境の保全上支障がない方法により容易に処分することができる物については、自ら処分するよう努めるとともに、自ら処分しない物については、市長が指示するところにより一般廃棄物を適正に分別し、排出する等市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

2 占有者等は、分別排出及び分別収集が容易にできるように容器又は設備を設けるとともに、衛生的かつ生活環境の保全に支障が生じないように維持管理しなければならない。

#### (排出禁止物等)

第20条 占有者等は、市長が行う一般廃棄物の収集に際して、次に掲げる廃棄物を排出してはならない。

- (1) 有毒性物質を含むもの
- (2) 著しく悪臭を發するもの
- (3) 危険性のあるもの
- (4) 引火性のあるもの
- (5) 容積又は重量の著しく大きいもの

- (6) 前各号に定めるもののほか、廃棄物の処理に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの
- 2 占有者等は、前項各号に掲げる一般廃棄物を処理しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

(占有者等に対する改善勧告等)

第21条 市長は、占有者等が前条第2項の指示に従わないときは、当該占有者等に対し、期限を定めて必要な措置を講じるよう指導し、又は勧告することができる。

#### 第4章 手数料等

(一般廃棄物処理手数料)

第22条 法第6条の2第6項の規定による一般廃棄物の収集、運搬等に関する手数料の額は、別表のとおりとする。

(一般廃棄物処理手数料の減免)

第23条 市長は、天災その他特別の事情があると認めるときは、前条に定める手数料を減額し、又は免除することができる。

(一般廃棄物処理業等の許可申請手数料)

第24条 法第7条第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者若しくは同条第4項の規定により一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者若しくは法第7条の2第1項によるこれらの許可に係る事業範囲の変更の許可を受けようとする者又はこれらの許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとするものは、申請の際、次に掲げる手数料を納付しなければならない。

- (1) 一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料 1件につき5,000円
- (2) 一般廃棄物処分業許可申請手数料 1件につき5,000円
- (3) 一般廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料 1件につき5,000円
- (4) 一般廃棄物処分業変更許可申請手数料 1件につき5,000円
- (5) 前各号の許可証の再交付手数料 1件につき3,000円

2 浄化槽法(昭和58年法律第43条)第35条の規定により浄化槽清掃業の許可を受けようとする者又は許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとするものは、申請の際、次に掲げる手数料を納付しなければならない。

- (1) 浄化槽清掃業許可申請手数料 1件につき5,000円
- (2) 浄化槽清掃業許可証再交付申請手数料 1件につき3,000円

3 前2項の規定による既納の手数料は、これを還付しない。

第5章 雑則

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に納付理由の発生した手数料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前における和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定による処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(和泉市附属機関に関する条例の一部改正)

4 和泉市附属機関に関する条例(昭和32年和泉市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第1条第1号の表中

和泉市ごみ減量 等推進審議会	和泉市における廃棄物処理に関する総合 的な施策の調査、審議に関すること。
-------------------	---

」を削る。

別表（第22条関係）

一般廃棄物の種類	手数料の種類	取扱区分	単位	手数	料	
ふん尿	普通	普通便槽	1人1箇月につき	260円		
	特殊	水使用を必要とするもの	1槽1箇月につき	普通手数料に280円を加算した額		
		一般家庭で便槽が2以上あるもの	1箇月1槽増につき	普通手数料に150円を加算した額		
	臨時	雨水、地下水等の侵入するもの (不良便槽)	10リットルにつき	60円		
		便槽改造、廃止その他の理由で占有者等の申出により臨時に処理するもの	10リットルにつき	60円		
		事業所等人員によって算定し難いもの、限度の不明確な水使用を必要とするもの	1回につき	従量手数料に1,000円を加算した額		
	ごみ	従量	事業系一般廃棄物の継続処理	10リットルにつき	60円	
		従量	多量の廃棄物を臨時的に処理する場合	45リットル（ポリ容器標準1ばい）につき	70円（週2回以上1回増すごとに30円増）	
	胞衣	臨時	2トンの廃棄物を臨時的に処理する場合	2トン車1台につき	6,000円	
		衣	多量の廃棄物を臨時的に処理する場合	2トン車1台に満たない量の場合	査定した額	
死犬等	衣	処理場での処分をするもの	1個につき	2,000円		
	等	処理場での処分をするもの	1個につき	2,000円		

## 理 由

廃棄物の排出量の増加、質の多様化に対処するため、排出抑制、再利用等による減量化の推進等を図ることを目的に廃棄物の処理及び清掃に関する法律が改正されたことに伴い、本市の廃棄物処理事業においても所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（大谷昌幸君） 提案理由の説明を願います。
- 市民生活部理事（岸田秀仁君） お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第56号「和泉市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例制定について」、市民生活部岸田から提案の理由並びにその趣旨を御説明させていただきます。議案書4ページをお開き願います。

わが国の経済社会は、これまでその規模の拡大、産業の高度化と飛躍的な発展を遂げまいりましたが、それはまた、そのコストとして廃棄物をますます増大させ、多種多様な廃棄物の排出をもたらしてきたところでございます。こうした状況を背景にして、埋め立て処分場など廃棄物処理施設の確保が困難化し、不法投棄等廃棄物の適正処理が増大するなど大きな社会問題化するに至っております。

これらに対処するため、政府は約20年ぶりに産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律の見直しを行い、その改正法案が第121回国会での審議を経て平成3年10月に公布され、昨年7月から施行されているところであります。

従前の法律では、家庭などから排出された廃棄物を焼却するなど中間処理を行って最終処分するという観点から適正処理に重きを置いておりましたが、改正法では、廃棄物の排出抑制や再生利用等の減量化を法律に位置付け、それを推進していくために具体的な方策を盛り込んでいくとともに、廃棄物の適正処理を確保する上におきまして、行政はもとより事業者、国民の主體的な参加が非常に重要なことから、各主体の義務の強化が図られたことなどが大きな改正点でございます。

この法律の改正を受けまして、昭和48年に制定いたしました和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例につきまして所要の規定の整備を行うべく、本条例案を御提案申し上げた次第でございます。法改正は大幅な改正となっているところから、本市におきましても、現行条例の全部を改正することといたしております。

それでは、条例案の概要につきまして御説明申し上げます。

まず、改正に当たっての基本的な考え方につきましては、法律の趣旨に沿いまして、また、



昨年度に報告されました本市のごみ減量等推進審議会の提言の中にもありましたように、廃棄物に対して市民、事業者、行政の三者が一体となり、それぞれの責務と役割に沿って廃棄物の排出抑制、再生利用、資源化による減量、適正処理の推進を図ることとし、題名もその名の内容に合わせまして「和泉市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例」とさせていただきます。

まず、1点目の改正点は、第1条の目的でございますが、廃棄物の発生抑制、再生利用及び適正処理の推進を明示するものでございます。

次に、第2の改正点でございますが、第3条関係でございますが、市長の責務につきまして、廃棄物の排出抑制のための意識啓発、市民の自主的な活動の促進並びに市民意見の施設への反映に努めること等を新たに規定したものでございます。

次に、第3点目の改正点でございますが、行政、事業者の取り組みはもとより、国民1人ひとりが廃棄物の減量等に主体的に取り組んでいくことが重要になっていることから、この法律の中にも廃棄物処理に関する国民の責務が規定されたことに伴い、本市条例の中でも第4条関係で市民の責務といたしまして、廃棄物の発生の抑制、再生利用等により減量に努めていただくとともに、市の施策への協力について新たに規定させていただくものであります。

次に、第4の改正点でございますが、第5条関係で事業者の責務といたしまして、廃棄物の発生抑制とその減量に努め、また、適正処理困難物にならないような回避策並びに市の施策への協力について、新たに規定を設けたものであります。

次に、第5の改正点でございますが、ごみ減量等推進審議会につきまして、既に和泉市の附属機関に関する条例によりまして設置させていただいておりますが、今回の改正法の中に設置に関する規定がありますので、本市におきましても、廃棄物関係条例の中で置くことといたしております。第7条の所要の規定を設けさせていただき、また、ごみ減量等推進委員についても、市の廃棄物減量対策事業等を実効性のあるものとする等とすることを目的に委嘱できる、と第8条に新たに規定を設けたものであります。

次に、第6の改正点でございますが、第2章の10条から15条までの規定でございますが、市民、事業者、行政のそれぞれの再生品の利用、分別等の減量義務について新たに規定を設けるもので、市民にとっては、環境保全に配慮した商品の選択、それから、事業者にとっては、廃棄物の発生を抑制する製品の開発、修理体制等の確保、過剰包装の自粛等に努めていただくこととしたものであります。

また、特に多量に廃棄物を発生する事業者につきましては、第14条関係で減量、資源化の方策等に関する計画書の提出を義務付け、必要があれば、計画書に記載された内容に関しまして

市長が指導できる、と新たに規定を設けるとともに、これを担保する規定といたしまして、第15条に改善勧告に関する規定を設けるものであります。

第7点目の改正でございますが、第18条関係で市長は、一般廃棄物のうち処理施設で技術的に処理が困難なものを適正処理困難物と指定できるとしております。この処理について、事業者に対して回収等の要請ができると新たに規定するものであります。

手数料関係につきましては、一般廃棄物の収集運搬業等の許可申請に係る手数料について、法律の区分により所要の規定の整備を行うとともに、1件につき2,000円の引き上げをさせていただいておりますが、廃棄物の処理に関する市民の皆さんから徴収させていただく手数料につきましては、別表の中で文言の一部を改正させていただきますが、手数料の額につきましては、従前と同様の額を予定をさせていただいております。

なお、附則でございますが、この条例の施行期日を平成6年4月1日からといたしたく、また、経過措置並びに和泉市の附属機関に関する条例の一部改正規定を掲げております。

以上、まことに簡単ではございますが、廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例の提案の理由並びに概要の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただき、原案どおり御可決、御決定をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（大谷昌幸君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○26番（原 重樹君） まず、関係の委員会協議会でも聞かせていただいておりますので、多少だぶると思いますが、聞きたいと思います。

ただいまの説明にもありましたように、昨年7月から施行されているという中身でありまして、いろいろ聞きますと、条例そのものが義務的につくらなければならないものではないということ、昨年7月に施行されていても、別にどうこうなく今までもやって来たということになると思います。

そこで、今回の法律改正に伴って改正をしている他市の状況をわかれば教えてほしいのが1点。

もう1点は、罰則もないという形の中で理念条例的なものという感じがしますが、実際にやっているとすれば、かなり規則に定められるところが大きいと思います。まだ条例が通っていない審議中ですが、もう規則ができているのかどうか、その辺をお願いします。

○議長（大谷昌幸君） 理事者答弁。

○ごみ減量対策課長（松田 孝君） 原議員さんからの御質問につきまして、ごみ減量対策課長松田よりお答え申し上げます。

まず、1点目の他市の状況ということですが、大阪府下の各市の状況を申し上げますと、わ

れわれが調査した時点では、現在、既に17の市が新条例を制定しております。そのうち泉州ブロックの阪南の状況でございますが、既に条例改正をしているのが堺市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、そして、今回の12月の議会に出すのが和泉市、泉大津市、泉南、阪南等と聞いております。

それから、2点目の規則の分については既に手を付けているのか、ということでございます。確かに条例の中で規則に委ねている部分がかかなりございます。特に多量排出事業者の分とかは規則に委ねられています。特にごみ行政につきましては、泉北3市の広域的な行政でございますので、条例の中身等についても、3市で協議しながら進めてまいります。そういうことから規則の分についても、今後、泉北3市で一定の協議をしながら詰めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 26番（原 重樹君） その答えは、そういうふう聞いておきたいと思ます。

個々の話になりますが、これから進めていく、あるいは実際にやっているわけですが、例えば18条の適正処理困難物については市長が指定できる、となっておりますね。そういうものの指定は、3市の組合で処理している関係もあろうかと思いますが、その辺ではどうされるのか。既に指定するものについて、具体的にこれとこれはこうしたいものがあるという段階なのかが第1点。

それから、16条、17条関係ですが、一般廃棄物処理計画については、法律を見せてもらいましたら市町村が定めなければならない、となっております。その点では、現行の条例では、ごみ収集が週2回収集とか定めてあるわけですが、今度は、それが条例事項ではなく規則になると思いますが、法律面では、別に規則にしなければいけないということではないと思ます。それは余りどうこうではないのかもしれませんが、市民にとっては、条例の事項として具体的なものであったわけですね。それが規則になろうかと思いますが、その辺ではどのように考えておられるのか。

- ごみ減量対策課長（松田 孝君） 1点目の適正処理困難物の関係でございますが、法律の6条の3でございますが、厚生大臣による適性処理困難物の指定をすることができる、となっております。現状では、国における適性処理困難物の指定はまだされておられません。調査中ということでございます。本市におきましても、国の一定の動きの中で今後、この指定の部分については検討してまいりたいという考え方でございます。

それから、2点目の一般廃棄物の処理計画の部分ですが、従来、条例であったものを今後は規則に委ねるという形でございます。議員さんが御指摘のように今回の法律の改正に基づきま

して、市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない、ということで当該計画の策定が義務付けられております。その内容についても、法律の中では、一般廃棄物の発生量等の見込みや排出抑制のための方策及び分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分まで具体的にその計画の中で定めよ、となっております。このため従来、条例の中で規定されておりましたごみ、し尿についての処理回数等については削除させていただいたものであります。そういうことで当該計画を告示するという形に改正をさせていただきました。

なお、今回の条例改正に基づく方法論については、既に改正を行っております各市においても同様の形の規定となっております。今後、引き続き市民のコンセンサスを得ながら、法律、条例の目的であるごみの減量、発生抑制、再利用を計画の中に位置付けまして積極的にごみ問題に取り組んでまいりたい、このような考え方でございますのでよろしくお願い申し上げます。

○ 26番（原 重樹君） 最後に1点だけ。

今回の改正の適正処理困難物ですが、解釈論の話ですが、今、例えば泉北環境ではタイヤは取ってませんね。これは簡単に言えば、いわゆる適性処理困難物ですわね。国の厚生大臣も指定はしていない、調査中、ということですが、今度の条例改正で市長も厚生大臣が指定をすれば、それに準用するとなるのでしょうか、それ以外にも市長が定めることができる、ということになっていると思います。しかし、現実にはタイヤは取らない。その辺では、現状と困難物の指定ということはどのような関係になるのか。今のところでは、困難物の指定はしていないのだから、困難物はない、という解釈されかねないような気がします。その辺はどのように考えておられるのか。

○ ごみ減量対策課長（松田 孝君） 確かに現状でも泉北環境として受け入れられないもの、はっきり申し上げて適正処理困難物に当たるかと思いますが、それはございます。それにつきましては、今までも市民の方々に御協力をお願いし、直接そういうルート of 業者に引き取ってもらうとか、別途、購入したところへ持って行ってもらうとかの指導をしております。

今回、国の中で適性処理困難物の指定をした場合、製造業者に対して一定の拘束力が出てくるわけです。ただ、現時点で国の動きを待つというのは、特にわれわれのサイドとして全国都市清掃会議で一定、国に対しても適正処理困難物の指定をせよ、内容的には、例えばスプリング入りのマットレスとか大型のテレビや冷蔵庫あるいは原動機付き自転車、タイヤ、ガスボンベ、薬品類等については、適性処理困難物として国のサイドできちんと指定をし、回収や処理体制の確立をせよ、という申し入れもしております。こういう形も含め、今後、われわれとしても、国に対して早期の指定も含め積極的な取り組みを望んでいきたいと考えております。

今、指定云々は考えておりませんが、現状の形で市民の方々の御協力をいただきたいと考えております。

○ 26番（原 重樹君） 意見だけにしておきます。

例えば適正処理困難物を国の厚生大臣がどうであろうと市長が指定できる、としますと、実際、国待ちとか国に要望するというのも十分わかります。ところが、条例を制定した中で市長が指定してない、となれば、タイヤでも取ってくれる、全部ええがな、と逆からすればなり得る話ですので、われわれは、この条例そのものについては不十分な点もありますが、一歩前進だと思っておりますので、その辺は賛成するつもりです。

ただ、今の問題が非常に不十分な話と思います。例えば生活環境審議会の答申でも、和泉市議会でも問題になりましたが、その辺に放置してある廃車とか大型の家電商品、いわゆる適性処理困難物を引き取りなさい、という企業に引き取り義務を負わせることが、事業者、通産省の抵抗に遭って義務化されていないのが法律そのものであろうかと思えます。

ただ、先ほど言いましたように今回の改正条例は理念条例であり、ほとんどの部分は後の規則で定められる、つまり、運用次第の部分もかなりあると思います。だから、困難物そのものも指定しようと思えば、別に厚生大臣が指定してないから和泉市で指定できないものではないと思いますので、その辺は、積極的に進めてもらうことを意見として申し上げ、終わります。

○ 議長（大谷昌幸君） 他に。

○ 18番（赤阪和見君） 市長と市民、事業者の三者がありますが、特に市民は数が多い中、今の時代背景の中でごみを減量しようとかかっているわけです。そのごみの元凶は、買うものはすべて最終的にはごみになるわけですが、過剰包装とか事業者の態度が大きなウエートを占めると思います。そこで、市としてどのような方策をとるのか。市民に対しては、広報とかいろんな形がありますが、事業者に対する周知徹底とか減量の方策についてはどのように考えているのか、という点が1点。

それから、14ページの第4章の「手数料等」の中で「一般廃棄物の処理手数料」と書きながら、「一般廃棄物の収集、運搬に関する手数料」ということについて、これは審議会でもいろいろ申し上げておりますように、勝手に持って行くと向こうでおカネを取られるが、業者に渡すと、業者の収集運搬手数料だけという矛盾があります。その次に「市長は、天災その他特別の事情があると認めるとき」、このとき業者に頼むことによっておカネを取られますが、手数料が無料ということは、この点、いかが考えておられるのか。ここで言う手数料とは、処理の手数料ではなく収集運搬の手数料なのか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

○ 議長（大谷昌幸君） 市民生活部答弁。

○ 17番 (ごみ減量対策課長 (松田 孝君)) 事業者に対する具体的な減量推進、適正処理についての今後の対応はどうか、というお尋ねでございますが、特に事業系のごみについては、われわれの段階では、今の時点で量の把握もできておらないという非常に弱い面があります。一方では、事業系のごみが非常に増えていると一般的に言われております。それらも含めまして現在、事業系ごみの実態調査という形で種々検討中でございます。

○ 18番 (ごみ減量対策課長 (松田 孝君)) 今後は、特に多量排出業者を中心にしてこれらの部分については、直接搬入と許可業者が収集している部分の両方にまたがるわけですが、特に業者収集の部分で毎日収集している事業者を中心にして一定の計画なり減量推進の計画を出させて取り組んで行く。市民に対してはPRをし、御協力をいただいているにもかかわらず、事業系には非常に弱い面がありますので、こういう面についても条例が改正された中では、もう一歩進んだ積極的に取り組んでまいりたいということでございます。

○ 19番 (ごみ減量対策課長 (松田 孝君)) 後の流通関係の過剰包装の問題でございますが、現状、エコショップの拡大とか府レベルでもやっておりますが、それらも含め市の消費者団体とか、審議会の中でも御協力を得ながら積極的に推進をしてまいりたいと考えております。

○ 20番 (ごみ減量対策課長 (松田 孝君)) 2点目の処理手数料につきましては、われわれの考え方は、あくまでも本条例の中では、収集、運搬に関する手数料である。処分手数料の部分につきましては、基本的には、処分サイドである泉北環境整備施設組合の条例規定に基づいて取るべきであると考えております。ただ、長年の経過の中で矛盾している部分もございますので、泉北3市並びに泉北環境組合と協議しながら、今後の処分手数料の具体的な取り扱いについて詰めてまいりたいと考えております。

○ 21番 (ごみ減量対策課長 (松田 孝君)) 以上でございます。

○ 18番 (赤阪和見君) 事業者の件は勉強してください。

○ 22番 (赤阪和見君) それから、収集、運搬に関する手数料については、火事があり、いろんなものが焦げたり燃えたらして収集、運搬をお願いした場合、これは有料ですか。

○ 23番 (ごみ減量対策課長 (松田 孝君)) 業者に取りに行くのではなく、現状は、自己搬入ということによって、処分費については無料という取り扱いをさせていただいてます。ただ、業者サイドで取る場合はどうか、ということですが、今のところ、余りケースがないように思いますので、今後、もう少し詰めてまいりたいと考えております。

○ 18番 (赤阪和見君) それはしっかり詰めてください。

○ 24番 (赤阪和見君) それと、ここでは「市長が市民に」あるいは「市長が事業者に」という文面が非常に多い。逆に「市民が市長に」お願いするという文面はないわけですね。というのは、今、3分別されて非常に良いという形で賛成討論の中にもありましたが、良いこともあります、悪いことの

方が多いのではないかと僕は思っています。

市民が協力をして缶も瓶も別々に分けながら、瓶の色分けまでしようかと思ってちゃんと分けておるのに、積みに来るのは1台でまたごっちゃにし、そして、また泉北環境で分けさせているのが現実です。市民がこうするから市長、あなたもこうしなさい、という文面がない。本当に市民の減量、資源化に協力しようという気持ちを踏みにじるような3分別体制をとっていること自体、市長、市行政の怠慢であるということが1つはあります。その点も考え合わせ、今後、改正条例を制定しようとする中では、市民のごみ減量や資源化に対する熱意をもっともっと汲み上げるべき対策を早急に立てていただきたいをお願いをしておきます。

以上です。

- 議長（大谷昌幸君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第56号は原案どおり可決されました。

○

- 議長（大谷昌幸君） 日程第18「和泉市農業委員会の選挙による委員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙する委員の数を定める条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案第57号

和泉市農業委員会の選挙による委員の定数並びに選挙区及び各選挙区において  
選挙する委員の数を定める条例の一部を改正する条例制定について

和泉市農業委員会の選挙による委員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙する委員の数を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成5年12月14日 提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市農業委員会の選挙による委員の定数並びに選挙区及び各選挙区  
において選挙する委員の数を定める条例の一部を改正する条例（案）

和泉市農業委員会の選挙による委員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙する委員の数を定める条例（昭和35年和泉市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「緑ヶ丘」を「緑ヶ丘、まなび野」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 理 由

浦田町、万町、内田町、唐国町、緑ヶ丘及び松尾寺町の区域の一部を変更し、まなび野を新設したことに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

○ 議長（大谷昌幸君） 提案理由の説明をお願いします。

○ 産業部長（大塚孝之君） お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第57号「和泉市農業委員会の選挙による委員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙する委員の数を定める条例の一部を改正する条例制定について」、産業部大塚より提案の理由並びにその内容を御説明を申し上げます。議案書16ページでございます。

まず、提案の理由でございますが、さきの第3回定例会におきまして御議決をいただきました浦田町、万町、内田町、唐国町、緑ヶ丘及び松尾寺町の一部を変更しまなび野が新設されましたことに伴いまして、本条例の一部を改正する必要が生じたものでございます。

次に、その改正の内容でございますが、第2条の表中、第2選挙区の区域に新設されましたまなび野を加えようとするものでございます。

なお、御参考までに浦田町、万町、内田町、唐国町及び緑ヶ丘は、従来より第2選挙区の区域となっております。また、松尾寺町は、第3選挙区の区域となっておりますが、今回、まなび野に変更いたします0.7haの中には農家等はありませんので、何ら影響のない区域でございます。

以上、簡単ではございますが、提案の理由並びに改正内容の説明を終わります。

参考資料といたしまして18ページに新旧対照表を添付いたしてございますので御参照いただき、よろしく御審議をいただきまして、原案どおり可決、御決定をいただきますようお願いいたします。

○ 議長（大谷昌幸君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

○ お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）



御異議ないものと認めます。よって、議案第57号は原案どおり可決されました。

- 議長（大谷昌幸君） 日程第19「和泉市農業委員会の部会委員の定数に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案第58号

和泉市農業委員会の部会委員の定数に関する条例の一部を  
改正する条例制定について

和泉市農業委員会の部会委員の定数に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成5年12月14日 提出

和泉市長 池田 忠 雄

和泉市条例第 号

和泉市農業委員会の部会委員の定数に関する条例の一部を  
改正する条例（案）

和泉市農業委員会の部会委員の定数に関する条例（昭和44年和泉市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「12人」を「13人」に改め、同条第2号中「2人」を「1人」に改め、同条第3号中「1人」を「2人」に改め、同条第4号中「15人」を「16人」に改める。

第3条第2号中「3人」を「1人」に改め、同条第3号中「1人」を「3人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

農業委員の選挙により選出される委員定数の改正及び農業協同組合の合併に伴い、農業委員の部会委員の定数についても、所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（大谷昌幸君） 提案理由の説明を願います。
- 産業部長（大塚孝之君） 続きまして、議案第58号「和泉市農業委員会の部会委員の定数に関する条例の一部を改正する条例制定について」、産業部大塚より提案の理由並びにその内容を御説明を申し上げます。議案書第19ページでございます。

まず、提案の理由でございますが、第2回定例会におきまして御承認をいただきました選挙による農業委員会の委員定数の一部改正及び今年10月1日、市内10農協の合併に伴いまして、農業委員会等に関する法律第12条第1項第1号の規定により農協推選の委員が9名減の1名となりましたので、部会委員の定数を改正する必要が生じたものであります。

次に、その内容でございますが、第2条関係の改正は、1号委員、すなわち選挙による委員が互選した者12名を1名増の13名に、2号の農業協同組合及び農業共済組合の推選した委員が互選した者2名を1名減の1名に、また、3号の市議会の推選した委員が互選した者1名を1名増の2名に改正をいたし、農地部会委員数を15名から16名に改正をしようとするものであります。

条例第3条の農政部会の委員定数のうち2号委員の農業協同組合及び農業共済組合の推選したものの3名を2名減の1名に、3号の市議会の推選した委員が互選した者1名を2名増の3名に改正しようとするものであります。

なお、本改正によりまして農業委員32名全員が農地部会及び農政部会のいずれかの部会に所属されることと相なります。

以上、簡単ですが、提案理由並びに改正の内容の説明を終わります。

参考資料といたしまして21ページに新旧対照表を添付いたしてございますので御参照いただき、よろしく御審議いただきまして、原案どおり可決、御決定をいただきますようお願いをいたします。

○ 議長（大谷昌幸君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第58号は原案どおり可決されました。

○

○ 議長（大谷昌幸君） 日程第20「和泉市火災予防条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案第59号

和泉市火災予防条例の一部を改正する条例制定について

和泉市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成5年12月14日 提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第 号

和泉市火災予防条例の一部を改正する条例（案）

和泉市火災予防条例（昭和37年和泉市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第35条第2号中「80センチメートル以上とし」を「80センチメートル以上とし、いす席の間隔（前席の最後部と後席の最前部の間の水平距離をいう。以下この条において同じ。）は、35センチメートル以上とし」に、「40センチメートル」を「42センチメートル」に改め、同条第5号ただし書中「舞台等の位置、客席の構造等によりこれにより難い場合において避難上有効な措置を講じたときは」を「消防長が避難口その他の避難施設の配置等により入場者の避難上支障がないと認めた場合においては」に改め、同号ア中「いす席8席（いす背の間隔が90センチメートル以上の場合にあつては、12席）」を「いす席の基準席数（8席にいす席の間隔が35センチメートルを超える1センチメートルごとに1席を加えた席数（20席を超える場合にあつては、20席とする。）をいう。以下この条において同じ。）」に改め、「幅80センチメートル以上の」を削り、同号アただし書中「4席（いす背の間隔が90センチメートル以上の場合においては、6席）」を「基準席数に2分の1を乗じて得た席数（1席未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てる。）」に改め、同号エ中「前各号」を「アからエまで」に改め、同号エを同号オとし、同号ウを同号エとし、同号イ中「幅1メートル以上の」を「算定幅員以上の幅員を有する」に改め、同号イに次のただし書を加える。

ただし、当該通路の幅は、1メートル未満としてはならない。

第35条第5号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ アの縦通路の幅は、当該通路のうち避難の際に通過すると想定される人数が最大となる地点での当該通過人数に0.6センチメートルを乗じて得た幅員（以下「算定幅員」という。）以上とすること。ただし、当該通路の幅は、80センチメートル（片側のみがいす席に接する縦通路にあつては、60センチメートル）未満としてはならない。

第35条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、大阪府建築基準法施行条例（昭和46年大阪府条例第4号）第4章

第5節（第32条及び第32条の2の規定を除く。）の規定の適用を受ける建築物の屋内の客席については、消防長が別に定める基準によることができる。

第36条第2号中「40センチメートル」を「42センチメートル」に改め、同条第4号ただし書中「舞台等の位置、客席の構造等によりこれにより難い場合において避難上有効な措置を講じたときは」を「消防長が避難口その他の避難施設の配置等により入場者の避難上支障がないと認めた場合においては」に改め、同号ア中「15席」を「20席」に、「場合においては」を「場合によっては」に、「8席」を「10席」に改める。

別表第1(6)の項イ中「有料老人ホーム」の次に「、老人保健施設」を、「精神薄弱援護施設」の次に「、精神障害者社会復帰施設」を加え、同表(3)の項中「又は軌道」を「若しくは軌道」に、「自動車」を「又は自動車」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、平成6年1月1日から施行する。

##### (経過措置)

2 この条例の施行の際、現に存する劇場等又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の劇場等のうち、改正後の和泉市火災予防条例第35条第1項第2号、第5号若しくは同条第2項又は第36条第2号の規定にかかわらず、当該客席に係る大規模な修繕等の工事に着手するまでの間は、なお従前の例によることができる。

#### 理 由

近年、劇場等の形態が変革し、ミニシアター、ビデオシアター等の小劇場型の劇場等の増加が予想され、それに伴い火災防止条例準則の改正が行われ、また、大阪府建築基準法施行条例の改正が行われたことにより、これらを整合させつつ、避難管理に関する事項を整備し、火災等による人命の確保と事故防止の徹底を図ろうとするものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

○ 議長（大谷昌幸君） 提案理由の説明を願います。

○ 消防長（高宮武男君） 消防長高宮からお許しをいただきまして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第59号「和泉市火災予防条例の一部を改正する条例制定について」、提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。議案書23ページでございます。

なお、本改正内容は細目事項でございますので、26ページ以降の参考資料新旧対照表を合わせて御覧いただければわかりやすいかと存じますので、よろしく願いいたします。

まず、改正の理由であります。近年、劇場等の多様化に対応し、火災予防条例の準則が一部改正されましたことに伴い、本市におきましてもその改正指針に従い、事故防止の徹底を図るため改正しようとするものであります。

次に、改正の内容でございますが、条例第35条及び第36条の劇場等の避難通路等に関する規定の改正でございます。専門的かつ複雑な規定となっておりますところから、改正の要点について御説明を申し上げ、御了解を賜りたく存じますので、よろしくお願いを申し上げます。

第1点目は、劇場等の縦列の椅子席間の有効幅を規定し、座席の幅を改めたこと。

第2点目は、縦通路は、横列の椅子席の数に応じて有効な通路幅を設けるよう改めたこと。

第3点目は、横通路は、縦席20席ごとに設けるほか、椅子席最前部の通路は、椅子席の数に応じて有効な通路幅とするよう改めたこと。

第4点目は、今回の改正内容は、建築設備に係る事項でございますので、大阪府建築基準法施行条例の規定と本市条例の規定との整合性を図るため、必要な規定の整備を行ったものであります。

次に、別表第1の改正につきましては、第6項に老人保健施設及び精神障害者社会復帰施設を新たに加えたものであります。

なお、本改正条例は、平成6年1月1日から施行し、この条例の施行の際、現に存する劇場等または現に新築等既に許可を得て工事中の劇場等は、当該客席に係る大規模な修繕等の工事に着手するまでの間は、なお、従前の例によることができるものとしたものであります。

以上、まことに簡単でございますが、和泉市火災予防条例の一部を改正する条例案の概要説明とさせていただきます。よろしく御審議いただき、原案どおり御可決、御決定賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（大谷昌幸君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 18番（赤阪和見君） 最後に消防長から話がありましたように、現存するものはそれまでの間、と猶予することがありました。市として隣の市民会館、向こうの文化会館などが該当すると思います。しかし、このような条例が制定され、以前の建物であるからいいというもの、やはりこれが最善の法であるとするならば、公共施設として何か対策を立てていくべきであろうと思うわけです。それはやはり公共施設としての市民の安全、利用者の生命を守る1つの大きな方向であると思います。その点で担当部局としてどのように考えておられるのか。また、市管理者としてどのように考えておられるのか、その点の決意のほどをお聞かせ願いたい。
- それから、この新旧対照表の別表1の中で「鉄道又は軌道」が「鉄道若しくは軌道」に変わっています。この語句の解釈の仕方について、僕は国語に弱いのでちょっと教えてください。

○ 議長（大谷昌幸君） 理事者答弁。

○ 社会教育部長（生田 稔君） 社会教育部生田から御答弁申し上げます。

ただいまの御質問のことでございますが、消防長が御提案の改正条例でございますが、これにつきましては、現存する施設については、それを即座に改良するというのではなく、いわゆる座席等が改造する機会にあるということになれば、こういった条例に則した形に持っていかざるを得ない。現在の市民会館とか文化会館については、即工事という形ではございません。このままの消防署との協議となっていくかと思えます。説明が不十分で申しわけございません。

○ 18番（赤阪和見君） そんなことはわかっているわけです。これは市民の財産ですから、利用する人たちを守るわけです。法律がそうなっているから、それでええというものではない。何もあんたがゼニを出してやれ、というわけではない。市民のカネで市民が利用するところをやりますので、また、基本的な模範を示すのが市行政であると思えます。この前の一般質問から言ってるように、行政不信というのは、1つは、そのようなものからも来るわけです。市民会館は、建て直すという方向性はあるかもしれませんが、文化会館は、あれだけの施設をつくったのですから、これからもどんどん利用してもらわなくてはならない。市民で満員になるようなイベントがたくさん開けてこそ文化会館である、このように理解をしております。その中でよそで新しい劇場ができてこうなっているが、和泉市のものは危ないという感覚が生まれて来るようであれば、それこそ行政不信であります。そういう点を考え合わせ、いかに市がこの条例を率先して守っていくか、それによって次の和泉市内に建つ劇場等が、この条例を守っていく1つの大きな指標になっていくと思えます。その点の考え方を示していただきたいということです。

○ 教育長（杉本弘文君） 私からお答えさせていただきます。

議員さんが御指摘のとおりでございますが、公共施設としての率先的な改善は必要かと思えます。しかし、現存の施設につきましては、正直申し上げまして、新しい条例との問題点について一応、実態調査もいたしまして、この条例に反する面がございましたら、検討課題として施策を遂行してまいらなければならないと考えております。御了承賜りたいと思えます。

○ 18番（赤阪和見君） よくわかります。条例に反しないんですよ。現存の施設はいける、と言うてるわけですからね。スプリンクラーとかいろんなことについては、また、別の問題が出て来るかと思いますが、これは通路の避難の関係ですからね。しかし、この条例を制定するとき、もし、和泉市でやらなければならないとすればどれだけの予算が要るか、それぐらいの計算をされて条例を出してください。腹見積もりはきちんとしておくべきであると思えますの

で、今後、気を付けてやってください。

語句の解釈をお願いします。

- 議長（大谷昌幸君） 答弁。
- 消防本部次長（池野 透君） 消防本部池野よりお答え申し上げます。  
語句の解釈でございますが、準則改正に基づいての改正でございます。
- 18番（赤阪和見君） 「又は」を「若しくは」に変えた意味ですね。鉄道というのは電車ですね。軌道に用いるのは車両にはどんなものがありますか。それが自動車と分かれていますね。前の分では句読点を打っていますが、今回は「又は」になってますので、国語的な解釈についてです。
- 消防本部次長（池野 透君） 消防本部池野よりお答え申し上げます。  
鉄道というのは、電車、汽車等になってございます。軌道と申しますのは、トロリーバスとか市電等々を指しますので、「若しくは」という語句になっていると解釈願いたいと思います。
- 18番（赤阪和見君） 文章が変わるのは、何か理由があって変わると思います。教育委員会に国語の先生はおられませんか。指導部長は国語の先生ですね。もし、適切な答えがあれば答弁だけしてください。それ以上の他意はありません。
- 指導部長（西川義徳君） 急な御質問ですので、また、勉強して連絡させていただきます。
- 議長（大谷昌幸君） 他に。
- 27番（早乙女実君） 質問が赤阪議員とだぶりましたので、抜けた1点だけお聞きしたいと思います。

今、公共施設で聞かれたんですが、調査されて新しく改正された条例に不適合になる建物、例えばサティアーにもミニシアターがございますが、そういうところが全部対象になるのか。そういうところもすべて経過措置で対応するとなるのですか。実態的に教えてください。

- 議長（大谷昌幸君） 答弁。
- 消防本部次長（池野 透君） 消防本部池野よりお答え申し上げます。  
先ほどの赤阪議員さんの質問と関連しておりますが、本改正の要旨について消防長から説明がございましたように、近年の劇場の形態が非常に変わってきております。今までは、1館1映画劇場という形式が多かったのですが、サティアーでも2館の映画館がございます。東岸和田のワーナーマイカルシネマ東岸和田には、1つの建物に8つの映画館がございます。そのようにミニシアター形式になってきておりますので、現状に追隨した条例改正であるということでございます。

なお、管内には4つの対象施設がございます。市民文化ホール、市民会館、コミュニティセ

ンター、サテーターでございます、すべての施設とも、今回の改正条例に違反している施設はございません。

- 27番（早乙女実君） この改正によって違反するようになるんですか。
- 消防本部次長（池野 透君） なりません。
- 27番（早乙女実君） 経過措置で違反にならないのか。いわゆる通路幅がどうのとか、この基準に合っているか合っていないかという点を聞きたいんです。
- 消防本部次長（池野 透君） 消防本部池野よりお答え申し上げます。  
この条文の35条2項では、消防長が別に定める施設、とうたっております。これが先ほどのごみ減量の改正と同様、規則で決めるのか、という御質問がございましたが、これに関連してまいります。本条例が成立をさせていただいた時点で、消防長が別に基準というものを定めませんが、この消防長が別に定める基準というのは、現行の条例そのものを指しているわけでございます。非常に複雑な説明ですが、消防長が別に定める基準ということで御理解いただければ結構だと思います。
- 消防長（高宮武男君） ややこしい御答弁になって申しわけございません。先ほど、言えば言うほどややこしくなりますので、簡単に説明させていただきましたが、現行法規から椅子の幅40cmを42cmにするとか、この間を35cmにまとめるとかを決めたことは、2,000席以上の劇場等に対応するということが、大阪府の建築基準法施行条例で規定されているわけです。それを混乱しないよう、抵触しないよう整合性を持たせるようにするため、35条2項に消防長が定める、とさせていただいております。ということで、和泉市内には、2,000席以上の施設はございませんので、現行でいいということです。
- 議長（大谷昌幸君） 赤阪議員。
- 18番（赤阪和見君） 40cmを42cmにすべて改めよ、と言うたものではありません。僕らがこの条例をずっと読んでいって、20列ごとに通路を設けなさい、とありますね。こういうことはできるわけです。何も全部40cm以下を42cmにやり直せ、という形は言ってない。説明を聞いていて、うちには、ここに出て来る20席以上に合うのはないという感覚です。ですから、よりベターな、よりベストに近付ける努力をしていただきたいというのが名目です。  
何もすべての椅子席を直していきなさい、というのではなく、この条例の中に出て来る部分でできる範囲のことはして市民の安全を確保することが、利用者に対するサービスではないかと思っております。すべてをこの条例に合うよう網羅せよ、とは言いません。せめて20席ごとに通路ということで、使用できる席数は少なくなるかもしれませんが、それぐらいのことやったらできるわけでしょう。その点、答弁があれば聞かせてください。



○ 消防長（高宮武男君） 今の赤阪議員さんの御質問ですが、先ほども申しあげましたように、現在、和泉市内には、2,000席以上の施設はございませんので、該当はしないわけですが、通路があることに越したことはないというのは、もちろん、私どもの立場でございます。せいぜいできるように指導していきたいと思います。

○ 議長（大谷昌幸君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第59号は原案どおり可決されました。

○

○ 議長（大谷昌幸君） 日程第21「平成5年度和泉市一般会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

#### 議案第62号

#### 平成5年度和泉市一般会計補正予算（第3号）

平成5年度和泉市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,344,265千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45,324,926千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

平成5年12月14日 提出

和泉市長 池田 忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

## 1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 市 税		18,390,012	135,000	18,525,012
	2. 固定資産税	6,418,373	36,016	6,454,389
	5. 特別土地保有税	153,527	93,000	246,527
	6. 都市計画税	1,532,976	5,984	1,538,960
2. 地方譲与税		680,000	196,475	876,475
	1. 消費譲与税	450,000	196,475	646,475
9. 分担金及び負担金		1,646,722	337,000	1,983,722
	2. 負担金	1,604,433	337,000	1,941,433
10. 使用料及び手数料		488,188	10,000	498,188
	1. 使用料	434,971	10,000	444,971
11. 国庫支出金		4,567,421	900	4,568,321
	1. 国庫補助金	1,783,988	900	1,784,888
12. 府支出金		2,574,509	6,890	2,581,399
	2. 府補助金	1,870,641	6,890	1,877,531
14. 寄附金		241,000	10,000	251,000
	1. 寄附金	241,000	10,000	251,000
15. 繰越金		2,045,080	230,000	2,275,080
	2. 基金繰入金	1,907,780	230,000	2,137,780
17. 市 債		1,479,430	418,000	1,897,430
	1. 市 債	1,479,430	418,000	1,897,430
歳入合計		43,980,661	1,344,265	45,324,926

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議 会 費		411,960	117	412,077
	1. 議 会 費	411,960	117	412,077
2. 総 務 費		4,688,152	288,933	4,977,085
	1. 総 務 管 理 費	3,246,983	254,481	3,501,464
	2. 徴 税 費	643,030	△ 5,032	637,998
	3. 戸籍住民基本台帳費	304,763	9,246	314,009
	4. 選 挙 費	80,343	734	81,077
	5. 統 計 調 査 費	31,144	829	31,973
	6. 監 査 委 員 費	33,755	580	34,335
	7. 同 和 対 策 費	348,134	28,095	376,229
3. 民 生 費		12,274,913	87,768	12,362,681
	1. 社 会 福 祉 費	5,544,414	30,909	5,575,323
	2. 児 童 福 祉 費	4,302,238	44,895	4,347,133
	3. 生 活 保 護 費	2,418,380	11,964	2,430,344
4. 衛 生 費		4,829,029	△ 1,686	4,827,343
	1. 予 防 衛 生 費	2,342,324	△ 3,007	2,339,317
	2. 環 境 衛 生 費	2,376,367	2,304	2,378,671
	3. 墓 地 管 理 費	96,678	△ 983	95,695
5. 農 林 水 産 業 費		530,410	17,988	548,398
	1. 農 業 費	517,899	17,708	535,607
	2. 林 業 費	12,511	280	12,791
6. 商 工 費		277,945	3,977	281,922
	1. 商 工 費	277,945	3,977	281,922
8. 土 木 費		8,787,122	433,173	9,220,295
	1. 土 木 管 理 費	861,083	△ 4,833	856,250
	2. 道 路 橋 梁 費	1,732,243	24,117	1,756,360
	3. 河 川 水 路 費	595,390	6,406	601,796
	4. 都 市 計 画 費	4,326,339	433,550	4,759,889

	5. 住 宅 費	1,272,067	△ 26,067	1,246,000
8. 消 防 費		1,178,552	-41,204	1,219,756
	1. 消 防 費	1,178,552	41,204	1,219,756
9. 教 育 費		5,341,077	462,791	5,803,868
	1. 教 育 総 務 費	543,723	14,268	557,991
	2. 小 学 校 費	1,587,459	57,026	1,644,485
	3. 中 学 校 費	1,375,433	10,196	1,365,237
	4. 幼 稚 園 費	866,117	34,045	832,072
	5. 社 会 教 育 費	769,459	405,182	1,174,641
	6. 保 健 体 育 費	198,886	30,556	229,442
11. 諸 支 出 金		1,068,000	10,000	1,078,000
	2. 基 金 費	1,061,000	-10,000	1,071,000
	歳 出 合 計	43,980,661	1,344,265	45,324,926

第2表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補			正			前			後					
	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	期限	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	期限	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
史跡池上曽根遺跡整備事業											418,000	普通貸借又は証券発行	年8.0%以内	政府銀行その他	25年以内(内据置5年以内)ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮しもしくは繰上償還又は低利に借換えすることができ。
計	1,479,480										1,897,430				

- 議長（大谷昌幸君） 提案理由の説明を願います。
- 総務部長（神藤恒治君） 総務部長神藤よりただいま御上程をいただきました議案第62号「平成5年度和泉市一般会計補正予算（第3号）」につきまして、内容の御説明を申し上げます。

今回、御上程をいただきました補正予算の主な内容は、人事院勧告に伴います給与、退職手当の追加等の人件費並びに非常勤嘱託員に対する退職手当、管理公社等に対する委託料の追加、道路等の維持費、補助金の確定に伴います事務事業費等の補正でございます。

それでは、予算書に基づきまして内容の御説明を申し上げます。追加議案書23ページでございます。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13億4,426万5,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ453億2,492万6,000円とするものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正」のとおりであります。

第2条は、地方債の補正でございます。史跡池上曾根遺跡整備事業でございます。内容につきましては、「第2表 地方債補正」のとおりでございます。

それでは、事項別明細書に基づき、歳出予算から御説明申し上げます。34ページでございます。

まず、議会費でございますが、職員の給与費の追加として11万7,000円を計上いたしました。

次に、総務費2億8,893万3,000円の追加計上でございますが、これは職員給与費、退職手当のほか、コミュニティセンター管理運営委託料追加93万4,000円等でございます。

38ページの民生費8,776万8,000円の追加計上は、給与費のほか、保育所臨時保母賃金3,061万5,000円等追加計上いたしました。

42ページの衛生費では、給与費のほか、非常勤嘱託員報酬34万1,000円を計上いたしました。

農林水産業費では、1,798万8,000円を追加計上いたしました。内容といたしましては、給与費のほか、府補助金の確定に伴いまして、地域農業活性化対策事業500万円、ため池整備事業費550万円等を追加計上いたしましたものでございます。

商工費では、給与費のほか、商業共同施設設置補助金500万円等を計上いたしました。

46ページの土木費4億3,317万3,000円の追加計上でございますが、給与費並びに道路維持補修費1,000万円、水路改修工事費500万円、公共下水道事業特別会計繰出金2,269万3,000円、和泉中央線整備事業費3億9,791万5,000円、唐国久井線整備事業費1,200万円をそれぞれ計上いたしましたものでございます。

52ページの消防費4,120万4,000円は、給与費の追加計上でございます。

53ページの教育費では、4億6,279万1,000円を計上いたしました。内容につきましては、給与費のほか、池上小学校用地補助金償還金4,503万8,000円、史跡池上曾根遺跡用地購入費4億1,900万円、美術館運営委託料275万1,000円、体育施設管理委託料177万円をそれぞれ計上いたしましたものでございます。

最後に、57ページの諸支出金では、消防救急機材購入指定寄付金を平成6年度購入の財源といたすため、1,000万円を財政調整基金へ積み立てるものでございます。

以上が、歳出予算の内容でございます。

次に、これらに充当いたします歳入予算について御説明申し上げます。30ページでございます。

市税では1億3,500万円、消費剰余税では1億9,647万5,000円をそれぞれ追加計上いたしました。

次に、負担金3億3,700万円、国庫支出金90万円、府支出金689万円、市債4億1,800万円、寄附金1,000万円は、いずれも歳出予算に関連する特定財源でございます。

使用料及び手数料1,000万円は、実績等勘案の上計上いたしました。

また、繰入金では、公共施設整備基金より1億2,000万円、財政調整基金より1億1,000万円をそれぞれ繰り入れるものでございます。

以上が、御上程いただきました議案第62号「平成5年度和泉市一般会計補正予算(第3号)」の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長(大谷昌幸君) 質疑は午後にはいたしまして、ここで、お昼のため1時まで休憩いたします。

(午前11時58分休憩)

(午後1時00分再開)

- 議長(大谷昌幸君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。  
一般会計補正予算についての質疑に入ります。本件について質疑、御意見ありませんか。
- 18番(赤阪和見君) 若干、質問いたします。

この補正予算では出てないんですが、以前から質問しております室堂の公園の整備方はどのようになっているのか。この1,140万円の歳入は、遊具整備負担金ということでされていると思いますが、この点の補正予算が出てない。やはり年度ごとの決算から言いますと、本年度中

に公園は整備されて当然ではないかと思いますが、その点はいかがでしょうか。

それと、この公園用地と道路用地の所管替えの状態の進みぐあいはどうなっているのか。

ついでに、この遊具整備負担金の歳入はいつされているのか、お願いいたします。

○ 議長（大谷昌幸君） 都市整備部答弁。

○ 都市整備部次長（山下喬三君） 公園課山下からお答え申し上げます。

室堂6号公園の件でございますが、大倉建設から平成4年2月ですか、この整備費として納入されておりますが、その用地の所管替えは現在、手続中でございます。まだ完了していませんので、公園課としては整備できません。今のところ、平成6年度当初に設計、設計完了後に整備工事に着手したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○ 18番（赤阪和見君） そしたら、予算は、平成4年度で歳入はされているわけですね。こういう予算というのは、遊具整備負担金という形の目的的な歳入になりますね。こういうのが年度にわたる場合どのようにお考えなのか。どういう歳入処理をしていくのか、それが1点。

それから、手続中ということですが、めどとして、いつごろどのような形で移管がされるのか。6年度というと来年度になりますが、既に入居も全部終わっているわけです。おカネも去年のうちに払ってある。そして、もともとの登記上は公園用地である。所管が教育委員会であれ、公園用地である。僕は、この利用方法について納得したわけではございません。昨日もやっているとおりであります。それが3年にわたって整備されようとしているような中途半端な形は、行政としてあるまじき姿ではないかと思いますが、その点、いかがなものでしょうか。

○ 都市整備部次長（山下喬三君） 公園整備費の市への納入については協議が整った段階、平成4年2月だったと思いますが、そのとき、市に納入されております。

それから、本来ならば、入居開始と同時に公園の整備ができていなければならないのですが、この夏ごろ入居と業者からも聞いておりました。ところが、市の事情によりまして所管替えがちょっと手間取ったという実情でございます。ですから、今のところ、平成6年度当初予算に組み込みましてすぐに設計委託、それから、工事発注という段取りを考えております。

○ 18番（赤阪和見君） 申し上げておきます。これが平成6年度の当初予算となると、私は、非常に疑義があります。まして現在、市民から監査請求も出されていますが、私たちは、それに対して賛成ができるか否かという問題もあえて申し上げておきます。その点であるならば、補正予算で組み込んでいくべきであろうと思っておりますので、その点だけ申し述べて終わっておきます。

○ 議長（大谷昌幸君） 他に。

○ 25番（天堀 博君） 25番・天堀です。昨日の続きばかりで申しわけないんですが、昨日の



私が質問いたしました池上小学校用地の違法売却についての答弁で出てきました補助金の償還金が、54ページで4,503万8,000円出ております。いよいよ予算として現実的に出て来ていますので、改めて答弁をお願いしたいと思いますのは、昨日の私の質問で市長が答弁されましたが、実損があるのかどうか、の点についての責任にも触れました。もちろん、政治責任は別に、市長は、当初、民間に売却した1億3,990万円の土地のおカネは、今の基金に入れて運用をして来ているので損はしていない、という御答弁でした。

実際にきちんとした計算はなかなか難しいのですが、文部省なりもそうして来ていますので、1割ということで見えていきますと、土地開発公社から買入れたおカネから引きますと4,400万円余、4,500万円弱と思いますが、この利益を生んでいることは確かだと思います。

しかし、これは当時、文部省がイエスというかどうかは別に、仮にイエスと言ったとして、そのときに補助金を清算して返還をしてもそれだけのカネが入ってくる。土地開発公社から買った土地の一部を民間に売った1億3,990万円というおカネが入って来る。そうすると、その差益として4,500万円余りの利益が生じるということ、市長は、今回の実損がないということの1つの引き合いに出しましたが、昨日は、言うだけ言わせておけと聞いてましたが、これは全く別の話なんですね。

だから、今回の実損があったかどうかの計算は、これはゼニカネの計算でいきましたら、いわゆる1,900余万円に対して2,528万円余の加算金、いわゆる利息が付いたことが損かどうかとなると思います。事前に財政課の方に聞きましたら、実損があるかどうかの計算は非常に難しいし、あるかどうかの答えはしにくい。しかし、逆算をすれば、1,900万円を2,528万円にしようと思えば、年7%余の利回りで複利計算で回していけばそうなる。そういう商品があるかどうかは別に、そういうことです。果たしてそれをどこに使ったか、おカネに印は付いてませんから、そんなことの計算は実際問題できないんです。

私は、実損があるかどうかの点で見れば、この2,528余万円が損害なんです、計算をすれば、それが実損かどうかの答えが出て来る。だから、最初に言いましたように、土地売却をしたおカネは全く別のものだということを認識しておいてもらわんと、何かしら、これによっても利益を生んだということを言ってもらっては困ると思います。

そこで、あなたは、今回の違法行為は認めておられますね。昨日の私の質問に対する答弁では、陳謝をすることでひとつ御了承願いたいという、こちらの質問との噛み合わせでいけば、いわゆるけじめは済んだ、という意味合いのこともおっしゃってます。

私は、この金額が予算として出て来ていますので、改めてお聞きしたいのは、本当にあなた自身が、これで政治的責任を含めて陳謝をすることですべてけりが付くとお考えになっている

のかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

○ 議長（大谷昌幸君） 市長答弁。

○ 市長（池田忠雄君） 昨日に引き続いての御質問であろうかと思えます。昨日は、この2,500万円が1つの損失ではないか、という御質問であったので、計算上、損得ということは難しいことがあろうかと思えますが、1億3,000万円余のいわゆる売却代金があり、それが基金に積み立てられて金利を生んでいるという経過を御答弁を申し上げました。聞かれたので、私も申し上げたわけでございます。私は、決してそういうことによって政治責任を免れたとは考えておりません。それは予算上の御質問であったので、お答えをしたということでございます。

本日、改めてのお尋ねでございますが、昨日もお答え申し上げましたように、確かに補助金の適正化法という法律に違反をしていたのは事実でございます。この点につきましては、この本会議の席上、私から深く反省を申し上げますとともに陳謝を申し上げたい、二度とこういうことのないようにいたしたい、と存じております。

ただ、昨日も申し上げましたように苦肉の選択であったという、10数年前の経過がございます。これを申請したとしても、恐らく文部省の認可は難しいであろうという1つの判断がございました。一方、保育事情は急を要しているが、他に適切な土地もない中、保育需要に対応しなければ至し方ないという結論を関係者相寄って導き出した経過があるわけでございます。そういう事柄を府教委を通じ、また、私も文部省へ参りまして申し上げてまいった経過がございます。

そういうことの経過の中での苦肉の策であったということございまして、10数年前のことが、現在時点の話に相なっているわけでございます。なかなか責任ということについても、非常に難しい問題があるわけでございます。その中では、私としては、率直にお詫びも申し上げなければならないと存じておるわけでございます。

また、今もそうですが坂口助役、あるいは当時も教育委員会におりました杉本教育長にも、二度とこういうことのないよう今後、対応していかなければならない、と嚴重注意を与え、私自身も深く反省するところでございますので、今回、お詫びを申し上げているところでございます。それで済んでいるのか、という御質問でございますが、事柄が10数年前、あるいはまた、苦肉の策で市民サービスの方を選択したという事情を申し添えて陳謝を申し上げたい、このように存じます。

○ 25番（天堀 博君） 10数年前のことであるので責任は非常に難しい、と言われました。同時に坂口助役あるいは杉本教育長（当時は教育長ではございませんでしたが）のお名前も出さ

れ、一定の責任ある立場におられたのは事実です。そのこともはっきりしております。あなたは、土地を売った方の土地開発公社の理事長であり、今度は、普通財産に所管替えをし、売却をした市の最高責任者である。当時の坂口助役、当時の教育長さんも含め、市のトップとしてこれでいこう。杉本さん自身は、教育長でなかったのでどんな意見を持っておられたのか知りませんが、当時の教育長、助役、そして、あなたのトップがこれでいこうと決断された。違法行為を承知でやった背景は、今、言われた以外にないと言われてますが、違法行為そのものは大きな問題だと思います。

恐らく今、議場におられる幹部職員さんも、これを放送で聞いておられる課長、係長さんなども、それで果たしてけじめや示しが付くものかと思ってますよ。だれかがこういうことをしてあなたに責任がなかった場合、あなたは処分をしていると思いますよ。みずから衿を正して減給処分なり何かの処分をしなければならぬ立場にあるんですよ。それが、政治家としてのあなたの政治責任の取り方ではないでしょうか。他の問題では、陳謝で終わる場合もあると思いますがね。

市長、あなたは文部省にも行かれていろいろお話もされたということです。しかし、これはわれわれもいろんなところからいろんな情報を聞いてるんですが、市長、あなたが行かれて、文部省が一発でこれだけで済ましましょう、ということでないことは、あなたも御承知のとおりだと思います。それまでには、大阪府等が非常に努力をしていただき、あなたの部下が大阪府に行き、あるいは文部省にまで行ったかどうか知りませんが、いろいろ努力をされた末、あなたが最後のお詫びに文部省に行かれたということだと思います。

あなた1人が行って片が付くんやったら、これから皆あなた1人が行ったらよろしい。しかし、そんなことではないというのは、あなた自身が重々御承知のはずですし、僕も18年間議員をさせていただいているので、そんなことぐらいよくわかってますよ。その努力をしていただいた大阪府やあなたの部下に対して、昨日の答弁はなっていない、と言っているんです。幾ら私から実損があるのかないのか、政治責任は別にして、そのことについての責任はどうとるのか、という質問があったにしても、全く別の今回のことがあろうがなかろうが、売った1億4,000万円近くのおカネを基金に入れて運用して来ているから、ということまで引張り出して、実損がない、という答弁の仕方はないですよ。

私は、ここで議長にお伺いと確認をしたいのですが、昨日の私の一般質問に限って結構ですが、議事録は、私の質問と答弁については、質問者の同意がない限り、これを訂正するとか削除するとかはないですね。その点だけちょっと。

○ 議長(大谷昌幸君) 発言者の申し出がない限りできないということです。

○ 25番(天堀 博君) 私の質問だけでなく、答弁についても、答弁者の申し出があれば、質問者に関係なく削除、訂正をすることがあり得るかどうかです。

○ 議長(大谷昌幸君) 不穏当な発言の場合は別にして、その他でない限りできません。

○ 25番(天堀 博君) そういうことを確認をさせていただきます。

市長、あなたがそこまでどうしても政治責任は陳謝して済む、これで終わりや、とおっしゃるならば、私がなぜ昨日の質問を今日に持ち越しているかと言えば、もう、あんたの腹は見た、議会に対しても陳謝を言うてるだけの話や。本当に腹の底からではない。あんたはよくあいつで「腹の底から心を込めて、神かけて」と言いますが、魂も何も入ってない。謝れば済むと思っているのと違いますか。

あなたがそれで行き通すというなら、しょうがない、僕も行くところまで行きますわ。この議事録を持って大阪府の教育委員会、地方課、事によれば、実費を出しても文部省や自治省へ行きますよ。まだ、今やったらうちの国会議員も府会議員もおりますから。そういうところを通じてでも、こういうことですよ、あんた方は穩便にこれだけのことで済ましてくれるが、そうしている相手の和泉市長が議会でこんな答弁をしますよ、これでよろしいのか、と私は行ってきますわ。

そのことによって損害を被るのは和泉市です。しかし、それは何も私に責任はありません。あなたが、きちんと衿を正した責任を取らないからそうなっているので、すべてあなたの責任であることは明確なんです。それで、答えないならば、別に答えなくてもよろしいです。答えがなければ終わります。

○ 議長(大谷昌幸君) 他に、穴瀬議員。

○ 19番(穴瀬克己君) 私も、この池上小学校の補正の問題でございませけれども、昨日からの一般質問、委員会あるいは代表者会議でのいろんな説明、陳謝を伺っております。当時のいろんな状況があったということは理解ができたとしても、この行為そのものについては、市長が陳謝をしているわけですが、果たして、先ほどの天堀議員さんの質問とも関連するのですが、陳謝で済ませるならば、文部省も陳謝で済まして来なさい。そうすると、関連して文部省だけでなく、これは起債をしている関係で自治省等とも関連をしております。

昨日の答弁にもありますように、こういった形がまだ解決していない状況ですね。こういった事の重大さということについては、幾ら当時の保育事情が厳しい状況にあって民間の手助けを借りなければならないという立場にあったとしても、やってはならないことをしてしまった。それもぐるみでやってしまったことがはっきりしているわけです。その意味から、ただ議会で陳謝で済ませるといふならば、文部省に対しても陳謝で済ましてペナルティーを受ける必

要はないわけです。自治省に対してもそうです。

そういった面でのきちんとしためりはりを付けていかない限り、市行政運営というものに対して、これは上級官庁に対する不信ではなく、市民に対する違背した行為になってしまう。市民の信託を受けてこの行政を運営しているわけですから、どんな事情であれ、その違法的な行為までしてやれ、という形まで受けてないわけです。

こういった面では、きちんとけじめを付けていかなければならない。市民にも謝らなければならないし、上級官庁にも謝らなければならない。この意味からも、まだこれから問題が波及していき、起債等との関連でまたペナルティーをかけられ、金額的にも返還しなければならない問題が生じて来ようかと思えます。この池上小学校の問題は、この文部省だけで解決済みでないと思っております。

そういった意味も含め昨日からの一般質問もあり、委員会でのいろんな御意見も伺っています。総合して本当に行政を正常な形で運営をしていく、また、議会と理事者という立場の中ではっきりとめりはりを付けていかなければならない。きちんとしたペナルティーも市長みずからきちんとけじめを付けていかなければならない、こういうように考えます。まだまだ問題が波及して起こり得ることも想定されますし、そういった問題も含めてきちんと対応するという決意がない限り、ここで補正を通すわけにはいかないと感じます。その点での所見をお伺いしたいと思います。

- 議長（大谷昌幸君） 市長答弁。
- 市長（池田忠雄君） 天堀議員さんの御指摘あるいは今、穴瀬議員さんからの厳しい御指摘を拝聴させていただきました。昨日来、御答弁をさせていただいておりますとおり、深い反省の上で衿を正して今後の問題に対応してまいりたい、このように考えているわけでございます。厳しい御指摘は拝聴させていただきました。こうした諸点を胸に置いて、これからの展開も含めまして判断をさせていただきたい、このように思います。
- 19番（穴瀬克己君） 特に今後、文部省に対して20日以内ですかね、利息も含め 4,500万円程度のペナルティーで返還をしなければならないということです。やはり行政の姿勢いかによっては、起債、交付金にも関連して来ようかと思えます。そういった所管のペナルティーにも大きく影響して来るだろうと思えます。

それこそ、共産党の天堀議員曰く、市長発言をもって上級官庁に対して、こんなことをしているぞ、お前ら、これだけで済ましているのか、と和泉市を売られても大変なことです。何としてでも、今後、上級官庁にさらに市行政の応援をしていただかなければ立場です。皆そういう思いで一生涯懸命にやっているわけです。決してみずからの懐を肥やすために違法行為をした

わけではないことは重々わかっていますが、こういった形で大きく市民や上級官庁に迷惑を掛けたという事実関係に対して、きちんとけじめを付けた体制をとり、後の起こり得る自治省等に関連する問題に徹たる態度をもって進めていただきたい。

市長答弁の中では、一定、考えていく、ということでございますので、池上小学校の問題で事後の自治省並びに関連する問題でけじめの付く対応をきちんと示していただくことと理解を以て、質問を終わります。

○ 議長（大谷昌幸君） 他に。友田議員。

○ 1番（友田博文君） 話はちょっと飛ばして補正予算の方に行かせていただきます。

歳出の方の35ページのコミュニティセンター管理運営委託料追加と40ページのシルバー人材センター運営費補助金追加ですが、今回、いろいろ給料等が追加補正されていますので、その関連かとは思いますが、その他体育館などいろんなところもあるんですが、組んでおればいいんですが、こういったほかのところの追加補正が組まれてないところがあれば、なぜ組まれていないのか、お聞かせください。

それから、44ページの地域農業活性化対策事業については、どういったものか。

次の46ページの商業共同施設設置補助金についてもどういったものか、お聞かせください。

48ページの防衛施設周辺整備事業の1万7,000円の減はなぜか、お聞かせください。

それから、51ページの中央線整備事業費についてはどういふものか。

歳入の方で消費剰余税が1億9,000万円ほど追加計上されていますが、どういふ事情か。

以上です。

○ 議長（大谷昌幸君） 答弁。

○ 総務部次長（阪 豊光君） 財政課阪より外郭団体の委託料で上がっているところと上がっていないところはなぜか、という御質問かと存じます。その件につきまして、御答弁させていただきます。

外郭団体の委託関係につきましては、当初の段階で一定の必要経費の算定と、緊急やむを得ない事態が起こることも含めまして一定の予備費を組んでおります。したがって、当初予算の支出の範囲内で運営できる団体とできない団体が今回発生いたしました。そういう点でシルバー人材センターは別といたしまして、他の団体については、運営経費そのものについての不足が生じたので、委託料として出させていただいた次第でございます。

なお、シルバー人材センターにつきましては、運営の中での補助金の増額が確定しましたので、歳入でその2分の1の財源並びに2分の1は一般財源ということで180万円を補正した次第でございます。

以上です。

○ 議長（大谷昌幸君） 次。

○ 産業部次長（松林 保君） 44ページの農林関係の地域農業活性化対策事業につきまして、農林課松林より御説明申し上げます。

都市農業振興事業には、高能率生産団地育成事業と、今回、採択の地域農業活性化対策事業の特産物等の産地化を促進するための共同利用施設等を整備し、地域農業の活性化を図るものでございまして、場所といたしましては、外環とコスモポリスに入る交差点のところでございます。春木川町地内におきまして受益者20戸、受益地10.9haを地区指定を行いまして、南松尾農産物産直組合を5名により設立し、直産施設として木造平家建て 73.74㎡の建設をいたし、農業生産意欲を高め、農業経営の安定を図るものであります。

また昨年、同事業によりまして大阪和泉農協南松尾支店内に農産物加工施設を設置しており、加工品販売を当施設を利用して行おうと考えております。

補助金内容につきましては大阪府が40%で400万円、市が10%の100万円、地元が50%で500万円、対象事業費として計1,000万円を予定しております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○ 議長（大谷昌幸君） 次。

○ 商工課長（山本茂樹君） 46ページの商業共同施設設置補助金につきまして、商工課山本よりお答え申し上げます。

市内の商店街の方が商業の振興あるいは活性化を図るため、街路灯やアーケードなどを設置する場合、その事業費の一部を補助するものでございまして、本年度におきます事業は、府中駅前商店街の駐車場整備事業と府中駅西商店街の街路灯整備事業の2カ所の商店街に対しまして補助するところでございます。

その内容でございますが、府中駅前商店街につきましては、既設の平面の駐車場として利用してきたところでございますが、駐車台数が65台ということであり、需要に十分対応できないことから、立体化によりまして1階53台、2階51台、計104台に駐車台数を増加するところのものでございます。

駅西商店街につきましては、昭和54年に街路灯を設置したところでございますが、老朽化いたしまして非常に危険な状態でもあり、また、商店街のイメージアップのために取り替えるものでありまして、既設99基を新設100基とするものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○ 議長（大谷昌幸君） 次。

○ 道路課長（関 和直君） まず、中央線の追加変更の件につきまして、道路課関よりお答え申し上げます。

工事請負費の1,200万円につきましては、中央線本線外の万町付近の交差点改良を公団から受託をしまして、一部、取り付け道路の機能回復を行うものであります。

それから、17番の公有財産購入費につきましては、補助金の追加に伴います中央線本線の用地買収費2,163.6㎡、3億2,500万円を追加するものでございます。これに伴いまして、この中央線の整備につきましては、先般、議会の同意を得まして住宅・都市整備公団が直接施行を行うことで、市の方からそれに伴います負担金6,000万円を計上、住宅・都市整備公団にお支払いをし、この工事請負費及び公有財産購入費を満額にして和泉市にいただくものでございます。以上でございます。

○ 議長（大谷昌幸君） 次。

○ 財政課参事（林 和男君） 歳入の消費剰余税の追加補正につきまして、財政課林からお答えいたします。

消費剰余税につきましては、当初予算の時点におきまして、昨年と同額の4億5,000万円を予算措置いたしました。しかし今回、本年度におきまして今日までの交付実績等を勘案し、1億9,647万5,000円の追加補正を行ったものでございます。よろしく願いいたします。

○ 議長（大谷昌幸君） 次。防衛費の答弁。

○ 道路課長（関 和直君） 防衛費関係が抜けておりました。失礼いたしました。

防衛費の方でございますが、伯太桑原線の職員手当の更正減に伴います減額措置でございます。

以上でございます。

○ 1番（友田博文君） まず、外郭団体の分について、ここに補正が付いてない団体はどういう団体ですか、とお聞きしたと思いますが、その答えが出てないと思います。

○ 総務部次長（阪 豊光君） 住宅センターと公園協会並びに福祉公社の3団体でございます。

○ 1番（友田博文君） 管理公社は全部付いているわけですか。

○ 社会教育部次長（田丸勝之君） 社会教育部田丸よりお答え申し上げます。

管理公社に対する委託料としまして、一応、全部該当する分については、補正を組んでいただいております。

○ 1番（友田博文君） 該当しないところだけです。

○ 社会教育部長（生田 稔君） 社会教育部では、今、田丸次長がお答えしましたとおり、管理公社の分については全部網羅されております。その他の分については、私の方ではござい



せん。

- 1番(友田博文君) 私が考えたのは、ここで住宅センターと福祉公社は別としまして、公園緑化協会は予備費が出してないとなりますね。管理公社も出てないということですか。
- 社会教育部次長(田丸勝之君) 出てます。
- 1番(友田博文君) 出てるんですか。そうすると、緑化協会は、何か努力の上でこういう補正が出されてないということですか。
- 都市整備部長(萩本啓介君) 公園緑化協会につきましては、先ほど、財政の次長も申しておりますように、当初、一定額の必要経費を予算化いたしまして、なお、不足する場合には、予備費を流用して対応していこうという考え方でございます。
- 1番(友田博文君) わかりました。それは結構です。

農業活性化事業ですが、南松尾に産直組合をつくってやっていただけるということですが、私も農業をしている者としてはありがたいことです。今後とも、こういった事業をできるだけ多く引き起こすよう努力をお願いしておきたいと思います。

次に、商業共同施設補助金については、今、聞きますと、駐車場と街路灯ということですが、まちを明るくする上で大変良いことだと思います。この前の委員会でも意見を述べさせていただきましたが、大変不況がきつい中、国においても何とかこの不況を克服していきたいというような方向が打ち出されてますが、和泉市でもそういった面が打ち出されい来るのかと思っておりますが、その辺の御見解をお願いします。

- 商工課長(山本茂樹君) 商工課山本よりお答えいたします。

先生がお説のとおり、今日、非常に厳しい状況が続いているところでございますが、今回の補正等については、特に計上はしてございません。しかし現在、中小企業対策といたしまして融資制度の斡旋等を鋭意進めるとともに、中小企業診断士の先生によります経営指導、経営相談等に努めているところでございます。今後とも、国、府に対しまして対策の拡充について要望を行いますとともに、地元商工会とも連携を密にして支援等を進めてまいりたいと考えてございます。よろしく願いいたします。

- 1番(友田博文君) 和泉市の産業は、案外中小企業という名目ではない、とこの前、私も言いました。どんな企業や、と言えば、零細企業ということに尽きると思います。そういった面では、こういう厳しい状況の中では、国や府の施策を待つのではなく、和泉市として少しでもできる範囲のことをしてあげるという意気込みを見せていただきたい。

市長、先ほど、私も大きな7,000万円で買うのか、という話もしましたが、本当に困っている人がたくさんおります。その人たちに少しでも夢を与えてあげる施策ですね、和泉市は、こ

ういう零細企業の方々に対して努力をしている、というかけらも見せてあげてほしいと思います。また、来年も大変らしいので、来年度予算の上でも、そういった面を上げていってほしいと考えます。この辺、商工課の皆さんにもよろしく願いしておきます。

和泉中央線の内容ですが、今、ちょっとお聞きしましたが、少しわからない点があります。買収の場所がどの辺か、カンダン付近が工事発注されたとか、されるとか聞いてます。平成7年には、私も当初からお願いしておりましたカンダン付近が駅までつながって来るのではないかと聞いてますが、これはそういった面での予算計上であると思います。その点、中央線に関して、カンダンのところも含めて詳しく教えていただきたいと思います。

○ 道路課長（関 和直君） ただいまの御質問につきまして、道路課関よりお答え申し上げます。

今、お話がありましたように中央線につきましては、カンダン区間と弥生町区間、それから、住宅・都市整備公団が施行いたしますフノコ池区間の3区間とも用地買収が全部終わっております。フノコ池区間につきましては、先般、地元町会の総会をいただいたところでございますので、今後、契約を行う予定になっております。

中央線本線の整備につきましては、地元との協議の中で観音寺町5号線、6号線という形で一部、中央線の用地整備に絡みます道路整備も含めましてこの際、全部行っていくものでございます。一般質問でも御答弁申し上げましたように、中央線につきましては平成6年度末までに、特に中央駅の開設を目途にしまして全線開通を図っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○ 1番（友田博文君） 私も議会へ送っていただいてから何回も質問をしてきましたが、開通が6年末ということでありがたいと思っております。頑張ってくださいと思います。

それから、歳入に入りますが、消費剰余税が昨年は4億5,000万円、今年もそれに合うように予算を付けてきた。それに約2億円が追加されたということですが、こういった原因はどこにあるのでしょうか。

○ 財政課参事（林 和男君） 財政課の林からお答えいたします。

消費剰余税につきましては、平成元年度に消費税が実施され、以後、一定の定着を見たこと。それと、簡易課税制度の改正が行われたこと等が、年々、増加してきている要因であろうかと思われます。よろしく願いいたします。

○ 1番（友田博文君） ちょっとわからないんですが、消費税というのは、国全体でどのぐらいになっており、私たち和泉市に配分されるのはどういう形でこの額になるのか。

○ 財政課参事（林 和男君） 消費税は国税でございます、国全体で6兆円ぐらいと記憶し

ております。配分される根拠につきましては、消費税の5分の1に相当する額が地方団体に交付されるものでございます。内容としては、都道府県に11分の6、市町村に11分の5ということでございます。

- 1番（友田博文君） 消費税のほかに交付税とかいろいろありますが、消費剰余税というのは、消費税ができてから年々増えてきていると思います。それが結構かどうか問題はありますが、現在は、この不況下の中で、所得減税が5兆円とか10兆円とかいろんな形で出され、今の内閣の中でも所得減税をする方向にあるように思います。今後、こういった中で消費税を上げて行くという方向も見出されていると思います。

和泉市の財政課としては、こういった消費税が伸びてくるという面では、今後、財政の実情からして、交付税とかいろいろありますが、その中で財政が潤って来るという面で、財政が脆弱な和泉市では、重要な基本的な財源になるのではないかと思います。その面では、財政課の消費税についての考え方をお聞かせ願いたいと思います。

- 総務部次長（阪 豊光君） 財政課阪より御答弁申し上げます。

ただいまの御質問については、相当難しい状況でございます。政府におきましても、政府税調の中で直間比率がどうあるべきか、また、景気対策の中で税体系がどうあるべきか、今後の高齢化社会に対する税の安定的な確保をどう図っていくか、いろいろ政府段階でも議論しているのが実態でございます。その中でどう選択していくか、政府自身もいろんな立場から議論がされている現状でございます。

税目は別としても、地方の安定的な財源の確保ということでいろいろな税制面がございますので、消費税1つをとらえて安定的な税収を和泉市自身が確保していくという答え自身も難しゅうございます。したがって、われわれとしては、いろんな税制がございますが、地方財源の確保という点で政府に今後とも強く要望していきたいという考え方でおりますので、よろしくお願い申し上げます。

- 1番（友田博文君） これで終わります。
- 議長（大谷昌幸君） 他に。
- 5番（上田育子君） 非常勤職員の退職金制度化がようやく日の目を見せていただきました。そのことについて内容の質問をさせていただきます。

まず、どのような退職金の制度化であるのか。特退共とか中退共などのシステムがありますか、あるいは独自のシステムをつくられたのかどうか1点です。

それから、対象者の総数と予算総額についてお伺いします。

さらに、対象者の職種と、労働時間を踏まえた1週何時間以上の人という範囲を教えてください。

だきたいと思います。

それから、随分長く勤続されている方もいらっしゃると思いますが、さかのぼって勤続加算をして行くシステムにしているのかいないのかという問題。

それから、大体勤続10年点を基準にした場合、その人の月額賃金の何カ月分に該当するかという点。

とりあえず、以上の点についてお答え願えますでしょうか。

○ 議長（大谷昌幸君） 答弁。

○ 人事課参事（山本 晃君） 人事課の山本より御答弁申し上げます。

議員さんがおっしゃってます非常勤の退職金制度はいかがなものか、という御質問ですが、非常勤退職金制度は、今議会でなく、平成6年4月1日より和泉市商工会が実施する特定退職金共済制度に加入し、振り込んでいこうと考えております。

先生が御指摘の退職金の支給につきましては、平成6年3月31日に退職する非常勤職員及びパート職員について退職金を支給したい。内容でございますが、週3日以上勤務する職員を対象とし、5年以上勤続する職員に確定凍結額を支給するものでございます。

それから、どのぐらいの職員の幅か、あるいは支給金額か、ということでございますが、これについては、一応、非常勤職員は10名、金額にして168万2,000円でございます。パート保母については2名、61万4,000円でございます。

職種については、一応、市民生活部、福祉事務所、建設部、パート保母については、保育所の管轄になろうかと考えております。

さかのぼりについては、あくまでも平成6年3月31日に退職する者で、かつ5年勤続以上の者となっております。後、事務移管とか事務引き継ぎで退職される方については、また、附則等でやっていきたいと思っておりますが、基本的には、長期勤続、5年以上で6年3月31日の退職者に適用する制度でございます。今回の補正で上げた各課の報酬等の増額は、すべて非常勤職員とパート保母の予算化でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○ 5番（上田育子君） 平成6年3月31日に退職する者で5年以上勤続の人という水準と、4月1日より特退共で行われる他の非常勤退職金制度というのは、同じシステムで行われると理解してよろしいのでしょうか。

○ 人事課参事（山本 晃君） 議員さんがおっしゃっておられます和泉市商工会で来年4月1日から適用するのは、和泉市非常勤職員退職金共済制度という要綱をつくっております。それから、先生が御指摘の凍結額、来年すぐ3月にやめた人は退職金があるのか、という問題につ

きましては、和泉市の長期勤続退職金支給の取り扱い基準で定めておりますので、よろしくお願いたします。

- 5番（上田育子君） わかりました。要綱ができていたのでしたら、それは後ほど、いただけますでしょうか。
- 人事課参事（山本 晃君） 一応、お見せできる範囲でお見せしていきたいと思っております。
- 議長（大谷昌幸君） 他に。
- 19番（穴瀬克己君） 大事なことなので、市長の答弁を再確認したいと思います。賛否に伴うものでございますのでね。

先ほど、池上小学校の問題で申しましたように、後、問題は、これで解決していないように思います。そういった後に残った自治省の起債並びに関連する問題の処理まで一定の時間がかかろうかと解釈しております。しかし、やった行為に対する謝罪がありました、長の陳謝だけにかかわらず、行政の責任範囲を的確に厳格な態度で示していただきたい、と意見を申し上げましたが、市長の答弁が、一定、考えていくような尾びれがはっきりと聞き取れなかったものですので、再度の答弁をお願いしたいと思います。

- 議長（大谷昌幸君） 市長答弁。
- 市長（池田忠雄君） いろいろと御指摘を天堀さん、穴瀬さんからちょうだいをしておりまして、まことに痛み入る次第でございます。先ほど、答弁をいたしましたのは、御指摘のございますもろもろのことも、われわれとしてもにらんでいかなければならない。その中でやはり一定、考えなければならぬ点につきましては、御指摘を胸にいただいて今後、考えてまいりたい、と御答弁いたしました。そういう御答弁でございますので、よろしくお願い申し上げます。
- 19番（穴瀬克己君） 私の解釈とちょっと違ったように思います。「もろもろ」ということではなく、この池上小学校についての違法行為の問題でございます。現実にペナルティーとして補正予算を組んで返還をしているわけでございます。これから派生する問題として、起債等に関連する形でのペナルティーが来るやも知れないという状況でございます。

一定、私は、ここで即座にけじめを付けていただかなければならないと解釈する問題もありますが、これに引き続きまだ起債等に波及してどれだけ市行政に影響を与えていくかということもにらみ合わせて、この問題を起こしたことに対する1つの責任を明確にすべきであるといった観点で、今後、起こした件について一定のけじめを付けていく形で検討をする、そういうふうに解釈をしてもいいですか。

○ 市長（池田忠雄君） そうですね。

○ 19番（穴瀬克己君） はい、わかりました。

○ 議長（大谷昌幸君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

天堀議員。

○ 25番（天堀 博君） いろいろ議論をしておりますので、立場を明確にしておきたいと思  
います。

今回の補正予算は、いろいろほかの問題も入っておりますが、主には、人勧実施その他によ  
る給与改定の追加、また、更正減で調整している分もあります。それと、池上小学校の用地補  
助金の償還金の4,500余万円にしても、これは当然返さなければならないものでありますので、  
われわれも、このことについては認めております。

市長の政治責任は、今、穴瀬議員からも話がありましたように、どうも市長の答弁は、一  
定、考えていく、ということで歯切れが良くないのですが、きちんとしたけじめを付けていた  
だかなければ、先ほど申し上げたような行為も取らざるを得ないとも考えております。その点  
を明確にしながら、当補正予算案には賛成をするものであります。

○ 議長（大谷昌幸君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第62号は原案どおり可決さ  
れました。



○ 議長（大谷昌幸君） 日程第22「平成5年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算  
（第1号）」を議題といたします。

#### 議案第63号

#### 平成5年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）

平成5年度和泉市の公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところ  
による。

#### （歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24,000千円を追加し、歳入歳出予算の総  
額を歳入歳出それぞれ788,597千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金  
額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成5年12月14日 提出

和泉市長 池田 忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 市債		332,000	24,000	356,000
	1. 市債	332,000	24,000	356,000
歳入合計		764,597	24,000	788,597

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 公共用地先行取得事業費		452,766	24,000	476,766
	1. 公共用地先行取得事業費	452,766	24,000	476,766
歳出合計		764,597	24,000	788,597

第2表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補 前				補 後			
	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	利率	借入先	償還の方法
公共用地先行 取得事業	332,000	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以 内	政 府 銀 行 其 他	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以 内	政 府 銀 行 其 他	10年以内(内償還4年 以内)ただし、市財政 の都合により償還期間 及び償還期限を短縮し もしくは繰上償還又は 低利に借換えすること ができる。
計	332,000							



- 議長（大谷昌幸君） 提案理由の説明を願います。
- 総務部長（神藤恒治君） 総務部長神藤より、ただいま御上程をいただきました議案第63号「平成5年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）」につきまして御説明申し上げます。

内容につきましては、事業の確定に伴います公共用地先行取得費の追加補正でございます。それでは、予算書に基づきまして、内容の御説明を申し上げます。65ページでございます。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,400万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億8,859万7,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条は、地方債の変更でございまして、内容につきましては、「第2表 地方債補正」のとおりでございます。

引き続きまして、歳出予算の内容でございますが、69ページでございます。

公共用地先行取得事業において、用地購入費2,400万円を追加計上いたしました。

また、これらに充当いたします財源として、68ページに記載のとおり、公共用地先行取得事業債2,400万円を追加計上いたしました。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第63号「平成5年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算(第1号)」の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（大谷昌幸君） 本件について質疑、御意見ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第63号は原案どおり可決されました。

○

- 議長（大谷昌幸君） 日程第23「平成5年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

議案第64号

平成5年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）  
 平成5年度和泉市の公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22,693千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,066,321千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成5年12月14日 提出

和泉市長 池田 忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 繰入金		1,255,434	22,693	1,278,127
	1. 一般会計繰入金	1,255,434	22,693	1,278,127
歳入合計		4,043,628	22,693	4,066,321

2 歳出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 下水道事業費		3,400,489	22,693	3,423,182
	1. 下水道総務費	568,796	9,526	578,322
	2. 下水道整備費	2,831,693	13,167	2,844,860
歳出合計		4,043,628	22,693	4,066,321

- 議長（大谷昌幸君） 提案理由の説明を願います。
- 総務部長（神藤恒治君） 総務部長神藤より、ただいま御上程いただきました議案第64号「平成5年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」につきまして、内容の御説明を申し上げます。

今回、御上程をいただきました補正予算の内容は、給与改定等に伴います人件費の補正でございます。

それでは、予算書に基づきまして、内容の御説明を申し上げます。71ページでございます。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,269万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ40億6,632万1,000円といたすものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

引き続きまして、歳出予算の内容でございますが、74ページでございます。

下水道総務費で952万6,000円、下水道整備費で1,316万7,000円をそれぞれ追加計上いたしました。これらは、給与改定等に伴います給与費の追加計上でございます。

また、これらに充当いたします歳入予算でございますが、73ページに記載のとおり、一般会計繰入金2,269万3,000円を追加計上いたしました。

以上、簡単ではございますが、議案第64号「平成5年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（大谷昌幸君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 1番（友田博文君） ちょっと意見だけ、答えは結構です。

今、下水道の大きな金額が出ているわけですが、私も一般質問で外環状線の話をしていただきました。皆さんも御存じのように羽曳野から松原とか、現在、できている外環状線を見ると、相当の企業が張り付いてます。そういう面では、今、われわれが住んでいる地域にも相当な企業が張り付いて来ると思います。いろんな企業が来ると、浄化槽問題や雑排水問題とかいろいろ発生して来ると思います。横山付近へ下水道が上がってくるのか100年後とかいろいろ話がございますが、そういった面では、新しいまちづくりでいろいろ開けて来るという面においても、横山方面にもどのような形か知りませんが、下水道については、新しい大幹線道路ができるということも踏まえ、ひとつ御検討のほどをお願いしたい。第3次総合計画にも入れていただきたい、と意見だけ申し上げて終わります。

- 議長（大谷昌幸君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第64号は原案どおり可決されました。

○

○ 議長（大谷昌幸君） 日程第24「平成5年度和泉市水道事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

議題第65号

平成5年度和泉市水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 平成5年度和泉市水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成5年度和泉市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第1項第4号中「31,000千円」を「12,780千円」に「1,150,754千円」を「952,057千円」に改める。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 水道事業収益	2,455,071千円	94,151千円	2,549,222千円
第1項 営業収益	2,277,203千円	58,238千円	2,335,441千円
第2項 営業外収益	177,858千円	34,077千円	211,935千円
第3項 特別利益	10千円	1,836千円	1,846千円
	支	出	
第1款 水道事業費用	2,769,232千円	△45,609千円	2,723,623千円
第1項 営業費用	2,469,352千円	△48,915千円	2,420,437千円
第2項 営業外費用	297,880千円	2,806千円	300,686千円
第3項 特別損失	1,000千円	500千円	1,500千円

第4条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「298,522千円」を「319,958千円」に、過年度分損益勘定留保資金「278,226千円」を「303,022千円」に、当年度消費税資本的収支調整額「20,296千円」を「16,936千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 資本的収入	2,051,410千円	△146,858千円	1,904,552千円
第1項 企業債	976,000千円	△151,000千円	825,000千円
第4項 固定資産売却代金	10千円	4,142千円	4,152千円
	支	出	
第1款 資本的支出	2,349,932千円	△125,422千円	2,224,510千円

第1項 建設改良費 2,179,370千円 △ 125,422千円 2,053,948千円

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額、排水管更生事業「28,000千円」を「11,000千円」に  
拡張事業「948,000千円」を「814,000千円」にそれぞれ改める。

第6条 予算第7条中原水及び浄水費「1,146,419千円」を「1,105,219千円」に改める。

第7条 予算第8条中職員給与費「700,375千円」を「700,298千円」に改める。

第8条 予算第10条中たな卸資産の購入限度額「440,417千円」を「422,717千円」に改める。

平成5年12月14日 提出

和泉市長 池田 忠雄

- 議長(大谷昌幸君) 提案理由の説明を願います。
- 水道部長(仲田博文君) お許しを得まして自席から、ただいま御上程をいただきました議案第65号「平成5年度和泉市水道事業会計補正予算(第2号)」について、水道部仲田より提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。追加議案書82ページをお願いいたします。

今回、補正いたします主な理由といたしましては、一般会計同様、先ほど、御議決賜りました職員給与条例の一部改正に伴う人件費と、決算見込み額に基づき、収益的収支並びに資本的収支について、それぞれ所要の補正措置を行うものであります。

まず、第2条では、業務予定量について、第1項第4号中配水管更生事業3,100万円を1,278万円に、拡張事業11億5,075万4,000円を9億5,205万7,000円にそれぞれ減額するものであります。

次に、第3条の収益的収入及び支出では、第1款 水道事業収益既決予定額に9,415万1,000円を増額し、合計25億4,922万2,000円といたすものであります。

その主な内容は、第1項 営業収益においては、第3回定例会で御議決いただきました料金改定に基づき、給水収益等で5,823万8,000円を追加計上し、第2項 営業外収益では、加入金等で3,407万7,000円を増額。また、第3項 特別利益では、固定資産売却益として183万6,000円を計上いたすものであります。

一方、支出につきましては、第1款 水道事業費用既決予定額から4,560万9,000円を減額し、合計27億2,362万3,000円といたすものであります。

その主な内容は、第1項 営業費用では、人件費及び給水量の伸び悩みに起因する受水費の減等で4,891万5,000円を減額し、第2項 営業外費用では、工事の繰り延べに伴い消費税納付額が発生し、消費税280万6,000円を計上。第3項 特別損失では、過年度損益修正損を50万円

追加計上するものであります。

次に、第4条の資本的収入及び支出につきましては、第1款 資本的収入の既決予定額から1億4,685万8,000円を減額し、合計19億455万2,000円といたすものであります。

その主な内容は、第1項 企業債で配水管更生事業及び拡張事業の繰り延べ措置により1億5,100万円を減額し、第4項 固定資産売却代金では、国道170号線用地として土地売却代金414万2,000円を追加計上するものでございます。

一方、支出につきましては、第1款 資本的支出の既決予定額から1億2,542万2,000円を減額し、合計22億2,451万円といたすものであります。

第5条以下は、補正に伴う所要の関連事項及びたな卸資産購入限度額の変更であります。

以上が、今回、上程させていただきました水道事業会計補正予算の概要でございます。

これらの詳細につきましては、84ページ以下に記載いたしておりますので御参照賜り、御審議の上、原案どおり可決、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○ 議長（大谷昌幸君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第65号は原案どおり可決されました。

○

○ 議長（大谷昌幸君） 日程第25「平成5年度和泉市病院事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

議案第66号

#### 平成5年度和泉市病院事業会計補正予算（第2号）

第1条 平成5年度和泉市病院事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成5年度和泉市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
【 支 出 】			
第1款 病院事業費用	5,786,313千円	49,889千円	5,836,202千円
第1項 医業費用	5,604,654千円	49,889千円	5,654,543千円

第3条 予算第8条中、職員給与費「3,078,751千円」を「3,128,640千円」に改める。

平成5年12月14日 提出

和泉市長 池田 忠雄

平成5年度和泉市病院事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

(単位：千円)

【収入】

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考	
1. 病院事業収益	1. 医療収益		5,664,924	0	5,664,924		
			5,055,360	0	5,055,360		
		1. 入院収益	2,824,370	0	2,824,370		
			2. 外来収益	2,069,130	0	2,069,130	
			3. その他医療収益	161,860	0	161,860	
	2. 医療外収益			609,564	0	609,564	
			1. 受取利息配当金	5,000	0	5,000	
			2. 他会計補助金	582,398	0	582,398	
			3. 国庫(府)補助金	3,516	0	3,516	
			4. 患者外給食収益	15,330	0	15,330	
		5. その他医療外収益	3,320	0	3,320		



(単位：千円)

## 【支出】

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 病院事業費用	1. 医療費用		5,786,313	49,889	5,836,202	
			5,604,654	49,889	5,654,543	
		1. 給与	3,078,751	49,889	3,128,640	
		2. 材料	1,748,334	0	1,748,334	
		3. 経費	578,596	0	578,596	
		4. 減価償却費	184,523	0	184,523	
2. 医療外費用	2. 医療外費用	5. 資産減耗費	3,000	0	3,000	
		6. 研究研修費	11,450	0	11,450	
			179,659	0	179,659	
		1. 支払利息及び 企業債取扱諸費	163,527	0	163,527	
		2. 患者外給食材料費	14,332	0	14,332	
		3. 消費税	1,800	0	1,800	
3. 予備費	3. 予備費		2,000	0	2,000	
		1. 予備費	2,000	0	2,000	

- 議長（大谷昌幸君） 提案理由の説明を願います。
- 病院事務局長（橋本昭夫君） ただいま御上程いただきました議案第66号「平成5年度和泉市病院事業会計補正予算（第2号）」につきまして、市立病院橋本より提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。追加議案書104ページでございます。

今回の補正は、さきに御議決いただきました市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に基づき、病院事業費用のうち給与費の補正が必要と相なったものであります。

それでは、内容を御説明申し上げます。

第2条でございますが、本条は、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を補正するものでございまして、病院事業費用に4,988万9,000円を追加し、補正後の病院事業費用を58億3,620万2,000円といたすものでございます。

次に、第3条でございますが、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない職員給与費の額を31億2,864万円に改めるものでございます。

なお、これらの説明資料を次ページ以下に添付してございますので御参照賜り、何とぞよろしく御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（大谷昌幸君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第66号は原案どおり可決されました。

○

- 議長（大谷昌幸君） 日程第26「和泉中央駅周辺（シビックセンター）に図書館建設を求める請願」及び日程第27「聖神社・信太の森の国史跡指定についての請願」の2件を一括議題といたします。

請願を朗読させます。

（市議会事務局職員朗読）

平成5年第4回和泉市議会定例会 請願文書表

受理番号	受理年月日	件名	請願の要旨	請願者の住所及び氏名	紹介議員氏名	付託委員会
2	5. 12. 2	和泉中央駅周辺（シビックセンター）に図書館建設を求める請願	別紙のとおり	トリヴェール和泉に図書館をつくる会 代表 和泉市室堂町60-42 宇野 隆子	友田 博文 木村 静雄 穴瀬 克己 若浜 記久男 竹下 義章 天堀 博	産業文教委員会
3	5. 12. 6	聖神社・信太の森の国史跡指定についての請願	別紙のとおり	聖神社・信太の森の史跡指定実現を願う呼掛け人 代表 和泉市王子町866 山千代 重榮	柏 富久蔵 並 河 道雄 勝 部 津喜枝 須 藤 洋之進 松 尾 孝明 西 口 秀光 上 田 育子	産業文教委員会

平成5年12月2日

和泉市議会議長殿

和泉中央駅周辺（シビックセンター）に  
図書館建設を求める請願書

請願団体：トリヴェール和泉に図書館をつくる会

代表 和泉市室堂町60-42

宇野隆子 以下19,028名

紹介議員

友田博文

---

木村静雄

---

穴瀬克己

---

若浜記久男

---

竹下義章

---

天堀博

---

### 和泉中央駅周辺（シビックセンター）に図書館建設を求める請願書

和泉市は南北に長く、市の中南部に住む私たちは、図書館が遠くて気軽に利用できません。又、本を買いたくても高くてなかなか買えませんし、本屋にもコミック誌や雑誌が多く、読みたい本もそろっていません。高度な情報化社会にあって、今や市民の知識に対する要求はあらゆるジャンルに広がっています。しかし、市民一人あたりの蔵書数も、図書予算も、和泉市は泉州地域で最下位に近い状態なのです。誰でも、どんな資料でも提供できる図書館を私達の身近に建てて欲しいのです。とくに、学校週5日制になった子ども達が過ごす健全な施設として、また来るべき高齢化社会に備えた生涯学習の場としても、あらゆる年齢層の市民が利用できる全国平均規模（1,357㎡）以上の図書館がぜひ望まれます。

現在、和泉市は、市の中南部に新しい街、トリヴェール和泉を建設中で人口も約三万人増が見込まれています。その中心になる和泉中央駅周辺は、商業、行政、娯楽などの公益施設を配置するシビックセンターが計画されています。そこに図書館があれば、買い物ついでや、通学通勤の帰りに気軽に図書館に寄ることができ、より多くの人々が今まで以上に、本に親しむことが出来るようになるはずで。ぜひ、シビックセンター内に図書館を建設してください。そしてトリヴェール和泉が和泉市中南部の文化の拠点として、魅力的な街になるよう、行政側の一掃の努力を期待しています。

#### 請 願 事 項

- ① シビックセンターに気軽に利用でき、魅力ある図書館を早期に建設してください。
- ② 図書館建設にあたっては、施策の中に私達市民の意見を取り入れて下さい。

# 聖神社・信太の森の国史跡指定に ついての請願

平成5年12月6日

聖神社・信太の森の史跡指定実現を  
願う呼掛け人

代 表 和泉市王子町 866番地  
山千代 重榮  
他 128名

紹介議員

和泉市議会議長

大谷昌幸 殿

柏 富久蔵

並 河道雄

勝 部津喜枝

須 藤洋之進

松 尾孝明

西 口秀光

上 田育子

## 聖神社・信太の森の国史跡指定についての請願

聖神社の信太の森は平安の昔より日本を代表する美しい森として「枕の草子」などにも詠まれ、和歌の歌枕になるなど、由緒ある森として全国に著名である事は、ご承知の通りです。また、日本の代表的文学として著名な「信太のキツネの物語」は、この「信太の森」で生まれ育った文学であり、歌舞伎文楽をはじめ日本の芸能史上にも多大の影響を与えたことでも知られています。この誇るべき遺産は太古の昔より私たちの先祖が営々と築いて来た歴史の賜であり、私たちが後世に末長く守り育てるべき高い価値をもっています。

明治の初めまで信太山全域 300ヘクタールに広がっていた「信太の森」も、廃仏棄釈の嵐や地租改正により、その殆どが官有地、陸軍演習地となり、今その境内地は、聖神社本殿の周辺にのみ鎮守の森として縮小されるに至っていますが、国重文の聖神社本殿や末社の周辺には、環境庁の「日本の重要な植物群落」調査でも特に学術的価値の高い選定基準Hに該当するシリブカガシを優先種とする樹木が繁茂し、信太のキツネの物語ゆかりの鏡池やネズミ坂などがよく保存され、聖神社相撲行事を行うコロシム風の古い相撲場や6世紀頃の聖神社古墳群が残されているなど、信太の森の歴史的環境を今によく伝えています。

しかし、歴史的学術的にも高い価値を持つ「信太の森」も、建造物以外は、国や府の法的保護措置を受けておらず、先年、聖神社創建 1,300年祭の社務所建設事業など地域住民の数々の努力が実を結びつつある一方「昔の信太の森が蘇ってきた」と喜んでいた鎮守の森も、松食虫による被害や森の縮小などさまざまな原因によって、荒廃を免れない状況にあります。

かねがね私たちは、この歴史的文化的に価値の高い「信太の森」を公的機関の協力も得て、後世にも守り伝えていくことを念願し、理解ある方々の力添えも得て、関係機関に働き掛けてきた所ありますが、この度、大阪府行政当局より、「鏡池を含む聖神社鎮守の森を、和泉市および地元住民、特に宗教法人聖神社の同意が得られるならば、国史跡あるいは国天然記念物などの指定処置をとる努力をしたい」との回答を得るに到ったところであります。

私たちは、一日も早く「信太の森」に保護の手が差し伸べられて、美事な森に整備され、後世にその名を残す事業となりますよう、史跡指定実現のご協力を呼び掛け、請願するものであります。

### 記

1. 日本の代表的文学として著名な「信太のキツネの物語」の舞台である、鏡池を含む聖神社境内が国史跡として指定するよう、大阪府や国へ働きかけて下さい。
1. 「信太の森」として歴史的な由緒を持ち、シリブカガシの群生地（北限地）として学術的にも貴重な聖神社の鎮守の森が、国指定天然記念物として指定されるよう、大阪府や国へ働きか

けて下さい。

1. 松食虫による被害等によって、由緒ある「信太の森」がこれ以上荒廃し、縮小することのないよう保全対策を考え、しかるべき措置をとって下さい。
1. 歴史的文化的に価値の高い「信太の森」を整備し、後世に守り伝えられるよう、協力してください。
1. 和泉市においても、歴史的文化的遺産を保護するために、文化財保護条例を制定して下さい。

○ 議長（大谷昌幸君） 本2件については、お手元に配付いたしております請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託し、閉会中の審査といたします。

なお、委員の皆さんには、大変御苦勞でございますが、御審査のほどをよろしく願いたします。

○ 議長（大谷昌幸君） 日程第28「国民年金制度による障害基礎年金に関する意見書」を議題といたします。

意見書を朗読させます。

（市議会事務局職員朗読）

平成5年12月14日

和泉市議会議長

大谷昌幸 殿

提出者

和泉市議会議員	中塚新治
同	友田博文
同	若浜記久男
同	田代一男
同	木村静雄
同	竹下義章
同	穴瀬克己
同	西口秀光
同	天堀博



国民年金制度による障害基礎年金に関する意見書

標記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出する。

(別紙)

議員提出議案第14号

国民年金制度による障害基礎年金に関する意見書

国民年金制度は、国民皆年金として他の年金制度に加入していない20歳以上60歳未満の者（強制加入）、20歳以上の学生、他の公的年金制度加入者の配偶者（任意加入）を対象として昭和36年に発足した公的年金制度である。この年金制度の給付の一つとしての「障害基礎年金」は、無拠出・拠出年金として支給されている。

昭和36年の国民年金制度開始以前、又は20歳前に障害が発生した重度障害者については、無拠出年金として「障害基礎年金」が支給されている。

しかし、拠出年金については障害発生時点において国民年金に加入していること、保険料を納付していること等、一定の要件を具備していなければならない。

このため、公的年金制度加入者の配偶者で任意加入であった者、学生で任意加入であった者が事故、又は病気等により重度障害者となったが、国民年金に未加入であったため障害基礎年金が請求できない。

また、障害福祉年金（旧名称）を請求した時、2級程度であったため、障害の程度（1級）に該当しなかったが、その後、昭和49年3月1日から2級障害福祉年金が創設されたにもかかわらず未請求の者がいる。

障害年金（障害福祉年金含む）を請求した当時、障害の程度に該当しなかったが、その後、別の障害が発生し併合すれば2級又は1級に該当すると思われるのに請求していない重度障害者もいる。

よって政府におかれては、下記の事項について早急に措置するよう強く要望する。

記

- 1 国民年金に任意加入の機関で未加入であった者（20歳以上の学生並びに公的年金制度加入者の配偶者）が、その期間中に障害が発生した場合、20歳前の障害発生と同様の取り扱いとすること。
- 2 障害基礎年金額を増額すること。
- 3 障害福祉年金から障害基礎年金に移行した場合の所得制限を撤廃すること。
- 4 被保険者及び医療機関等に対し、障害基礎年金を周知されるようPR活動を強化すること。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成5年12月16日

大阪府和泉市議会

- 議長（大谷昌幸君） 提案の趣旨説明を願います。
- 8番（中塚新治君） ただいま事務局朗読のとおりであります。本意見書につきましては、過日の議会運営委員会で議員提案と決定されました。よって、議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。
- 議長（大谷昌幸君） 本件について質疑、御意見ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）  
別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。  
お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出するに御異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）  
御異議ないものと認めます。よって、議員提出議案第14号は、原案どおり意見書を提出することに決しました。

- 
- 議長（大谷昌幸君） 日程第29「学校週5日制に対応する学習指導要領の早期改訂を求める意見書」を議題といたします。

意見書を朗読させます。

（市議会事務局職員朗読）

平成5年12月14日

和泉市議会議長

大谷昌幸 殿

提出者

和泉市議会議員	若 浜 記久男
同	友 田 博 文
同	田 代 一 男
同	中 塚 新 治
同	木 村 静 雄
同	竹 下 義 章

同 穴瀬 克己

同 西口 秀光

同 天堀 博

学校週5日制に対応する学習指導要領の早期改訂を  
求める意見書

標記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出する。

(別紙)

議員提出議案第15号

学校週5日制に対応する学習指導要領の早期改訂を  
求める意見書

昨年9月より月1回の学校週5日制が実施され1年が経過し、学校現場をはじめ関係組織や諸機関において学校週5日制をめぐる課題や問題点を把握し今後の対応についての検討が進められている。

しかし、新学習指導要領が、21世紀をめざし社会の変化に対応できる心豊かな人間の育成を図ることを基本的なねらいとしているものの、内容が過密であるといった点や、新学習指導要領そのものも週6日制を前提としており5日制の実施を想定していないという問題点が含まれている。また、文部省指定の「学校週5日制調査研究協力校」の実践からも、現行の教育課程では学校生活が窮屈になり子どもに学習負担が増すという5日制の趣旨に反する実態が明らかになっている。

よって政府におかれては、学習指導要領を学校週5日制に対応する内容に改訂されることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成5年12月16日

大阪府和泉市議会

- 議長（大谷昌幸君） 提案の趣旨説明を願います。
- 3番（若浜記久男君） ただいま事務局朗読のとおりでございます。議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。
- 議長（大谷昌幸君） 本件について質疑、御意見ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）  
別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議員提出議案第15号は、原案どおり意見書を提出することに決しました。

○

○ 議長(大谷昌幸君) 日程第30「介護休業法制の早期制定を求める意見書」を議題といたします。

意見書を朗読させます。

(市議会事務局職員朗読)

平成5年12月14日

和泉市議会議長

大谷昌幸 殿

提出者

和泉市議会議員	若 浜 記久男
同	友 田 博文
同	田 代 一 男
同	中 塚 新 治
同	木 村 静 雄
同	竹 下 義 章
同	穴 瀬 克 己
同	西 口 秀 光
同	天 堀 博

介護休業法制の早期制定を求める意見書

標記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出する。

(別 紙)

議員提出議案第16号

介護休業法制の早期制定を求める意見書

日本は今、深刻な「超高齢化社会」を迎えつつある。国の「ゴールドプラン」に基づき、各地方自治体の高齢化社会対策はすすみつつあるが、労働者が家族の介護に当たる際の休業制度・短時間勤務制度などの各企業における導入が遅れており、自治体における対策と併せて介護休業も

必要不可欠なものとなっている。

これまで、介護休業制度が無いばかりに退職に追込まれた人も多く存在している現在、早急な介護休業法制定が求められている。

しかし、現在審議中の「労働省婦人少年問題審議会」では、法制化の検討に先立ち専門的、技術的な問題を専門家により検討してもらい、その結論を得て、婦人部会として具体的な審議を行うという状況になっている。

労働者が安心して働ける条件の一つとして、(1)家族の介護を行う労働者が、一定期間休業し介護をおこなうための休業制度と勤務時間の短縮を設けることによって、雇用の継続を図ることを目的とする。(2)1年間を最長として必要な期間とする。(3)休業中の生活保障を何らかのかたちで検討する。(4)休業後の職場復帰は原則現職復帰とする。(5)解雇その他不利益取扱いを禁止し、罰則を設ける。などを盛り込んだ介護休業法の早期制定を求める。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成5年12月16日

大阪府和泉市議会

- 議長（大谷昌幸君） 提案の趣旨説明を願います。
- 3番（若浜記久男君） ただいま事務局朗読のとおりでございます。議員各位の御賛同をよろしく願います。
- 議長（大谷昌幸君） 本件について質疑、御意見ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）  
別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。  
お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出するに御異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）  
御異議ないものと認めます。よって、議員提出議案第16号は、原案どおり意見書を提出することに決しました。

- 
- 議長（大谷昌幸君） 日程第31「朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）の長距離ミサイルの開発に関する意見書」を議題といたします。  
意見書を朗読させます。  
（市議会事務局職員朗読）

平成5年12月14日

和泉市議会議員

大谷昌幸 殿

提出者

和泉市議会議員 穴瀬 克己

同 友田 博文

同 若浜 記久男

同 田代 一男

同 中塚 新治

同 木村 静雄

同 竹下 義章

同 西口 秀光

朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）の長距離ミサイルの

開発に関する意見書

標記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出する。

(別紙)

議員提出議案第17号

朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）の長距離ミサイルの

開発に関する意見書

現在、朝鮮半島は、軍事的に世界で最も緊張の高い地域であり、北朝鮮の核開発とミサイル開発が結びつければ、我が国周辺を取り巻く国々が極めて危険な状態にさらされる。

このような中で今般、北朝鮮が新型長距離ミサイル「労働1号」（射程距離 1,000キロメートル）を開発し、すでに日本海にむけて発射実験を行い、成功したことは、政府もその事実関係を確認している。

現段階において、我が国の防衛体制は、これに対処する十分な能力を持ち合わせておらず、このような状態が、恒常的になるならば、国民の生命、財産が危機にさらされ、国民は不安と恐怖感を抱き、国防に対する不振の念を惹起しかねないものとなっている。

よって、政府におかれては、国民に対し、我が国の置かれている立場を明らかにするとともに、専守防衛の観点から、米国が提唱している「戦域ミサイル防衛（TMD）計画」への参加を早急に検討するとともに、不断の外交努力を通じ、アジア・太平洋地域の平和と安定のため、北朝鮮に対して核の廃棄とミサイルの破棄を申し入れるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成5年12月16日

大阪府和泉市議会

- 議長（大谷昌幸君） 提案の趣旨説明を願います。
- 19番（穴瀬克己君） ただいま事務局朗読のとおりでございます。議員各位の御賛同をよろしく願います。
- 議長（大谷昌幸君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 25番（天堀 博君） 日本共産党を代表して、本意見書についての反対の立場の表明をいたします。

私たち日本共産党は、今回、意見書に出てまいっております北朝鮮の長距離ミサイルの開発は、当然、反対であります。アジア太平洋地域の真の平和と安定のため、関係するすべての国に対し核兵器と長距離ミサイルの開発、配備を一切中止して抜本的な軍縮を行うように求める、これがわが党の立場であります。

しかし今、アメリカは、世界のあらゆる地域に干渉する「世界の憲兵」という戦略をとりまして、アジアでは、水上艦艇や潜水艦に攻撃用の長距離巡航ミサイルを配備するなど、様々な形でいつでも北朝鮮を攻撃できる体制をもっているわけでありまして。

この米軍の軍事力がアジア諸国の脅威になっている問題には、当意見書は触れておりません。北朝鮮の長距離ミサイルの開発だけ一方的に取り上げ、その廃棄を求めているわけですが、そのことは当然であるにしろ、こういう一方的な取り上げ方には賛同できないわけでありまして。

さらに、そのことを理由に専守防衛の観点から、ということで戦域ミサイル防衛計画への参加を求めるなど、危険な内容にもなっているわけでありまして、当意見書につきまして、日本共産党は、反対を表明いたします。

- 議長（大谷昌幸君） 御異議がありますので、挙手により採決いたします。  
お諮りいたします。本件を原案通り意見書を提出するに賛成の方の挙手を願います。  
(挙手多数)  
挙手多数であります。よって、議員提出議案第17号は、原案どおり意見書を提出することに決しました。

- 
- 議長（大谷昌幸君） 日程第32「国土利用計画法に基づく監視区域制度に関する意見書」を

議題といたします。

意見書を朗読させます。

(市議会事務局職員朗読)

平成5年12月14日

和泉市議会議長

大谷昌幸 殿

提 出 者

和泉市議会議員 穴瀬克己

同 友田博文

同 若浜記久男

同 田代一男

同 中塚新治

同 木村静雄

同 竹下義章

同 西口秀光

国土利用計画法に基づく監視区域制度に関する意見書

標記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出する。

(別紙)

議員提出議案第18号

国土利用計画法に基づく監視区域制度に関する意見書

政府は、これまで、国土利用計画法に基づく監視区域制度の解除、緩和に対して慎重な姿勢を取ってきたが、この制度は地価高騰の抑制を目的としたものであり、本市においても、3年連続で地価の下落が続いている今日においては、本来の意味を失っている。

また、バブル経済が崩壊し、長期の景気低迷が進行している現在、この制度が土地の供給を阻害しているという指摘もなされている。

こうした状況に鑑み、国土庁は、監視区域制度を的確に運用するための通達を、各都道府県知事並びに政令指定都市長に発出したところである。

よって、政府は、地価に悪影響を与えないよう配慮しつつ、土地の供給を促進するという観点から、各自治体が地域の実情に応じて、同制度を弾力的に運用できるように、適切な指導を行われるよう強く要望する。



以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成5年12月16日

大阪府和泉市議会

- 議長（大谷昌幸君） 提案の趣旨説明を願います。
- 19番（穴瀬克己君） ただいま事務局朗読のとおりでございます。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。
- 議長（大谷昌幸君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 25番（天堀 博君） 本意見書提出につきまして、日本共産党議員団を代表して、反対の立場を表明いたします。

不況が長引いております中、市民生活は大変深刻な事態になっているわけであります。今回の意見書の中身を見ますと、監視区域の規制緩和ということは、地価高騰を再燃させる恐れがあります。

バブル経済が崩壊後地価は下落傾向にあり、現和泉市でも、そのような傾向が見られております。とは言え、なお、高値安定という状況であります。こういうことから、これを緩和することは地価高騰を再燃させ、市民生活を一層窮地に追い込むとともに、土地住宅問題の解決をさらにおくらせることになる危険性があります。

今日の土地対策をめぐる状況は、政府の不動産融資の総量規制の緩和あるいは不況を口実に公定歩合の史上最低への引き下げ、国有地の未利用地の民間払い下げの再開、さらに、民間活力を最大限に活用した大規模開発は目白押しであります。1980年代後半のバブル経済を再現させる恐れのある環境にあるわけです。

また、1980年代前半から各地で多発し、社会問題になったいわゆる地上げの問題や、相続税の問題などが今なお各地で発生しておりまして、市民に生活不安や居住不安を与えているのが実態であります。

よって、監視区域の緩和によってこのような問題に拍車を掛けかねないということでありますので、本意見書については、反対をするものであります。

- 議長（大谷昌幸君） 反対意見がありますので、挙手により採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出するに賛成の方の挙手を願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。よって、議員提出議案第18号は、原案どおり意見書を提出することに決しました。

○ 議長（大谷昌幸君） 日程第33『「製造物責任法」の早期制定を求める意見書』を議題といたします。

意見書を朗読させます。

（市議会事務局職員朗読）

平成5年12月14日

和泉市議会議長

大谷昌幸 殿

提出者

和泉市議会議員	穴瀬克己
同	友田博文
同	若浜記久男
同	田代一男
同	中塚新治
同	木村静雄
同	竹下義章
同	西口秀光

「製造物責任法」の早期制定を求める意見書

標記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出する。

（別紙）

議員提出議案第19号

「製造物責任法」の早期制定を求める意見書

近年、消費者に提供される各種製品が、ますます高度化、複雑化する一方で、欠陥商品によって消費者が被害をこうむることも多く、極めて大きな社会問題となっている。

しかしながら、現行法の下で、消費者が、欠陥製品による損害賠償責任を追及しようとする場合には、製造者の故意又は過失や製品の欠陥と被害との因果関係を立証しなければならず、現実には、この立証が困難であり、専門的情報や知識に乏しい消費者に大きな負担がかかっている。

よって政府は、製品の安全性の確保及び欠陥製品による消費者被害の救済を図るため、製造者の無過失責任並びに消費者の立証責任の軽減を明確にした製造物責任法を早期に制定されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成5年12月16日

大阪府和泉市議会

- 議長（大谷昌幸君） 提案の趣旨説明を願います。
- 19番（穴瀬克己君） ただいま事務局朗読のとおりでございます。議員各位の御賛同をよろしく願います。
- 議長（大谷昌幸君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 19番（天堀 博君） 今回は、意見であります。

まず、表題であります、「製造物責任法の早期制定」となっておりますので、今、政府が進めようとしているものと非常に誤解を招く恐れもあるという感じがあります。

今回の審議会の意見の中では、ここにも少し述べられておりますが、製品を適正に使用したにもかかわらず事故が発生したことを証明すれば、欠陥が立証できなくとも欠陥があったこととみなすという、いわゆる推定規定の採用を見送っているわけです。このことについて、現行法はそのままいくということで、本意見書は、製造者の無過失責任並びに消費者の立証責任の軽減を明確にした製造物責任法を、とされておりますので、その点ではいいわけですが、多少、表現がどうかと思いますが、これはさして問題はないと思います。

少し付け加えれば、開発危険の抗弁というのがあります。出荷時の知識や技術水準では欠陥が予測できなかったことを証明した場合にはメーカー責任を免責するということですが、これについては、一向、今回の審議会の意見にも触れられておりませんし、さらに、本意見書にも出てません。そういうことについても、本来、明らかにすべきだと思いますが、基本的には、意見書に述べられておりますように、消費者の立証責任の軽減とかの立場はそのとおりだと思いますので、これについては、賛成の立場であります。

- 議長（大谷昌幸君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議員提出議案第19号は、原案どおり意見書を提出することに決しました。

- 
- 議長（大谷昌幸君） 日程第34「実効的な緊急景気対策を求める意見書」を議題といたします。

意見書を朗読させます。

(市議会事務局職員朗読)

平成5年12月14日

和泉市議会議長

大谷 昌 幸 殿

提 出 者

和泉市議会議員 穴 瀬 克 己

同 友 田 博 文

同 若 浜 記 久 男

同 田 代 一 男

同 中 塚 新 治

同 木 村 静 雄

同 竹 下 義 章

同 西 口 秀 光

実効的な緊急景気対策を求める意見書

標記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出する。

(別 紙)

議員提出議案第20号

実効的な緊急景気対策を求める意見書

わが国の経済は、未だ先行き不透明であり、個人消費や設備投資が低迷し不況は長期化の様相を呈している。

一方、国民総生産は前年比マイナスを記録しており、勤労者の可処分所得も今や低迷状態にある。

よって、政府におかれては、景気の回復を図るため、大型の所得税減税を先行実施し、また、公共投資や中小企業対策、新社会資本整備のさらなる拡充及び一掃の金融緩和をすすめるなど、即効的で実効性のある措置を速やかに講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成5年12月16日

大阪府和泉市議会

- 議長（大谷昌幸君） 提案の趣旨説明を願います。
- 19番（穴瀬克己君） ただいま事務局朗読のとおりでございます。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。
- 議長（大谷昌幸君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 25番（天堀 博君） 本意見書について、日本共産党議員団を代表して反対の意見を申し上げます。

本意見書につきましては、中身で「新社会資本整備のさらなる拡充」「一層の金融緩和」と出ているわけですが、どうもその点から、現在の経済情勢をにらんでのことだと思いますが、財界や大企業の要望に沿ったような感じもするわけです。

さらに、「大型の所得税減税の先行実施」と出ておりますが、実は、その中身が問題であります。現在、政府が考えております所得税減税は、いわゆる 700万円以下の庶民にとっては一向に恩恵が与えられない状況であります。やはり大金持ちの所得減税ではなく、低所得者層や一般国民に対する真の所得税の大幅減税、さらには、消費税を廃止する、もしくは、少なくとも食料品の非課税をしていくような景気対策が必要ではないかと思っておりますので、本意見書には、反対を表明いたします。

- 議長（大谷昌幸君） 反対意見がありますので、挙手により採決いたします。  
お諮りいたします。本件を原案通り意見書を提出するに賛成の方の挙手を願います。  
(挙手多数)  
挙手多数であります。よって、議員提出議案第20号は、原案どおり意見書を提出することに決しました。

- 
- 議長（大谷昌幸君） 日程第35「病院給食・室料・薬剤・治療材料費の有料化に反対する意見書」を議題といたします。  
意見書を朗読させます。  
(市議会事務局職員朗読)

平成5年12月14日

和泉市議会議長

大谷昌幸 殿

提出者

和泉市議会議員 天堀 博

同 友田博文  
同 若浜記久男  
同 松尾孝明  
同 中塚新治  
同 木村静雄  
同 竹下義章  
同 穴瀬克己  
同 西口秀光

病院給食・室料・薬剤・治療材料費の有料化に反対する意見書

標記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出する。

(別紙)

議員提出議案第21号

病院給食・室料・薬剤・治療材料費の有料化に反対する意見書

人口の高齢化の進行する中で、国民の医療要求の多様化は、高度化するとともに、いつでもどこでも誰もが安心してかかれる医療保険制度、医療供給体制が切実に求められている。

現在、入院患者の給食や室料は「保険給付」となっている。これは入院給食は、治療行為の一環であり、室料の保険給付は入院患者が安心して療養に専念できるようにするために当然の措置である。

薬物治療や手術などの治療方法が期待どおりの効果をあげるためには、患者がお金の心配なしに入院生活が遅れることが必須条件となる。

病院給食の一部を保険給付からはずし、患者負担を導入することは、この治療食としての理念を突き崩すことにつながる。

また、現在でも差額ベットなどの保険外負担が患者・家族の重い負担となっている中で、患者・国民にさらに大きな負担を強いることになる。入院時の「食事代」を心配して入院治療が遅れたり、「食事代」の心配が療養患者に与える影響も心配される。

また、給食・室料を保険給付からはずせば、それだけでも一カ月9万円以上の負担増が予想され、長期入院患者や高齢者にとって大変な負担大となる。

よって、このような計画を即刻中止するよう要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成5年12月16日

大阪府和泉市議会

- 議長（大谷昌幸君） 提案の趣旨説明を願います。
- 25番（天堀 博君） ただいま事務局朗読のとおりでございます。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。
- 議長（大谷昌幸君） 本件について質疑、御意見ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）  
別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。  
お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出するに御異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）  
御異議ないものと認めます。よって、議員提出議案第21号は、原案どおり意見書を提出することに決しました。

- 
- 議長（大谷昌幸君） 日程第36「ゼネコン疑惑の徹底解明と小沢新生党代表幹事の国会への証人喚問を求める決議」を議題といたします。  
決議文を朗読させます。  
（市議会事務局職員朗読）

平成 5 年 12 月 14 日

和泉市議会議長

大 谷 昌 幸 殿

提 出 者

和泉市議会議員	天 堀 博
同	若 浜 記久男
同	松 尾 孝 明
同	中 塚 新 治
同	竹 下 義 章

ゼネコン疑惑の徹底解明と小沢新生党代表幹事の国会への  
証人喚問を求める決議

標記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出する。

(別紙)

議員提出議案第22号

ゼネコン疑惑の徹底解明と小沢新生党代表幹事の国会への

証人喚問を求める決議

金権腐敗政治の根絶は国民多数の切望である。

今、底知れない深さと広がりを示しているゼネコン汚職は、地方政界だけの問題でなく中央政界自身にも重大な疑惑がかけられている。

東京湾横断道路や長良川河口堰問題に代表されるように、国が責任をおってすすめている公共事業が、金丸被告の関与によってゆがめられてきた疑惑が次々と明らかになってきている。

清水建設や鹿島、大成建設、飛鳥建設など大手ゼネコンから、国会議員に膨大なヤミ献金が渡っているという事実も繰り返し指摘されている。

とりわけ、細川内閣の中枢にいる小沢新生党代表幹事へのヤミ献金疑惑問題の究明は、ゼネコン疑惑解明の重要な焦点になっている。

よって、本市議会は金権腐敗政治を根絶していく上からも、国会において問題となっているすべてのゼネコン疑惑の徹底した究明と合わせ、小沢新生党代表幹事の承認喚問をおこなうよう求めるものである。

以上、決議する。

平成5年12月16日

大阪府和泉市議会

- 議長（大谷昌幸君） 提案の趣旨説明を願います。
- 25番（天堀 博君） ただいま事務局の朗読どおりでありますので、議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。
- 議長（大谷昌幸君） 本件について質疑、御意見ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）  
別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。  
お諮りいたします。本件を原案どおり決議するに御異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）  
御異議ないものと認めます。よって、議員提出議案第22号は、原案どおり決議することに決しました。



○ 議長（大谷昌幸君） ここで、赤阪議員から昨日の一般質問における発言について、一部、不穏当な部分がありましたので、会議規則第56条の規定によりこれを取り消したいとの申し出がありました。

なお、その内容につきましては、今朝ほど、各会派に御通知申し上げておりますので、御了承賜りたいと存じます。

これを許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、赤阪議員からの発言取り消しの申し出を許可することに決しました。

なお、この件についての会議録の調整については、議長に御一任を願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、そのように決定いたします。

○

○ 議長（大谷昌幸君） 以上をもちまして、本定例会に付議されました諸議案はすべて議了いたしました。

それでは、閉会に当たり市長のごあいさつを願います。

（市長登壇、閉会あいさつ）

○ 市長（池田忠雄君） 一言、御礼のごあいさつを申し上げます。

去る14日、第4回定例会をお願い申し上げ、多数の重要議案を御提案をいたしましたところ、議員皆様方には、年末何かとお忙しい折にもかかわらず慎重御審議を相賜り、御御決、御承認をいただきましたことを衷心より厚く御礼を申し上げます。

本議会を通じまして種々御指摘をいただきました諸事項、御意見、御要望に対しましてはこれを尊重いたしながら、市政運営に遺憾なきを期してまいる所存であります。議員皆様方におかれましても、市政運営につきまして、今後、なお一層の御支援と御協力をお寄せをいただきますようお願いを申し上げる次第であります。

いよいよ本年も余すところ半月と相なりました。寒さもこれから一段と加わってまいることと存じます。議員皆様方にはくれぐれも御自愛をいただきまして、平成6年の良き年をお迎えをいただきますようひたすらお祈りを申し上げまして、はなはだ簡単ではございますが、閉会に当たりましての御礼のごあいさつに代えさせていただきますと存じます。本当にありがとうございました。

○  
(議長登壇、閉会あいさつ)

○ 議長(大谷昌幸君) 閉会に当たりまして、一言、御礼を申し上げます。

本年最後の定例会も本日をもって閉会の運びとなりましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

本定例会を通じ議事運営に格別の御協力をいただき、当初の日程どおり終了でき得ましたことは、改めて議員各位の御支援のたまものと衷心より重ねて厚く御礼を申し上げます。

今議会で指摘されたことを私なりにまとめますと、①道路事情を主としての市民生活基盤整備の不備とおくれ②ビッグプロジェクトを企画しながら、その推進と公団等の事業の進捗に合わせての対応の鈍さ③当市の市域は広いとはいいながら、バランスの取れた整備の不合理性④市民に納得される開発指導⑤何年たっても好転の見られない財政状況に対する対策、などが挙げられると思います。

経済状況の早期回復が望められない現状ですが、15万市民の要望に沿うべく来年度予算には理事者の意欲が十分に盛られ、これらに対処される姿勢が表明されることを熱望し、期待するものであります。

最後に、本年もあとわずかになりました。寒さも一段と厳しくなる折から健康に御留意せられ、議員各位及び職員の皆様には、良いお年をお迎えくださるようお祈り申し上げます。

これをもって、平成5年第4回定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

(午後3時03分閉会)

○  
会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

和泉市議会議長 大谷昌幸

同 署名議員 森悦造

同 署名議員 赤阪和見